

東成瀬村地域防災計画

令和5年3月
東成瀬村防災会議

目次

第1編 総則	1
第1節 計画の目的.....	3
第2節 計画の性格及び構成.....	7
第3節 東成瀬村防災会議.....	9
第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	10
第5節 活動体制計画.....	17
第6節 東成瀬村の概況.....	33
第7節 防災対策の推進計画（防災ビジョン）.....	37
第2編 一般災害対策編	41
第1章 災害予防計画.....	43
第1節 防災知識の普及計画.....	43
第2節 自主防災組織等の育成計画.....	51
第3節 防災訓練計画.....	55
第4節 災害情報の収集・伝達計画.....	59
第5節 避難計画.....	62
第6節 防災拠点整備計画.....	70
第7節 備蓄計画.....	71
第8節 通信・放送施設の災害予防計画.....	74
第9節 水害予防計画.....	77
第10節 火災予防計画.....	83
第11節 危険物施設等災害予防計画.....	87
第12節 建築物災害予防計画.....	91
第13節 土砂災害予防計画.....	93
第14節 公共施設災害予防計画.....	104
第15節 風害予防計画.....	109
第16節 雪害予防計画.....	111
第17節 農林漁業災害予防計画.....	120
第18節 危険物等大量流出災害予防計画.....	125
第19節 文化財災害予防計画.....	127
第20節 特殊災害予防計画.....	129
第21節 廃棄物処理計画.....	132
第22節 医療救護計画.....	133
第23節 要配慮者支援計画.....	138
第24節 災害ボランティア活動支援計画.....	143
第25節 広域応援体制の整備等.....	146
第26節 企業防災促進計画.....	149
第27節 竜巻・突風対策計画.....	152
第28節 大規模停電対策計画.....	154
第2章 災害応急対策計画.....	156
第1節 自衛隊への災害派遣要請計画.....	156
第2節 広域応援計画.....	162
第3節 予報、警報等の発表・伝達計画.....	168
第4節 災害情報の収集、伝達計画.....	183
第5節 孤立地区対策計画.....	191
第6節 通信運用計画.....	194
第7節 広報計画.....	200

第8節	避難対策計画.....	204
第9節	消防・救助活動計画.....	227
第10節	県消防防災ヘリコプター活用計画.....	230
第11節	水防活動計画.....	235
第12節	災害警備計画.....	241
第13節	緊急輸送計画.....	243
第14節	救援物資の調達、輸送、供給計画.....	250
第15節	給食、給水計画.....	255
第16節	優先給油計画.....	259
第17節	医療救護計画.....	260
第18節	災害ボランティア活動支援計画.....	267
第19節	公共施設等の応急対策計画.....	272
第20節	危険物施設等応急対策計画.....	277
第21節	危険物等運搬車両事故対策計画.....	281
第22節	防疫、保健衛生計画.....	284
第23節	動物管理計画.....	287
第24節	廃棄物処理計画.....	288
第25節	遺体の捜索、処理、埋火葬計画.....	291
第26節	文教対策計画.....	294
第27節	住宅応急対策計画.....	298
第28節	要配慮者等対策計画.....	302
第29節	雪害応急対策計画.....	305
第30節	危険物等の大量流出に関する防除対策計画.....	308
第31節	航空機事故応急対策計画.....	310
第32節	原子力災害応急復旧計画.....	313
第33節	災害救助法の適用計画.....	316

第3編 地震災害対策編..... 320

第1章 地震被害想定等..... 322

第1節	地震に関する知識.....	322
第2節	村周辺の活断層と既往の地震.....	330
第3節	積雪期における地震.....	337
第4節	地震・震度観測体制.....	339
第5節	地震等に関する調査研究.....	340
第6節	地震被害想定調査.....	341

第2章 災害予防計画..... 348

第1節	計画的な地震防災対策の推進.....	348
第2節	災害情報の収集、伝達計画.....	350
第3節	火災予防計画.....	353
第4節	建築物災害予防計画.....	355
第5節	公共施設災害予防計画.....	358
第6節	農業災害予防計画.....	362
第7節	緊急輸送道路ネットワーク計画に関する計画.....	363
第8節	積雪期の地震災害予防計画.....	366
第9節	行政機能の維持・確保計画.....	370

第3章 災害応急対策計画..... 371

第1節	地震情報の伝達計画.....	371
第2節	ライフライン施設応急対策計画.....	375

第4編 火山災害対策編..... 384

第1章	火山防災と活火山	386
第1節	火山防災の基本理念.....	386
第2節	村周辺の活火山.....	387
第2章	災害予防計画	392
第1節	計画の方針.....	392
第2節	火山防災協議会活動計画.....	393
第3節	防災訓練計画.....	395
第4節	防災情報の収集・伝達計画.....	397
第5節	入山規制計画.....	402
第6節	農林漁業災害予防計画.....	403
第7節	火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等.....	405
第3章	災害応急対策計画等	406
第1節	噴火警報等の伝達計画.....	406
第2節	避難計画.....	409
第3節	継続災害への対応.....	411
第4節	災害復旧計画.....	414
第5編	災害復旧編	415
第1節	公共施設災害復旧事業計画.....	417
第2節	農林漁業経営安定計画.....	422
第3節	被災中小企業の振興等経済復興支援計画.....	425
第4節	被災者の生活支援計画.....	426
第5節	救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画.....	441
第6節	財政負担に関する計画.....	443
第7節	激甚災害の指定に関する計画.....	446

第1編 総則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、がけ崩れ、土石流、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。今後さらに高齢化の進展により災害へのぜい弱性の高まりがみられ、各種災害に対する防災対策が必要である。

被害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、村、公共機関、住民、それぞれが防災に向けた積極的、かつ、計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東成瀬村防災会議が作成する計画であって、村の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者などの防災関係機関及び住民が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に発揮して、住民の生命・身体及び財産を災害から保護することと、災害時の社会経済活動への影響を最小限に止めることを目的とする。

本村における近史の災害としては、昭和19年の栗駒山の噴火によって泥土の噴出と火口湖を形成した噴火があったほか、昭和32年には地滑りによって土砂が道路を塞ぎ川を塞いで天然のダムを形成したため、決壊する前に自衛隊の出動によって除去作業が行われ大事を免れた、という大規模地滑り災害があった。

また、昭和45年には、本村を震源域とする秋田県南東部地震による大きな災害を経験していることから、住民の中では平成7年1月17日の阪神・淡路大震災にも敏感な反応を示し、さらに、平成20年6月14日の岩手宮城内陸地震及び平成23年3月11日の東日本大震災などにも関心を高めている。

村には活断層が走っていると言われ昭和45年の局部地震のような地震災害が発生する危険性は大きい割合ではらんでおり、栗駒山の噴火とともに地震災害に対する備えも十分なものが必要となっている。

東成瀬村ではこのような背景の下に、大地震に関連する災害から住民の生命と安全を確保するために、地域の構造を「災害に強いむらづくり」に努めるものとする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限に止めるものとする。

第2 計画の対象となる災害

この計画は、次の災害対策について定める。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、地震、火山噴火、その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量放出、航空災害、陸上交通災害（自動車事故等）、産業災害その他の大規模な人為的な事故

第3 計画の基本方針

この計画は、防災に関し、村及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものとする。

計画の樹立及びその推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

1 防災事業の推進、防災活動体制の強化

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、国土強靱化の観点も踏まえながら、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

また、同時多発災害の状況を的確に把握し、迅速な応急対策を実施するための初動体制の確立が不可欠であることから、職員の動員基準、災害対策本部等の設置基準等を明確にし、防災活動体制の整備、強化に努める。

さらに、大規模地震後の水害などの複合災害も念頭に置いた事前防災の取組を推進する。

立地適正化計画策定時においては、誘導区域にハザードエリアが残存する場合、防災・減災対策等に係る防災指針を位置付ける等を検討し、災害に強いまちづくりの形成を図る。併せて、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や「グリーンインフラ」の取組の推進に取り組む。

2 防災関係機関相互及び民間事業者の協力体制の推進

防災機関は、防災活動を的確、かつ、円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

また、速やかな応急・復旧対策のため、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者や建設業団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

3 住民の防災活動の推進

「自らの身の安全は自らが守る」というのが防災の基本であり、住民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加する等、防災へ寄与するものとする。

また、村は、地域における初期消火、救出援助等を迅速に行う自主防災組織の育成指導の強化に

努める。

4 防災業務施設、設備、資機材等の整備等

村及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材の整備等を図る。

また、強い振動による広域的な災害が予想されることから、災害対策拠点となる公共建築物等の耐震診断と補強・改良の推進、緊急輸送拠点となる道路の耐震点検及び対策工事の推進等耐震化の推進に努める。

5 防災知識の普及啓発

人心の混乱が予想されることから、村域の災害環境及び関連情報等に関する知識をもとに適切な行動がとれるようにするため、地震被害想定調査の概要を掲載するとともに、住民参加による防災訓練等の実施により、防災知識の啓発普及に努める。

また、関係機関が連携した実践的な訓練や、過去の災害対応の教訓の共有を図るなどした計画的かつ継続的な研修を実施する。

6 災害情報の収集・伝達体制の整備

災害による情報網の損壊等が予想されることから、災害発生時の応急対策の基礎となる災害情報を迅速、かつ、的確に収集・伝達するため、職員の動員体制の整備、情報伝達ルート多重化、インターネット等手段の整備等に努める。また、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

7 地盤災害防止施策の推進

災害による地すべり、がけ崩れ、山崩れ等地盤災害が予想されることから、地盤災害の危険箇所の点検を行い、計画的な防止工事の実施により地盤災害防止施策の推進に努める。

8 消防体制の整備

広範囲にわたる同時多発火災の発生と消火栓等の損壊等が予想されることから、迅速な消火活動の実施を確保するため、耐震性貯水槽の設置等消防設備の整備に努める。

9 避難体制の整備

多数の避難者が予想されることから、避難場所、避難路及び避難生活の安全確保を図るため、要配慮者への配慮やボランティア活動の環境整備を図り、避難体制の確立に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症を踏まえた防災対策を推進する。

10 要配慮者や男女双方の視点への配慮

避難所等においては、要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等を避難所開設当初から設置するように努める。また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。また、防災会議委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程及び現場における男女共同参画を推進する。

11 災害医療救護体制の整備

多数の死傷者が予想されることから、迅速な災害救急医療を行うため、災害医療情報ネットワークシステムを確立し、救護班の派遣、トリアージの実施、重傷患者の医療機関への緊急輸送等災害医療救護体制の整備に努める。

12 広域応援態勢の整備

広範囲、かつ、甚大な災害により被災地の対応能力を越える事態が予想されることから、市町村間、消防機関相互間及び公共機関相互間の応急対策並びに復旧対策の円滑な相互支援が行えるよう広域応援態勢の整備に努める。

13 生活関連物資等の調達供給体制の整備

多数の被災者が予想されることから、生活関連物資等の大量需要に対応し、被災者の生活の確保を図るため、個人の備え、公的備蓄、協定等による流通備蓄等生活関連物の調達供給体制の整備に努める。

14 緊急輸送体制の整備

道路等輸送施設の損壊により交通や輸送に大きな混乱が予想されることから、救出救助、負傷者の搬送、災害対策要員及び生活必需品の搬送等応急対策の迅速な実施を確保するため、防災拠点及び防災拠点間の緊急輸送ルートの指定を行うなど緊急輸送体制の整備に努める。

15 再度災害防止の災害復旧

災害は生活基盤である村土に甚大な被害をもたらすことから、災害復旧に際しては原形復旧に止まらず、再び同様の被害を受けないようにするため必要な施設の新設や改良復旧を旨として再度の災害防止に努める。

16 関係法令の遵守等

村はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずるものとする。

第2節 計画の性格及び構成

第1 計画の性格

この計画は近年の大規模な災害の経験を礎に、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、「周到かつ十分な災害予防」「迅速かつ円滑な災害応急対策」「適切かつ速やかな災害復旧・復興」を基本方針として、風水害等一般災害、地震災害及び火山災害に関し本村の地域における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を内容としているものであり、その実施細目等については、関係機関において別途定めるところによる。

この計画と県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、広域の総合調整機能を中心とした基本計画であるのに対し、村の計画は住民に直結した具体的な防災活動計画であるという性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであるが、村長が地域防災に関して第1次的な責務を有する。

なお、他の法令に基づいて、作成する「消防計画」「水防計画」などとは齟齬を生じないよう十分調整を図るものとする。

第2 計画の修正

東成瀬村地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正等や、村の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認める時はこれを修正する。

第3 計画の構成

本計画は、次の5編及び別編の資料編から構成する。



第3節 東成瀬村防災会議

第1 防災会議

東成瀬村防災会議は災害対策基本法第16条及び東成瀬村防災会議条例(昭和38年3月12日施行)に基づいて設置された機関で、村の地域に係る防災に関する基本方針及び防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報を収集し、防災関係各機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。

第2 防災会議の組織

1 構成

防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- (1) 会長は、村長をもって充てる。
- (2) 会長は、会務を総理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

会長	委 員
村長	(1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者 (2) 秋田県の知事部局の職員のうちから村長が任命する者 (3) 秋田県警察の警察官のうちから村長が任命する者 (4) 村長がその部内の職員うちから指名する者 (5) 村の教育委員会の教育長 (6) 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部の消防長又は消防署長、村の消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者 (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者

前項の委員の定数は25名以内とする。

2 所掌事務

防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東成瀬村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

<参考> 資料編 第1 防災組織に関する資料

第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 東成瀬村（災害対策基本法、以下「法」という。法第5条）

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県（法第4条）

県は、村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、村及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助するとともに、災害時における相互協力体制の構築を図るなど、活動の総合調整を行う責務を有する。

3 指定地方行政機関（法第3条）

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の地方行政機関と相互に協力して、村及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言をする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関（法第6条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び住民・事務所（法第7条）

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、県、村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

地域住民は、それぞれの立場において実施できる防災活動を行うよう努めるものとする。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 東成瀬村

機関の名称	事務又は業務の大綱
東成瀬村	1 東成瀬村防災会議及び東成瀬村災害対策本部に関すること 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること 3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること 4 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織等の結成、育成・指導及び強化に関すること 5 県その他の防災関係機関との連絡調整及び協力に関すること 6 災害救助法の適用時において、知事から委任された救助事務又は知事の補助者として当該事務の実施に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	7 その他地域防災の推進に関すること

2 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	1 消防力等の整備に関すること 2 防災のための調査に関すること 3 防災教育、訓練に関すること 4 災害の予防、警戒及び防御に関すること 5 災害時の避難、救助及び救急に関すること 6 消防相互応援に関すること 7 消防団との情報連絡応援協力体制に関すること 8 その他災害全般に関すること

3 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること 3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること 4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること 5 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用実施に関すること 6 災害時の文教対策及び警備対策に関すること 7 防災に関する知識普及、教育、訓練、自主防災組織等の結成、育成・指導に関すること 8 市町村防災業務の助言・調整に関すること

4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること 4 関係機関との連絡調整に関すること
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること
東北財務局 (秋田財務事務所)	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること 2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に係る融資に関すること 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定会の立会に関すること 5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること
東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること
秋田労働局 横手労働基準監督署	1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること 2 被災者に対する職業斡旋に関すること
東北農政局 秋田県拠点	1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	2 農業災害に係る資金融資に関すること 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する こと
東北森林管理局 秋田森林管理署 湯沢支署	1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関 すること 2 国有林野の林野火災の防止に関すること 3 国有林林道その他施設の整備保全に関すること 4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること
東北経済産業局	1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること 2 災害時の物価安定対策に関すること 3 被災商工業者に対する融資に関すること
東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 成瀬ダム工事事務所	1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること 3 気象警報の伝達に関すること 4 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)・リエゾンの派遣に関すること
東北運輸局 (秋田運輸支局)	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及 び伝達に関すること 2 緊急・代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関するこ と
仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する こと 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及 び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等へ の連絡に関すること
東北地方環境事務所	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び 調整に関すること 5 家庭動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び 救護支援の実施に関すること

5 県の地方機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
雄勝地域振興局 (総務企画部)	1 雄勝地域災害対策部等の庶務に関すること 2 県災害対策本部等との連絡調整に関すること 3 市町村との連絡調整に関すること 4 要望及び陳情に関すること 5 災害広報に関すること 6 庁舎・公舎等の被害調査及び応急対策に関すること 7 救援物資、見舞金等の受付・保管に関すること 8 管内地方機関との連絡調整に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	9 災害時緊急通行車両通行証明書の発行に関する事
総合県税事務所 雄勝支所	1 県税の徴収猶予及び減免に関する事
雄勝地域振興局 (福祉環境部) 湯沢保健所 南福祉事務所	1 社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関する事 2 要援護世帯の罹災者援護に関する事 3 社会福祉施設の災害復旧に関する事 4 医療、救護に関する事 5 防疫、清掃に関する事 6 保健衛生関係の被害調査に関する事 7 廃棄物関係の被害調査に関する事
雄勝地域振興局 (農林部)	1 農林水産関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害防止並びに災害応急復旧に関する事
雄勝地域振興局 (建設部)	1 土木関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害防止並びに災害応急復旧に関する事
横手警察署 (東成瀬駐在所)	1 災害情報の収集に関する事 2 交通情報の収集と交通規制に関する事 3 警察通信の確保と通信統制に関する事 4 被災者の救出、負傷者の救護に関する事 5 犯罪の予防、取締りに関する事 6 遺体検視及び身元不明遺体の身元確認に関する事

6 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第21普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第33警戒隊	1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関する事

7 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
独立行政法人 国立病院機構 (本部北海道東北ブ ック事務所)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関する事 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関する事 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関する事
日本銀行(秋田支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関する事 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関する事 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事 5 各種措置に関する広報に関する事
日本赤十字社 (秋田県支部)	1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関する事 2 災害救助等に必要の協力、奉仕者の動員に関する事 3 義援金品の受付、配分に関する事
日本放送協会	1 気象予報、災害情報等の報道に関する事

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(秋田放送局)	2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
東日本電信電話 株式会社(秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ 株式会社KDDI 株式会社(東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 災害時における非常通話の運用に関すること 3 気象警報の伝達に関すること
日本郵便株式会社 (秋田中央郵便局) (東成瀬郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保に関すること
日本通運株式会社 (秋田支店) 佐川急便株式会社 (北東北支店秋田営業 所) ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店) 福山通運株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害時における救助物資等の輸送に関すること
東北電力ネットワーク 株式会社 横手電力センター	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること
イオン株式会社 株式会社セブン-イレブ ン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマ ート	1 災害時における物資の調達及び供給確保に関すること

8 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田 株式会社秋田ケーブル テレビ	1 気象予報、災害情報の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
一般社団法人秋田県 LPガス協会 (湯沢雄勝支部)	1 ガス供給施設の防災に関すること 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること
羽後交通株式会社 公益社団法人秋田県 トラック協会	1 被災地の人員輸送の確保に関すること 2 災害時の応急輸送対策に関すること 3 緊急支援物資の輸送に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人秋田県 医師会 秋田県厚生農業協同組 合連合会 公益社団法人秋田県 看護協会 一般社団法人秋田県 薬剤師会 一般社団法人秋田県 歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
一般社団法人秋田県 建設業協会 一般社団法人雄勝建設 業協会 東成瀬村建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

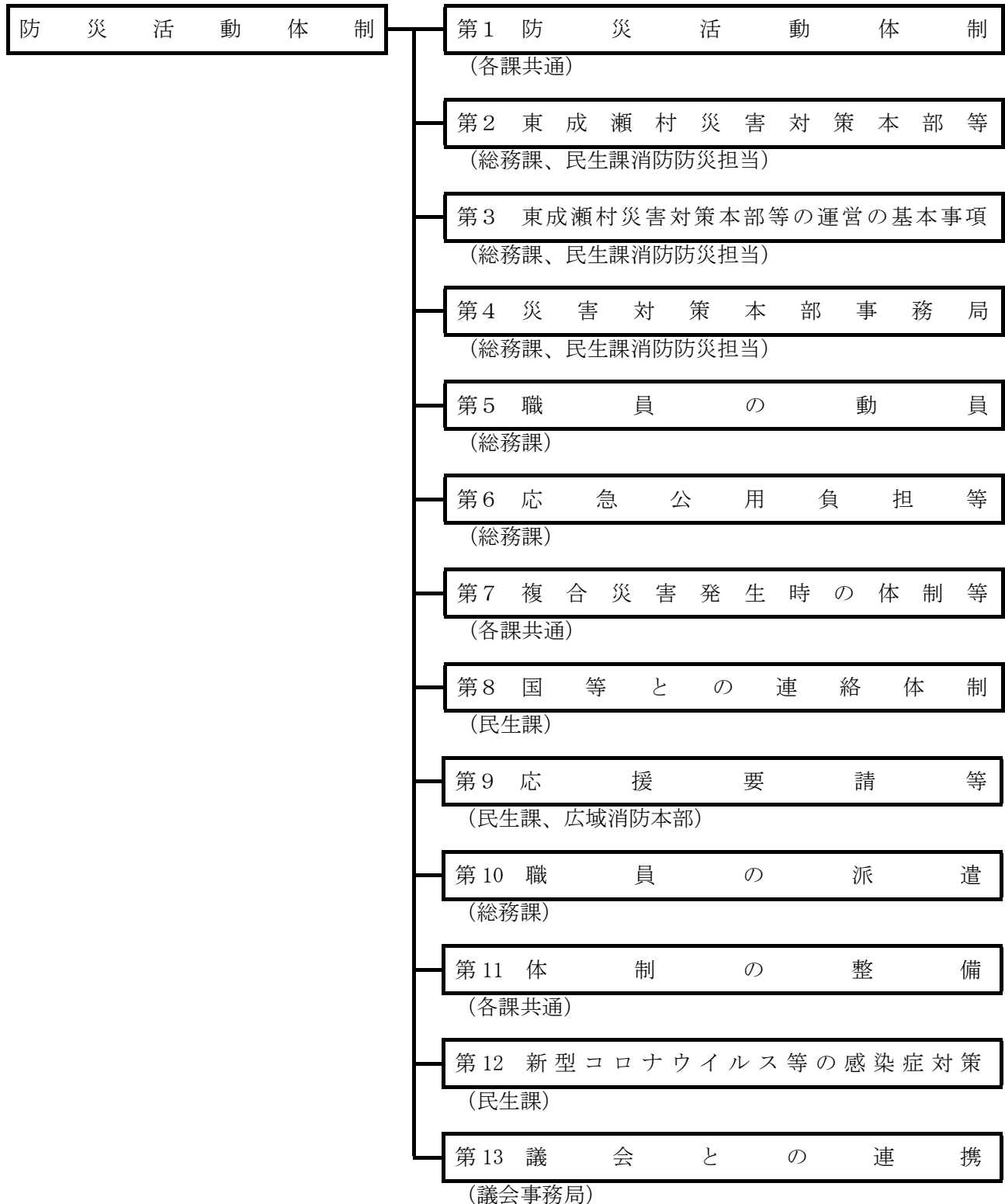
機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
報道機関	1 住民に対する防災知識の普及に関すること 2 災害情報等の報道に関すること
一般社団法人湯沢市 雄勝郡医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
医療施設	1 災害時における収容者の保護対策に関すること 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
こまち農業協同組合 東成瀬支店 秋田県農業共済組合 雄勝支所 雄勝広域森林組合 東成瀬支所	1 村、県が行う農林関係の被害調査の協力に関すること 2 農林産物に係る災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農林業者に対する融資斡旋に関すること 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること
水利組合 伊達堰水利組合 小貫山堰水利組合 遠藤堰水利組合 西手倉堰水利組合	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること
社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関すること 2 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
東成瀬村 社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること 2 災害ボランティアに関すること
東成瀬村商工会	1 県、村が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること 2 被災商工業者に対する融資斡旋に関すること 3 災害時における物価安定対策に関すること 4 救助用物資、復旧資機材の調達斡旋に関すること
金融機関	1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関する こと
学校法人	1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること 2 教育施設の防災管理並びに災害復旧に関すること

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	3 被災時における応急教育対策に関する事
危険物取扱所等	1 石油類等危険物の防災管理に関する事 2 災害時における燃料等の供給に関する事
青年団体、女性団体、日赤奉仕団等	1 会員に対する防災知識の普及に関する事 2 災害時における災害対策本部への協力、支援に関する事
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）	1 災害時における事業活動の継続的实施及び村が実施する防災に関する施策への協力に関する事
住民	1 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関する事

第5節 活動体制計画

【計画の方針】

災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。

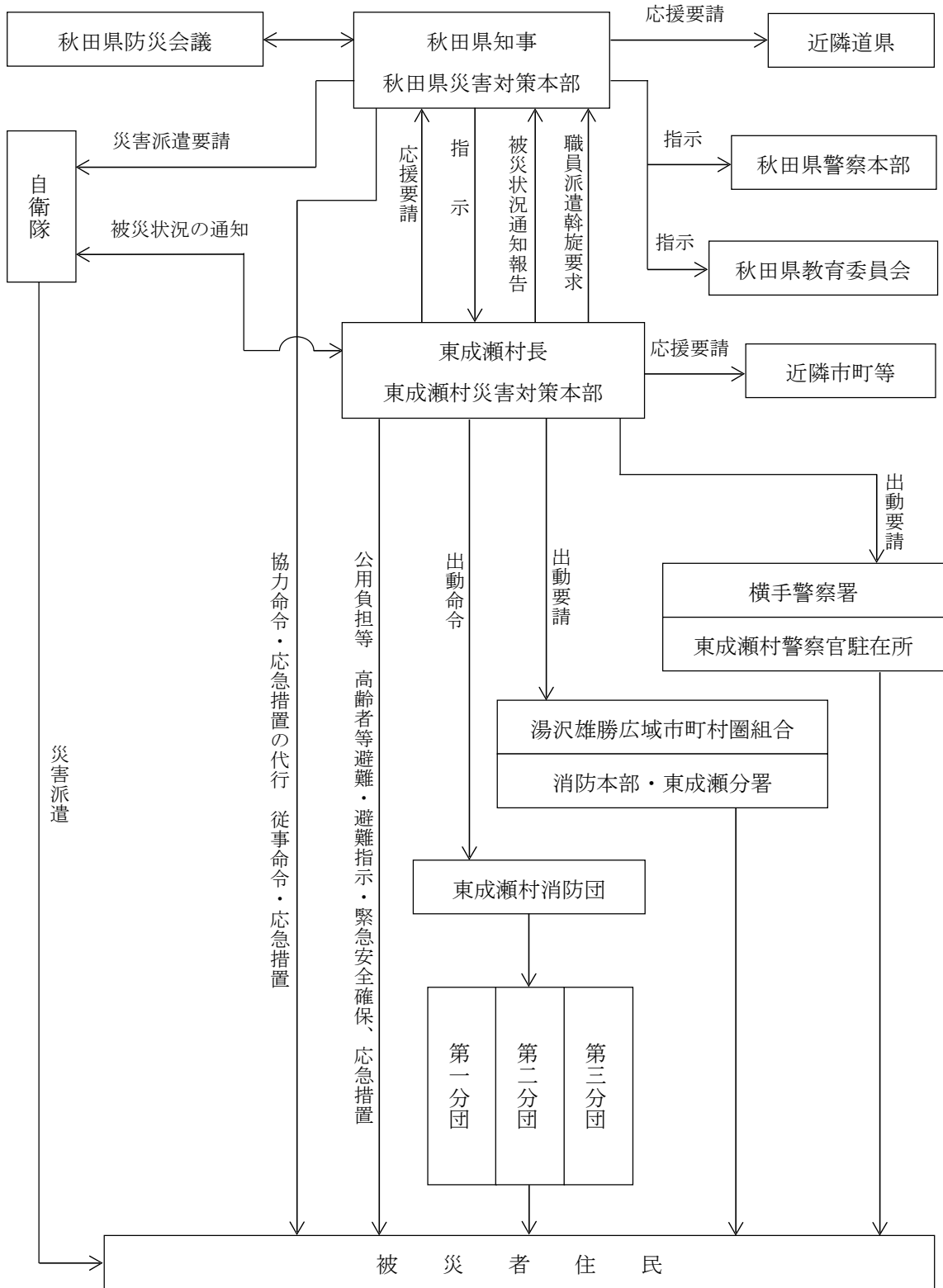


第1 防災活動体制（各課共通）

防災活動のための体制図は、別表第1のとおりとする。

<参考> 資料編 第1 防災組織に関する資料

■ 別表第1 東成瀬村防災体制系統図



第2 東成瀬村災害対策本部等（総務課、民生課消防防災担当）

村長は、東成瀬村の地域内に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、防災活動を強力に推進するため、権限に基づいて東成瀬村災害対策本部を設置する。また、台風の襲来、長時間の降雨などの場合は、初期段階における対応が極めて重要であることから、災害対策本部設置前の体制として、災害対策部又は災害警戒部を設置するものとする。

1 設置基準

村長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、次の基準に該当し必要があると認められる時は、災害対策本部等の設置を指示する。

■ 一般災害時の災害対策本部等の設置基準

名称	第1動員	第2動員	第3動員
	東成瀬村災害警戒部	東成瀬村災害対策部	東成瀬村災害対策本部
設置場所	民生課	防災情報センター	防災情報センター
設置基準	<p>[自動設置]</p> <p>1 栗駒山で噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル2となった場合</p> <p>[自動設置以外]</p> <p>1 村内に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害発生のおそれがあり、村長が必要と認めた場合</p> <p>2 局地的又は小規模災害が発生した場合</p>	<p>[自動設置]</p> <p>1 大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、村内に「危険（紫）」が表示された場合</p> <p>2 栗駒山で噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル3となった場合</p> <p>3 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想される場合</p> <p>[自動設置以外]</p> <p>1 相当規模の災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、村長が必要と認めた場合</p>	<p>[自動設置]</p> <p>1 大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、村内に「災害切迫（黒）」が表示された場合</p> <p>2 村内に大雨、暴風、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表された場合</p> <p>3 栗駒山で噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル4以上となった場合</p> <p>4 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した場合</p> <p>5 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想される場合</p> <p>[自動設置以外]</p> <p>1 住民の生命・身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、村長が必要と認めた場合</p>
主要業務	<p>1 災害情報の収集、資料作成</p> <p>2 関係機関との連絡調整</p> <p>3 災害の予防及び災害応急対策の実施</p>	<p>1 災害情報の収集、資料作成</p> <p>2 指示事項の伝達</p> <p>3 関係機関との連絡調整</p> <p>4 災害の予防及び災害応急対策の実施</p> <p>5 住民に対する広報</p>	<p>1 災害情報の収集、資料作成</p> <p>2 指示事項の伝達</p> <p>3 防災会議との連絡</p> <p>4 関係機関との連絡調整</p> <p>5 災害の予防及び災害対策の実施</p> <p>6 住民に対する広報</p>

名称	第1動員	第2動員	第3動員
	東成瀬村災害警戒部	東成瀬村災害対策部	東成瀬村災害対策本部
連絡手順	<p>災害警戒部を設置した時は、速やかに庁舎内放送等で職員に周知させるとともに、各課では、各課長が指名する職員をもって事態に対処する。指定職員は所管する施設、村内の被害状況並びに対処状況を速やかに調査の上各課長に報告するとともに部長に報告する。</p> <p>なお、各課が関係する機関への報告は、各課で対応する。民生課消防防災担当が事務を所管する。</p>	<p>災害対策部を設置した時は、速やかに庁舎内放送等で職員に周知させるとともに、状況に応じて広報車等を使用して住民への周知を行う。また、部長は災害対策会議を招集する。</p> <p>職員は、災害対策本部に準じた体制を整える。</p> <p>事務局は、総務・情報班（総務課・企画課・民生課消防防災担当）とする。総務・情報班長（総務課長）は、速やかに各情報を取りまとめ部長に報告する。部長はその内容を村長に報告する。</p>	<p>設置後の対応は、地域防災計画による。</p>
構成員	<p>部長 民生課長</p> <p>部員 議会事務局長、総務課長、企画課長、税務課長、環境課長、農林課長、建設課長、成瀬ダム課長、教育委員会教育次長及び各課長等が指定した職員</p>	<p>部長 副村長</p> <p>部員 教育長、議会事務局長、総務課長、企画課長、税務課長、民生課長、環境課長、農林課長、建設課長、成瀬ダム課長、教育委員会教育次長、消防団長、消防副団長、及び各課長等が指定した職員</p>	<p>本部長 村長</p> <p>副本部長 副村長</p> <p>本部付 教育長</p> <p>本部員 議会事務局長、総務課長、企画課長、税務課長、民生課長、環境課長、農林課長、建設課長、成瀬ダム課長、教育委員会教育次長、消防団長、消防副団長</p>

■ 地震災害時の災害対策本部等の設置基準

名称	第1動員	第2動員	第3動員
	東成瀬村災害警戒部	東成瀬村災害対策部	東成瀬村災害対策本部
設置場所	民生課	防災情報センター	防災情報センター
設置基準	<p>[自動設置]</p> <p>1 村内で震度4を観測する地震が発生した場合</p> <p>[自動設置以外]</p> <p>1 災害防止のため村長が必要と認めた場合</p>	<p>[自動設置]</p> <p>1 村内で震度5弱又は5強を観測する地震が発生した場合</p> <p>[自動設置以外]</p> <p>1 災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、村長が必要と認めた場合</p>	<p>[自動設置]</p> <p>1 村内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合</p> <p>2 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した場合</p> <p>[自動設置以外]</p> <p>1 住民の生命・身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、村長が必要と認めた場合</p>
主要業務	<p>1 災害情報の収集、資料作成</p> <p>2 関係機関との連絡調整</p> <p>3 災害の予防及び災害応急対策の実施</p>	<p>1 災害情報の収集、資料作成</p> <p>2 指示事項の伝達</p> <p>3 関係機関との連絡調整</p> <p>4 災害の予防及び災害応急対策の実施</p> <p>5 住民に対する広報</p>	<p>1 災害情報の収集、資料作成</p> <p>2 指示事項の伝達</p> <p>3 防災会議との連絡</p> <p>4 関係機関との連絡調整</p> <p>5 災害の予防及び災害対策の実施</p> <p>6 住民に対する広報</p>
連絡手順	<p>災害警戒部を設置した時は、速やかに庁舎内放送等で職員に周知させるとともに、各課では、各課長が指名する職員をもって事態に対処する。指定職員は所管する施設、村内の被害状況並びに対処状況を速やかに調査の上各課長に報告するとともに部長に報告する。</p> <p>部長は、各状況等を集約した上で総務課長に報告する。民生課消防防災担当が事務を所管する。</p>	<p>災害対策部を設置した時は、速やかに庁舎内放送等で職員に周知させるとともに、状況に応じて防災行政無線を使用して住民への周知を行う。また、部長は災害対策会議を招集する。職員は、災害対策本部に準じた体制を整える。事務の所管は、災害対策本部設置時の総務・情報班（総務課・企画課・民生課消防防災担当）とし、総務・情報班長（総務課長）は、速やかに各情報を取りまとめ部長に報告する。部長はその内容を村長に報告する。</p>	<p>設置後の対応は、地域防災計画による。</p>

名称	第1動員	第2動員	第3動員
	東成瀬村災害警戒部	東成瀬村災害対策部	東成瀬村災害対策本部
構成員	部長 民生課長 部員 議会事務局長、総務課長、企画課長、税務課長、環境課長、農林課長、建設課長、成瀬ダム課長、教育委員会教育次長及び各課長等が指定した職員	部長 副村長 部員 教育長、議会事務局長、総務課長、企画課長、税務課長、民生課長、環境課長、農林課長、建設課長、成瀬ダム課長、教育委員会教育次長、消防団長、消防副団長、各課長等が指定した職員	本部長 村長 副本部長 副村長 本部付 教育長 本部員 議会事務局長、総務課長、企画課長、税務課長、民生課長、環境課長、農林課長、建設課長、成瀬ダム課長、教育委員会教育次長、消防団長、消防副団長

2 廃止基準

(1) 東成瀬村災害警戒部の廃止

部長（民生課長）は、災害警戒部が応急対策を終了し、被害が発生するおそれがないと認められる時は、災害警戒部会議を開催し、以後の体制を定めた上で、災害警戒部を廃止するものとする。

(2) 東成瀬村災害対策部の廃止

部長（副村長）は、災害対策部が応急対策を終了し、さらに被害が拡大するおそれがないと認められる時は、災害対策部会議を開催し、以後の体制を定めた上で、災害対策部を廃止するものとする。

(3) 東成瀬村災害対策本部の廃止

本部長（村長）は、災害対策本部が応急対策を終了し、さらに被害が拡大するおそれがないと認められる時は、災害対策本部会議を開催し、以後の体制を定めた上で、災害対策本部を廃止するものとする。

3 設置、廃止の通知公表

(1) 村役場の庁内及び出先機関、関係指定地方行政機関の長、知事、関係指定公共機関の長、警察署長、消防長、隣接市町長、消防団長に電話又は無線等で通知し、一般住民に対しては、防災行政無線や広報車、その他適宜の方法で周知する。

(2) 災害対策本部を設置した時は、本部標識を村庁舎玄関等に提示する。

<参考> 資料編 第2 情報の収集及び伝達に関する資料

4 東成瀬村災害対策本部組織機構図



5 東成瀬村災害対策本部分掌事務

(1) 分担任務

本部長 災害対策本部の業務を総括し、指揮監督、命令する。

副本部長 本部長を補佐する。

- ① 本部に班を置き、班には班長及び副班長を置く。
- ② 班長は、本部長の命を受け班に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- ③ 災害対策本部会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議する。
- ④ 分掌事務表に定めていない事項については、対策会議でその都度定めるものとする。

班名	分 掌 事 務
各班に共通する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、来庁者の救助、搬送に関する事。 ・各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関する事。 ・所管施設の被害状況の把握及び保全措置に関する事。 ・所属職員、家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関する事。 ・使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関する事。 ・指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関する事。 ・所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関する事。 ・住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者名簿（台帳）作成への協力に関する事。 ・物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事。 ・各課（他班）との総合調整（応援・協力）に関する事。 ・その他本部長の命ずる事項に関する事。
総務・情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部会議に関する事 2. 災害対策本部等の庶務に関する事 3. 現地対策本部の開設に関する事 4. 本部長の指示・命令伝達に関する事 5. 職員の非常招集及び動員計画に関する事 6. 職員等の派遣要請及び斡旋に関する事 7. 各班との総合連絡調整に関する事 8. 警戒区域の設定に関する事 9. 各班で必要とする車両の調達、配車に関する事 10. 緊急輸送の手続きなどに関する事 11. 災害対応予算経理など応急公費負担に関する事 12. 災害救助法の適用事務処理に関する事 13. 被災住民等の復旧資金融資などに関する事 14. 県本部その他防災関係機関に対する連絡調整に関する事 15. 県知事及びその他市町村長等に対する応援要請に関する事 16. 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関する事に関する事 17. 各班からの被災情報の収集総括及び連絡調整に関する事 18. 災害対策活動の広報、広聴活動に関する事 19. 防災行政無線（移動系・同報系）などの通信広報手段の運用に関する事 20. 気象情報、地震情報の受理伝達に関する事 21. 被災住民などへの避難指示等の周知に関する事 22. 指定避難所、指定緊急避難場所の設置に関する事 23. 自衛隊の派遣要請に関する事 24. 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関する事 25. 災害復旧活動にかかる応急器材及び人員の確保・調達に関する事 26. 救援労力の派遣要請及び資機材の借上要請並びに適正配置に関する事

班名	分掌事務
	27. 災害復旧活動にかかる車両と燃料の確保及び適正配置に関すること 28. 警防資機材などの点検整備及び調達に関すること 29. 災害発生時の予防警戒及び防衛に関すること 30. 被災者への救援物資の流通及び安定供給に関すること 31. 義援金の受納及び配分に関すること 32. 被災住民への補助金及び金融に関すること 33. ガスや灯油などの生活燃料の供給体制の確保に関すること 34. 消防団の指揮・運用に関すること（消防担当） 35. 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること 36. 被災者の救助及び復旧活動の従事者などの輸送に関すること 37. 被災者や避難者及び傷病者の輸送に関すること 38. 復興計画に関すること 39. その他他の班に属さない事案に関すること
被害調査 ・復旧班	1. 公共施設の被害調査に関すること 2. ライフラインの被害調査、復旧及びインフラ対策に関すること 3. 公共施設以外の住家や住民などの被害調査に関すること 4. 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること 5. 農林水産物及び農林道の被害調査及び復旧に関すること 6. 災害発生危険区域の調査に関すること 7. 農産物や林産物の被災証明に関すること 8. 農作物等の病虫害予防に関すること 9. 災害復旧活動に要する資機材の保有数の把握などに関すること 10. 浄化槽を含む水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 11. 飲料水の確保及び給水車両の運行など給水活動全般に関すること 12. 幹線道路などの被災状況把握と応急復旧に関すること 13. 農地の冠水排除に関すること 14. 冬季の除雪対応に関すること 15. 道路の通行不能箇所の表示に関すること 16. がれき処理、障害物除去に関すること 17. 応急仮設住宅の設置に関すること 18. 農薬、肥料、飼料などの確保及び配分に関すること 19. 交通状況の緊急調査・報告・連絡調整に関すること 20. その他ライフラインに関すること
被災者 対応班	1. 指定避難所、指定緊急避難場所の開設・運営に関すること 2. 避難住民などの避難誘導に関すること 3. 避難所の給食や被災者住民への炊出しに関すること 4. 備蓄品の保管及び配給に関すること 5. 避難所・救護所・現場指揮などの設営に関すること 6. 避難所の感染症予防に関すること 7. 福祉避難所に関すること 8. 住家被害状況の調査に関すること 9. 罹災証明書の発行、被災者名簿（台帳）作成に関すること 10. 被災者のための総合相談窓口の開設に関すること 11. 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する こと 12. 義援物資・復旧資機材の受入に関すること 13. 防疫資機材及び薬品等の調達に関すること 14. 災害時の遺体の処理及び埋葬並びに慰霊に関すること 15. 災害廃棄物の処理に関すること

班名	分掌事務
	16. 医療体制の確保及び医療・救護機関との連絡調整に関すること 17. 医療器具・医薬品の調達、輸送、配分に関すること 18. 助産及び乳児の救護に関すること 19. 傷病者の収容に関すること 20. 日赤奉仕団への応援要請及び受入や配置に関すること 21. 被災住民の援護に関すること 22. 電気や電話などの被災状況把握と応急復旧に関すること 23. 税の減免措置に関すること 24. 災害時の愛玩動物（ペット）対策に関すること 25. その他住民の生活環境に関すること
教育班	1. 児童生徒及び園児の避難及び救護に関すること 2. 児童生徒及び園児の被災状況調査に関すること 3. 児童生徒の学用品の調達並びに配分に関すること 4. 学校施設の被害状況調査に関すること 5. 社会教育施設の被害状況調査に関すること 6. 文化施設及び文化財の保護に関すること 7. 応急教育施設の設置及び管理に関すること 8. その他教育関係に属するもの
警防班	1. 災害の予防警戒及び防御に関すること 2. 避難誘導に関すること 3. 罹災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること 4. 警防資材の点検整備、調達に関すること 5. 救助に関する人員及び警防資材の輸送に関すること 6. 消防団の指揮、運用に関すること 7. 災害現場の連絡調整に関すること 8. 避難指示等の伝達に関すること 9. その他警防全般に関すること

6 災害対策本部会議の開催

(1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害応急対策に必要な指示、総合調整を行うため本部会議を招集する。本部員は、それぞれの業務分担事項について必要な資料を提出し、会議の決定事項については部下職員に対し、速やかに周知徹底を図るものとする。

(2) 会議内容は、次のとおりとする。

① 報告事項

- ア 気象情報及び被害情報
- イ 配備体制
- ウ 各対策部の措置事項

② 協議事項

- ア 応急対策への指示
- イ 各対策部間の調整事項についての指示
- ウ 他市町村に対する応援要請の要否
- エ 自衛隊に対する災害派遣要請の依頼の要否（県経由）
- オ 災害救助法適用申請の要否

- カ 被害状況、視察隊、編成の決定
- キ 被災者に対する見舞金品給付の決定
- ク 次回本部会議開催予定日時の決定
- ケ その他必要事項の決定

第3 東成瀬村災害対策本部等の運営の基本事項（総務課、民生課消防防災担当）

災害時における災害対策本部等の機能を確保し、災害対策の迅速、かつ、的確な実施を期するための災害対策本部等の運営についての基本事項を次のとおりとする。

1 災害対策本部等の設置場所の確保

災害対策本部は東成瀬村防災情報センターとする。

2 災害対策本部本部長の職務代行

第1順位 副村長とする。

第2順位 教育長とする。

3 災害対策部部長の職務代行

副村長があらかじめ指名するものとする。

4 災害警戒部部長の職務代行

民生課長があらかじめ指名するものとする。

5 災害対策本部等の事務局

災害対策本部及び災害対策部に事務局を置き、災害対策の事務に従事するものとする。

第4 災害対策本部事務局（総務課、民生課消防防災担当）

災害対策本部及び災害対策部を設置した場所の事務局の構成及び事務については、次のとおりとする。

1 災害対策本部事務局の構成

- (1) 災害対策本部又は災害対策部に民生課長を長とする事務局を置くものとする。
- (2) 事務局（災害対策本部会議又は災害対策部会議）は、本部長又は部長の指揮の下に情報を一元化し、緊急対応が円滑に行われるように災害対策本部の各班の連絡調整に当たるものとし、呼称は「東成瀬村災害対策本部事務局（又は東成瀬村災害対策部事務局）」とするものとする。
- (3) 事務局は防災情報センターに設置（災害対策本部等を代替施設に設置する場合は当該施設）し、机、椅子、通信機器、事務機器等の災害対策本部等の機能確保のための設備を速やかに設置できるよう措置するものとする。

第5 職員の動員（総務課）

1 動員基準数

職員の動員基準数は別表第2のとおりとする。ただし、課長及び職員の動員については、災害の種類、規模等により適宜増減することができる。

■ 別表第2 動員基準数

区分	職員数	第1動員	第2動員	第3動員	備考	
		災害警戒部 部長：民生課長	災害対策部 部長：副村長 災害対策本部設置 時の正副班長含む	災害対策本部 本部長：村長		
村長	1			1		
副村長	1		1	1		
教育長	1		1	1		
議会議務局	1	1	1	全職員		
総務課	6	2	4			
企画課	4	1	2			
税務課	4	2	3			
民生課	11	4	11			
建設課	4	2	3			
農林課	4	2	3			
環境課	2	1	2			
成瀬ダム課	(1)	—	—			
教育委員会	6	2	2			
消防団	(159)		(3)		全団員	
計	45	17	33		45	()内は除く

職員数は令和4年4月1日現在

診療所：所属施設

保育所：所属施設

2 動員の手順

(1) 第1動員（災害警戒部の設置）

気象情報及び被害情報等に基づく民生課消防防災担当の報告のもとに、民生課長が総務課長と協議して職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

(2) 第2動員（災害対策部の設置）

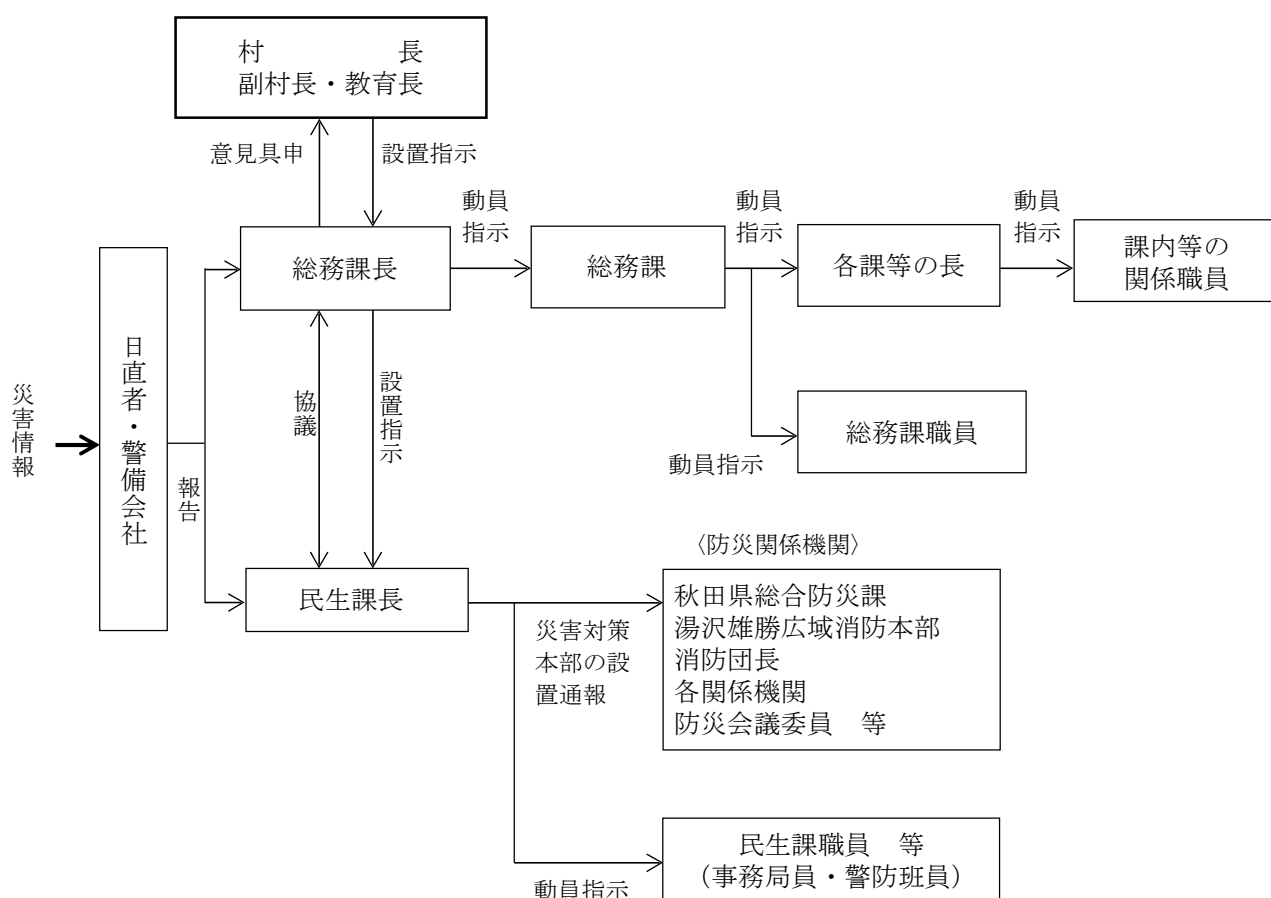
民生課消防防災担当の報告のもとに、民生課長と総務課長及び副村長が状況を判断し協議して決定する。ただし、緊急を要し、副村長が不在、かつ、連絡不能の場合は、総務課長が代行する。

(3) 第3動員（災害対策本部設置時）

災害対策本部の設置に伴う動員指示の手順は別表3のとおりとする。ただし職員は勤務時間外等に災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、動員の指示を待たずに自らの判断により登庁するものとする。

■ 別表3 災害対策本部等の設置、動員指示の手順（伝達系統）

(1) 勤務時間外における災害対策本部員等の招集



3 動員計画の策定

各課長等は、動員基準数に基づき具体的な動員計画を策定するものとする。計画に当たっては、特に勤務場所と居住の距離、登庁所要時間及び自動車が利用できない場合の交通手段等について留意するものとする。

4 指定職員及び動員計画

- (1) 第1動員又は第2動員の指定職員参集基準数は、別表第2のとおりとする。
- (2) 指定職員の指定は、定期人事異動に伴い毎年度所属長が行い、総務課長に報告するものとする。年度途中で変更した場合も同様とする。
- (3) 指定職員の指定に当たっては、勤務場所と居住地の距離等交通手段途絶の場合を考慮するものとする。
- (4) 指定職員名簿は、総務課長及び民生課長が保管するものとする。

第6 応急公用負担等（総務課）

1 要件

災害が発生し、又は発生が容易に予想される場合で、緊急に応急措置の実施が必要であると認められる時。

2 公用負担の内容

（1）物的公用負担（災害対基本法第64条）

- ① 土地建物その他の工作物の一時使用
- ② 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- ③ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置

（2）人的公用負担（災害対基本法第65条）

村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

3 応急公用負担の手続き等

災害対策基本法施行令（第24条1項）等で定めるところによる。

4 損失補償等及び応急措置に従事した者に対する損害賠償

災害対策基本法第82条1項の規定による。

第7 複合災害発生時の体制等

複合災害が発生した場合は、対策本部の統合、事務局体制の強化等により、災害対応力の強化に努めるものとする。

また、災害対応に当たる要員や資機材等について、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

第8 国等との連絡体制

村は、国の「現地対策本部」及び県の「災害対策本部」が設置された場合は、各本部等と連携して対策に当たるものとする。

なお、国が、現地において、関係省庁、県、被災市町村、ライフライン事業者等の代表者を集めた連絡会議や調整会議を開催する場合、被災市町村等を通じて把握した被災地の状況や、防災対応の状況などについて共有を図るとともに、必要な調整を行うよう努めるものとする。

また、合同会議や調整会議等における対応方針等に基づき、現地のライフライン事業者の事業所等において、実動部隊の詳細な調整を行う現地作業調整会議が開催される場合、村及び県は、必要となる連携に努めるものとする。

第9 応援要請等（民生課、広域消防本部）

「第2編第2章第2節 広域応援計画」により応援要請等を行う。

第10 職員の派遣（総務課）

1 派遣の要請及び斡旋

- (1) 村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣要請を行うものとする。
- (2) 村長は、その権限に属する事務の管理及び執行のため、特に必要があると認める時は、他の市町村長及び知事に対し、当該市町村及び知事の職員の派遣を求めるものとする。
- (3) 村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。
- (4) 他機関等からの応援職員の派遣については、応急対策職員派遣制度を活用する。

2 派遣要請手続

派遣要請は文章をもって行う。

3 派遣要請の内容

- (1) 派遣要請の理由
- (2) 派遣要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

4 身分取扱い等

- (1) 派遣先に分属され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣職員の分限、懲戒処分等は、派遣元で行う。
- (3) 給与、諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは派遣先で負担する。

第11 体制の整備（各課共通）

村、県及びライフライン事業者は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に対応できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備に努める。

また、併せて、村及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保・育成を支援する。

第12 新型コロナウイルス等の感染症対策（民生課）

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ・災害対策本部設置場所の工夫
- ・災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ・災害対策本部設置場所の換気の徹底
- ・手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- ・共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- ・電話やTV会議システム等の活用

- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント（内閣府）」に示すレイアウト（例）を参考とする。

第13 議会との連携（議会事務局）

村議会は、平常時においても、災害対策特別委員会を設置し、調査活動等を通じて村への防災対策への提言を行うとともに、災害発生時は村災害対策本部との情報共有を図り応急対策活動への協力を行うものとする。

<参考> 資料編 第2 情報の収集及び伝達に関する資料 第15 公用負担に関する資料

第6節 東成瀬村の概況

1 位置及び地勢

東成瀬村は秋田県の東南端に位置して、東西に16.5km、南北に29.5kmと南北に長い形状をしており、村を縦貫する成瀬川沿いに住居が点在している。

村の総面積は203.69km²であるが、その93%を山林原野が占め、山林原野の57%は国有林野が占めているということから農地面積は極めて少ない。

本村の東西は、奥羽山脈の栗駒山系を挟んで東側で岩手県の一関市、奥州市、西和賀町に隣接し、西側で秋田県の湯沢市、横手市に隣接している。

村は最北部で隣接する横手市方向に向かって平坦地が開けているものの、その多くは山に囲まれており平坦地は極めて少ない山間地帯である。また、南側で宮城県栗原市に隣接している。

春から秋にかけては国道342号と国道397号により岩手県・宮城県に往来ができる。又、村道等を利用すれば横手市や湯沢市に往来できる。しかしながら、積雪期は隣接する県、市町村に通じる道路は全て閉鎖され、横手市増田町からの交通手段しか無くなる。

最寄りの拠点から本村の中心までの距離は、JR十文字駅から14kmで、県庁所在地である秋田市からは98km、広域行政圏域の中心地の湯沢市からは22kmとなっている。そして積雪寒冷地である本村の積雪・降雪期間は5ヶ月にも及ぶことから特別豪雪地帯の指定を受けている。

役場所在地 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

東経 140° 39' 09"

北緯 39° 10' 33"



2 気象・災害・地域特性

本村の気象は一般に冷涼で、卓越風は西風又は北西風であり、特に積雪量は南に行くほど多い。昭和30年代ごろまでは冬季の間の交通は途絶していたが、現在は機械化による除排雪の充実により、交通途絶は解消している。

(1) 気温

年平均気温はその年によって多少異なるが、10度前後であり特に1月から3月にかけて寒さが厳しく、最低気温がマイナス15度を下回る場合もある。最高気温は30度を越すことも珍しくない。因みに日本の史上最高気温は令和2年8月に41.1度（静岡県浜松市）が記録されている。

本村の場合、地溝帯の北側は日向に当たるので大日向山があったり、平良や滝ノ沢は消雪が早く、地溝帯の南側は日陰になるので大字岩井川には「日影」の字名があり、また「日陰蛭川」などといわれている。肴沢、蛭川、下田はすぐ背後に山がせまり南面を覆っていることから日照時間が短い。春の訪れは南に行くほど遅く、秋冷にも早く見舞われる。昔は椿台以南では田の水口にヒエを植えているほどで、農作物の生育期間も短い。

(2) 降水量

年間の降水量は1,500mm～2,500mmであり、降雪量は800cm～1,500cmの降雪を記録、積雪は2mの地域である。月別にみると3、4、5、7、9月が比較的少なく、梅雨期や11月以降の晩秋から12、1月の冬期が多くなっている。田子内、岩井川、椿川の3地区を比べてみると降雪量との関係で、成瀬川の上流に行くにつれて多くなっている。

本村は冬の季節風の影響で、県内でも有数の特別豪雪地帯に指定されている。

(3) 令和3年1月豪雪

令和3年1月から令和3年2月にかけて記録的な大雪となり、令和3年1月7日には、災害救助法が適用となった。この大雪により、建物被害や水路の溢水、農・林業被害など住民の生活に大きな影響を与えた。

(4) 降雨災害

本村では、昭和54年8月4日から5日にかけて総雨量137mmとなる集中豪雨が降り、村内各地で一斉に沢が氾濫した。このため、小五里台から五里台間の国道の路肩が崩れ一時通行止めとなったほか、田子内地区の大沢川の氾濫による流域の道路決壊や住宅への浸水の被害も発生した。また、成瀬川の氾濫により、岩井川地区の川通り地域が浸水し、道路上まで冠水した。

(5) フェーン風とケガツ風

フェーン風とは山を越えて吹きおろす暖かで乾いた風のことであり、日本海中部に発達した低気圧があると秋田県の場合、奥羽山脈を吹きおろす東寄りの風がフェーン現象となる。本村でも東南から「ダシの風」となって温暖な風を送ってくる。また、その後は一般に雨となることが多い。

ケガツ風では、岩手県が冷害に合う年には隣接しているこの地方もその影響を受ける。以前は3、4年に1回ぐらいあった。脊梁山脈に黒雲が幾日かかかり、毎日うちわであおるように吹いてくる寒風が岩井川以南の稲作を冷害にさせる。平年でも冷涼な椿台方面では収穫皆無となることもあった。

昔、稲は晩生種であったためこの風を非常におそれ粟やヒエ等の雑穀を作って備荒を怠らなか

ったのである。フェーン風は「ダシの風」で暖かい宝風であるのに、これはケガツ風である。フェーン風は東南から吹くが、このケガツ風は東風で細かい霧雨が9月ごろ連日降り続き冷害となる。

(6) 集落の災害特性

各集落とも川沿いや沢沿いに集中している。また、殆どの集落が急傾斜地指定の山を抱え、土石流の危険を孕んでおり、降雨、地震のどちらにも共通した災害要因となっている。

3 社会動向

本村の国勢調査や人口動態などによる人口動向をみると、昭和25年の国勢調査による6,045人を最高に、以後は減少をつづけ、令和2年の国勢調査では2,704人となっており、この間の人口減少率をみると、昭和35年から昭和40年にかけての5年間のマイナス12.1%の減少率を最高として、以後5年ごとでは、(S40～S45) 10.9%、(S45～S50) 9.1%、(S50～S55) 2.9%、(S55～S60) 4.8%、(S60～H2) 2.2%、(H2～H7) 4.4%、(H7～H12) 5.0%、(H12～H17) 6.2%、(H17～H22) 9.7%、(H22～H27) 9.1%、(H27～R2) -3.6%と、減少傾向はやや鈍化してきている。

(1) 人口・世帯数

令和2年の国勢調査結果による当村の人口は2,704人で一般世帯数は1,158世帯となっている。平成27年に比べると世帯数で349世帯、人口94人の増加となっている。

4 産業の概要

本村の総面積は203.69km²であるが、その93%を山林原野が占めている（うち57%を国有林が占めている）ことから、少ない農地を有効利用して米を主力に農業を営み、葉たばこなどの畑作物を主な副産物として、93%を占める山林原野からの林産物を採取・活用しながら生計を維持しこれまで発展してきた。しかし近年は厳しい農業情勢と林業の不振、さらに高齢化などの影響により農林業の従事者とその生産量は減る一方となり、反対に給与所得に頼る住民が多くなってきている。

■ 【産業別就業者人口】(15歳以上)

年度 産業（大分別）	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
総数	2,101	1,919	1,777	1,664	1,621	1,445	1,318	1,576
第1次産業	926	586	365	290	282	238	197	148
第2次産業	721	822	851	723	634	534	441	742
第3次産業	454	511	561	651	705	671	680	677
その他	—	—	—	—	—	2	—	—

(出典：国勢調査)

5 交通

本村には県管理の国道が2路線と主要地方道が1路線あり、隣県や隣接市町に連絡できるが、この3路線は降雪期になると山越え・峰越えの通行が不可能となって村を袋小路の状態とすることから、本村の道路交通は夏と積雪降雪期で一変する。一方、国道や主要地方道に接続するための村道は改良率が66.9%（令和4年3月現在）となっており、人家に通じる主な路線は除排雪作業が可能となるよう、計画的な改良が進められている。

また、農道や林道も重要な生活路線として活用していることから、順次計画的な整備改良が進められている。

第7節 防災対策の推進計画（防災ビジョン）

1 基本方針

「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード9.0）」は、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・屋内退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。さらに、近年の大型台風や急速に発達する低気圧の度重なる襲来、平成28年4月の熊本地震による度重なる大規模な地震活動、平成30年9月6日の北海道胆振東部地震による大規模停電や液状化の被害も記憶に新しいところである。

国においては、災害対策基本法が平成24年6月に改正されるとともに、防災基本計画が平成24年9月に修正され、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。さらに、平成25年6月にも災害対策基本法が改正され、自力避難が難しい障がい者や高齢者ら（以下「要配慮者」という。）の名簿作成が市町村に義務付けられるほか、市町村の機能が低下した場合に、国ががれき撤去などを代行できる規定などが新設された。平成27年以降ほぼ毎年、防災基本計画が修正され、令和3年には災害対策基本法等の一部改正が行われた。これらのなかで、防災情報の提供が5段階の警戒レベルによる分かりやすいかたちになるとともに、避難情報が避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うことになるなど、避難情報のあり方を包括的に見直しが行われた。さらに、新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応についても防災基本計画の修正に盛り込まれている。

県においては、防災基本計画の修正等を踏まえ、秋田県地域防災計画が平成29年3月、令和元年12月、令和2年6月に見直しが行われており、本村においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組みを進めていくため、東成瀬村地域防災計画を改訂するものとする。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興の各段階があり、それぞれにおいて、国、公共機関、県、村、住民等が一体となって最善の災害対策をとることが被害の軽減につながる。防災の基本方針は次のとおりとする。

なお、本編は一般災害対策編であるが、防災対策の推進計画については、地震災害を含めた基本方針として記載するものとする。

(1) 「自助」・「共助」・「公助」による「減災」へ向けた取組みの強化

村行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等の様々な主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、住民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していく。

また、住民自身の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」など、「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが

日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組みに立った防災対策を推進する。あらゆる人・団体が緊急対応に参画する仕組みなど、協働（連携）体制による地域防災力の向上を図る方策を進めるとともに、パートナーシップによる地域防災力の向上を目指していく。

（２）自主防災組織の強化

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、様々な災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図る。また、住民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

（３）被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を確保するため、「職員初動マニュアル」の整備・活用を図る。

また、ハザードマップ、防災マップ、防災ガイドブック等の周知・活用による、危険区域の認知等の手法を取り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。

さらに、ライフラインなどの防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備を図る。

（４）災害情報・避難情報等の受伝達体制の充実

情報の受伝達や広報については、通信各社による緊急速報メール等の「災害・避難情報」の提供体制を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

また、豪雪等による孤立対策を含め、村内の山間地や一人暮らし高齢者等への情報連絡体制を充実していくとともに、土砂災害のおそれのある地域においては、住民との降雨状況の確認等、地域住民による情報提供体制についても検討していく。

（５）総合的な風水害・豪雪・土砂災害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風等による風水害等が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、災害危険箇所の安全を確保する必要がある。

また、積雪期には、道路沿いの雪庇等の崩落、雪崩の発生、沢沿いの雪庇等の崩落により鉄砲水などの水害が発生するおそれがある。さらには、山や道路路肩斜面にできた亀裂が融雪水の浸透で崩落する危険もある。

集中豪雨・台風等による河川の氾濫や土砂災害等の被害を軽減するため、今後も河川、砂防施設等の整備、治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化等を図る。

特に、本村の河川・山間部は急傾斜地崩壊及び土石流の危険性が高く、土砂災害警戒区域等の指定が予定されている。このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進を図るとともに、土砂災害警戒情報等の伝達や、避難準備情報・避難勧告・避難指示等の判断基準を的確に運

用し、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

さらに、冬期間の積雪や雪崩等の危険性に対し、村及び関係機関は、孤立防止対策や、高齢者世帯等への支援を含めた除雪体制の強化や雪崩防止対策に努める。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図るとともに、ソフト対策については、要配慮者の避難対策や自主防災活動の強化、ハザードマップ、防災マップ等の作成・活用と、警戒情報などの連絡体制の充実を図っていく。

(6) 要配慮者対策の推進

一人暮らし高齢者や障がい者等（以下「要配慮者（避難行動要支援者を含む。））」という。）の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の状況等を登載した避難行動要支援者台帳を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

(7) 要配慮者や男女双方の視点への配慮

避難所等においては、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を避難所開設当初から設置するように努める必要がある。また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努めていく。

(8) 地震災害対策の推進

昭和45年10月16日、本村を震源域とする秋田県南東部地震（東成瀬地震）が発生し、死亡や行方不明者などの人的被害こそなかったが、家屋の全半壊や道路の決壊など甚大な被害を受け「激甚災害」の指定により復興を図った。

また、本村は、急傾斜地が数多くあり、地震の揺れが震度5クラスになれば肴沢～岩井川にかけてはがけ崩れの発生、狼沢上流域・五里台から大柳沼・草ノ台にかけての山の崩落、国道342号・397号の土砂崩れや道路崩落による通行不能が考えられる。

村及び関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や、災害発生時の被害情報等の受伝達体制の整備、要配慮者の支援を含めた避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、臨時ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、ライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

また、東日本大震災のような広域的な大規模地震災害に際しては、周辺自治体や応援協定締結自治体が被災した場合において、本村への被災者の受入体制の整備を図っていく。

さらに、住民・事業所は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止等、家庭・職場の防火対策や安全対策に努める。

(9) 孤立対策について

本村では、昭和48年の48豪雪時に10日間程隣接町村への道路が通行不能となり孤立した経験がある。原因は、主要道路の除雪が追いつかず、村内も積雪により車の通行ができなくなった。役場所有の四足キャタピラの雪上車があったために集落間はおろろじて往来ができたが、この経験から除排雪重機の充実を図ってきた。

今後も、道路が寸断された場合は孤立の危険は現在でもあり、孤立対策としては、ヘリコプターによる空からの支援のため、大集落ごとに緊急用のヘリポートが必要になってくる。現在、田子内地区には、多目的グラウンドやその駐車場、総合グラウンドがあるが、岩井川地区にはジュ

ネス栗駒スキー場以外になく、ジュネス栗駒スキー場までは橋の崩落、道路の寸断が想定され集落内にヘリポートが必要である。

(10) その他の災害対策の推進

本村におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件等から、雪害、火山災害対策、竜巻・突風、航空機事故、原子力事故対策等が挙げられる。これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、風評被害対策等の取組みを進めるものとする。

第2編 一般災害対策編

第 1 章 災害予防計画

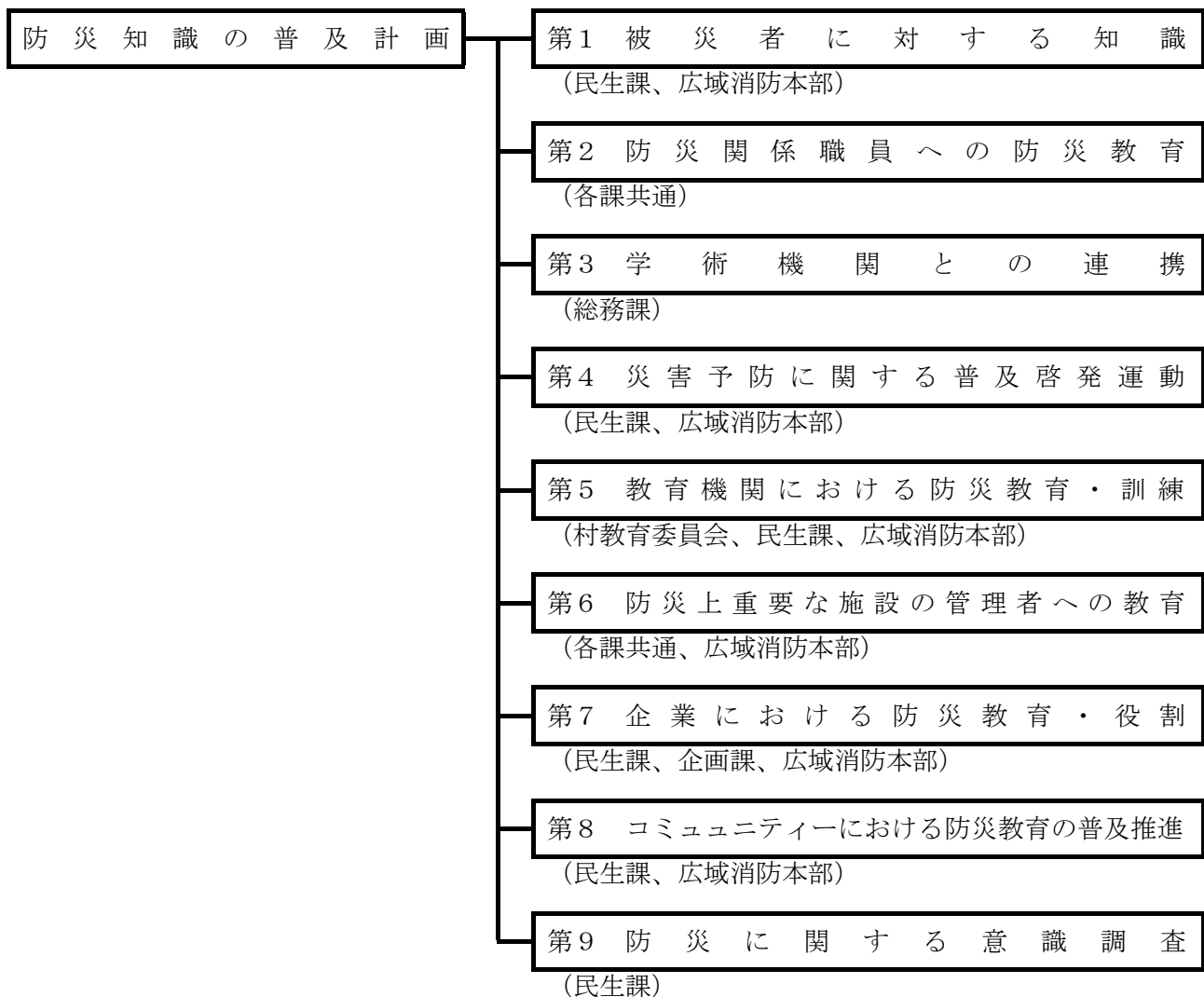
第 1 節 防災知識の普及計画

【計画の方針】

「自らの身の安全は自らが守る」というのが防災の基本であり、住民一人ひとりはその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えと心がけが重要である。村及び県は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動を始め、村、県及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。

また、いつでもどこでも起こりうる大災害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する「住民運動」を展開していくものとする。

このため、村、県及び防災関係機関は、平常時から、擬似体験施設や地震体験車などを活用した住民参加の体験型防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応など普及指導に努める。加えて、指定避難所や仮設住宅等において被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないための防災知識の普及啓発を図るほか、過去の大災害の教訓の収集・整理・保存に努める。



第1 被災者に対する知識（民生課、広域消防本部）

防災知識の普及啓発は、台風や豪雨等の被災事例や災害の発生メカニズムなど基礎知識の説明に止まるものが多い。しかし、最も必要な知識は、自らが被災者となった場合の避難生活及び生活支援に関することであり、特に、被災者の生活支援、並びに住宅の再建支援に関する国、地方自治体、及び公的又は民間金融機関における融資又は貸付制度など被災者の視点から捉えた知識が最も重要である。

1 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、災害から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの災害時の一連行動をとる際に支援を要する方々である。避難行動要支援者には高齢者を始め様々な様態の方がおり、様態に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。

特に、高齢者は、災害時に適切な避難行動をとれるよう、日頃より一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要である。このため、村及び県は、防災・減災への取組を実施する防災部門と、高齢者の生活支援を核となり実施している地域

包括支援センターやケアマネジャーなどの福祉部門との連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

2 避難者のプライバシー

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災の例を見ても避難所の多くは学校の体育館が充てられ、避難所における多くの事例では、避難者のプライバシーを守る間仕切りなどは設置されていない。

このため、村は、避難者のプライバシー保護に関する施策を早期に策定し、これを住民の知識として定着させるための啓発活動に努める。

3 女性の視点から捉えた支援

避難者に対する支援については、男女の特性を考慮せず、全て一律な支援が行われてきた。しかし、多くの避難所の運営事例から、男女の特質の違いを考慮した支援は不可欠であり、このため村は、女性の特質に考慮した支援マニュアルなどを早期に策定し、これを住民の知識として定着させる啓発活動の実施に努める。

第2 防災関係職員に対する防災教育（各課共通）

防災業務に従事する防災関係機関の職員は、災害の発生時に計画実行上の主体となって活動しなければならないことから、災害に関する豊富な知識と適切な判断が要求されるので、今後一層の資質の向上に努める必要がある。

1 防災関係職員の責務・資質の育成

防災業務に従事する村及び防災関係機関等の職員は、災害の発生時において計画遂行上、主体となって活動しなければならない。

防災関係職員に必要な災害の形態に関する知識として、例えば、台風・大雨などの気象災害、航空機・車両などの事故災害、危険物製造施設や貯蔵所等事故による石油・化学薬品等の流出・漏洩及び化学反応などに関する知識がある。

また、これら災害発生時において要求される能力としては、被害情報の収集・処理、被害の拡大予測、二次災害の発生予測、避難情報の発表タイミングなどの予測・判断能力がある。

このため、村及び関係機関は職員に対し、これら知識及び能力を養成及び習得するための基礎・応用教育、実施研修、並びに訓練などについて、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）等の知見の活用にも努めながら、計画的に実施するものとする。

なお、各種取組みを進めるに当たり、村と県が合同で行うなど効果的・効率的な実施に努める。

2 実施項目

(1) 災害現場での実体験

- ① 被災地視察・現地調査
- ② 災害ボランティア活動への積極的な参加

- ③ 被災者の視点に立った状況把握能力の養成
- (2) 防災訓練への参加、検証能力の養成
- (3) 図上訓練への参加、検証能力の養成
- (4) 防災に関する基礎知識の養成
 - ① 東成瀬村地域防災計画の運用に関する事例と課題
 - ② 防災関係法令の運用に関する事例と課題
 - ③ 地域における災害史と災害の特徴
 - ④ 防災一般に関する講習会・研修会等の開催
 - ⑤ その他

第3 学術機関との連携（総務課）

村及び防災関係機関は、秋田大学、秋田県立大学等と連携し、これらの学術機関が有する災害及び防災に関する知識・知見などを研修会等を実施して、住民に啓発を図る。

第4 災害予防に関する普及啓発運動（民生課、広域消防本部）

防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間などを考慮し、次により実施する。

1 実施時期

項 目	名 称	実施期間
雪害予防に関するもの		12月～翌年3月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
風水害予防に関するもの		6月～9月
土砂災害防止に関するもの	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
火災予防に関するもの	春季火災予防運動	4月第1日曜日～1週間
	秋季火災予防運動	11月第1日曜日～1週間
	山火事予防運動	4月1日～5月31日
	文化財予防デー	1月26日
水防・水難事故防止に関するもの	水防月間	5月1日～5月31日
	水難事故防止強調運動	7月1日～8月31日
防災一般	県民防災の日	5月26日
	県民防災意識高揚強調週間	5月20日～5月26日
	危険物安全週間	5月第2日曜日～1週間
	国民安全の日	7月1日
	防災の日	9月1日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日

2 村・県及び関係機関等における普及活動

実施機関	普及方法	備考
村・県	防災意識の普及啓発活動	自主防災アドバイザーの派遣、疑似体験施設・地震体験車の活用等
	東成瀬村地域防災計画の説明・解説	出前講座、研修会などで説明
	災害教訓の収集・整理・保存	〃
	火山噴火、浸水などの防災マップの作成	〃
	パンフレット・リーフレット等の作成	〃
	ラジオ・テレビ広報	スポットCMなど
学術機関（大学等）	防災に関する研究成果の報告、住民アンケートの実施等	講演会、地域研修会等の実施
報道機関	新聞、テレビ、ラジオ	自社広報、特別番組など
教育機関（小・中・高校）	副読本（火山など）、地域の災害史教育、防災マップ	副読本による授業、防災マップの読み方など
各機関共通	インターネット（ホームページ）を活用した情報発信	

なお、村及び県は、防災意識の普及啓発に当たっては、次の内容を盛り込むよう努める。

- (1) 避難情報の理解促進
- (2) 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時取るべき行動
- (3) 過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識やタイミングを逸しない適切な行動（正常性バイアス等に係る知識を含む。）
- (4) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、職場、宿泊施設等の避難場所と避難経路等の確認
- (5) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (6) 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方と大規模広域避難に関する総合的な知識
- (7) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

3 住民自ら行う防災知識の学習・心得

平常時からの取組み	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 2 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油 3 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 4 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え 5 自主防災組織への積極的な参加 6 避難場所、避難所の徒歩による確認 7 地すべり災害危険箇所など、災害危険箇所の確認 8 災害発生時における連絡方法（災害伝言ダイヤル171等）や、災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い 9 村及び県等が開催する防災講演会や研修会等への積極的な参加 10 災害教訓の伝承
-----------	---

災害発生時の心得	1 テレビ・ラジオ等による災害情報の収集 2 防災ラジオ、携帯電話メール等による避難情報及び被害情報の収集 3 「自分だけは大丈夫」と考えず災害に備えた早めの避難 4 その場に応じて最善を尽くす
----------	--

第5 教育機関における防災教育・訓練（村教育委員会、民生課、広域消防本部）

防災知識の普及については、各学校において計画的に実施されており、特に予防措置、避難方法などについては、幼児児童生徒の発達段階及び地域の実態等に応じた指導により、その徹底に努めている。

さらに、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動を通じて防災教育を推進する。

校長等施設管理者は、年度当初に災害時における幼児児童生徒の避難、誘導等の計画を作成し、防災担当者及び教職員全体に計画の徹底を図る。

1 教育活動全体を通じた防災教育

学校等においては、地域社会の実情及び幼児児童生徒の発達の段階に即し、気候変動の影響も踏まえつつ、教育活動全体を通じた系統的・体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

（1）村教育委員会の取組

- ① 各種研究会等を開催し、教職員の指導力を高める。
- ② 各学校等へ専門的な知識を有する外部指導者を派遣する。
- ③ 学校訪問者等により学校防災体制の確認と助言を行う。
- ④ 各学校等で指導の際に活用する副読本や学習参考資料等を提供する。

（2）各学校等の取組

- ① 学校防災体制の見直し
危機管理マニュアル・学校安全計画等の作成、見直しを行う。
- ② 幼児児童生徒に対する教育
各学校等は、幼児児童生徒の安全確保及び防災対応力向上のため、教科指導・学級指導・全体指導など教育活動全体を通じた防災教育を推進する。
- ③ 教職員に対する教育
各学校等は、教職員の安全確保・防災対応力向上のため、校内研修等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の涵養を図る。
特に、登下校中や野外活動時などの不測の事態に備えた対処の仕方等事前指導の徹底に努める。
特に、出火防止、初期消火、避難等災害時における行動力、指導力を向上させる。
また、緊急時に対処しうる自衛防災体制を強化する。

（3）防災訓練の実施

① 防災訓練は、学校行事などに組み入れ教職員全ての共通理解、さらには児童生徒の自主性を重視の上実施する。

② 防災訓練は、学校の種別、規模等の実情に応じ、毎年3回程度実施する。

(4) 防災施設の整備

防災上重要な施設については、施設・器具・用具等の現状について定期的に点検を実施し、常に使用できるよう整備を図る。

特に、ガス等露出配管部分については安全点検の見直しを実施する。

防災上重要な施設、設備、機具、用具などの定期点検を行い、点検結果に基づく補強・改修などを速やかに実施する。

特に、電気・ガスなどの露出配管部分については、安全点検項目の見直しを行い、老朽化等の把握に努める。

(5) 連絡通報組織の確立

災害時における組織活動の円滑を期するため、全教職員の緊急時連絡網等を整備するとともに、特に休日及び夜間を無人化としている学校等については、警備会社等委託先と消防・警察・役場などとの十分な連絡網を確立する。

教職員全ての緊急時連絡網等を整備し、災害時における組織活動の円滑化を図る。

警備会社などへの委託警備については当該警備会社と連絡網の整備を図る。

第6 防災上重要な施設の管理者等の教育（各課共通、広域消防本部）

防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき講習会等を実施して資質の向上に努めている。

老人ホーム・診療所等の要配慮者を収容している施設及び不特定多数の者が利用する施設等の管理者の発災時の対応が非常に重要である。

従って、防災上重要なこれらの施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

1 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察を行い、査察結果に基づく施設の改修又は維持管理の見直しなどを速やかに実施し、災害発生時における対処要領等の徹底に努める。

2 講習会・研究会等の実施

(1) 防火管理者には、講習会、研究会などを通じ、その職責を自覚させる。

(2) 事業所等の防災計画の習熟・検討、過去の災害事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制などに関する研修会等を計画的に実施する。

必要に応じて防災に関する指導書、パンフレット等を作成配布し、防災知識の普及を図る。

第7 企業における防災教育・役割（民生課、企画課、広域消防本部）

企業は、災害時においてその役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の促進に努める必要がある。

このため、村及び県は、各企業における防災意識高揚並びに防災力の向上を図るための、防災に関する取組みの評価などを行うとともに、地域における防災訓練又は防災研修などへの積極的な参加を呼びかける。

第8 地域コミュニティにおける防災教育の普及推進（民生課、広域消防本部）

村及び県は、自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災に関する教育・研修などの推進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第9 防災に関する意識調査（民生課）

住民等の防災に関する意識を正しく把握することは、防災対策上極めて重要であり、これらの調査はこれまで研究機関などで実施されてきた。

村の防災機関は、必要に応じて、住民等の防災に関する意見等を防災意識調査等により把握するものとする。

第2節 自主防災組織等の育成計画

【計画の方針】

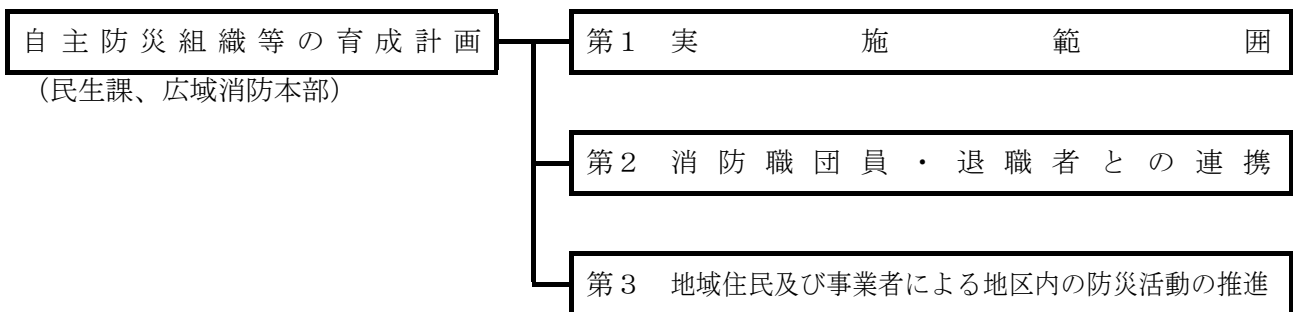
防災の基本は、自分の生命、身体及び財産は自分で守ることである。

住民は、この基本を自覚し、平常時より災害に対する備えを心がけておくことが重要である。

特に、災害発生直後における人命の救助・救急、初期消火活動などについては、消防や警察などの到着を待たずに自主防災組織などの地域コミュニティ団体の協力による救出・救助活動の成果が阪神・淡路大震災や新潟県中越地震で実証されている。

このため、村は県と協力し、災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、参加型の学習機会や防災訓練の実施等、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会等を設け防災意識の高揚を図り、自主防災組織の結成促進に努める。また、既存組織の形骸化防止のため、研修等あらゆる機会を捉え啓発活動を行う。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性の参画を促進するよう努める。



第1 実施範囲

東成瀬村では平成25年度当初において、村内全域で自主防災組織が設立されている。

設立後の課題として組織的訓練の実施があげられており、全村一斉の緊急放送を合図とした避難訓練など、性別や年齢にかかわらず、多様な住民が参加する防災訓練や研修会の実施に努める。

今後も引き続き、自主防災組織の必要性や、役割・活動内容等のパターンを提示して、組織の運営や訓練の実施方法等を提供する等、自主防災活動の推進を図る。

■ 自主防災組織一覧（令和4年4月）

自主防災組織名	住 所	戸 数	集 落 名
滝ノ沢地区自主防災組織	田子内字若宮	86	滝ノ沢
下田地区自主防災会	田子内字下田	43	下田・大橋場
田子内地区自主防災会	田子内字上野	135	田子内
肴沢・蛭川地区自主防災組織	田子内字肴沢	55	肴沢・蛭川

自主防災組織名	住 所	戸 数	集 落 名
平良地区自主防災会	田子内字北蛭川	80	平良
岩井川地区自主防災会	岩井川字東村	168	合居・上野・東村
入道地区自主防災会	岩井川字野頭	45	入道
手倉地区自主防災会	椿川字新屋布	66	手倉
椿台地区自主防災会	椿川字上林	68	椿台・間木・重里台・小五里台
五里台地区自主防災会	椿川字五里台	23	五里台
谷地・天江地区自主防災会	椿川字天江	20	谷地・天江
大柳地区自主防災会	椿川字大柳	16	大柳
草ノ台・菅ノ台地区自主防災会	椿川字草ノ台	11	草ノ台・菅ノ台
合 計		816	

1 村

自主防災組織の結成並びに育成は、災害対策基本法の規定に基づき村が行う。

(1) 自主防災組織の必要性

被災地域では、発災直後から、いろいろな所で火災等が同時発生し、全ての災害現場に消防が駆けつけることは不可能な状態となり、災害発生直後は、公的機関による被災者支援等の緊急対応（『公助』）には限界があると想定される。また、被害を最小限に抑えるためには、発災後早い段階での救助が必要となる。そのような状況の中では、地域住民一人ひとりが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という『共助』の取組みが大変重要となる。

そのためには、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水の実施等、地域単位の自主的防災活動が求められる。これらの役割を担う組織が「自主防災組織」である。

(2) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民が防災活動を行うに適正な規模の地域を単位として設置を推進するものとする。

- ① 地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として、一体性を有する規模で、住民の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

(3) 自主防災組織の育成

- ① 自治会等の自治組織に、防災に関する活動を組み入れることによって、その組織を自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織に対し、その活動の充実強化を図ることによってその組織を自主防災組織として育成する。
- ③ PTA等、地域で活動している組織を活用して、それらの団体を自主防災組織として育成する。
- ④ 少年消防クラブ等の育成と活動を助長させ、将来の自主防災組織活動の素地を養成する。
- ⑤ 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努める。

(4) 防災用資機材の整備・点検

村は、平常時より自主防災組織の消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検、活動拠点の整備促進などを支援する。

(5) 関係機関との連携

村は、各自主防災組織、消防本部、地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動体制の整備に努める。

(6) その他

① 自主防災組織に対する指導援助

ア 村は、自主防災組織による初期消火活動等を迅速、効果的に行うために必要な防災資機材や備蓄品等の整備について積極的に支援する。

イ 計画的にリーダー研修会等を開催するとともに、県及び各種団体が主催する研修会・訓練に積極的に参加させ、指導能力の向上を図る。

ウ 村では、補助事業や助成事業等も活用し、自主防災組織の防災資機材の整備を支援する。

② 自主防災活動の訓練による習熟

自分の住んでいる地区の災害に対する危険性を住民自らが知る機会を設ける意味でも、地域住民皆参加型による、多種多様の災害を想定した訓練の随時実施を推進する。

2 県

(1) 村が行う自主防災組織の結成活動の推進について、指導・支援に努める。

(2) 住民参加型の研修会や情報交換会などを開催し、自主防災組織の必要性やリーダーの育成・支援に努める。

(3) 村に対し、自主防災組織などを対象とした研修会等の開催を指導する。

(4) 自主防災組織などへの、自主防災アドバイザーの派遣や、リーダー講習会の開催、活動活性化に向けた取組などを行う。

3 自主防災組織

自主防災組織は、組織自らが作成する防災計画や村地域防災計画について、防災訓練や研修会などを通じ習熟と検証に努める。

また、防災活動に限らず、平常時の活動についても創意工夫を凝らし、自主防災組織の形骸化防止に努める。

なお、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努める。

■ 自主防災組織の主な活動項目

平常時	1 情報の収集伝達体制の確立 2 火気使用設備及び器具等の点検 3 防災用資機材等の備蓄及び管理 4 地域の避難行動要支援者の把握 5 災害教訓の伝承等、防災知識の普及活動 6 自主的な防災訓練の実施及び県・市町村主催の防災訓練への参加
-----	---

	7 その他
災害発生時	1 初期消火の実施 2 被害状況等の収集・報告、命令指示等の伝達 3 救出救護の実施及び協力 4 避難誘導の実施 5 炊出し及び救援物資の配分に対する協力 6 その他

4 事業所等

危険物の製造又は貯蔵事業所等においては、自衛防災組織の強化を図る。

事業所の防災計画等に基づく防災訓練を計画的に実施し、訓練の結果を検証し、検証により提起された課題を事業所の防災計画に反映させる。

学校、医療施設など多数の住民が利用する施設の管理者は、自衛消防組織などの強化・育成に努め、防火管理体制の強化を図る。

第3 消防職団員・退職者との連携

消防職団員の専門知識と退職者の豊富な経験は、自主防災組織の結成に関するノウハウ、また活動面における豊富な実践経験であり、村及び広域消防本部は、これらの実績を踏まえ消防職団員及び退職者との連携を図ることが重要である。

第4 地域住民及び事業所による地区内の防災活動の推進

村内の一定の地区内の地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、当該地区の村と連携して防災活動を行うこととする。

村は、地域住民等から上記提案を受けた場合、必要があると認める時は、村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3節 防災訓練計画

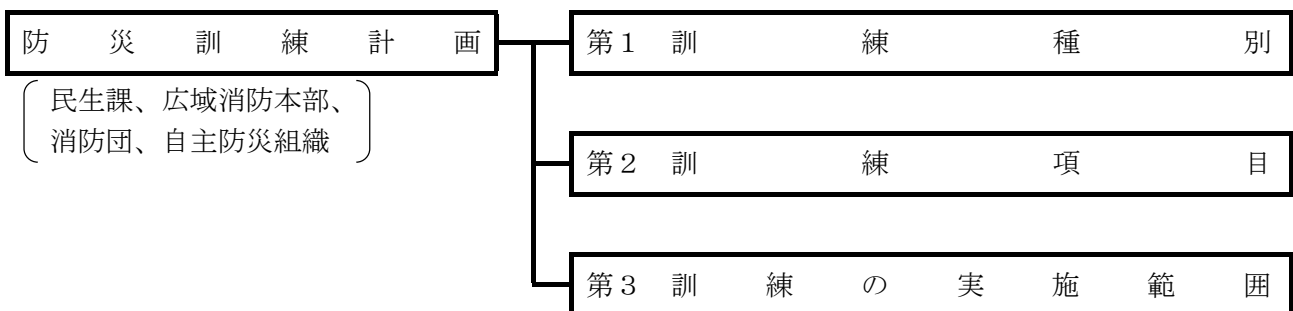
【計画の方針】

災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるため、村、県、防災関係機関、並びに住民等それぞれがとるべき行動を想定した実践的な訓練を計画的に実施するとともに、必要に応じて、複合災害を想定した図上訓練及び実動訓練の実施に努めるものとする。

防災訓練は、村地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と住民との間における協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、さらに、村地域防災計画の検証などに副次的な効果がある。

実施に当たっては、高齢者や傷病者などの避難行動要支援者に対する安全な避難誘導、また、大規模災害発生時における避難所の開設及び運営について、平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、大学等や、企業、自主防災組織等と連携し、女性も参画した地域の災害リスクに基づく防災訓練を定期的実施する。また、避難経路の確認や避難所の開設・運営等について、事前学習、訓練、評価と見直しを繰り返し、日頃からの備えを行う。

また、訓練において、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。



第1 訓練種別

村及び各防災機関は、村地域防災計画並びにそれぞれの防災業務計画に基づいて各種訓練を実施しており、災害応急対策に必要な実践的能力の向上はもとより、一般住民に対する防災思想の普及啓発の上からも、防災上極めて重要な役割を担っている。

1 実動訓練

村、県及び各防災関係機関等は、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等、避難行動要支援者を含めた地域住民と連携した訓練を実施する。

2 図上訓練

村、県及び各防災関係機関等は、地方公共団体及び防災関係機関の各職員、自主防災組織などの地域コミュニティー団体などにおける指揮能力や防災知識の向上を図るため、想定災害を図上でイ

メージした訓練を計画的に実施する。

第3 訓練項目

村、県及び各防災関係機関は、次の訓練を計画的に実施する。

災害防御訓練	1 消防訓練 2 水防訓練 3 特殊災害防災訓練 （1）火山噴火災害 （2）航空機事故 （3）トンネル災害（道路） （4）油・薬液等流出事故 （5）危険物爆発事故 （6）その他 4 避難訓練 5 災害防御活動従事者の動員訓練 6 必要資材の応急手配訓練 7 大規模停電を想定した訓練 8 関係機関との連携による広域避難を想定した実践型の訓練 9 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練 10 その他
応急復旧訓練	1 道路の交通確保 2 復旧資材、人員の緊急輸送 3 決壊堤防の応急処置 4 水道、ガス、電力、通信施設の応急修復 5 石油類等の流出防止等応急修復 6 その他

第3 防災訓練の実施方針

1 村

5月26日（県民防災の日）並びに9月1日（防災の日）を目標に、広域消防本部の指導協力を得ながら、災害や地震発生を想定し、情報の伝達・広報訓練、避難救助・消火訓練を中心に実施に努める。

（1）計画の目的

一般災害が発生したことを想定し、村や防災関係機関、地域住民が有機的に結合し、迅速的確かつ、総合的な実効のある訓練を実施することにより、防災計画の習熟及び防災技術の向上並びに防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

（2）訓練計画表

村で行う防災訓練は概ね次表のとおり計画実施するものとする。

■ 東成瀬村防災訓練計画表

区分	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法	
個別訓練	消防訓練	東成瀬村 消防分署 消防団	火災予防 運動期間 (春、秋)	適宜	図上又は実践訓練。必要に応じ避難など他の訓練と並行して実施する。
	水防訓練	東成瀬村 広域分署 消防団	入梅前	適宜	図上又は実践訓練。必要に応じ国及び県と合同で実施する。
	通信訓練	東成瀬村 消防団 自主防災 組織	県民 防災週間	地域全域	気象予警報、災害情報、命令指示、報告要領を所要の通信手段を使って訓練。必要に応じ動員訓練などと並行して実施する。
	動員訓練	東成瀬村 消防団	県民 防災週間	東成瀬村 役場	応急対策の実施に必要な団員及び職員を迅速に招集するための訓練。必要により通信訓練と並行して実施する。
	避難訓練	各施設 管理者	防災週間	各施設	被災のおそれのある施設内、及び学校、病院、児童施設、福祉施設、集会所等の建物内からの避難訓練。必要に応じ消防、水防訓練と並行して実施する。
	炊出し 給水訓練	東成瀬村	防災週間	適宜	関係機関の協力を得て炊出し、給水について訓練。必要に応じ消防、水防訓練等と並行して実施する。
医療救護 応急手当訓練	東成瀬村 自主防災 組織	防災週間	適宜	関係機関の協力を得た負傷者に対する医療救護訓練又は自主防災組織による応急手当等の訓練。必要により他の訓練と並行して実施する。	
総合防災訓練	東成瀬村	防災週間	各地区持ち回りで実施	関係機関、地域住民が一体となって予想される災害に即応できるよう総合的に訓練する。	
	秋田県	防災週間	13市持ち回りで実施	県が主催する総合防災訓練に積極的に参加し、防災活動能力を向上させる。	

(3) 訓練実施要綱

訓練の実施に当たっては、その都度具体的な実施要綱を作成し、訓練の効率的実施と訓練効果の向上を図るものとする。

(4) 安全管理

訓練の実施に当たっては、訓練参加者の安全について十分留意するものとし、特に自治会、自主防災組織等が行う訓練については、事前に訓練計画を届出させ、「防火防災訓練災害補償制度」の適用等、十分な指導を行うものとする。

(5) 訓練の実施範囲

① 村地域防災計画に定めた訓練

水防管理団体、自主防災組織、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民と連携した訓練に重点を置くものとする。

② 県主催の防災訓練への参加

- ③ 関係機関等が主催する防災訓練への参加
- ④ 市町村共同による訓練の実施
- ⑤ その他必要に応じた防災訓練

3 防災関係機関

それぞれの機関が定めた防災業務計画を基に、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう、これを防災訓練計画に定め計画的に実施する。

4 医療・教育・社会福祉施設、事業所等

医療施設、教育施設、社会福祉施設、学校施設、工場及びその他消防法（昭和23年法律第186号）で定められた事業所（施設）の防火管理者は、それぞれが定める消防計画に基づく避難・誘導、消火及び通報などの訓練を計画的に実施する。

また、事業所においては、地域の一員として村、広域消防本部、並びに地域の防災組織等が開催する防災訓練への積極的な参加に努める。

5 自主防災組織、地域コミュニティ団体等

自主防災組織及び地域コミュニティ団体は、地域住民の防災意識の向上と、災害発生時における避難行動要支援者の迅速で安全な避難誘導などを確保するため、平常時から村、広域消防本部の指導や防災訓練等を通じこれら機関との連携に対する重要性の認識に努める。

実施する防災訓練は、避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営などとする。

また、村は、住民一人ひとりに対し広報ひがしなるせ、防災行政無線、村ホームページ等を通じ訓練参加への呼びかけ、初期消火や避難などの実践的な体験の場を提供する。

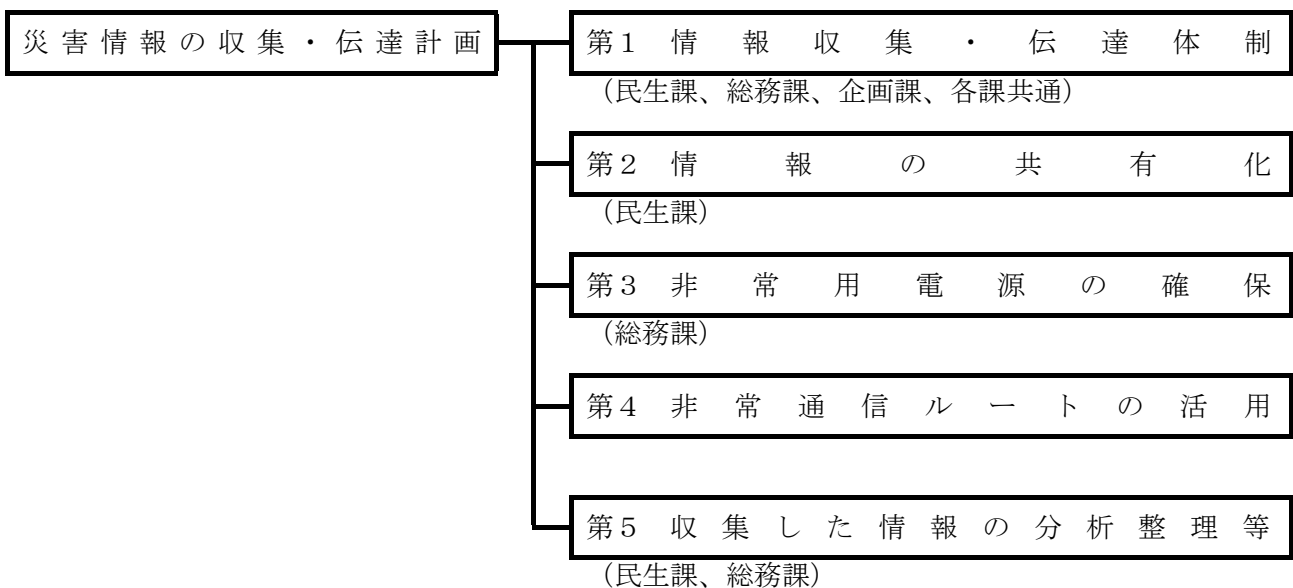
第4節 災害情報の収集・伝達計画

【計画の方針】

災害発生時における迅速・的確な情報の収集及び伝達は、村及び防災関係機関における迅速な初動態勢や、応急対策を迅速かつ適切に実施する上で極めて重要である。

このため、村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるとともに、村及び防災関係機関は、防災情報通信施設の被災防止対策と維持管理の徹底を図り、職員に対しては防災情報通信機器（パソコン・自営無線通信システムなどの端末機等）の操作研修を計画的に実施する。

また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、村及び関係機関は、それぞれの機関が提供、伝達できる情報について、訓練等を通じ実態を把握するとともに、態勢の強化を図るほか、村及び県は、秋田県情報集約配信システムによりアラートへ発信する災害関連情報等の多様化や、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。



第1 情報収集・伝達体制（民生課、総務課、企画課、各課共通）

1 職員の動員

災害が発生した場合には、村並びに防災関係機関はその所掌する事務又は業務に関して積極的に自らの職員を動員して情報収集に当たるものとする。

2 体制の整備

- (1) 村は警報等を住民、水防管理者等に伝達する体制を整備する。
- (2) 村は、指定避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所については、統一的な図記号を利用した分かりやすい、誘導標識や案内板等により住民への周知徹底を図る。

- (3) 村及び防災関係機関は、相互に連絡が迅速、かつ、確実にいけるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。
- (4) 各機関及び機関相互間において情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- (5) 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じインターネット、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- (6) 様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等、村職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、県総合防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、防災行政無線、IP告知システム、携帯電話メールシステム、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービスなど、多様な情報通信手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。
また、村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。
- (7) 村は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の情報から防災行政無線等により自動的に住民への災害情報を広報できるシステムを構築する。

第2 情報の共有化（民生課）

村、県及び関係機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討の上実践的な施策等の策定に努める。また、村、県及び公共機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるよう努める。

第3 非常用電源の確保（総務課）

東日本大震災の際は長時間にわたる停電が発生し、通信システムや無線システム（中継局）等に支障がでた。三陸沿岸の津波の被害を受けた地域は自衛隊、消防、警察等の簡易移動中継局が設置されるまで何日も連絡がとれない地域が発生していた。

本村においても、消防分署の無線は全てバッテリーが無くなり（約8時間対応）、通信不能となり車両無線が感度不明瞭になった。地域内の被害等の把握に威力を発揮したのは役場の緊急用無線システムであったが、これも発電機を中継局まで役場より搬送できたからであり、道路状況によっては中継局が本来の役目を果たせなかった可能性もある。

今後は、各地区との連絡が可能となるよう、移動簡易中継局を重要地区（田子内、岩井川、椿台、大柳）に配置することも必要となっている。

このため、防災行政無線等の情報通信システムを長時間にわたり安定して稼働させるため、日頃から不測の停電に備えた電源の確保対策として、非常用発電機等の非常用電源を設置しておくことが極めて重要である。

1 村及び関係機関

災害時においても住民や避難者に継続的に適切な防災情報を提供するため、各種防災システム（県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、県河川砂防情報システム、村防災行政無線、インターネット、消防無線等を含む。）の非常用発電機等の整備に努める。

なお、非常用発電機を整備した際は、常に十分な燃料の確保と定期的な点検等による品質の保持に努める。また、非常用発電機やシステム等は、浸水等により停止しないよう、機器を浸水想定の高さ以上に設置し、又は浸水対策を施すものとする。

また、システムの構築又は機器の更新に当たっては、停電を想定した非常用電源の確保対策について十分な検討を行い、非常用発電機、無停電電源装置及びバッテリー等の新設又は増設についても考慮する。

【考慮すべきポイント】

- ① 非常用電源を確保すべき時間
- ② 非常用電源（発電機等）の設置高さ、浸水対策
- ③ 保守管理の頻度、更新の考え方 等

第4 非常通信ルートの活用

災害時の円滑な通信を確保するため、非常通信協議会との連携に配慮するとともに、防災訓練等においては、当該協議会と連携して訓練を実施する。

非常通信ルートは、県から内閣府向け（中央通信ルート）、及び県から市町村向け（地方通信ルート）が設定されている。

市町村向けの地方通信ルートは、県防災行政無線（衛星通信ネットワーク）の途絶に備えて、東北地方非常通信協議会構成員の東北地方整備局、各警察本部及び東北電力（株）の自営通信網（有無線）経由で構成されている。

第5 収集した情報の分析整理等（民生課、総務課）

村及び県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用するよう努めるものとする。加えて、被害情報や関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索できるよう、最新の情報通信関連技術の導入や、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集や蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップや防災マップによる災害危険性の周知などに活用する。

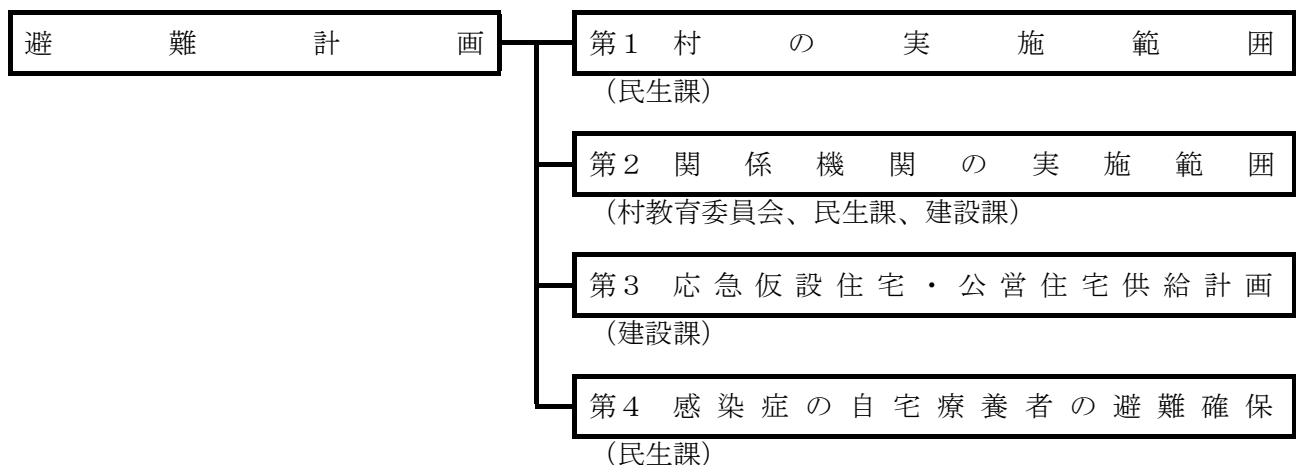
第5節 避難計画

【計画の方針】

大雨・洪水、豪雪などの気象に関する災害が発生した時、又は発生するおそれがあり住民の避難が必要になった時、さらに危険物取扱施設から石油類・薬液などの流出・漏洩事故により、当該漏洩区域住民の避難が必要になったことを想定し、村は避難情報の種類及び伝達手段、また災害の種別に応じた被災しない指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路を定め、これを自治会や自主防災組織において計画的に実施する研修会や防災訓練を通じ、住民への周知徹底を図る。

特に、避難行動要支援者に対しては、避難支援者について本人や家族の希望を尊重しながら民生委員・児童委員の協力を得て選定するほか、避難後に介護や医療が必要になる場合に備え、地域の医療機関、社会福祉施設等との連携を図り、協力体制の整備に努める。

また、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生することから、村、県及び公共交通機関の管理者等は、「むやみに移動を開始しないこと」の広報や帰宅困難者の一時滞在施設の確保に努める。



第1 村の実施範囲（民生課）

避難場所、避難路等については具体的に定めるとともに、継続的にその見直しを行い、住民に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。

1 避難指示等発令のための体制の構築

村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

2 指定緊急避難場所等に関する事項

村は、学校、公園等を対象に、地域の特性を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を

災害の種類ごとにあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、地域の特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策などを踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知を図る。加えて、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、対象とする施設は、必要に応じて県有施設や民間施設等の活用を図るほか、政令で定める指定基準、過去の災害の状況及び新たな知見等を踏まえ、点検及び見直しを適宜行う。

また、指定緊急避難場所等に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず、適切に受入れるものとし、地域の実情や他の避難者の心情などについて勘案しながら、あらかじめ受入れる方策を定めるよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備する。

① 地震災害対策

地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所で、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

② 風水害対策

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

③ 火山災害対策

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全性を有する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

④ 大規模な火事災害対策

木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃

から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることや指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについても、日頃から住民等への周知徹底に努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、民間宿泊施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

〔留意事項〕

村は、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとし、必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するとともに、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。加えて、必要に応じ、電力容量の拡大に努める。

また、村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

加えて、福祉避難所に受入を想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じ、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

〔留意事項〕

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に村教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(3) 指定避難所の運営管理

村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管

理のために必要な知識等の普及に努め、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。加えて、平常時から、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、村においては、感染症患者が発生した場合の対応を含め、庁内各課が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努める。

(4) 避難路

各種災害の特徴等を踏まえ、災害で被災せずに、迅速かつ安全に避難できる道路を複数確保又は必要に応じて整備し、指定する。

(5) 指定緊急避難場所等の環境整備

次の事項に留意し、指定緊急避難場所等の環境整備を図ること。

- ① 非常用電源の配置とその燃料の備蓄
- ② 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備
- ③ 冷房器具、冷房施設等の整備
- ④ 毛布、暖房器具、暖房施設等の整備
- ⑤ プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、感染症の拡大防止等に配慮した環境の整備

(6) 避難の長期化に対応した施設整備（給水体制と資機材の整備）

- ① 住民の避難生活が長期化した場合、必要とする最小限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備する。
- ② 仮設トイレ及び入浴施設など、最小限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤、脱臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- ③ 給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

(7) 指定緊急避難場所等の周知

指定緊急避難場所等の表示や一覧の配布、ハザードマップの作成・配布等により、指定緊急避難場所、避難方法、避難経路等について、住民への周知徹底を図る。

3 避難情報の判断基準

村長は、発生した災害、又は発生が予測される災害の規模等をもとに、迅速で安全な住民の避難又は避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知をする。

なお、国では、高齢者等の避難の実行性を確保することや、避難勧告と避難指示の違いが十分に理解されていないことなどの課題に対応するため、災害対策基本法を一部改正し、令和3年5月から、避難情報を変更し（「避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難」、「避難勧告、避難指示（緊急）→避難指示」、「災害情報発生→緊急安全確保」）、運用を開始したことから、村及び県は、確実に住民や要配慮者利用施設の管理者に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、

避難行動を確実に実施できるよう必要な取組を講ずる。

さらに、村は、避難に関する情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(1) 高齢者等避難

「高齢者等避難」は、避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して早めの避難行動を促進するとともに、高齢者以外の者における必要に応じた普段の行動の見合わせの開始や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するために提供する。

なお、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努める。

(2) 避難指示

「避難指示」は、災害発生の危険性が著しく高い、又は既に発生している災害が拡大することが予想され、避難を要すると判断した時など、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民や観光客等に対し、地域防災計画で指定した指定緊急避難場所又は指定避難所への避難を促すために通知する。

(3) 緊急安全確保措置

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認める時は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

(4) 避難指示等の解除

避難等の必要がなくなった時、避難指示等の解除を通知する。

4 発令基準の設定

村は、国の「避難情報に関するガイドライン」や県の「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を参考に、災害種別ごとに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の具体的な発令基準を設定し、その内容について住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。

5 避難情報に付する事項

- (1) 避難の理由（災害種別・規模・二次災害のおそれ等）
- (2) 避難対象地域、又は地区の範囲
- (3) 避難開始・解除時刻
- (4) 避難誘導、避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の指定など

6 避難情報の伝達手段

村は、村防災行政無線、携帯電話メール、広報車、警察、消防職員、自主防災組織や地域コミュニティ団体などの連絡責任者など、避難情報の伝達体制の整備に努める。

また、消防職員等の巡回による伝達の場合は、住民不在時の伝達手段についてもあらかじめ定めておくように努める。

7 避難者の優先順位の設定

避難の順位は避難行動要支援者を優先するが、村は避難者の状況を的確に判断し、緊急を要する者から順に避難するものとする。

8 要配慮者対策

(1) 要配慮者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の要配慮者との関わりを積極的に持っておく必要があるため、村は広報等を通じたその取組の促進、啓発に努めるほか、老人クラブ活動の円滑な実施に配慮する。

(2) 村は、避難支援時や指定避難所において援助が必要な事項をあらかじめ記載した情報（特に内部障がい者や難病患者は治療や薬剤に関すること）を連絡するための連絡カードの作成を促進する。

また、災害時への備えとして非常持出品（必要な物資や予備薬品等）の準備を啓発する。

なお、要配慮者や避難支援者に対して、地域の防災訓練への参加による自らの指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路の状況把握の促進に努める。

(3) 要配慮者の避難所生活を支援するため、福祉避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄しておくことが望ましい。

また、災害時には避難施設において避難生活をともにする住民との相互扶助の体制づくりに努める。

(4) 社会福祉施設の管理者は、村及び関係機関と連携の上、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平常時から防災組織体制の整備を図るとともに、併せて自治会や自主防災組織などの地域コミュニティ団体との協力体制の整備に努める。

さらに、施設内に食料・飲料水、生活必需品、並びに常備薬等の備蓄とともに、発災後最低3日間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(5) 社会福祉施設の管理者は、災害に備え警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の整備に努める。

(6) 社会福祉施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動をとるための防災教育の実施、並びに施設の周辺環境や建築構造、入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

9 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努める。

10 避難所の開設・運営マニュアルの作成

村長は、「一般避難所の開設・運営マニュアル」及び「福祉避難所の開設・運営マニュアル」を作成する。この作成過程においては、地域を構成する多様な主体の意見を聞き、協議する。

また、これらマニュアルに基づく計画的な訓練の実施と検証を行い、適宜見直しを行う。

なお、マニュアルの作成に当たっては、地域の人口、年齢構成、気候、インフラの整備状況等の地域の状況を勘案し、作成に努める。

11 帰宅困難者支援

村は、「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平常時から広報に努める。

12 男女共同参画の視点を取り入れた体制の整備

村の男女共同担当部局は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における村民生課と男女共同参画拠点施設の役割について、庁内各課、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努める。また、村民生課は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、あらかじめ、その体制の調整に努める。

第2 関係機関の実施範囲（村教育委員会、民生課、建設課）

1 文教関係

村教育委員会・民生課は、学校及び幼児教育施設ごとに、建物の建設年度、構造及び規模、幼児児童生徒数、周辺環境、季節・災害発生予測時刻などを想定した避難計画を作成し、避難経路、避難場所、避難開始基準などを設定する。

また、文教施設との情報伝達手段の整備を促進するとともに、各施設相互間における教職員の連絡体制の整備を図る。

2 医療関係

村及び医療機関は、外来患者の避難及び避難誘導について定める。

3 福祉関係

村及び福祉施設の管理者は、福祉関係施設における入所者への避難情報の伝達手段・方法、職員の任務分担、避難誘導、他施設への移送、並びに介護等について定める。

4 交通機関関係

帰宅困難者に対しては、交通事業者による広報等が重要となることから、交通事業者は、行政やマスコミ等との情報伝達をスムーズに行えるようにするほか、複数の通信手段を使用できるよう合同で訓練を行うなど、関係機関相互間における連絡手段や協力体制を確保し、情報の共有を図る。

また、公共交通機関の運行管理者及び施設の管理者は、帰宅困難者へ提供する防寒用品及び飲料水等の備蓄や、帰宅困難者への対応方法をあらかじめ定めるよう努める。

第3 応急仮設住宅・公営住宅供給計画（建設課）

村及び県は、大規模災害発生時における住民の長期避難を想定し、平常時において応急仮設住宅の建築等に関する連絡体制等を整備するものとする。

- （1）応急仮設住宅の建設可能用地及び建築棟数
- （2）建設に必要な資機材の調達先・供給体制
- （3）入居の選考基準・手続き等
- （4）借上可能な民間賃貸住宅の空き家の把握
- （5）公営住宅の空き家の把握

第4 感染症の自宅療養者の避難確保（民生課）

村は、県（保健所）と連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討と調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行うよう努める。

第6節 防災拠点整備計画

【計画の方針】

村は、災害発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設・設備については、防災点検等を実施し、防災上必要な改修、補強等を計画的に推進する。また、村は、地域防災拠点以外の施設等であっても防災上重要な施設等として、村地域防災計画で位置づける施設等については、今後の防災対策上の施設等の整備について積極的に推進するものとする。

防 災 拠 点 整 備 計 画

(総務課、民生課)

第1 防 災 拠 点 の 整 備 等

第1 防災拠点の整備等

1 地域防災拠点施設の整備

村は、地域の状況に応じて、災害対策本部等の防災活動の拠点としての機能を果たすための総合施設、防災教育施設、備蓄施設、その他地域防災拠点施設にふさわしい施設等の積極的な整備に努める。

2 ベースキャンプの整備等

広域応援部隊は、県が指定した集結地やベースキャンプから被災地に展開する場合のほか、村内にベースキャンプを設置して活動することが想定される。

このため、村は、広域応援部隊のベースキャンプとなる施設をあらかじめ指定し、その運用方法等をあらかじめ検討する。

3 二次物資集積拠点の整備等

村が自ら調達し、又は県に要請した救援物資は、各指定避難所に直接輸送される場合のほか、村内の指定避難所が多数ある場合は、村において、救援物資の受入、仕分け、保管及び出庫を行い、指定避難所等に輸送する施設（以下本節において「二次物資集積拠点」という。）を開設する必要がある。

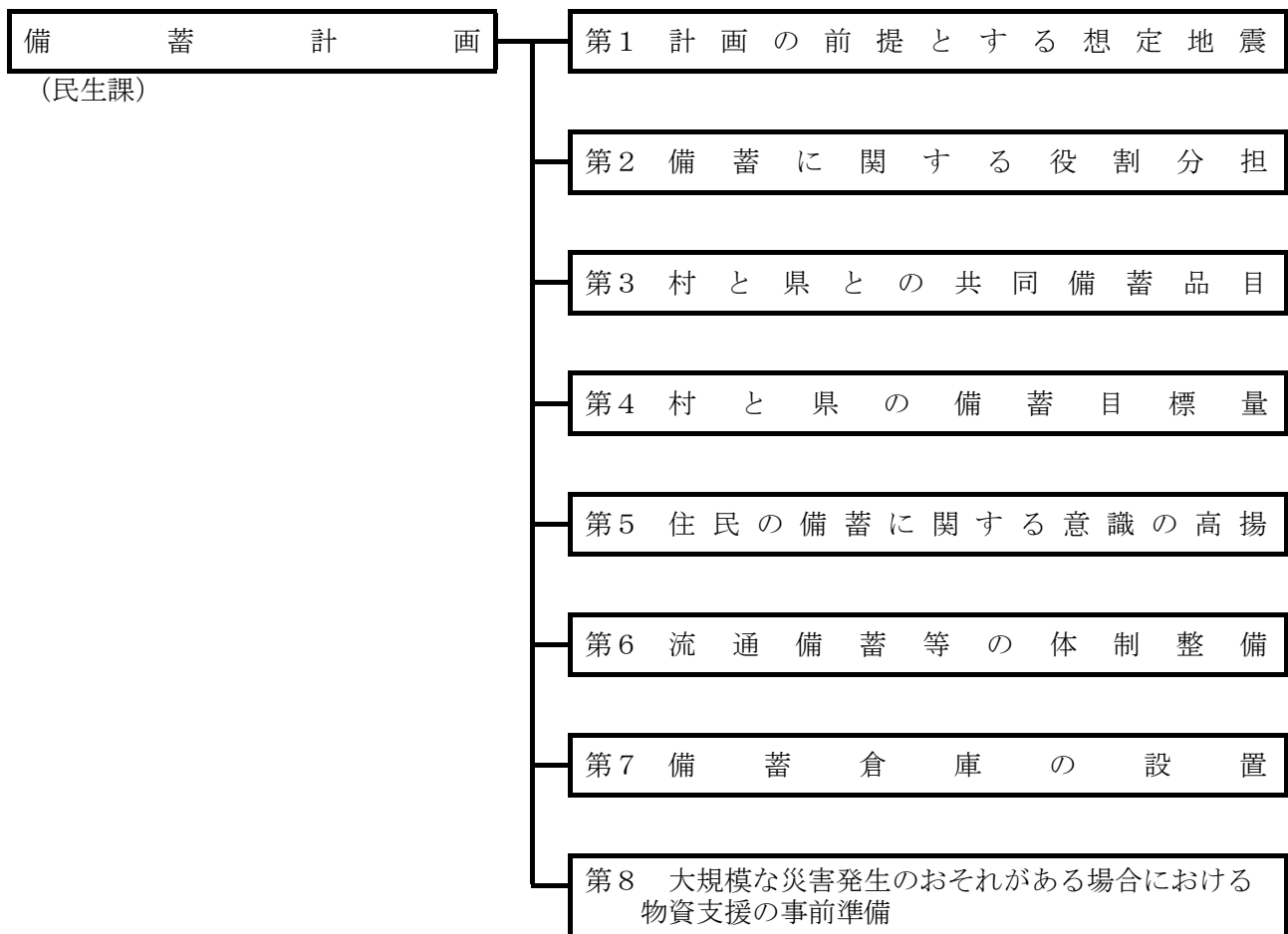
このため、村は、二次物資集積拠点となる施設をあらかじめ指定し、その運用方法等を検討する。

また、二次物資集積拠点の運営及び二次物資集積拠点から指定避難所への輸送等について、倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、村は、これらの事業者との協定を締結するよう努める。

第7節 備蓄計画

【計画の方針】

村及び県は、自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭や自主防災組織等がそれぞれ備蓄するよう啓発するとともに、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識のもと、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、公助による円滑な物資供給の体制整備に努める。



第1 計画の前提とする想定地震

備蓄計画は、村と県の現実的な災害への備えであることから、その前提は、一定程度の発生確率があり、避難者が多くなると見込まれている次の想定地震とする。(秋田県地域防災計画における備蓄計画を参照)

- ・ 想定地震：北由利断層 (M=7.3)
- ・ 発災時期：冬の18時
- ・ 避難者数：139,193人 (発災から1日後の避難所への避難者)

第2 備蓄に関する役割分担

発災から3日間を対象に、自助・共助（家庭や自主防災組織等の備え）と公助（村と県の共同備蓄や他機関からの支援）の役割分担を、次のとおりとする。

【公助】7/10		【自助・共助】 3/10
1/3	2/3	
村と県の共同備蓄：3.2万人分 ※人口割りによる東成瀬村分 ：44人分	流通備蓄等：6.5万人分	家庭や地域の備え：4.2万人分

第3 村と県との共同備蓄品目

村及び県は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない19品目（下記第4の表の品目欄参照）を「共同備蓄品目」と定め、これらを備蓄するよう努める。また、過去の災害等を踏まえ、19品目以外でそれぞれが必要と考える品目や、炊出し用具、段ボールベッド、マスク、パーティションなど、避難生活や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策において必要となる品目を備蓄するよう努める。

第4 村と県の備蓄目標量

共同備蓄品目について村と県が最低限備蓄すべき量は、上記第2及び第3に定める避難者数及び役割分担から下表のとおりとし、村と県の役割分担は、それぞれ1/2ずつとする。

また、市町村は、当該1/2を人口に応じて按分した量と、地震被害想定調査における村の最大避難者数等を考慮し、それぞれの備蓄目標量を設定するとともに、これらを備蓄するよう努める。

区分	品目	村と県が最低限備蓄すべき量
食料品等	主食	328食
	主食（お粥など）	64食
	飲料水	395L
	粉ミルク	112g
	ほ乳瓶	1本
防寒用品	毛布	88枚
	石油ストーブ	1台
衛生用品	トイレ	632回分
	トイレットペーパー	20巻
	紙おむつ（大人用）	19枚
	紙おむつ（子ども用）	14枚
	生理用品	33枚

発電・照明機材	自家発電機	1台
	投光器	1台
	コードリール	1台
	燃料タンク	2台
その他	タオル	88枚
	給水袋	9枚
	医薬品セット	1個

第5 住民の備蓄に関する意識の高揚

村及び県は、各家庭における「最低3日分、推奨1週間分」の食料・飲料水・生活必需品の備蓄や、自主防災組織・事業所等における備蓄や資機材整備など、住民の備蓄に関する意識高揚を図る啓発を推進するとともに、住民意識調査等により定期的にその実態を把握するよう努める。

第6 流通備蓄等の体制整備

村及び県は、必要な物資等を民間事業者・国・他の自治体等から速やかに支援を受けられるよう、災害協定の締結や訓練の実施、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した備蓄物資や物資拠点の登録等により、平常時から体制整備に努める。加えて、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先や要請手続等について、あらかじめ確認するよう努めるものとする。

なお、民間事業者等からの支援物資の円滑な受入等の体制整備については、本章第6節「防災拠点整備計画」に定めるところによる。

第7 備蓄倉庫の設置

村は、災害時に避難された方々に速やかに備蓄物資を提供できるよう、指定避難所となる施設に備蓄するよう努める。

第8 大規模な災害発生のおそれがある場合における物資支援の事前準備

村及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認に努める。また、登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、速やかな物資支援を行うための準備に努める。

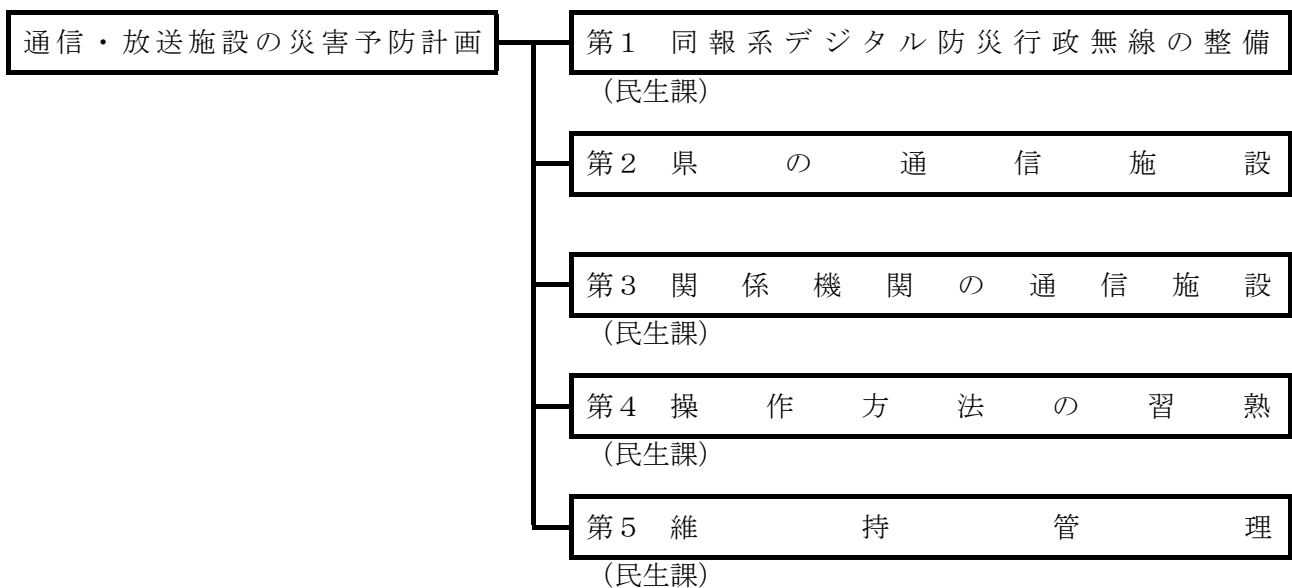
第8節 通信・放送施設の災害予防計画

【計画の方針】

災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要である。

このため、村、県及び関係機関は、通信及び放送施設を災害から防護するために必要な対策の実施と通信の途絶を防止するため、通信施設の維持管理強化を図る。

さらに、関係機関における相互連絡、並びに迅速な情報の共有化を図るため、関係機関をネットワーク化する通信システムの整備が必要である。



第1 同報系デジタル防災行政無線の整備（民生課）

村は災害時における緊急通報体制の確立を図るため、平成26年度に同報系デジタル防災行政無線設備を整備している。

1 デジタル防災行政無線局等の整備の促進

東日本大震災では長時間の停電により、有線による情報伝達は不通となった。このため村では、これらを教訓として、平成25年度から2ヶ年度で、同報系デジタル防災行政無線を整備し、各集落への屋外スピーカーの設置と戸別受信機の全戸への取付を行い村内一体となった通信網の整備を図る。

2 機器の点検・整備

各無線局は、災害時に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図るとともに、送受信装置、空中線等の無線局設備について、定期的に点検整備を実施し、特に降雨時及び降雪期後に巡回点検を行い、機能の維持に努める。

3 関係機関との調整及び災害時通信の確保

平素から関係機関との円滑な調整に努め、災害時の通信を確保する。

第2 県の通信施設

1 秋田県総合防災情報システム

秋田県総合防災情報システムは、県本庁と県出先機関、県内市町村、防災関係機関等の機関を光ファイバーによる専用回線と衛星携帯電話回線の2ルートで構成されており、このうち、衛星携帯電話回線は専用回線のバックアップ回線である。

2 水防・電気事業用通信施設等

ダム管理事務所には水防用、県発電事務所には電気事業用の無線通信施設、また、河川情報などの水防用テレメーターシステムの固定無線局、さらにはこれら無線局を管理するための移動系無線通信システムが整備されている。

第3 関係機関の通信施設（民生課）

1 警察無線施設

無線設備については、警察署、駐在所及びパトカー等に設置されており、各種災害の際には、迅速に対処できる体制が整備されており、災害時における緊急通信の確保のため関係機関相互の協力が得られるよう体制の整備に努める。

2 アマチュア無線・タクシー無線等の通信施設

民間無線の活用については、災害情報の協力を得られるようアマチュア無線及びタクシー業務無線局と情報の提供について協力体制の推進を図る必要があるため、災害時に情報提供が得られるよう体制整備を推進する。

3 災害時優先電話の指定推進

災害時は通信輻輳など通信障害が考えられるので、防災機関等についての災害時優先電話をNTT東日本の協力を得ながらともに推進する。

第4 操作方法の習熟（民生課）

村は、定期的な研修会や訓練等を実施し、情報通信機器やシステムの操作方法の習熟を徹底するものとする。

第5 維持管理（民生課）

各無線局は、日常点検及び定期点検による予防対策と併せ、故障発生時においては迅速に適切な措置を講じ、常時使用可能な状態に維持するものとする。

第9節 水害予防計画

【計画の方針】

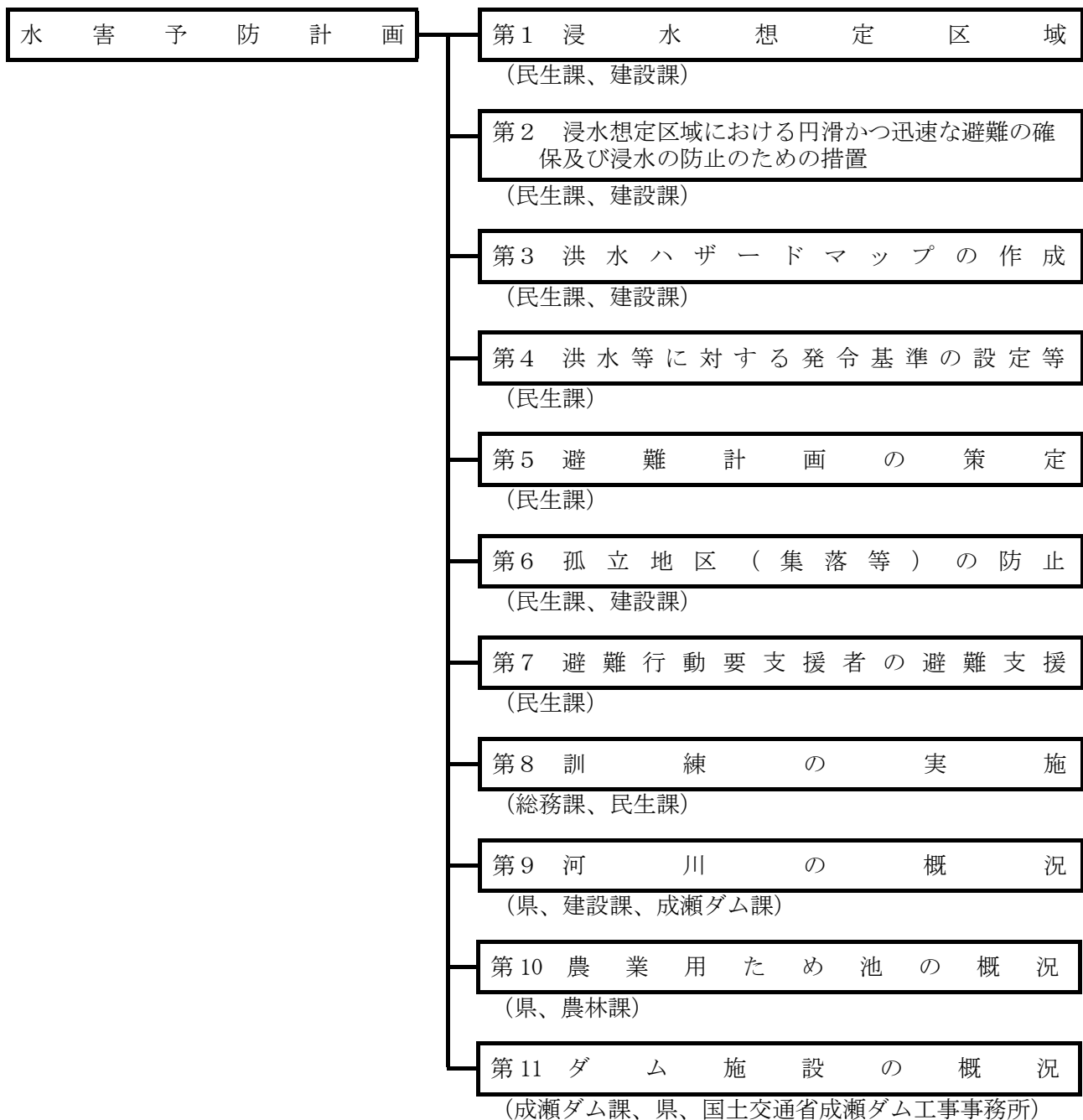
村の区域における洪水による災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減するため、水防管理団体（村）の水防に関する業務分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑化を図る。

水防管理者（村長）は、平常時より水防活動の体制整備を行い、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

また、村の区域内の河川の水位情報を、早めの避難情報等の発令に活用するなど、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供のほか、災害時にとるべき行動についての普及啓発に努めるものとする。

加えて、村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水等に対するリスクの評価について検討し、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

あわせて、村及び県は、河川について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるほか、河川等の管理者は連携し、洪水被害の軽減に努める。



第1 浸水想定区域（民生課、建設課）

村は、村の区域内の河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として、ハザードマップ等により住民に周知する。

また、村長は、国土交通大臣及び知事による洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握した時は、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（民生課、建設課）

村は、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 洪水に係る避難訓練に関する事項
- (4) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (5) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ① 要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
 - ② 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

第3 洪水ハザードマップの作成等（民生課、建設課）

村は、上記3（1）～（5）に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措置を講じることとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第4 洪水等に対する発令基準の設定等（民生課）

村は、洪水に対する住民の警戒体制として、村の区域内の河川等について、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

第5 避難計画の策定（民生課）

1 避難情報の発表基準

村長は、洪水ハザードマップに基づく高齢者等避難、避難指示の決定・通知基準、並びに避難行動の開始基準などを定める。

2 避難情報の伝達手段

村長は、避難情報の伝達手段として、防災行政無線などの通信施設の整備・高機能化などの促進を図る。

3 避難路・避難場所及び避難所の周知

村長は、想定される洪水の被災を受けない避難路、避難場所及び避難所（民間の宿泊施設を含む。）を定め、これらを洪水ハザードマップに掲載する。

また、住民説明会の実施、広報紙への掲載、さらに統一的な図記号等を利用した、わかり易い誘導標識や案内板などを設置し、住民に対する周知徹底を図る。

4 避難所の開設・運営マニュアルの策定

村長は、避難所の迅速な開設、並びに円滑な運営に必要なマニュアルの作成に努める。

また、マニュアルに基づく住民参加型の実践的な訓練の実施・検証を行い、この結果を踏まえたマニュアルの見直しや施設の改修、並びに物資の備蓄や必要な資機材の整備に努める。

第6 孤立地区（集落等）の防止（民生課、建設課）

村は、県と協力し、豪雨・洪水などから地区又は集落の孤立を防止するために次の事項を定める。

- (1) 孤立予想地区又は集落
- (2) 迂回路
- (3) 衛星携帯電話などの通信手段
- (4) 生活必需品の備蓄
- (5) その他必要のある対策

第7 避難行動要支援者の避難支援（民生課）

村は、避難行動要支援者の避難支援を安全・確実に実施するための「要配慮者避難支援プラン」の作成に努める。

第8 訓練の実施（総務課、民生課）

村は、村職員、医療機関、自主防災組織などの地域コミュニティ団体及び関係機関等に積極的な参加を呼びかけ、避難誘導訓練や避難所運営訓練の計画的な実施に努める。

さらに、訓練結果を検証し、職員の動員体制・役割、組織体制、並びに必要な資機材等の見直しなど現実に対応できる避難体制の整備を図るものとする。

第9 河川の概況（県、建設課、成瀬ダム課）

1 河川の現況

本村は、県が管理する1級河川の成瀬川、大沢川をはじめ、村管理河川が数十箇所あるが、昭和23年の大沢川の氾濫の後には、築堤、砂防、その他改修工事や災害復旧事業等を促進し、水災害防止に対処している。

2 河川の適正管理

1級河川の成瀬川、大沢川をはじめとする大小河川が多いため、必要に応じ、洪水時の水位を低下させる河道掘削等の河川の適正な管理に努める。

3 パトロール等の実施

河川、堤防等の河川施設については、堤防の決壊防止を図るため河川巡視員によるパトロール等を実施し、安全管理に努める。

4 治水対策の推進

成瀬ダム事業等の治水対策を推進し、災害の防止と河川の保護を図る。

5 集中豪雨対策

本村の山地は集中豪雨、長雨及び春期気温上昇に伴う融雪等に浸食されやすい土壌にあるため、県及び関係機関の災害危険箇所の状況を把握し警戒に努めるほか、整備を促進し土砂災害対策を十分に行うものとする。

6 河川管理施設

（1）施設、設備の点検

施設管理者は、河川管理施設について、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づき診断を実施する。

（2）耐震性の強化

診断結果を踏まえ、重要度に応じて耐震補強推進する。

7 その他

短時間の多量の降雨に対処するため、側溝・雨水路の清掃、整備対策を講ずる。

第10 農業用ため池の概況（農林課）

1 農業用ため池の現況

農業用ため池は、その多くは、築造された年代が古く、老朽化が進行しているほか、農業従事者の高齢化や担い手不足により管理能力が低下しているため池も見られる。

台風や豪雨等によりため池が決壊した場合には、農業用水の供給源としての機能の停止や下流域の住民・住家等に大きな被害が予測されるため、平成30年度から令和元年度に新たな基準で再選

定された防災重点ため池を中心に、次の対策を実施する。

- (1) 村及び県は、地震や豪雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。
- (2) 防災重点ため池のうち決壊した場合に下流への影響度が高いと判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事を実施する。
- (3) 施設の管理者は定期的に施設の安全点検を行い、出水期に備えた管理施設の点検整備を行う。
- (4) 老朽化したため池についても、農村地域防災減災事業等の制度を活用し、計画的な補強・補修に努める。

第11 ダム施設の概況（成瀬ダム課、県、国土交通省成瀬ダム工事事務所）

1 ダムの現況

建設中の成瀬ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、農業用水の補給、水道用水の供給、発電などの多目的ダムとして完成が待たれている。

2 成瀬ダム

早期完成に向け関係機関とともに要望をしていく。

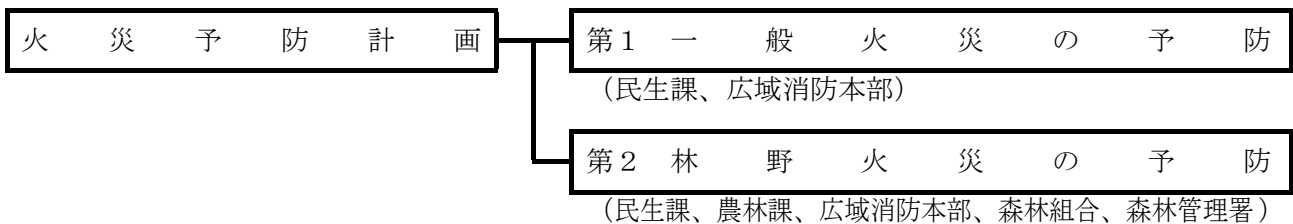
<参考> 資料編 第10 災害危険箇所に関する資料 第13 水防に関する資料

第10節 火災予防計画

【計画の方針】

火災は最も身近な災害であるが、いったん火災が発生すると尊い人命と財産を一瞬にして失うとともに、強風や乾燥などの気象条件下によっては、火災旋風の発生が予測され、地域全体の消失と多くの死傷者の発生が想定される。

このため、村及び広域消防本部は、火災発生 of 未然防止と延焼被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。



第1 一般火災の予防（民生課、広域消防本部）

村、広域消防本部及び県等が一体となった消防力の充実強化、火災予防組合等の組織化の推進、並びに住民への防火思想の普及を図り、これを火災の未然防止に生かす。

1 村の実施範囲

(1) 消防力の強化、消防施設の充実

消防分署は広範囲に災害が発生すると対処が困難となり、緊急消防援助隊が現地入りするまでは少なくとも半日以上かかることもある。また、東日本大震災の際は、道路が寸断され消防活動の阻害となった。そのためにも各地区に可搬ポンプの充実を図る必要がある。

一方、公設消防水利については湯沢雄勝管内では特に充実しているが、冬期の水利確保については困難な地区もあるため、現況を調査し、さらなる充実を図る。

防火水槽については、平成24年度に耐震性水槽を岩井川地区防災センター前に整備しており、引き続き耐震性防火水槽を整備していく。

- ① 消防団員の充足確保を図る。
- ② 消防施設、機械器具等の整備充実とその配備に努める。
- ③ 消防水利の整備を推進し、火災危険度の高い地域に重点的に整備を図る。
- ④ 消防団員に対し、県等が実施する火災予防及び防災に関する教育訓練に参加させ、知識及び技術の向上を図る。

(2) 火災警報等の発令

村長は、火災気象通報を受けた場合のほか、気象の状況が火災予防上危険であると認める場合は、遅滞なく火災警報等を発令する。

- ① 火災気象通報

消防法第 22 条に基づく気象状況の通報は、次の基準により乾燥注意報及び強風注意報によって発表する。

- ア 最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下の見込みの時。
- イ 実効湿度 70%以下で、平均風速 8 m/s 以上の見込みの時。
- ウ 平均風速 10m/s 以上の見込みの時。ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

■ 火災警報発令の基準

区 分	基準	周知の方法	対 策
火災警報	(1) 実効湿度 70%以下で最低湿度が 40%を下回り最大風速が 6 m/s をこえる見込の時 (2) 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みの時	(1) 防災行政無線 (2) 広報車等 (3) サイレン (4) 消防自動車	(1) 住民への周知 (2) 地域内のパトロール

(3) 予防査察の実施

消防長は、火災予防の徹底を期するため防火対象物、危険物製造所等、特殊防火対象物に対して、定期的又は随時に消防職員の立入検査を実施し、防火管理の指導、消防用設備の改善勧告を行う。

(4) 防火管理者制度の徹底

学校、診療所、工場、旅館、興業所、文化財等、防火対象物における防火管理者制度を徹底させる。

(5) 火災予防条例等の普及徹底

住民に対し、火災予防の規制に関する普及の徹底や住宅用火災警報器の設置促進に努める。

(6) 自主防災組織等の火災予防体制の充実強化

- ① 自主防災組織では初期消火器具、住宅用火災警報器等の設置を推進し、火災予防体制の充実強化を図る。
- ② 家庭には消火器具の設置について指導し、初期消火体制の充実を図る。

第 2 林野火災の予防（民生課、農林課、広域消防本部、森林組合、森林管理署）

村の 93%を占める山林原野を火災から守るため、国、県及び関係機関と協力して消防機材の整備と火災の未然防止に努めている。

林野火災による焼失の回復には長い年月と多大な労力を費やし、社会的損失は極めて大きなものとなる。このため、村、広域消防本部、県、国等及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

1 関係機関との連絡調整

村、広域消防本部及び雄勝地域振興局農林部は、山火事の予防と消火体制等について、村教育委員会、警察のほか、森林・林業関係者と連携した取組を行う。

2 広報・啓発の充実

山火事が多発期において重点的に広報宣伝を行い、山火事予防に関する普及啓発を図る。

- (1) 山火事予防運動（4月1日～5月31日）の実施
- (2) ポスター、表示板等の設置
- (3) 学校教育を通じての山火事予防に関する普及啓発
- (4) 報道機関を通じての啓発宣伝

3 林野火災予防対策

林野火災発生原因の大部分が人為的なものであることと気象条件がきわめて大きな要因であるので、気象予警報を把握し気象状況に応じた対策が必要である。

これらを鑑み、村、県及び関係機関は次の対策を推進する。

(1) 一般、入山者対策

- ① たばこ、たき火による失火予防の啓発を図るため、掲示板等を設置する。
- ② 林野火災発生危険時期に森林火災予防週間を設定して、火災予防を啓発する。
- ③ 防火線、防火樹帯の設置を図る。
- ④ チラシ等により、失火についての啓蒙を図る。
- ⑤ 森林火災予防巡視員を配置する。

(2) 火入れ対策

- ① 火災警報発令中、又は気象状況によって火入れを中止させる。
- ② 火入れに関する現場責任者を配置させる。
- ③ 道路整備、その他の事業責任者は、林野の所有者、又は責任者、及び広域消防東成瀬分署と協議し、林野火災の予防対策について万全な措置を講じる。

(3) 消火施設等の整備強化

村及び関係機関は、林野火災の容易な消火、拡大防止のため、防火帯の作設、及び補修、防火林の造成、消火機器の整備等消火施設、又は設備の整備強化を図る。

(4) 空中消火対策

林野火災現場の地形、延焼規模、その他諸般の状況から、空中消火が適当であると判断される時は県消防防災ヘリコプターを要請する。

(5) 林内事業者対策

- ① 林内事業者は、下記責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- ② 事業箇所喫煙所並びにたき火場を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。
- ③ 道路整備、その他の事業責任者は、林野の所有者、又は責任者、及び広域消防東成瀬分署と協議し、林野火災の予防対策について万全な措置を講じる。

4 広域応援消防体制の整備

隣接市町との相互応援体制の確立を図る。

5 訓練の実施

林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、年1回以上訓練を実施して、消火技術の向上を図る。

<参考> 資料編 第8 派遣、応援に関する資料
第12 消防に関する資料

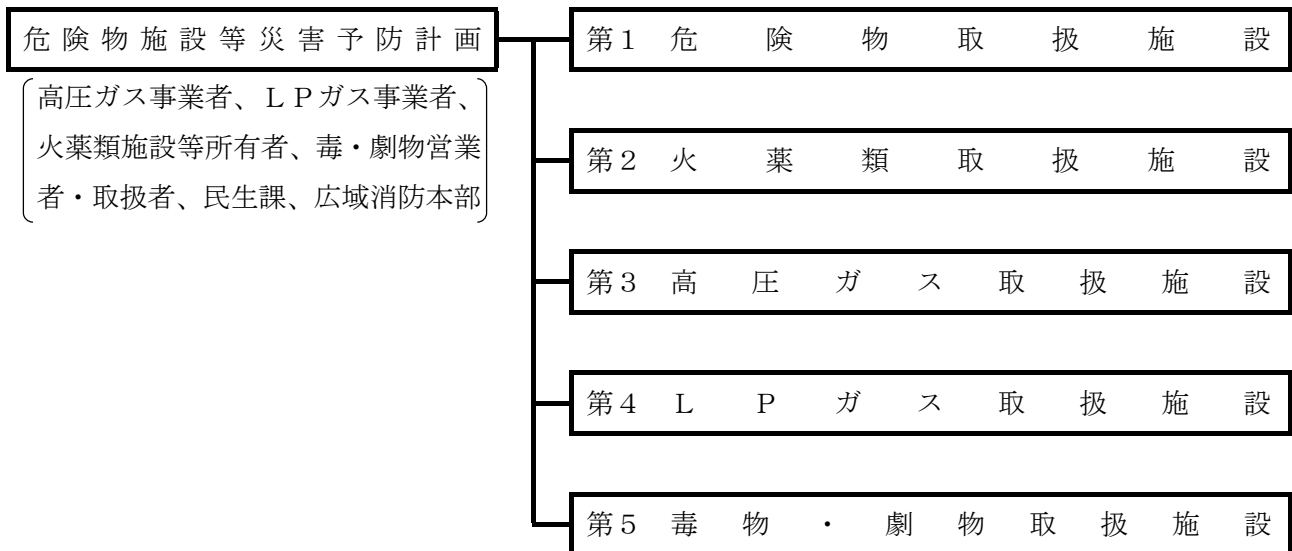
第11節 危険物施設等災害予防計画

【計画の方針】

危険物施設等による災害の発生及び拡大を防止するため、防災関係機関及び関係事業所は、安全規則の遵守等、適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制を確立して安全確保を図る。

また、地震動による危険物製造・貯蔵施設等の倒壊・損壊、製造・貯蔵薬液等の爆発・漏洩事故の防止を図るため、防災関係機関並びに関係事業所は、施設の耐震診断・改修の推進、さらに維持管理の適正化、防災資機材の整備・拡充と併せ、自衛消防組織等の保安体制の強化に努める。

加えて、関係事業所は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。



第1 危険物取扱施設

1 現況

産業構造及び生活様式の変化に伴い、危険物（石油類等発火性、引火性のある物）の需要が年々増加している。村内の危険物取扱事業所数は4施設となっている。

2 施設及び設備の維持管理

- (1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努め、併せて定期的に点検を実施し、施設を常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。
- (2) 監督関係機関は、随時施設の立入検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安について指導する。

3 資機材の整備

- (1) 村及び広域消防東成瀬分署は、各種消火剤等の備蓄を図り化学消防力をの向上させるを図る。
- (2) 施設の管理者は、消火設備や消火剤等の備蓄、連絡通報のための資機材の整備を促進する。

4 教育訓練の実施

- (1) 県及び広域消防本部は、施設の管理者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に対する講習会、研修会等を実施して、管理保安に関する知識・技能の向上を図る。
- (2) 施設の管理者は、従業員に対する訓練を実施して、地震発生時における対処能力を向上させる。

5 自衛消防組織の強化

自衛消防組織の充実を図るとともに相互応援の体制を整備する。

6 応急対策にかかる計画の作成等

施設の管理者は、施設の所在地域における浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の確認を行う。また、確認の結果、風水害により危険物等に係る災害が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討を行うとともに、応急対策のための計画の作成に努める。

第2 火薬類取扱施設

1 現況

村内の火薬類の貯蔵、取扱施設等については、採石場2カ所に4棟設置されている。

2 施設及び設備の維持管理

- (1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。
- (2) 監督関係機関は、定期的に保安監査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設及び設備が基準に適合するよう指導する。

3 資機材の整備

村及び広域消防東成瀬分署は、災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

4 教育訓練の実施

- (1) 保安講習会及び技術研修会を実施して、管理・保安に関する知識技能の向上を図る。
- (2) 訓練の実施を通じて、地震発生時における対処能力を向上させる。

5 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

第3 高圧ガス取扱施設

1 現況

現在のところ高圧ガス取扱い施設はないが、今後取扱い施設が設置された場合は下記の対策をとることとする。

2 施設及び設備の維持管理

- (1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。
- (2) 関係検査機関は定期的に保安検査を実施し、施設及び設備の改善について指導する。

3 資機材の整備

村及び広域消防東成瀬分署は、災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

4 教育訓練の実施

- (1) 地区別、業務別の保安講習会等を実施し、施設及び設備の改善について指導する。
- (2) 施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識技能を向上させる。
- (3) 訓練の実施を通じて、地震発生時における対処能力を向上させる。

5 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

第4 LPガス取扱施設

1 現況

村内のほとんどの一般家庭でLPガスを使用している。

2 施設及び設備の維持管理

- (1) 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。
- (2) 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

3 資機材の整備

村及び広域消防東成瀬分署は、災害の発生及び拡大防止、災害応急復旧のための資機材を整備する。

4 教育訓練の実施

- (1) 地区別、業種別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識技能の向上を図る。

(2) 訓練の実施を通じて、地震の発生時における対処能力を向上を図る。

5 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

第5 毒物・劇物取扱施設

1 現況

村内には毒物、劇物の販売業等で業務の取扱い上届出を要する施設、その他届出を要しないが比較的多量の毒物、劇物を常時取扱っている施設がある。

2 施設及び設備の維持管理

- (1) 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に保持する。
- (2) 監督関係機関は、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

3 防災体制の確立

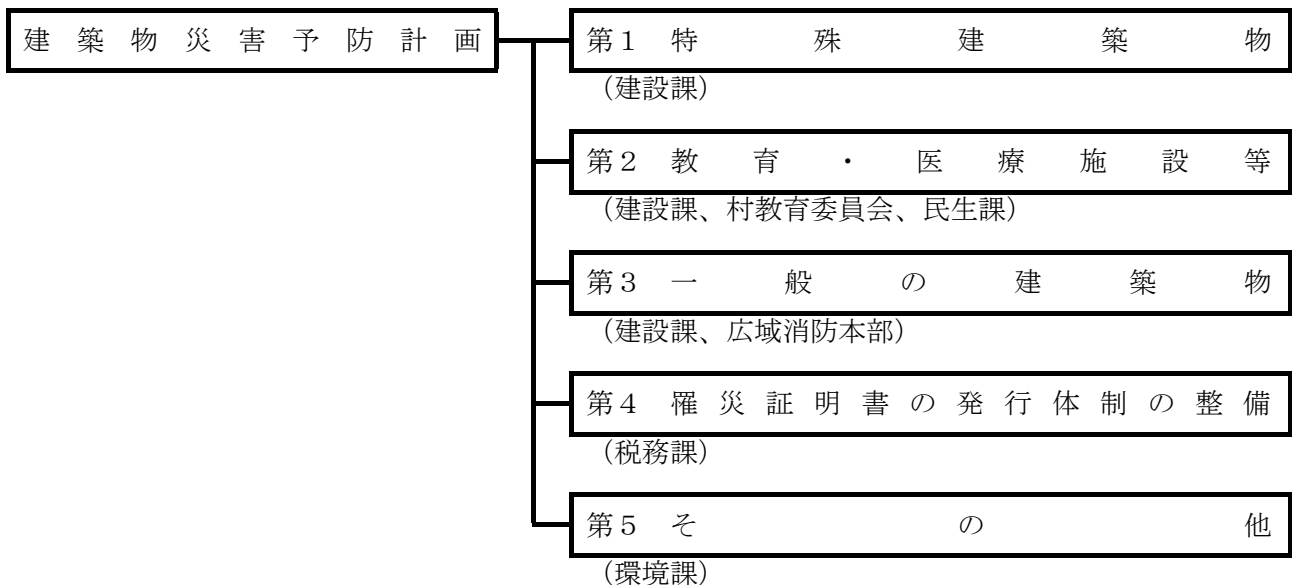
施設の管理者は、毒物及び劇物の管理責任を明確化するとともに、地震発生時における連絡通報、応急措置が的確に実施できるよう防災体制を確立する。

<参考> 資料編 第14 危険物等に関する資料

第12節 建築物災害予防計画

【計画の方針】

建築物の耐火・不燃性の建築物の促進を図るとともに、災害危険区域の指定による建築物の移転及び規制により、建築物の防災化を図る。



第1 特殊建築物（建設課）

1 特殊建築物の範囲

特殊建築物は、学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。（※本村に立地しない建築物の種別を含む。）

2 特殊建築物の予防対策

- (1) 特殊建築物の被害を防止するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づき指定された用途で一定規模以上の建築物に対して、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理に努める。
- (2) 学校、病院、工場、事業場その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備の整備、防火管理者の配備及び消防計画の策定等を促進し、併せて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。
- (3) 建築監視員制度の実施

建築基準法に基づき、建築監視員を命じ、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止などの必要な措置を行い、建築物及び人的被害の防止を図る。

第2 教育・医療施設等（建設課、村教育委員会、民生課）

医療機関、学校、公共施設等の施設について、各施設管理者が施設の防災点検及び耐火・不燃性の確保に努める。

第3 一般の建築物（建設課、広域消防本部）

1 知識の普及活動

建築関係法令の徹底により安全性の確保に努めており、また、防災査察を実施して防災性能の向上と維持保存に関する知識の普及を図っている。

特に、不特定多数の人が利用する特殊建築物に対しては、年2回の「建築物防災指導週間」を中心に防災査察を実施して、防災改修の促進に努めている。

2 防災診断・改修の促進

- (1) 街区における耐火・不燃化を指向し、建築物の災害を予防する。
- (2) 防災診断及び各種融資制度の周知によって、防災改修の促進に努める。
- (3) 雪による建築物の倒壊防止又は屋根からの落雪事故防止のため、降雪前における建築物の点検、適時の雪下ろし指導などを実施する。

3 その他

村は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第4 罹災証明書の発行体制の整備（税務課）

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるほか、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

なお、応急危険度判定が実施された場合には参考とすることも考えられることから、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局は、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

第5 その他（環境課）

災害によって被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止するため、環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。

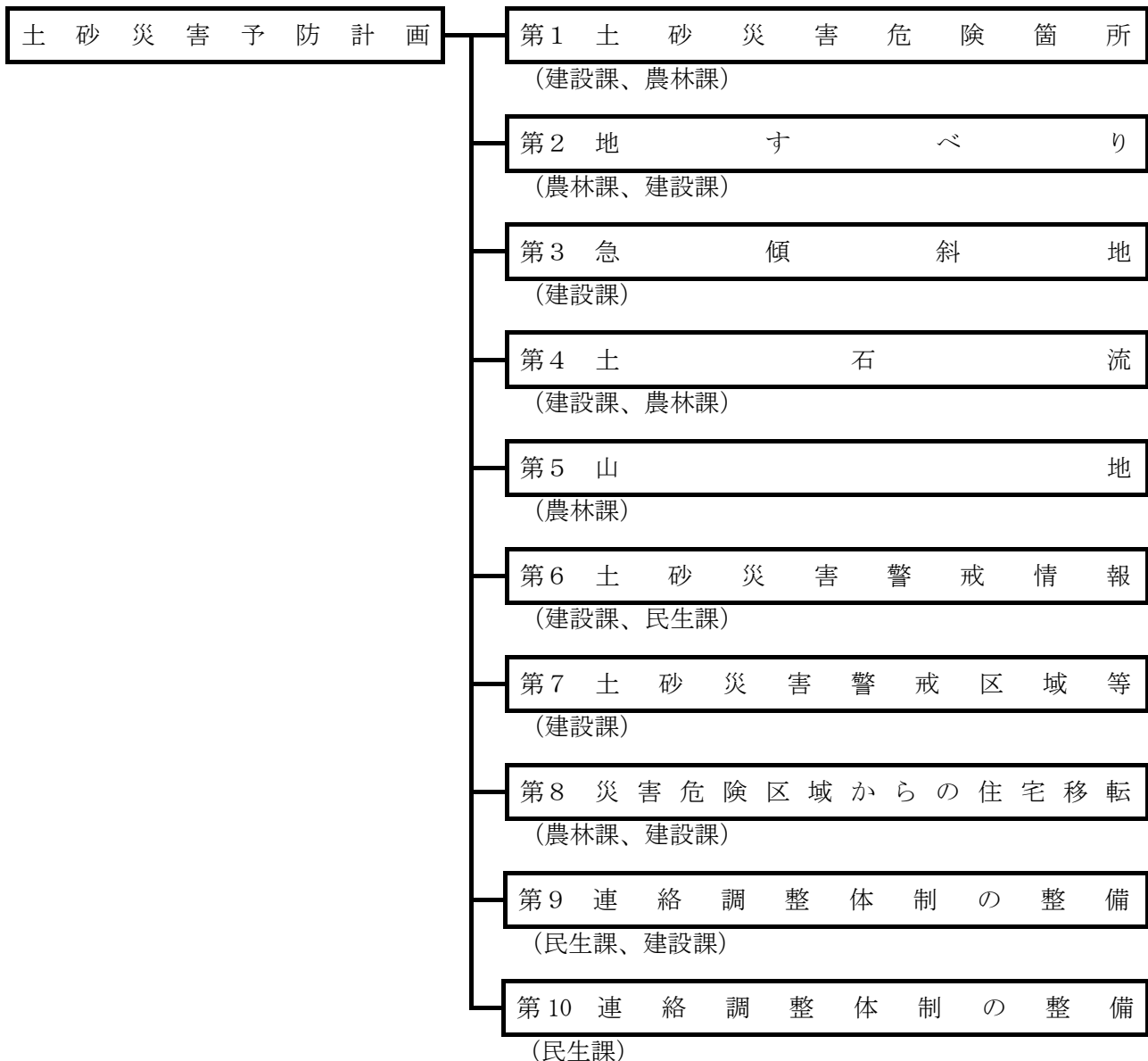
第13節 土砂災害予防計画

【計画の方針】

地すべり、土石流、山腹崩壊等の土砂災害の発生のおそれのある箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立、危険地域における建築物の立地抑制、危険地域からの住宅移転などの総合的な対策を重点的に実施し土砂災害の防止を図り、風水害に強いまちを形成する。

また、村及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、土砂災害等に対するリスクの評価を検討し、防災・減災目標を設定するよう努める。

特に、本村では急傾斜地や地すべり危険地帯が多いことなどを勘案して、大雨や激しい地震動などに誘発される災害発生に厳重な注意が必要であることから、危険度の高い箇所については急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域などの指定を受けることにより、国や県とともに災害防止事業を推進していく。



第1 土砂災害危険箇所（建設課、農林課）

1 現況

本村には次表で示すとおり多くの災害危険箇所があるがさらに調査を行い、危険箇所の把握と指定の推進に努める。

■ 本村の災害危険箇所

() 内所轄課

種別	箇所数
がけ崩れ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）	34（県河川砂防課資料）
地すべり危険箇所	10（県河川砂防課資料）
	4（県森林整備課資料）
砂防指定地	31（県河川砂防課資料）
土石流危険溪流箇所	34（県河川砂防課資料）
山腹崩壊危険地	15（県森林整備課資料）
崩壊土砂流出危険地	85（県森林整備課資料）
雪崩災害危険地	1（秋田森林管理署資料）
	18（県森林整備課資料）
	50（県河川砂防課資料）
雪崩点検要対策箇所	7箇所

2 対策

村は県と連携し、住民の適切な避難行動につながるよう、自治会や集落単位での「危険箇所マップ」の作成や、住民への説明、避難訓練の実施、看板の設置など、危険箇所の周知を進める。

第2 地すべり（農林課、建設課）

1 現況

本村には14箇所の地すべり危険箇所があり、集中豪雨や大雨、融雪により地すべりが発生する可能性があり、今後とも災害の防止対策が必要である。

その中には、日本5大地滑りの中に入る「谷地地すべり」（国土交通省所管）のほか、林野庁所管の「狼沢地すべり」と規模の大きなものがある。「谷地地すべり」と「狼沢地すべり」の概要は次のとおり。

(1) 谷地地すべり

秋田県の南東部奥羽山脈近くに位置し、岩手県境にまたがる真昼山地の西縁にあたる。南から北へ流下する成瀬川の左岸に発生している。成瀬川左岸には延長10kmに及ぶ大地すべり地帯が形成されており、谷地地すべり地はそのほぼ中央部に位置する。防止区域の規模は東西約1,200m、南北約950mにおよぶ。

成瀬川沿いの大地すべり地帯は、5～20°の緩斜面を形成している。谷地地すべり地はこの緩斜面の末端部（標高350～600m）にあたり、成瀬川に面しており、末端の一部は成瀬川の対岸にまで達している。

昭和60年には外国からの地質学者26人を含む総勢48名からなる国内外の地質学者などが参加した「国際地すべり研究会議現地検討会」が本村の当該地区で開かれるなどで国内でも著名な地すべり地帯である。

谷地地滑り事業は半世紀以上の歳月を費やし対策を行ってきた。秋田県では平成28年度に滑りが止まっていることから新たな対策には入らないとし、その後3年間の観測を実施後令和元年度に事業概成した。現在は経過視察に伴う点検・観測、施設の維持管理が行われている。

(2) 狼沢地すべり

狼沢地すべり防止地区は指定面積が197.34haと広大で、I～Vブロックの5つの地すべりブロックからなっている。平成4年8月に指定地となっているが、規模が最も大きく活動が活発なIブロックは事業着手以来、年間40cm程度の移動量が毎年観測されている。特に5mを越える積雪が一気に融け出す4～5月の融雪期に移動が活発化する他、豪雨時や初冬の融雪によっても移動速度が増大する傾向にあったが、対策工事の進捗により、沈静化に向かっているが、現在も対策工事が進められている。

2 指定区域の防止工事の早期着工等対策事業の促進

- (1) 現在工事中の箇所については早期概成を図るとともに、危険度の高い区域から順次対策事業の促進に努める。
- (2) 警戒・避難体制の確立と住民等への情報提供を図る。

3 災害誘発行為の禁止

土地所有者等に対しては、災害を誘発するおそれがある次の行為を行わないように指導する。

- (1) 水を放流し、また停滞させる行為、その他水の浸水を助長する行為
- (2) ため池、用・排水路、その他の崩壊防止施設に対する工作物の設置又は改造
- (3) のり切、切土、掘さく又は盛土
- (4) 立木等の伐採
- (5) 土石の採取又は集積
- (6) その他災害を助長し、誘発するおそれのある行為

第3 急傾斜地（建設課）

1 現況

本村には34箇所の急傾斜地崩壊危険箇所があり、集中豪雨や大雨、融雪及び地震動によりがけ崩れが発生する可能性があり、今後とも災害の防止対策が必要である。

県では災害が予想される区域、又は箇所を事前に把握し、危険区域に指定している。

なお、危険区域の指定要件は次のとおりである。

- (1) 傾斜度が30度以上であること。

- (2) がけの高さが5 m以上で対象人家が5戸以上あること、又は5戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等のほか社会福祉施設等の災害弱者関連施設があること。
- (3) 崩壊のおそれがある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他に危害を生ずるおそれがあるもの及びそれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため有害行為を制限する必要がある土地であること。
 - ① 上部がオーバーハングになっているものや湧水があり、水の集まるがけ
 - ② 擁壁や地盤に割れ目があるがけ
 - ③ 人工的につくられたがけや表土の厚いがけ
 - ④ 岩石がボロボロのがけやシラスなど水に弱いがけ

2 防災対策事業の実施

危険度の高い区域から順次対策事業を推進する。

- (1) 現在工事中の箇所については早期概成を図るとともに、危険度の高い箇所から順次対策事業の促進に努める。
- (2) 警戒・避難体制の確立と住民等への情報提供を図る。

3 建築指導の強化

がけ地付近に住宅などを建築することを避けるよう指導するとともに、がけ崩れなどの災害から建築物等の被害を防止するため、次のような建築指導を行う。

- (1) 建築物の安全を確保するため必要な擁壁の設置
- (2) 建築物の主要構造部を鉄筋コンクリート造り、その他これと同等以上の耐久力を有する構造とする
- (3) がけ地と建築物との間に流土止めを設け、建築物の安全を図ること

4 指定危険区域内における行政指導の強化

指定危険区域については、関係機関と協力の上、土地所有者等に対して災害発生を助長するおそれのある次のような行為をしないよう適宜行政指導を行う。

- (1) がけ下を切る、又は、がけの上に土を盛るなどがけに手を加える行為
- (2) 水を垂れ流す、又は、がけの上に水を溜める行為
- (3) がけに構造物を設けたり、立木等を伐採したりする行為
- (4) がけのそばに家を建てたり増改築したりする行為

第4 土石流（建設課、農林課）

1 現況

本村の河川は急流河川であり、第三紀層の脆弱な地質等により、融雪や豪雨により多量の土砂を流出させる危険性があり、特に土石流は、人命・財産に多大な被害を与えるため、対策工事の推進や警戒避難体制の整備を図らなければならない。現在34箇所の土石流危険渓流があり、今後とも災害の防止対策が必要である。

2 土石流対策

土石流による人命、財産等の被害を防止するため、危険渓流については県に働きかけ、砂防指定地の指定を受け砂防工事を推進する他、次により土石流対策の推進を図るものとする。

また、土石流危険渓流箇所への事前把握及び砂防指定地における系統的調査が必要である。

(1) 降雨によって発生する土石流対策を次のとおり推進する。

- ① 土石流危険渓流については積極的に県に働きかけ、砂防指定地の指定を受け、砂防工事を推進する。
- ② 土石流危険渓流に関する資料を関係住民に提供するとともに、標示板等を設置して周知徹底を図る。
- ③ 土石流危険渓流周辺住民の警戒避難体制を確立する。
- ④ 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震及び降雨時の対応等について地域住民に周知徹底する。

(2) 農地、農業用施設等に係る土石流対策は、次により推進する。

- ① 圃場に土砂及び濁水が流入した場合は、試験研究機関等が主体となって成分や化学性を速やかに調査、分析する。
- ② 圃場に土砂が堆積した場合は極力除去する。
- ③ 圃場に土砂が流入するおそれのある時は、水口付近に沈砂区間を設ける等により圃場全体への流入防止を図る。
- ④ 土石流発生後の降雨により濁水が流入するおそれがある場合は、濁水を取水しないように水管理の徹底を図る。
- ⑤ 揚水機や水門等の取水施設の保守・点検等を行うとともに、状況に応じた監視体制の強化を実施する。

3 土石流危険渓流の関係住民への周知

土石流危険渓流についての標示板の設置、警戒避難体制の確立及び情報の収集伝達、降雨時の対応等について関係住民に周知徹底を図る。

4 防災対策事業の実施

危険度の高い区域から順次対策事業を推進する。

- (1) 現在工事中の箇所については早期概成を図るとともに、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所の重点的な事業推進に努める。
- (2) 土石流等により溜まった砂防堰堤堆砂敷の土砂や渓流保全工内の土砂について、次の土石流に備え、撤去を進める。
- (3) 警戒・避難体制の確立と住民等への情報提供を図る。

3 緊急調査

深層崩壊や河道閉塞など重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法に基づき、国土交通省が緊急調査を行う。

村は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）について、県より情報提供を受け、住民に周知する。

4 警戒、避難基準

警戒、避難基準は原則として降雨量等に基づいて指定するものとし、過去における土石流、大雨による被害、道路の状況、警戒避難のための基準雨量等を参考にしながら、住民が自発的に警戒、避難を行うよう指導する。

- (1) 立木の裂ける音や巨礫の流れが聞こえる場合
- (2) 溪流の流水が急に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合
- (3) 降雨が続いているのに水位が急激に減少し始めた場合（上流に土砂崩壊があり、流れが堰き止められたおそれがある。）
- (4) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (5) 溪流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合及びその兆候があった場合

第5 山地（農林課）

1 現況

村土の93%は山林原野が占めており、治山・治水対策は災害防止の点から極めて重要である。特に融雪、大雨等に起因する山地崩壊が発生した際、これを防止するため、保安林機能の向上及び各種事業の推進に努めている。

2 治山事業の促進

融雪、大雨等に加え、地震等に起因する土砂災害の発生予防、水需要の増大に伴う森林整備の必要性、良好な生活環境、自然環境への要望の高まり等に対応するため、治山事業の緊急かつ計画的な実施を促進する。

- (1) 災害に強い地域づくり
 - ① 豪雨、地震等多様な自然現象に起因する山地災害に応じた予防対策を推進する。
 - ② 人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について警戒避難に資する対策を含め重点的な治山事業を実施する。
 - ③ 治山事業施工地等の適切な維持管理を推進する。
- (2) 水源地域の機能強化
 - ① 水資源の確保を図るため、複層林等の非皆伐林と、渓流水を地中に浸透させる治山ダム等の水土保持施設の一体的な整備の計画的、かつ、効果的に推進する。
 - ② ダム等の水源地域の森林について、林床植生の生育促進等を含めた土砂流出防止対策を推進する。
 - ③ 森林と溪流・湧水等とが一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう、溪畔林の造成等を積極的に実施する。

第6 土砂災害警戒情報（建設課、民生課）

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

1 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

(1) 情報の発表は、大雨警報発表後における降雨及び降雨予測を分析・解析し、これらの結果から土砂災害の発生危険性が高まったと予測される場合とする。

(2) 情報の伝達は、発表者（秋田県及び秋田地方気象台）から地域防災計画等で定めた伝達経路により行うものとする。

なお、指定行政機関及び指定公共機関等への情報伝達に関しては大雨警報の伝達に準ずる。

(3) 情報は、市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、また住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。

(4) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には秋田地方気象台が提供する降雨予測を利用する。

(5) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。

そのため、秋田地方気象台のデータに加えて秋田県建設部の持つきめこまかな雨量情報を活用する。

(6) 秋田県及び秋田地方気象台は、市町村を始めとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について連携して広報活動に努めることとする。

(7) 今後、新たなデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表・解除に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

2 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点

(1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。

(2) 土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

(3) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、なだれ災害等については発表対象とするものではない。

3 土砂災害警戒情報の発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害の軽減に資することを目的として、気象業務法（昭和27年法律第

165号)及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)により、秋田県(建設部河川砂防課)と秋田地方気象台が共同で発表する。

4 土砂災害警戒情報の伝達及び情報の共有

土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総務部総合防災課が市町村、消防及び関係機関へ秋田県総合防災情報システムで伝達する。

さらに、降雨量、土砂災害危険度情報※をインターネットなどにより、市町村及び住民に広く提供する。また、前兆現象の通報については住民及び関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

※土砂災害危険箇所マップ、大雨情報(土砂災害)の危険度分(<http://sabomap.pref.akita.lg.jp>)

5 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、大潟村を除く秋田県内全ての市町村を発表対象地域とする。

ただし、秋田市と由利本荘市は、同一市内で気象特性が大きく異なることから、各々を二分した地域を発表単位とする。

6 土砂災害警戒情報の発表及び解除基準

(1) 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線(以下「基準」という。)に達した時とする。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。

(2) 解除基準

基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想される時とする。大規模な土砂災害が発生した場合等には、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議の上、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

7 村の取組等に関する事項

(1) 避難指示等の発令基準の設定

村は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本としつつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)や気象情報等を踏まえた具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、避難すべき区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、具体的に設定するものとするとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(2) 情報伝達体制及び避難計画の整備

村は、土砂災害危険箇所及びその周辺地域の住民を対象に、土砂災害の予防及び警戒に関する情報伝達システムの整備に努める。

また、整備に当たっては、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

(3) 住民の自主的避難の指導

村は、地域の土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について、広報ひがしなるせを始め、あらゆる機会を通じて普及啓発を図るとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努める。

避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、村及び各防災機関は連携・協力し、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

第7 土砂災害警戒区域（建設課）

1 基礎調査結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

2 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、関係のある市町村長に通知するものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成街区の形成状況などを踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

現在、村の区域内には91箇所（土石流35箇所、地すべり22箇所、急傾斜地34箇所）が指定されている。

2 警戒避難体制の整備

村は、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予警報の発表・伝達に関する事項
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- (4) 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項
- (5) 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがある時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地
名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する

る情報等の伝達方法を定める。

3 土砂災害ハザードマップの作成

村長は、土砂災害警戒区域について、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措置を講じる。

5 土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該区域について次の措置を講じるものとする。

現在、村の区域内には土砂災害警戒区域のうち 105 箇所（土石流 37 箇所、急傾斜地 46 箇所、地すべり 22 箇所）が指定されている。

- (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生じる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

6 要配慮者利用施設対策

村は、土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者利用施設について、人命・財産を保全するため、県の土砂災害防止事業を積極的に推進する。また、土砂災害に関する情報等を施設管理者等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、関係機関と協力して警戒避難体制の確立に努める。また、土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報を次のいずれかの方法により伝達する。

- (1) 電話による伝達
- (2) 村防災行政無線による伝達
- (3) 広報車による伝達
- (4) ラジオ、テレビ放送等による伝達
- (5) 伝達員による個別伝達

第 8 災害危険区域からの住宅移転（農林課、建設課）

災害危険区域については各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対し巨額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、居住者を安全な場所に移転させることとしている。

1 災害危険区域の居住者の移転促進

災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。

2 移転助成の制度

移転助成のための制度は、次のとおりである。

- (1) 防災のための集団移転促進事業
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業

第9 連絡調整体制の整備

土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、村、県、国及び市町村等関係機関で構成する総合土砂災害対策推進連絡会を設置し連絡調整を図る。

第10 重点的な土砂災害対策

村及び県は、次の事項を重点として総合的な土砂災害対策及び山地災害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

1 総合的な土砂災害対策

土砂災害のおそれのある箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

2 総合的な山地災害対策

山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

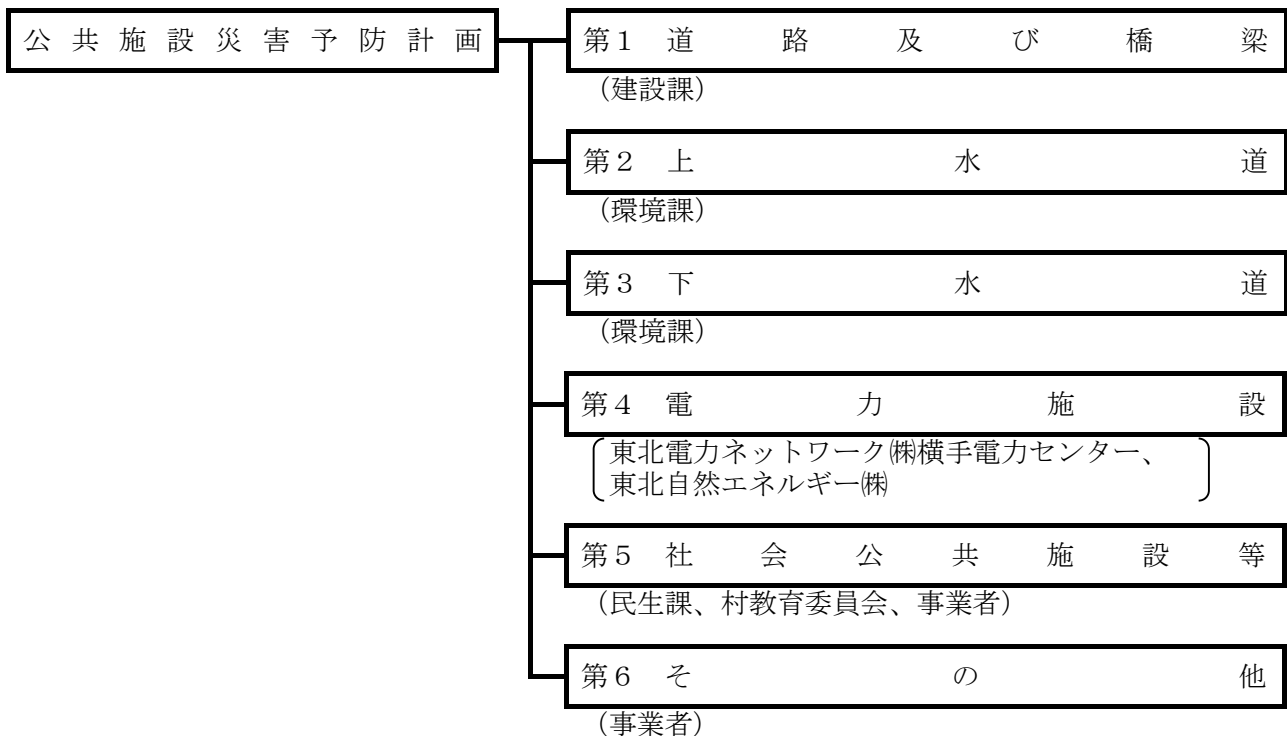
<参考> 資料編 第10 災害危険箇所に関する資料 第11 災害危険区域の災害予防に関する資料
--

第14節 公共施設災害予防計画

【計画の方針】

村、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、住民が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、これら施設等の被災は、緊急対策及び応急対策など全般に重大な支障を及ぼすため早期の応急復旧が迫られる。

従って、これら機関が応急復旧を実施する上で必要不可欠な連携・連絡体制の検証や訓練の実施と併せ、円滑で迅速な復旧を行う上で必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。



第1 道路及び橋梁（建設課）

1 施設の概況

当地域における県、村が管理する道路は、自動車利用の拡大により年々過密化している。

このため道路網の整備が急務であると同時に、災害等に対処するため計画的な改修を図っている。橋梁については、経年及び地盤沈下等による老朽化に対する補修とともに、耐震強度不足がある箇所については、所要の補強対策を実施する必要がある。

2 道路の点検整備

(1) 豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく危険箇所の継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。

さらに、異常気象時の通行規制、巡回点検の要領策定、情報連絡体制等の整備、道路モニター

の活用等により、安全確保を図る。

(2) 道路防災総点検（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）

- ① 平成8～9年度に実施
- ② 危険箇所の把握と要対策箇所の抽出
- ③ 防災カルテの作成（カルテは以後の点検結果により更新）
- ④ 道路防災総点検の点検項目　－　落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、雪崩、土石流、盛土、地吹雪、橋梁基礎の洗掘、擁壁の9項目。

(3) 道路及び交通の状況に関する情報を適切な収集及び把握に努め、これを道路情報提供装置等により道路利用者への提供、関係機関への連絡等、情報連絡体制を整備し安全を図る。

3 橋梁の点検整備と対策工事

- (1) パトロール等により異常箇所を発見した場合は、一般交通の安全確保のため必要な通行規制を実施すること、また応急対策を講じ早急に橋梁の保全を図る。
- (2) 既設橋梁の補修については、秋田県橋梁長寿命化修繕計画に則り、耐荷力補強及び耐震補強を含めた補修対策の促進を図る。

第2 上水道（環境課）

1 施設の概況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。災害に対する安全性は構造物が比較的高いのに対して、管路は災害にぜい弱であり、簡易水道施設の計画的な改修を図るとともに、水源地の整備や水量の確保に努める。

2 施設の防災性の強化

- (1) 村は、災害に対する安全性を向上させるために、水道施設の建設に際しては災害に対し十分安全な構造の簡易水道施設の計画的な改修を図る。
- (2) 村は、既存の施設において、耐震診断等の結果により地震による被害が予想される場合は、最新の基準や準拠示方書等に基づいて必要な改良又は更新することを検討する。
- (3) 村は、施設の新設・更新に際しては、地盤の状況等を勘案した上で、耐震性の高い構造とするものとする。

3 応急給水体制と資機材の整備

- (1) 水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため応急給水体制を整備する。
- (2) 応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

第3 下水道（環境課）

1 施設の概況

し尿及び生活雑排水処理は、合併浄化槽により行っている。合併浄化槽は強化プラスチック（FRP）のため、災害に強いとされているが、定期点検を実施し、施設及び機能状態把握に努める。

2 応急体制の整備

災害時における合併浄化槽層の機能確保を図るため、保守点検業者・浄化槽メーカー等と連携し、被害情報の収集及び設備の修繕体制を整備する。

第4 電力施設（東北電力ネットワーク㈱横手電力センター、東北自然エネルギー㈱）

1 現況

当村で消費される電力のほとんどは県内及び東北管内の各発電所からの供給によるものである。これらの電力を安定供給し、電力施設を台風、洪水、地震、雷害等の災害から予防するため、施設の改善、気象情報に基づく非常体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

2 対策

電力設備に係る関係機関は、当地域における電力が安定供給されるよう次に定める対策の推進を図る。

（1）発電施設

- ① 構築物、附属設備及び防護施設を整備する。
- ② 耐雷遮へい、避雷器の適正更新を強化する。
- ③ 重点系統保護継電装置を強化する。

（2）送配電設備

- ① 重要設備、回線等に対する災害予防対策と不安定箇所の早期発見・対策を講ずる。
- ② 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。
- ③ 電線路付近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。
- ④ 各種避雷装置等の増強し、耐雷対策を強化する。

（3）通信設備

- ① 主要通信システムのループ化に努める。
- ② 移動無線応援体制を強化する。
- ③ 無停電電源及び予備電源を強化する。

（4）施設の予防点検

- ① 定期的に電力施設の巡視点検を実施する。
- ② 災害が発生するおそれがある場合は、その直前に実施する。

（5）災害復旧体制

- ① 情報連絡体制を確保する。
- ② 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ③ 復旧資材及び輸送力を確保する。

（6）防災訓練

- ① 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別、又は総合的に実施する。

- ② 各防災機関の実施する訓練に参加する。

第5 社会公共施設等（民生課、村教育委員会、事業者）

1 福祉施設

（1）概況

村内には、乳幼児、高齢者等災害発生時に自力避難が困難な人達が入所している「社会福祉施設」「保育園」があり、介護や日常生活訓練を受けながら、生活又は日々利用している。

（2）防災上の管理・運営等

- ① 災害発生に際しては、入所者等へ早期周知を図ることが、災害の拡大を防ぐ有効な方法であり、職員が迅速、かつ、冷静に入所者等への周知を図れるよう平時から訓練を実施する。
- ② 施設管理者は、自衛消防組織を編成するとともに、村、警察、消防、医療機関、その他の防災関係機関と具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した防災計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。
また、災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備する。
- ③ 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- ④ 地域住民と連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が得られるように平時から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。
- ⑤ 施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努める。

2 医療施設

（1）概況

村内には、東成瀬村国民健康保険診療所があり、傷病者の治療及び予防対策指導等を実施して、地域住民の健康管理を図っている。

（2）防災対策上の管理・運営

- ① 医療施設の自主点検の実施
火災予防について管理者が定期的に自主点検を実施する。
- ② 避難救助体制の確立
休日、夜間の避難救助体制の確立や、消防署等への早期通報体制の確立を図る。
- ③ 危険物の安全管理
医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災、地震等の災害発生時における安全管理対策を講ずる。
- ④ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底
災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育の推進と計画的な防災訓練を実施する。
- ⑤ ライフラインの確保
施設設置者は、次の設備等の整備に努めるものとする。
 - ア 貯水タンク、自家発電装置等の整備
 - イ 水道、下水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約

第6 その他（事業者）

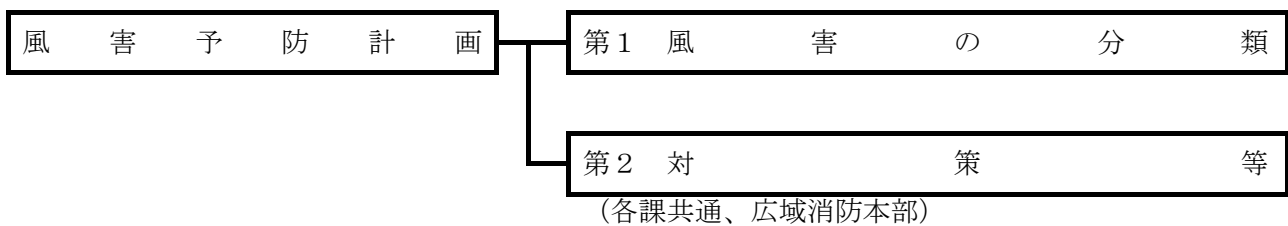
県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、村との協力を努めるものとする。

第15節 風害予防計画

【計画の方針】

近年では、秋田県に上陸又は接近する台風による被害の増加、フェーン現象による湿度の低下による林野火災の被害拡大、さらには寒冷前線や発達した積乱雲の通過による局地的な突風や竜巻被害などが発生している。また、今後、地球温暖化により台風が大型化することが予測されており、それらの影響も懸念されている。

このため、村は、風害を軽減するための予測体制の整備と、風害の未然防止を図るための啓発活動の推進に努める。



第1 風害の分類

1 台風

秋田県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、東北北部や北海道に接近又は上陸する台風である。

平成3年9月、日本海沖を通過した台風第19号は、これの典型的な例であり、秋田県の約200キロ沖を通過したにもかかわらず、時速70kmを超える速度と進行方向の東側という条件が重なり希に見る大きな被害をもたらした。

2 日本海低気圧

日本海を主として東～北東に進む低気圧のこと。

3 竜巻

竜巻は、積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい渦巻で、漏斗状又は柱状の雲を伴うことがある。地上では、収束性で回転性の突風や気圧の急下降が観測され、被害域は帯状・線状となることが多い。

4 フェーン現象

湿った空気が山を越える時に雨を降らせ、その後山を吹き降りて、乾燥し気温が高くなる現象。又は、上空の高温位の空気塊が力学的に山地の風下側に降下することにより乾燥し気温が高くなる現象。建物火災や林野火災の被害拡大要因の1つである。

第2 対策等（各課共通、広域消防本部）

1 監視・情報収集体制の整備

- （1）台風の接近や上陸予想、又は発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、庁内関係部局、消防及び関係機関などと連携した監視体制に入る。
- （2）災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体制から警戒体制など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急復旧対策を実施する。

2 各機関における対策

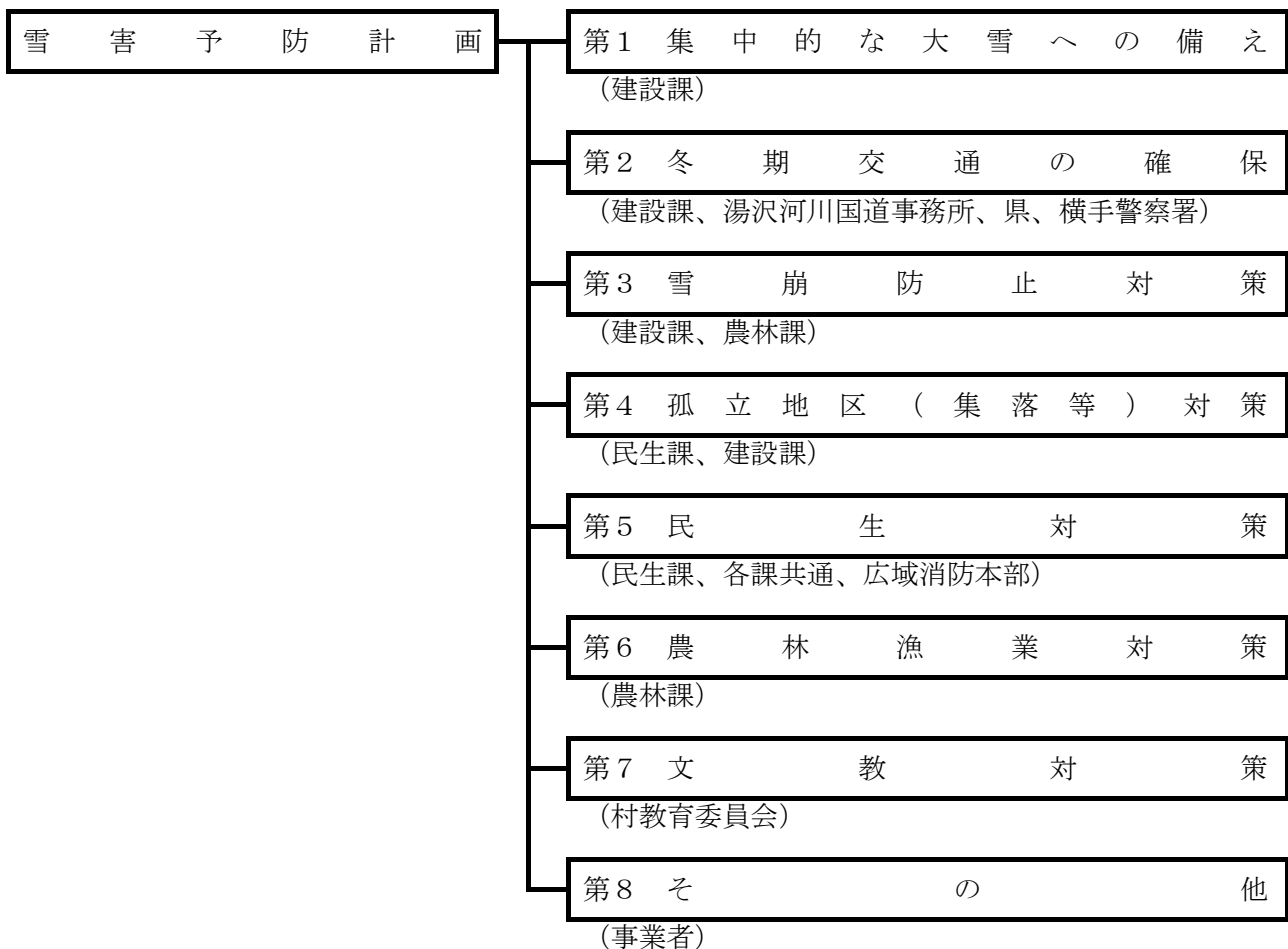
- （1）強風から森林を防護するため、スギ人工林においては適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。
- （2）防風保安林の整備・拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。
- （3）フェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。
 - ① 火災予防の広報、消防査察などを実施して防災意識の高揚を図る。
 - ② 状況に対応した火災警報を発令し、必要な人員を招集するなど出動体制を強化する。
 - ③ 消防資機材及び消防水利の整備・点検を実施する。
 - ④ 消防団員は分団区域の警戒を実施する。
- （4）学校等の施設管理者は、建物及び設備を点検し老朽部分を補強するとともに、状況に応じた幼児児童生徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。
- （5）一般住民は、建物の倒壊や屋根・外壁等の飛散防止などのため、次の措置の実施に努める。
 - ① はずれやすい戸や窓、壁には筋交、支柱等で補強する。
 - ② 棟木、母屋、梁等をかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、棟瓦は上にも針金で補強する。
 - ③ 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする。
 - ④ 強風下では屋根に登らない。
 - ⑤ 強風下の外出は控える。

第16節 雪害予防計画

【計画の方針】

豪雪による交通機能の麻痺や地域経済の停滞を防止するため、村、県、国及び防災関係機関は相互の情報共有と緊密な連携の下、降雪期における除排雪体制を強化し、基幹道路や生活道路を確保する。

また、一人暮らしの高齢者など要配慮者への除排雪支援や住民への情報提供に努め、住民生活の安定を図る。



第1 集中的な大雪への備え（建設課）

村、県及び国は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、村及び県は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連

携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるなど、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するため、地域の状況に応じて準備するよう努める。

第2 冬期交通の確保（建設課、湯沢河川国道事務所、県、横手警察署）

豪雪等に対し、道路交通を確保できるよう、村、県、国は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、集中的な大雪に対しては、村、県、国は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

1 幹線道路の確保

積雪時における住民の安全と交通の確保を図るため一般交通に供している道路は、毎年除雪実施計画を定め実施するものとする。

各道路管理者は、除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築し、また豪雪により村のみの対応では困難な場合において、国や県は除排雪機材の提供や関連業者の斡旋など積極的に支援する。

冬期間における通常の除排雪は、次のとおりである。（令和4年3月末現在）

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 県が除雪する国道（委託） | 延長 22.7 km（2路線） |
| (2) 県が除雪する県道（委託） | 延長 3.1 km（2路線） |
| (3) 村道の除雪（直営） | 延長 24.6 km（58路線） |
| (4) 村で業者に除雪を委託（村道） | 延長 23.4 km（81路線） |

1 通行規制等

- (1) 各道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。
- (2) 各道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定する。

2 道路の除排雪

一般国道における指定区間は東北地方整備局の湯沢河川国道事務所が、指定区間外は県が行う。主要地方道及び一般県道は県が行う。また、村道は村が行う。

- (1) 各道路管理者は、除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築する。また、豪雪により村での対応では困難な場合は、国や県に除排雪機材の提供や関連業者の斡旋などを要請する。
- (2) 各道路管理者は、除排雪車両の更新や増強など除排雪体制の構築に努めるとともに、必要に応じて道路除排雪の出動基準や豪雪時に優先すべき除排雪路線の見直しを行う。

- (3) 各道路管理者は、降積雪情報を積極的に把握するとともに、迅速な初期除排雪を行うなど、初動体制の徹底を図る。
- (4) 各道路管理者は、豪雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除排雪活動を実施し得るよう、緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、その他危険箇所のパトロール等に関し、所要の体制を確立する。

3 地域ぐるみの除排雪への支援

村は、自治会、関係団体等が屋根の雪下ろしや生活道路の一斉除排雪を行う場合には、次の支援を行うよう努める。

- (1) 住民による道路除雪によって堆積された排雪への協力
- (2) 街区における凍結した根雪の除去（雪割り）
- (3) 自動車交通が困難な区間の排雪

4 交通指導取締り

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、警察は、夏用タイヤ装着車に対する冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）への交換指導など、交通指導取締りを実施する。

5 住民等への情報提供等

- (1) 村、県及び国は、広報ひがしなるせ、ホームページ、その他の媒体を活用し、除雪に対する地域住民の理解を深め、除雪マナーの向上や除排雪活動への協力を求めるとともに、所管する道路の除排雪に関する対応窓口を明らかにする。
- (2) 村は、地域住民に広報誌やホームページ、チラシ等により、住民が利用できる雪捨て場の現状や道路の除雪時期等の情報提供に努める。

6 バス運行の確保

バス事業者は、村、県が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保する。

7 雪崩・落雪予防

各関係機関は、雪崩発生のおそれのある山頂の雪庇や山腹の積雪を人工的に落とすか、対策を講じ雪崩発生を予防するものとする。

また、道路の法面や構造物からの落雪についても人工的に落とすか、落雪対策を実施し落雪を防ぐものとする。

第3 雪崩防止対策（建設課、農林課）

1 現況

村の区域内の雪崩危険箇所は、54箇所あり、雪崩などによって住家の損壊や道路通行止等の被害が予想される。

2 雪崩危険箇所の点検

- (1) 各道路管理者は、「雪崩の危険箇所」について降雪前に道路法面の植生状況及び「雪崩予防柵等」の点検を行う。また、融雪期にはパトロールを実施し積雪表面の点検を行う。
- (2) 村、県及び国は、住宅背後等の「雪崩危険箇所」について降雪前にパトロールを実施し、斜面の植生状況及び「雪崩予防等」の点検を行う。

3 雪崩の防止対策

村、県及び国は、「雪崩発生危険箇所」に「雪崩予防柵」や「スノーシェッド」などの「雪崩防止施設」の整備を進める。また、斜面やトンネル入口部などで、雪庇（せっぴ）や吹きだまり、雪しわ、ひび、こぶができている時は、人為的に雪を崩落させるなど、雪崩の発生を未然に防止する。

4 警戒避難対策

- (1) 村、県及び国は、住民への危険箇所の周知、積雪情報の収集とその情報の住民への提供等について、積雪期間を通じて実施する。
- (2) 村、県、国及び関係機関は、事前に把握した危険箇所について、パトロールを実施し、雪崩発生のおそれがある場合は、危険地域に立ち入らず安全確保を行う。
- (3) 村は、雪崩により被災を受けない指定避難所を指定する。
- (4) 村及び温泉等の宿泊施設事業者は、雪崩から宿泊客の安全を確保するため、相互に連絡できる通信手段の確保に努める。
- (5) 村及び県は、警戒・避難体制などソフト対策における実施体制を整備する。

第4 孤立地区（集落等）対策（民生課、建設課）

豪雪等により孤立するおそれのある地区（集落等）を把握し、次の措置を講ずる。

その他は「第9節第5 孤立地区（集落等）対策」に準ずる。

- (1) 急病人、出産、食料の緊急補給等に対する処理と通信連絡の確保について関係機関との協力体制を整備する。
- (2) 急病人等に対する応急処置、手当のための医薬品の備え付けについて指導する。
- (3) 緊急交通を確保するため除雪車等の整備に努める。

第5 民生対策（民生課、各課共通、広域消防本部）

1 住民の対応

個人の家屋及び家屋周辺の雪処理については、個人又はその近親者の責任において行うことが原則であり、新築、リフォームに当たって、屋根雪処理に配慮した克雪化に努めるとともに、平常時から次のことに留意し雪害に備える必要がある。

- (1) 降雪前の準備
 - ① 除排雪用具の事前の準備
 - ② 住宅の屋内外の点検
 - ③ 食料、飲料水及び燃料等の備蓄

(2) 降雪期における対応

- ① 気象情報の把握
- ② 公共交通機関の積極的な利用
- ③ 火災に備えた避難路の確保
- ④ 雪下ろし作業時等の安全確保
- ⑤ 路上駐車 of 自粛
- ⑥ 住宅から道路への雪だしや河川への投棄の自粛
- ⑦ 地域コミュニティーによる生活道路、通学路の除雪への協力

2 地域コミュニティーの対応

豪雪時に要配慮者は、自身による除排雪が困難となることから、自治会、自主防災組織等の地域コミュニティーが適切な対応を取ることが必要である。

そのため、地域コミュニティーは、地域の実情に応じた防災活動を次のとおり行う。

(1) 降雪前の準備

- ① 地域の情報収集・伝達体制の整備
- ② 防災知識の普及
- ③ 防災資機材の備蓄・管理

(2) 降雪期における対応

- ① 地域内の空き家対策
- ② 出火防止、初期消火活動
- ③ 地域内の被害状況の情報収集
- ④ 住民に対する防災情報の伝達
- ⑤ 救出救護の実施・協力
- ⑥ 要配慮者への支援
- ⑦ 地域ぐるみの一斉除排雪

3 地域における体制整備

村及び県は、地域と連携して、地域コミュニティーの機能強化等により高齢者世帯等の雪処理を含む地域防災力を強化するとともに、雪処理の担い手の育成や除雪ボランティアの円滑な活動を支援するなど、地域における除排雪の体制整備に努める。

4 住民への情報提供

(1) 降雪前の広報活動

- ① 住民への防災知識の普及

村は、雪害に対する防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、パンフレットや広報紙を配布し、雪害時の備えや雪崩危険箇所公表等を行い、日頃から住民への周知を図る。

また、雪崩防災週間（12月1日～7日）に全国で実施される予防運動の事例の紹介や、老朽化した建築物の補強工事について事前に指導を行う。

- ② 住民への雪下ろし団体や企業の紹介等

村は、住家の雪下ろしを実施する団体や業者の紹介及び雪下ろし費用の目安について、降雪前に住民に対しチラシや広報などで提供するよう努める。

③ 住民への雪捨て場等の情報提供

村は、広報ひがしなるせ、ホームページなどの手段を活用し、住民等からの排雪を受入れる雪捨て場や、除排雪に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。

④ 除排雪作業時の安全対策の周知

村及び県は、広報紙やポスター、講習会等により、事故防止に役立つ道具や装備品、これらの使用方法など、安全な除排雪作業の普及を図る。

⑤ 集中的な大雪が予測される場合の備え

住民は、集中的な大雪が予測される場合は、一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。また、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておく必要がある。

県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

(2) 降雪期における広報活動

① 人命及び建物被害の防止

雪崩や落雪による人身事故及び建物被害を防止するため、村、県及び関係機関は、以下について、指導や広報を徹底する。

ア 村は、県より「雪下ろし注意情報」が発表された場合は、村防災行政無線や報道等を通じて、住民に注意を喚起する。

イ 村は、雪崩及び落雪危険地域への立ち入り・通行制限を行い、保護柵を設けるとともに、必要により警戒要員を配置する。

ウ 住民等は、屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施するとともに、常に非常口を確保する。

エ 住民等は、屋根からの落雪等で排水溝をせき止めないように、除排雪に努める。

オ 要配慮者世帯の雪下ろしや除排雪については、地域関係者が協力して実施する。

カ 村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

② 除排雪情報の住民への提供

各道路管理者は、地域住民にホームページやチラシ等により、住民が利用できる雪捨て場の現状や道路の除排雪時期等の情報提供に努める。

5 除排雪に関するボランティア活動

(1) ボランティア登録者の要件

除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者が望ましい。

(2) 安全の確保

ボランティアに対する事故防止対策と現場指導を徹底し、次のような事故の防止に努めなければ

ばならない。

- ① 屋根の雪下ろし作業時の滑落事故
- ② 気温の上昇による屋根からの落雪による事故
- ③ 重機（ロータリー車等）に巻き込まれるなどの交通事故

(3) 健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし、除排雪など運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗などにより、脳血管疾患や心疾患などを発症する引き金となることもあるため、注意喚起が必要である。

このため、村、社会福祉協議会及び関係機関は、ボランティアの健康管理には十分に配慮する。

(4) ボランティア活動保険への加入

除排雪活動に係る災害ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入する。

(5) 事業者保険への加入

募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガやボランティア活動保険の対象外の疾病等に対応するため、事業者保険に加入する。

第6 農林漁業対策（農林課）

1 農作物対策

- (1) 消雪の促進
- (2) 樹体及び棚被害の防止
- (3) 野兎、野鼠被害の防止
- (4) 病虫害の防除

2 農業用施設対策

- (1) 施設の補修、補強の実施
- (2) 施設の屋根及び軒下等の排雪
- (3) 消雪パイプ及び流雪溝の設置推進

3 畜産関係対策

- (1) 畜舎の保全管理
- (2) 越冬飼料の確保
- (3) 畜産物の集出荷の円滑化
- (4) 草地の維持管理
- (5) 家畜疾病等の防止

4 内水面養殖業対策

- (1) 平常時の魚体の健康管理の強化
- (2) 水深の維持、また屋根をかける等越冬池の管理
- (3) 積雪時における湧水、地下水の確保

5 林業関係対策

平常時において、適正な間伐を実施し、雪による枝倒れの軽減を図る。

第7 文教対策（村教育委員会）

1 村教育委員会における対策

事項名	実施内容	実施機関
1 連絡	系統的に一元化し、迅速、的確に行う。	村教委、学校団体等
2 火災予防	(1) 煙突接触部は不燃材により施工する。 (2) 消火確認の実施を徹底する。 (3) 責任者による巡回を励行する。 (4) 消防水利の確保と消火器材の整備点検をする。	村教委 学校関係団体
3 危険防止	(1) 冬期間の避難経路確保に留意する。 (2) 落雪及び雪崩箇所を表示、警戒（体育館、屋根等を含む。）を行う。 (4) 悪天候時における児童生徒に対する休校措置を実施する。 (5) 集団登下校には、必要に応じ引率者をつける。 (6) 水槽等の危険箇所を表示し、周辺への立ち入りを制限する。	村教委 学校関係団体
4 通学道路の確保	道路の除雪については、雄勝地域振興局建設部などと緊密な連絡調整を行う。	村教委 学校 集落 地域振興局建設部 関係機関
5 学校施設等の保護	(1) 屋根の雪下ろしを励行する。 (2) 防災施設等を補強する。 (3) 水源の確保、消火器の整備点検に努める。 (4) 防火、防災思想の徹底を図る。	村教委 学校 集落 地域振興局建設部 関係機関
6 社会教育施設等の保護	(1) 防災施設の除排雪を励行する。 (2) 防災施設を補強する。 (3) 避難口の標示、除雪に努める。 (4) 防災思想の普及、徹底を図る。	村教委 村関係団体
7 文化財の保護	(1) 消防関係者との連携を図る。 (2) 常時監視体制を確保する。 (3) 防災施設の除雪を励行する。 (4) 文化財保護関係者等との協力体制の充実を図る。 (5) 文化財の修理、補強に努める。	村教委 村関係団体

(注) 防災施設とは、防災上重要な施設をいう。

第8 その他（事業者）

県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向

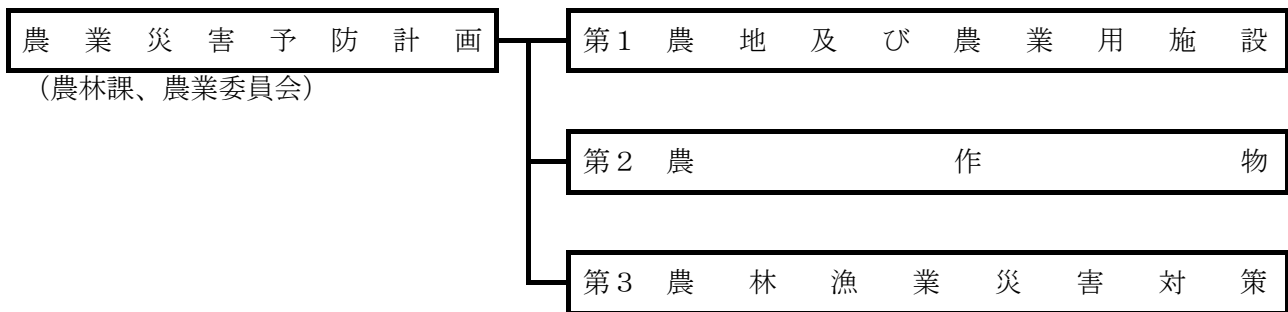
けた相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、村との協力を努めるものとする。

<参考> 資料編 第9 雪害予防に関する資料

第17節 農林漁業災害予防計画

【計画の方針】

農地防災及び圃場整備等の農業農村整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。



第1 農地及び農業用施設等

1 農地の概況

農家人口の減少や労働力の高齢化と兼業化等が進み、農地及び農業用施設の維持管理が不十分となり、農地の荒廃及び施設が老朽化しているものがある。

2 施設改修の推進

老朽化が進行している農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の用排水施設の補強改修実施する。

第2 農作物

1 栽培技術の向上対策

気象条件や栽培技術水準により左右される収穫量の安定化を図るため、農業気象速報の配布や栽培技術の向上に努める。

2 農業気象情報の周知徹底

- (1) 定期的に農業気象速報（作況ニュース等を含む。）を作成配布するほか、県ホームページ「美の国あきたネット」、こまちチャンネル、秋田県農業気象システム等を通じて、農家への周知徹底を図る。
- (2) 冷霜害等に関する気象情報の速やかな伝達、また報道機関等の協力を得て、災害予防対策の徹底を図る。

3 栽培技術指導等

- (1) 気象条件に対応できる栽培技術の向上に努める。
- (2) 関係機関との連絡体制を確立し、相互に栽培技術の向上に努める。

第3 農林漁災害対策

1 水害対策

(1) 予防対策

- ① 転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。
- ② 病虫害の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。
- ③ 農地・農林施設など下流部の水害を予防するため、水害防備、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。
- ④ 水害を予防するための予防治山事業を適切に実施する。

(2) 事後対策

① 水稲

- ア 泥水の流入を極力防ぐとともに早期排水に努める。
- イ 冠水した稲は水分を失いやすく、また活力が低下しているので、急激に乾かさないうで浅水管理を主体とした水管理と間断かん水に努める。
- ウ いもち病・白葉枯病・黄化萎縮病・アワヨトウ等の病虫害防除を徹底する。

② その他作物

- ア 明渠等により圃場からの排水を速やかに行う。
- イ 茎葉に付着した泥水等を早期に洗浄する。
- ウ 中耕・培土及び追肥等により生育の回復を図る。
- エ 早期に病虫害防除を実施する。

③ 畜産

- ア 施設内に浸水があった場合は停滞水やゴミ等を速やかに排除し、水洗・消毒の実施により、疾病や病虫害の発生予防に努める。
- イ 冠水等の被害を受けた飼料の家畜への供与を原則中止し、速やかに新たな飼料の確保に努める。

④ 林業

- ア 林地や林道の復旧については、災害関連緊急治山事業などの各種復旧事業により早期復旧を図る。

2 風害対策

(1) 予防対策

① 水稲

- ア 深水管理により異常蒸散を防止する。

② 果樹等

- ア 風害軽減のため防風網・防風林等を設置する。

イ 支柱の設置及び棚の補強等により倒木・倒伏を防止する。

ウ 収穫適期における収穫作業の促進を図る。

③ 施設園芸作物

ア 하우스等の補修・補強を実施する。

イ 防風網を設置する。

④ 畜産

畜舎の補修・補強を実施する。

⑤ 林業

間伐等保育の促進により、耐風性に優れた森林を育成する。

(2) 事後対策

① 水稻

倒伏した場合は、早期に立て直し、結束により、穂発芽の発生防止と登熟促進を図る。

② 果樹等

ア 倒木、倒伏棚等の早期立て直しを実施する。

イ カスガイ等による裂開部の接着を実施する。

ウ 接着不能枝の早期切り落としと傷害部への薬剤塗布を実施する。

エ 早期に病虫害防除を実施する。

オ 落果した果実は損傷程度により選別し、用途に応じて処分する。

③ その他作物

ア 倒伏茎葉の立て直しと洗浄を実施する。

イ 早期に病虫害防除を実施する。

ウ 傷害果、傷害茎葉を速やかに摘除する。

④ 畜産

損傷施設に応急措置を講じ、風雨の侵入を防ぐ。

⑤ 林業

ア 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等の二次被害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。

イ 森林の崩壊に伴う土砂流出及び被害木の流出に対処するため治山ダム工を施工し、これらが下流域に流出することを防止する。

3 雪害対策

(1) 予防対策

① 農作物

ア 積雪期間の長期化による越冬作物の被害を防止するため、融雪促進剤・土・籾殻くん炭等を散布し融雪の促進する。

イ 水稻等の育苗予定地の融雪促進を図るため、融雪促進剤等を散布するほか機械等による強制除排雪に努める。

ウ 暗・明渠等の設置による融雪水の早期排除に努める。

エ 果樹等の枝折れと果樹棚の被害防止のため、降雪前の支柱設置及び枝の結束、降雪後の冠雪除去、枝の掘り上げを実施し、大雪の時は共同で除排雪を実施する。

オ 野兎・野鼠被害を防止するため、殺鼠剤・忌避剤の利用等を励行する。

② 農業関係施設

ア 降雪前に支柱や筋交い等により補強するとともに、破損箇所を補修する。

イ 施設屋根及び軒下等の堆積雪の除排雪を励行する。

ウ 消雪パイプ・流雪溝等の設置を推進する。

③ 畜産

ア 畜舎等の倒壊を防止するため、早期の雪下ろしと畜舎周辺の除排雪に努める。

イ 輸送事情等の悪化による飼料不足が生じないよう、余裕のある備蓄計画に努める。

ウ 積雪期間の長期化による草地荒廃を防止するため、必要に応じて消雪作業を実施する。

エ 冬期間に多発する呼吸器疾病等を予防するため、アンモニアの発生源となるふん尿の適切な処理に努める。

④ 内水面養殖業

ア 疾病対策、栄養要求に合わせた給餌等、平常時の魚体の健康管理を強化する。

イ 越冬池は深い水深の維持、また屋根をかける等の工夫により池水の保温に努める。

ウ 積雪期における湧水、地下水を確保するとともに、除排雪・割氷の実施により斃死を防止する。

⑤ 林業

適切な間伐・枝打ちの実施による密度調整を行うことにより、雪に強い森林を造成する。

(2) 事後対策

① 農作物

ア 果樹等で損傷した枝のうち回復不可能なものは早期に切り落とし、回復可能なものは裂開部をボルトやカスガイで補強接着させる。

イ 枝の折損程度に応じて早期にせん定を実施する。

ウ 枝折れ・食害による損傷部に薬剤を塗布し樹体を保護する。

エ 排水溝を掘り、融雪水の排水に努める。

② 林業

ア 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等の二次被害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。

イ 雪害による倒伏した材木のうち、被害が軽微なものは雪起こしにより回復を図る。

3 霜害対策

(1) 予防対策

① 水稻

育苗期間中の二重被覆、田植え後の深水管理等による夜間保温を励行する。

② 野菜・畑作物等

ア パイプハウス栽培では、カーテン、トンネル等による夜間保温を行う。

イ 露地では、トンネル、べたかけ被覆等で保温対策を励行する。

(2) 事後対策

① 水稲

育苗期に降霜があった場合は日の出前に散水して損傷を防ぐ。

② 果樹

ア 結実量確保のため人工授粉を励行する。

イ 被害程度に応じた摘果を実施する。

4 冷害対策

(1) 予防対策

① 水稲

ア 品種の適正配置により危険分散を図る。

イ 土づくり対策及び施肥の適正化により稲体の健全化を図る。

ウ 健苗育成により初期生育の促進を図る。

エ 適正な栽植密度により目標生育量の早期確保に努める。

オ 深水管理により幼穂を保護し、不稔を回避する。

カ 病虫害防除を徹底する。

② 野菜、花き等

ア 被覆資材の活用により保温に努める。

イ マルチ栽培等により地温の上昇を図る。

5 雹害対策

(1) 事後対策

① 果樹

ア 傷害果実の適正摘果を実施する。

イ 被害園における病虫害防除等の適正管理を励行する。

② その他作物

ア 傷害果、傷害葉を速やかに摘除する。

イ 病虫害発生防止のため、早期に薬剤散布を実施する。

ウ 中耕・培土・追肥等により生育の回復を図る。

6 干害対策

(1) 予防対策

① 水稲

ア 用水の計画的利用を推進する。

② その他作物

ア 有機物の多用、深耕など土壌改良等により、土壌保水力の増加を図る。

イ スプリンクラー、うね間灌水施設等を整備する。

ウ 水源かん養、干害防備保安林等の整備・拡充を図り、干害の発生を抑制する。

第18節 危険物等大量流出災害予防計画

【計画の方針】

本村は豪雪地域であり、冬期間における暖房機能の確保のため、個人住宅での灯油ホームタンクの常設があり、これらホームタンクの転倒等による油漏れによる河川流出の危険性も高いものがある。

河川への油や薬液などの危険物等の大量流出は、天候、時間の経過が流出量の増加や流出範囲の拡大につながる。

被害は、観光地の汚染、火災の発生、揮発性物質による近隣住民の健康への影響、内面水産資源の汚染など甚大な被害が予測される。

このため、村、県、防災関係機関及び関係事業所は、防災資機材の備蓄促進や設備の維持管理の徹底に努めるとともに、危険物の流出や漏洩に関する訓練を計画的に実施する。また、訓練の検証により提起された課題の整理及び検討を行い、これにより各機関等における予防・防除体制の見直しや老朽化による設備の改善が必要なものについては早急にこれら対策の策定・実施を図り、危険物流出事故の未然防止に努める。

危険物等大量流出災害予防計画

第1 設備、資機材の整備等

(民生課、建設課、県、広域消防本部)

第1 設備、資機材の整備等（民生課、建設課、県、広域消防本部）

1 災害の未然防止

- (1) 施設を定期的に点検して漏油防止を図る。
- (2) 事業所や個人住宅の灯油ホームタンク所有者等に対し、災害予防に必要な教育を行い防災思想の高揚を図る。

2 防災資機材の整備・備蓄

- (1) 流出油等の拡散防止、回収及び処理に必要な資機材を整備・備蓄する。
- (2) 回収した油塊、油吸着剤などの焼却施設を整備する。
- (3) 通信機器やガス検知器などの整備促進を図る。
- (4) 資機材の定期的な点検を実施し、老朽化機器の計画的な更新・整備を図る。

3 被害の拡大防止

防災関係機関は、事業所等に対し、防除資機材の整備基準の遵守するよう指導を徹底する。大量の油流出及び放射性物質の流出等が発生した場合、交通制限、流出物の除去及び避難対策等を検討する。

4 相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互援助に関する協定を締結する。

5 訓練の実施

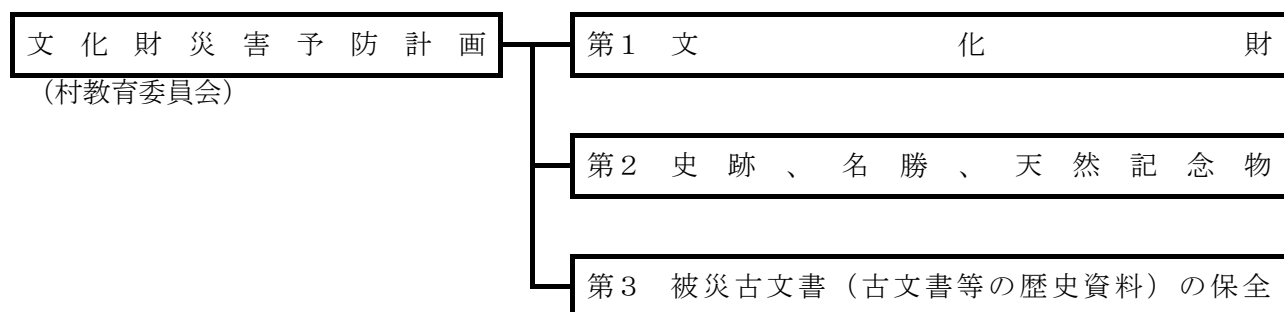
事業所単位又は各事業所が共同し訓練を実施するほか、関係機関等の実施する訓練に積極的に参加する。

第19節 文化財災害予防計画

【計画の方針】

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産であり、地域住民の精神の拠り所である。村及び県は、これらの文化財を後世に伝えるため、文化財の災害予防に関する計画を策定し、防災・防火管理体制の確立を図る。

文化財の災害予防を実施するに当たっては、特定の文化財に対する災害予防のみではなく、地域全体の文化財に対する災害予防が必要である。村及び県は、文化財の所有者・管理者、地域住民との連携・協力体制の構築が不可欠である。さらに、古文書等の歴史資料等については、被災時における安易な廃棄や散逸を防止するため、迅速・的確な被災情報の収集を行う。



第1 文化財

1 現況

現在、村においては指定をうけている有形文化財はないが、今後、文化財として指定をうけるものが生じた場合は次の対策を講ずるものとする。

2 対策

(1) 文化財管理者に対する指導の徹底

- ① 火気使用場所を指定する。また、建物の周囲では、たき火などを制限する。
- ② 定期的に防災診断を受ける。また、防災責任者は自主的に点検を実施して、災害の発生防止と早期発見に努める。
- ③ 所有者及び関係機関は、平成21年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト（以下チェックリスト）に基づく日常点検を行う。
- ④ 消火、警報施設等の整備に努める。
- ⑤ 文化財の搬出責任者には、文化財の性質・保全についての知識技術を有する者をあて、また搬出場所等をあらかじめ定めておく。

(2) 保存施設等の整備

- ① 災害防止のため、耐火・耐震構造施設等の設置を推進する。

- ② 文化財の復元修理等を計画的に推進する。

第2 史跡、名勝、天然記念物等

1 現況

当村には史跡や名勝があり、現在、鉱物・植物などの天然記念物はないが、今後指定される場合はそれぞれの性質に応じた防災対策が必要である。

2 対策

- (1) 指定地域などの周知徹底を図るため、標識、説明板、図解板、境界標、囲柵等を整備する。
- (2) 警報、防火、消火、避雷、盗難防止のための施設を整備する。
- (3) 定期的なパトロールにより危険箇所の早期発見と改善に努める。
- (4) 災害により土地及び定着物が損傷し、指定動植物が衰亡のおそれがある場合は、必要な修理、保護増殖を行う。
- (5) 防災責任者を定め、災害の種別、規模等に応じた対策を実施する。
- (6) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、災害時の危険箇所の早期発見と改善に努める。

第3 被災古文書等（古文書等の歴史資料）の保全

災害により多くの古文書等（古文書等の歴史資料を含む。）が被災した場合、住民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）及び取扱い等について周知を図る。

1 被災古文書等に対する注意事項

- (1) 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。
- (2) 湿気を防げる場所か容器に保管すること。
- (3) 雨や水に濡れたものは、そのまま陰干しすること。吸湿性の高い紙（キッチンペーパーなど）を挟むとよい。

本の場合は体積の5分の1以下の紙を挟み、湿ったら取り替えるとよい。

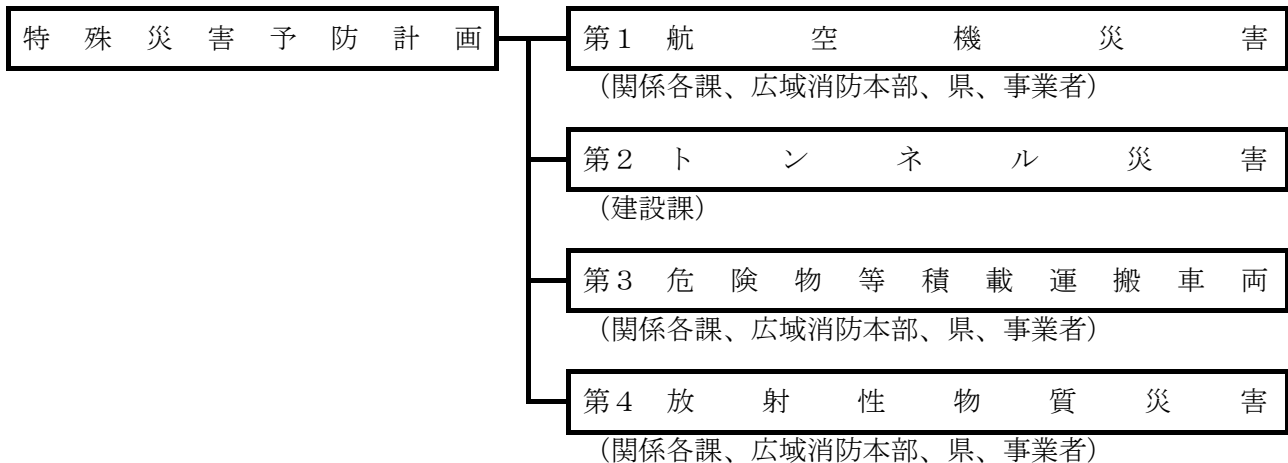
48時間以内に乾燥できない場合は、ラップでくるむか、頑丈な容器に入れ冷凍の上、凍結真空乾燥により水分を取り除く方法が有効である。ただし、古文書・絵図等については修復の専門家に相談する必要がある。

- ① 無理な水洗いをしないこと。
- ② 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。
- (4) 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。

第20節 特殊災害予防計画

【計画の方針】

近年の社会経済の複雑多様化に伴い、事故の態様も大規模、特殊化してきている。こうした状況の中で、特殊災害及び突発的な重大な事故を防止するため、防災関係機関と連携し、防災活動が効果的に実施できる体制の確立を図る。



第1 航空機災害（関係各課、広域消防本部、県、事業者）

航空機災害対策の推進に当たっては、村、県及び防災関係機関は、その所掌する消防防災上の責任と相互協力により必要な措置を講ずる。

1 情報の収集・公表

(1) 秋田地方気象台及び仙台航空測候所は、航空機の安全確保にかかわる気象、地象、水象の現象を正確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等を適時・的確に発表する。

また、局地的な気象変化を監視する航空気象観測施設の整備、並びに航空気象予報・警報の精度向上に努め、航空交通安全のための気象情報の充実を図る。

(2) 航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごとに分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずる。

(3) 航空運送事業者は、分類・整理した各種情報を事業者相互において交換し、情報の活用を促進する。

2 空港の保安管理

県及び東京航空局秋田空港・航空路監視レーダー事務所は、航空法（昭和27年法律第231号）に定める保安上の基準に従い、当該施設保安管理の適切化と充実に努める。

3 村・広域消防本部

村及び広域消防本部は、航空機災害発生時において、その責任を遂行するため、次に掲げる事項を推進する。

(1) 消防力の強化

広域消防本部は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図る。

(2) 各種計画の策定

村及び広域消防本部は、航空機災害に関する消火活動、救助・救急活動等に係る災害応急対策について計画を策定する。

(3) 消防訓練の実施

人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を空港管理者と協力して行い、必要な知識、技能の習得に努める。

4 関係機関

航空機災害に関して捜索活動等を迅速・的確に実施するため、必要な資機材、車両等の整備に努める。

第2 トンネル災害（建設課）

トンネルは、構造上の特殊性から大規模な災害に発展する危険性があるためトンネルに係る防災活動は、迅速かつ的確な救助・消火等が必要となる。

(1) 道路管理者、広域消防本部及び警察は、危険物積載車両の運行管理者及び運転者に対し、安全運転の励行を図る。

(2) 道路管理者、広域消防本部及び警察は有資格者の乗務、保安教育の徹底など運送事業者の自主保安体制の確立を図るほか、運送者に対する予防査察の徹底を図る。

(3) 道路管理者は、トンネルに対する監視、保安体制の強化と防災施設の整備・促進を図る。

(4) 道路管理者、広域消防本部及び警察は、各種トンネル災害を想定した各種訓練等を実施するほか、防災関係機関相互の早期通報体制の確立を図る。

第3 危険物等積載運搬車両（関係各課、広域消防本部、県、事業者）

1 現況

危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等積載運搬車両による陸上輸送が多く、転・衝突事故などによる爆発・火災、また薬液等の積載危険物漏洩などによる危険性が增大している。

2 対策

(1) 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守についての指導の徹底を図る。

(2) 危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。

(3) 危険物等運搬業者に対して、安全運行計画の作成、並びに運行管理の指導を徹底するとともに、運転者への安全運転の励行、関係法例の遵守及び危険物等の取扱いについて指導する。

- (4) 秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と危険物撤去・移送又は中和作業分担を協議するとともに、村は、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故に対する課題の整理と発生時の対応に備える。
- (5) 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行の普及に努める。

第4 放射性物質災害（関係各課、広域消防本部、県、事業者）

放射性物質の災害応急措置の実施責任者は、放射性物質について輸送の責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）及び放射性同位元素等使用事業所の責任者（以下「事業責任者」という。）とする。

1 被害の把握

輸送責任者及び事業責任者（以下「事業責任者等」という。）は、災害発生と同時にその被害状況から、地域住民に対し危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。

2 広報活動

村長及び事業責任者等は、放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況及び措置状況をすみやかに関係機関に通報するとともに、被害予想地区の住民に対しては、村防災行政無線、広報車、防災情報メール等あらゆる通報手段をもって的確かつ迅速に指示伝達する。

3 立入制限、交通規制及び警備体制

事業責任者等は、被害予想地区における立入制限措置、交通規制措置及び地区の警備体制について、あらかじめ関係機関と協議し、万全を期する。

なお、近隣市町にまたがる災害が発生した際、県及び当該近隣市町と緊密な連携を図り、迅速的確な警備体制の整備を図る。

また、放射性物質等による汚染が認められた場合は、汚染水源の使用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を実施する。

4 輸送事故に対する措置

輸送責任者・輸送従事者又は事故発見者は、輸送車両の火災等に遭遇した場合には、概ね次の対応措置を実施する。

- (1) 人命救助、応急手当
- (2) 消防署及び関係機関への通報連絡
- (3) 初期消火
- (4) 二次災害回避のための交通整理

第21節 廃棄物処理計画

【計画の方針】

災害地域においては、生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等で発生するし尿や浄化槽汚泥（し尿等）、建物の倒壊・撤去等に伴って発生する廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベストなど（がれき等）のほか、山間部では流木・倒木あるいは火山灰の発生が想定されるため、これらの収集・分別・処理が環境に配慮した上で迅速かつ適切に行われるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

廃 棄 物 処 理 計 画
(環境課)

第 1 廃棄物処理に係る防災体制の整備

第 1 廃棄物処理に係る防災体制の整備

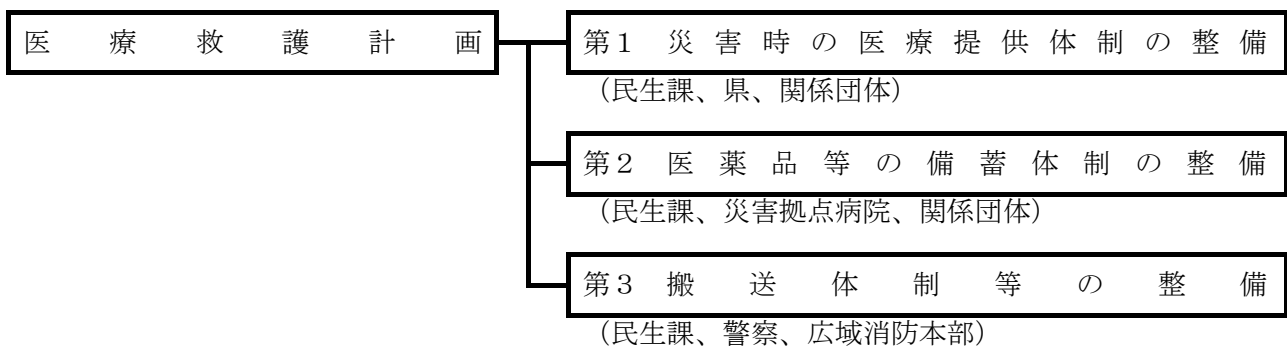
- (1) 一般廃棄物処理施設の設置年数や立地条件等に応じ、次の事項について必要な対策を講じる。
 - ① 施設の耐震化、不燃堅牢化等
 - ② 非常用自家発電設備等の整備
 - ③ 断水時に機器冷却等に利用する地下水や河川水の確保
 - ④ 収集運搬車両駐車場の浸水対策
 - ⑤ 施設の補修等に必要な資機材の備蓄
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (3) 次の事項等を含む災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - ① 緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画
 - ② 災害によって発生した廃棄物（生活ごみ、し尿、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置計画
 - ③ 有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物の適正処理計画
- (4) 村の処理能力を超える場合等の対策として、周辺市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

第22節 医療救護計画

【計画の方針】

災害の発生は、多数の住民が負傷し健康の危機をもたらす。また、被災地の医療機関で治療中の住民は十分な医療を受けることが困難となる。このような状況で可能な限りの医療活動を行い、多数の住民を健康の危機から守る、それが災害医療である。

災害医療を提供するためには、災害医療の拠点となる医療機関の指定とともに、保健医療活動チームの派遣、傷病者の搬送、医薬品や医療資機材の備蓄などの体制整備が重要である。また、その体制を支える人材育成については、相応の研修や訓練の実施が必要である。



第1 災害時の医療提供体制の整備（民生課、県、関係団体）

1 初期医療体制の整備

村は、救護所の設置、救護班の編成、出動について地域医師会、災害拠点病院（雄勝中央病院）等の医療機関と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、災害による軽微な負傷者等に対応する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定めておくものとする。

2 「雄勝地域保健医療福祉協議会・救急災害医療検討部会」への参加

協議会による地域における災害医療対策の強化を図るとともに、平常時から救急医療機関と救急搬送機関との連携強化を図る。

3 「村災害医療計画」（仮称）の策定

- (1) 県の災害医療計画に整合する「村災害医療計画」（仮称）を策定する。
- (2) 上記計画では、避難所の配置と併せて救護所の適切な配置計画を策定する。
- (3) 救護所への患者搬送体制、情報連絡体制の確保、救護所への医療機材、水、非常用電源の供給等について具体的な行動マニュアルを策定する。
- (4) 村の医療救護の活動拠点となる「災害医療施設」を確保する。
- (5) 「災害医療施設」に必要な医薬品・医療機材の備蓄及び水、非常用電源の確保等に関する支援体制を構築する。

- (6) 福祉施設の居住者等要配慮者に関する情報把握に努める。
- (7) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用により、災害医療に関する情報を収集し、県の災害対策本部等と情報を共有する体制を整備する。
- (8) 地域医師会と医療協力協定を締結する。
- (9) 近隣市町と災害時の相互支援協定を締結する。
- (10) 地域住民への応急処置等の啓蒙及び講習会を実施する。

4 村の役割

相当規模の災害発生時には、村災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。また、村で対応可能な被災規模の場合は、村が災害医療に係る活動を統率する。

このため、地域医師会、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区支部等（以下「地域医師会等」という。）地域の関係団体や消防機関、警察、保健所等関係機関との連携体制を整備する。

- (1) 秋田県保健医療調整本部（以下「県保健医療調整本部」という。）への要請
災害の種類や規模に応じ、村では対応が困難な場合は、県保健医療調整本部に対し、必要な医療支援を求めるものとする。
- (2) 災害医療の研修、訓練の実施
災害発生時に役立つ実践的な研修や訓練を実施する。

5 県の役割

相当規模の災害等が発生し、県災害対策本部が設置される場合及び秋田県健康福祉部長が必要と認める場合、県保健医療調整本部を設置し、被災地域での迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。また、大規模災害等が県内で発生し、複数の市町村が被災した場合、若しくは災害医療に関して各市町村で対応困難となった場合に、県は一元的に災害医療を統率する。

このため、次に掲げる体制等の整備を行い、必要に応じ国や他都道府県、自衛隊、広域消防本部、警察等の関係機関に協力を要請する。

一方、大規模災害等が県外で発生し医療支援の必要が生じた場合、県は（一社）秋田県医師会、（一社）秋田県歯科医師会、（一社）秋田県薬剤師会、（公社）秋田県看護協会、日本赤十字社秋田県支部等（以下「県医師会等」という。）の関係団体や医療機関へ協力を要請し速やかに保健医療活動チームを派遣する。

なお、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）に関しては県とDMAT及びDPAT指定病院の協定に基づき活動する。また、県は災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を構成し、保健所の指揮調整機能等を支援する。

- (1) 連携体制の整備
県医師会等の災害医療の実施に係る関係団体、医薬品、医療資機材等の災害医療に必要な物資の確保に係る関係団体等と協定を締結し連携体制を整備する。
- (2) 県保健医療調整本部の整備
災害対策に係る保健医療活動の総合調整として、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理、分析等を行う体制を整備する。

(3) 情報通信システムの整備

EMIS、衛星電話等を活用した情報通信システムを整備し、災害医療に関する情報を収集し、市町村の災害対策本部等と情報を共有する体制を整備する。

また、これらのシステムが停電時でも運用できるよう、非常用電源を確保する。

なお、災害拠点病院（雄勝中央病院）の保健医療活動チーム及び県医師会等の関係団体には、衛星通信装置を配備する。

(4) 輸送体制の整備

保健医療活動チーム、医療資機材等を輸送する必要がある場合は、県災害対策本部を通じて、自衛隊、広域消防本部、警察等の関係機関へ協力を要請する。

(5) 災害医療の研修、訓練の実施

災害発生時に役立つ実践的な研修や訓練を実施する。

6 関係団体

地域医師会等は、村と締結する医療救護活動に関する協定等に基づき、災害医療に係る活動等を実施する。

7 医療機関

各医療機関は災害対策に関する啓発、対応マニュアルの作成、研修及び訓練を定期的に行うほか、次の設備等の整備に努めるものとする。

- (1) ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備
- (2) 水道、下水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約
- (3) メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

8 後方医療体制の整備

(1) 後方支援体制の整備

- ① 村は湯沢保健所と連携をとりながら、対応が困難な重傷患者等を收容するため、県指定の医療活動拠点や災害協力医療機関への要請等、後方医療支援体制について、関係機関との調整を図り、その体制整備に努める。
- ② 村は湯沢保健所と連携をとりながら、日本赤十字社秋田県支部の医療救護班等の派遣要請について、関係機関等と調整を図り、その体制整備に努める。

(2) 負傷者の搬送体制の整備

① 陸上の搬送

広域消防本部は、道路管理者、警察及び関係機関等との連携調整を図り、高規格救急車を配備するなど、効率的な搬送体制の確立に努める。

② 緊急時の搬送

村は、陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態等に備え、県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプター等を活用した緊急搬送を迅速に行うため、臨時ヘリポートを設け、関係機関との連絡体制等の整備に努める。

③ 警察との協力

警察は、災害発生時には、道路の被災状況を確認の上、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

なお、民間車両等の中で災害時に緊急通行車両として使用される可能性があるものは、あらかじめ緊急通行車両の事前届け出をする。

④ 在宅医療機器使用患者等への対応

在宅医療機器使用患者等を抱える医療機関は、平常時からこれらの患者に関する連絡体制及び搬送先等の計画を策定するものとする。

(4) 広域的救護活動

① 村は湯沢保健所と連携をとりながら、血液供給の円滑化を図るため、秋田県赤十字血液センターとの連絡体制を確保する。

② 村は湯沢保健所と連携をとりながら、医師、医薬品等が不足した場合に、すみやかに対処できるよう、県内の広域医療体制の整備に努める。

③ 村は、県及び湯沢市雄勝郡医師会等の協力体制の確立に努める。

④ 村は、必要に応じて県に対し災害医療派遣チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請するものとし、その要請方法について整理しておく。

第2 医薬品等の備蓄体制の整備（民生課、災害拠点病院、関係団体）

1 常用備蓄

(1) 災害拠点病院（雄勝中央病院）は、保健医療活動チームが使用する緊急医薬品等及び重症患者の救命救急医療その他必要な医薬品等について、平常時に病院で採用している医薬品等を使用しながら一定量を上乘せして確保する形態（以下「常用備蓄」という。）により備蓄する。災害拠点病院の常用備蓄量は概ね3日分を目途とするが、災害時に多数の患者が来院することを考慮するものとする。

(2) 災害協力医療機関（病院）及び調剤薬局においても、概ね3日分の常用備蓄を行うものとし、二次医療圏ごとに調剤薬局の常用備蓄を補完する体制を整備する。

2 流通備蓄

災害の初動時以降に救護活動で必要となる災害用医薬品及び医療機器については、薬剤師会又は医薬品卸業者等（以下「流通備蓄主体」という。）の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫量を情報管理するとともに、秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力を得て、医薬品卸業者等の在庫に一定量を上乘せして備蓄（以下「流通備蓄」という。）する。

なお、化学物質の中毒症状に用いる医薬品についても、流通備蓄により確保する。

3 供給の確保

医薬品等の卸業者は、医療機関等からの医薬品等の供給要請に対応できるよう、平常時から通常の医薬品等の流通ルートのほか、災害時に医薬品等を調達できる流通ルート及びその方法を取り決

めておくものとする。

4 お薬手帳の活用

(一社) 秋田県薬剤師会は、必要に応じてお薬手帳を救護所等へ供給するとともに、平常時から、避難する際の携行品として、お薬手帳の普及啓発を図る。

5 血液製剤等の確保

- (1) 秋田県赤十字血液センター及び輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、平常時から秋田県災害・救急医療情報システムの血液応需モニターを通じ、輸血用血液製剤の在庫数について情報提供を行う。
- (2) 秋田県赤十字血液センターは、災害時の緊急連絡先を医療機関へ周知するほか、災害時の血液製剤の供給方法について、あらかじめ日本赤十字社東北ブロック血液センターとの間で支援体制等を構築する。
- (3) 秋田県赤十字血液センターは、県保健医療調整本部との連絡体制を確保する。
- (4) 秋田県赤十字血液センターは、平常時から計画に基づいた献血者の確保に努め、輸血用血液製剤の適正在庫の維持を図る。

第3 搬送体制等の整備（民生課、警察、広域消防本部）

1 搬送体制

警察は、災害発生時には、道路の被災状況を確認の上、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

なお、民間車両等の中で災害時に緊急通行車両として使用する可能性があるものは、あらかじめ緊急通行車両として事前に届け出る。

2 在宅医療機器使用患者等への対応

在宅医療機器使用患者等を抱える医療機関は、平常時からこれらの患者に関する連絡体制及び搬送先等の計画を策定するものとする。

3 広域医療搬送

村は、必要に応じて県に対し災害時のドクターヘリを要請するものとし、その要請方法について整理しておく。

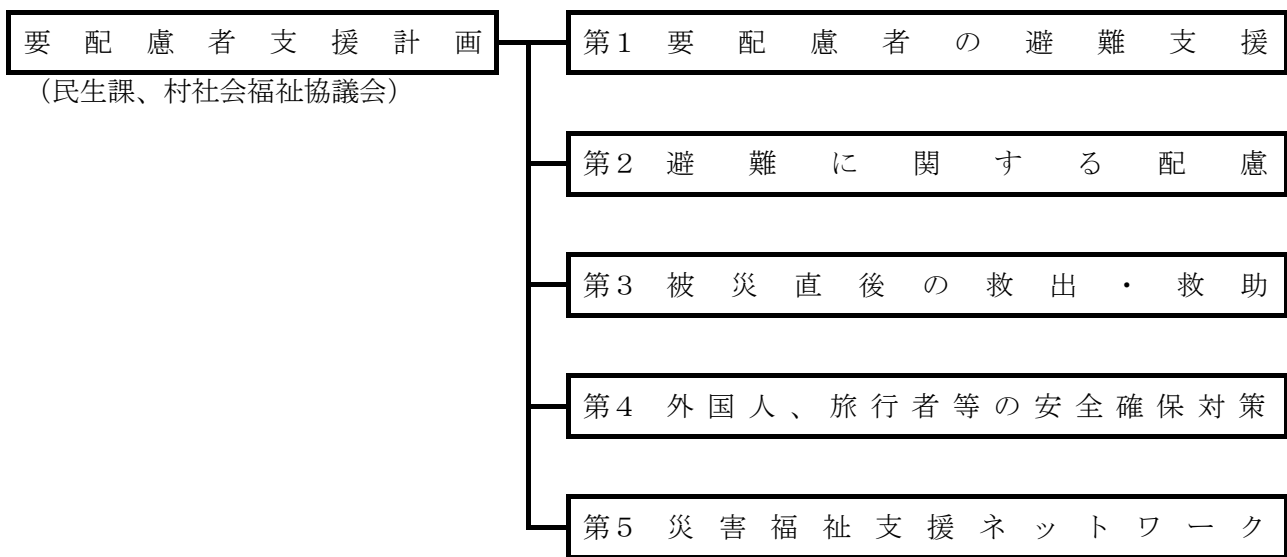
<参考> 資料編 第6 救急医療に関する資料

第23節 要配慮者支援計画

【計画の方針】

災害発生時には、自らの行動が制約される要配慮者の安全や心身の健康状態に対する特段の配慮が極めて重要である。

このため、村は、高齢者等避難を通知した時点から避難及び避難誘導、また、その後の避難所生活に至るまでの各段階において、時間の経過と想定される避難所の状況等に応じたきめ細やかな支援策を定めるとともに、これを実施するため関係機関との緊密な連携を図るものとする。



第1 要配慮者の避難支援

1 要配慮者避難支援の基本的な考え方

- (1) 要配慮者に対する避難支援は、基本となる「自助（自ら身を守ること）」が身体的特性等から困難である場合が想定されるため、「共助（自治会、自主防災組織、近隣住民等地域による支援活動）」が特に重要となること。
- (2) 村は、要配慮者への支援対策と対応した高齢者等避難（要配慮者を対象とした避難）を通知する。高齢者等避難は、要配慮者及び避難支援者に対し、迅速で確実に伝達されることが重要であり、これを伝達するための情報システムの整備が不可欠であること。
- (3) 村は、要配慮者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平常時から収集し、福祉関係部局と防災関係部局が連携し情報の共有に努めるとともに、民間団体、福祉団体、地域団体等の関係機関とも共有し、災害時に活用できるようにすることが必要であること。
なお、個人情報の取扱いについては、村個人情報保護条例に基づいて、適切に収集、管理、利用及び提供を行う必要があること。
- (4) 村は、避難支援に当たっては、地域性への配慮が必要であること。

2 避難行動要支援者名簿の作成と活用

- (1) 村は、庁内各課連携の下、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。
また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (2) 名簿の作成に際しては、必要な限度で村が保有する個人情報を利用できる。
- (3) 村は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、村個人情報保護条例に基づき、平時から広域消防本部、警察、民生委員・児童委員、村社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。
- (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。
- (5) 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、村は名簿情報の適正管理のため必要な措置を講ずる。

3 個別避難計画の作成と活用等

- (1) 村は、庁内各課連携の下、福祉専門職、村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (2) 村は、広域消防本部、県警察、民生委員・児童委員、村社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。
- (3) 村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者について、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (4) 村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (5) 村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計

画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 避難行動要支援者の避難支援と安否確認

- (1) 村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

第2 被災直後の救出・救助

同時多発的、かつ、広範囲にわたる災害発生時における被災者の救出、救助については、家族、地域住民等近隣の相互扶助による自主的活動が不可欠であることから、村は、地域住民による自主的な防災活動の主体となるべき組織である「自主防災組織」等の育成強化に努め、平常時における地域の要配慮者の実態把握と災害時における支援態勢の整備を推進するものとする。

第3 避難に関する配慮

災害発生時の避難生活においては、要配慮者の特性に応じた安全的確な対応が必要なことから、村、福祉施設管理者及び関係機関は次の対策を行うものとする。

1 避難誘導

村、福祉施設管理者等の関係機関は、要配慮者の特性に基づき、避難時に予想される特別な困難な事情に配慮した防災教育を行うとともに、家族の役割を啓発し、自治会及び自主防災組織等が平常時から近隣の要配慮者の実態把握を行い緊急時に的確な避難誘導ができる態勢の確立に努めるものとする。

2 災害情報の伝達

村、福祉施設管理者及び関係機関は、避難生活にある要配慮者の精神的、身体的及び社会的特性に配慮した災害情報等の的確な伝達手段の確立に努めるものとする。

3 避難生活

村及び福祉施設管理者等は、要配慮者の避難生活の安全を確保するため、避難収容施設の整備の改善に努めるとともに、介護及び生活必需物資の配分等については、要配慮者の特性に配慮した対応に努めるものとする。

この場合、秋田県災害医療救護計画、生活関連物資備蓄計画及び給食・給水計画等との関係に配慮し、平常時からホームヘルパー、民生委員・児童委員等の協力体制を確保するとともに、災害時の避難収容施設における共同の避難生活にある住民の相互扶助の態勢づくりに努めるものとする。

4 福祉施設等における態勢の整備

社会福祉施設管理者は、村及び関係機関と調整し、災害時における防災組織体制の整備を図るとともに、自治会、自主防災組織等地域住民等との協調体制の確立に努めるものとする。

村、警察、消防、医療機関その他防災関係機関との緊急連絡体制の確立に努めるものとする。

また、食料、飲料水、入所者の特性に応じた生活必需品及び常備薬等の確保に留意するものとする。

第4 外国人、旅行者等の安全確保対策

村及び関係機関は、村内に居住又は来訪する外国人がいることから、言語、文化、生活習慣その他の自然的、社会的条件の異なる外国人及び村外からの旅行者の災害時の被害を最小限に止めるための防災環境づくりに努めるものとする。

1 的確な情報伝達のための防災環境づくり

村及び県は、訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるとともに、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する際は、在日外国人、訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達を行うものとする。

また、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

2 防災教育・広報

村は避難所及び避難路の標識に外国語を付記するよう努めるとともに、関係機関と協力して災害に関する知識、村内の災害環境及び避難場所、避難路等の防災上の心得等について、防災教育及び広報に努めるものとする。

3 地域における救援態勢

村は、観光施設管理者及び自主防災組織等の地域の自主的防災組織の協力のもとに、地域ぐるみによる外国人及び旅行者の安全確保、救援活動を支援できる態勢の整備に努めるものとする。

第5 災害福祉支援ネットワーク

1 秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会

大規模災害時における要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となって平常時から秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会を設置する。

所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 秋田県災害福祉広域支援ネットワーク構築に関すること。
- (2) 大規模災害時における要配慮者支援の調整に関すること。
- (3) 大規模災害に備えたチーム員の養成及び秋田県災害派遣福祉チーム（DWAT）の編成・派遣（国

又は被災都道府県からの応援派遣の要請に係る検討を含む。) に関すること。

(4) その他必要と認められること。

2 秋田県災害派遣福祉チーム (DWAT)

福祉・介護等の専門職員等によって構成し、大規模災害発生時に避難所、福祉避難所その他災害の発生時に要配慮者を受入れる施設において要配慮者生活機能の低下の防止等に係る支援を行う。

活動内容は次のとおりとする。

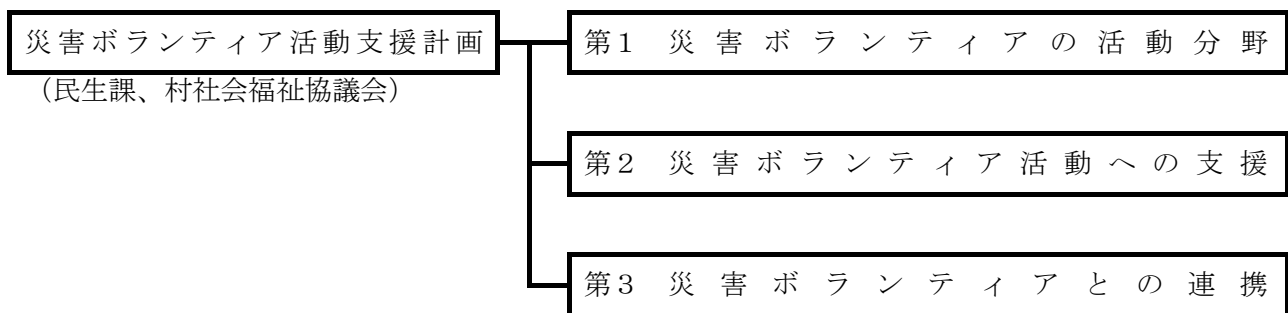
- (1) 避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング
- (2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援
- (3) その他必要と認められること。

第24節 災害ボランティア活動支援計画

【計画の方針】

災害発生時には、村、県等の行政機関はもとより、自主防災組織など地域コミュニティー団体の協力が不可欠である。また、避難所における避難者の生活支援、さらには要配慮者や被災者個人の生活の維持、並びに被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人のボランティア活動に依拠するところが多い。

このため、村、県及び防災関係機関は、災害時において、住民、支援団体等と連携・協働してボランティア活動を効果的に行うことができるための環境整備に努める。



第1 災害ボランティアの活動分野

1 専門ボランティア

- (1) 災害救援（初期消火、救助、応急手当及びその他支援）
- (2) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
- (3) 福祉（手話通訳、介護等）
- (4) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）
- (5) 建築物危険度判定（応急危険度判定士）
- (6) 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）
- (7) 通訳
- (8) 特殊車両の操作（大型重機）
- (9) 災害ボランティアのコーディネーター
- (10) その他輸送や無線通信などの専門技術・知識を要する活動

2 一般ボランティア

- (1) 炊出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送

- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

第2 災害ボランティア活動への支援

1 災害ボランティア連絡会議の開催

災害時の被災者支援を充実させるためには、行政からボランティアへの積極的かつ適切な情報提供が不可欠である。

また、ボランティア活動における自主性、自発性の精神を、行政として十分に理解し、尊重した支援体制を構築することが必要である。

このため村と村社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部その他のボランティア関係団体を構成員とする連絡会議を開催し、平常時から相互理解を深め、災害時においてボランティア活動がより円滑に展開できる連携協力体制づくりに努める。

2 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成

村社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、村及び地域の関係団体と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成に努める。

村は、村社会福祉協議会によるマニュアル作成について、積極的に協力・支援するよう努める。

3 災害ボランティア活動の環境整備

(1) 活動支援拠点

村は、県、県社会福祉協議会、村社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、次の事項を定めておくものとする。

- ① 村のボランティア受付
- ② ボランティアの要請把握と振り分けなど
- ③ 災害ボランティア活動の支援を行う拠点場所

(2) 活動拠点の整備

ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点は、原則として村が用意する。

(3) 災害ボランティア活動の環境整備

- ① 村は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、村社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努める。
- ② 広報ひがしなるせやインターネットなどを活用し、災害ボランティア活動の普及啓発を図るほか、活動マニュアルの作成や災害ボランティアの防災訓練等を働きかけることにより、平常

時の体制整備に努める。

第3 災害ボランティアとの連携

村及び県は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討する。

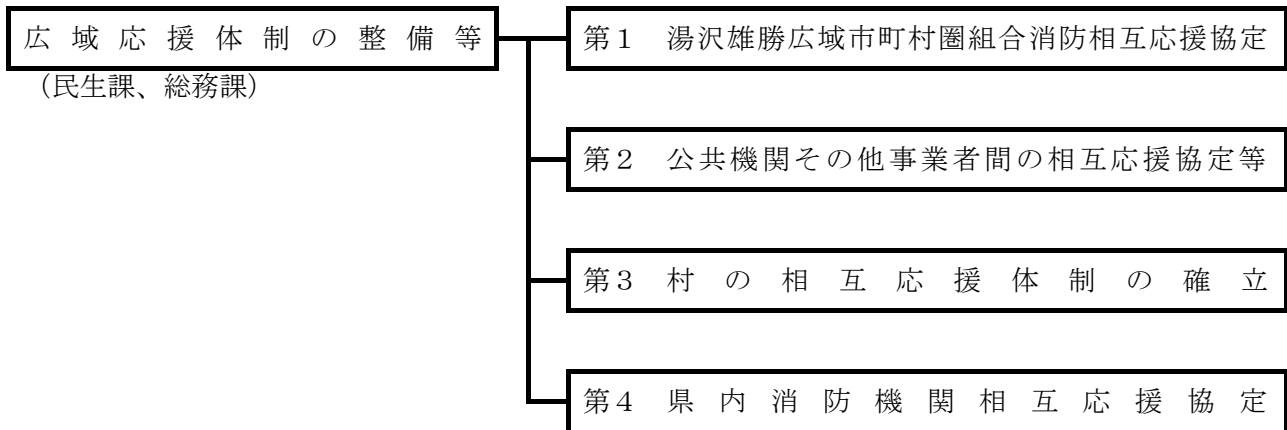
また、村及び県は、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、その活動環境の整備を図る。

さらに、村及び県は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入や調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともにそのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第25節 広域応援体制の整備等

【計画の方針】

大規模災害発生時において、村及び被災公共機関等が単独では十分な対応が困難となった場合に備え、村及び関係機関は円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定等を締結するなど、広域的な応援体制の確立に努めるものとする。



【協定の締結状況】

平成26年3月現在の応援協定締結状況は次ページのとおり。

【協定等】

第1 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防相互応援協定

本村は、湯沢雄勝広域市町村圏組合に属し、区域内の災害時における相互応援協定を定めている。

第2 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

電気、電話、ガス、水道、下水道等のいわゆるライフライン関係事業者は、大規模災害発生時において迅速的確な応急対策が行えるよう、供給ブロック単位又は広域的な支援態勢の充実を図る。

第3 村の相互応援体制の確立

村は、災害対策基本法に規定する災害時における他の市町村の応援を要求することができることになっていることから、この規定の的確な活用を図るため、必要に応じて市町村相互応援協定の締結を推進するものとする。

第4 県内消防機関相互応援協定

県内の13常備消防機関は、消防組織法の規定に基づく全県の消防機関が加入する「秋田県広域消防相互応援協定」（平成6年12月1日締結）に基づき広域的な支援が円滑に行えるよう、消防力の基準に従い消防防災施設設備の整備に努めるものとする。

＜参考＞ 資料編 第8 派遣、応援に関する資料

■ 災害協定等締結一覧

令和4年4月1日 現在

NO.	協定名	締結年月日	締結相手方	電話	FAX
1	災害時における東成瀬村内郵便局、東成瀬村間の協力に関する覚書	平成13年8月1日	東成瀬郵便局長	0182-47-2300	
2	災害時における応急対策業務に関する協定	平成20年12月11日	東成瀬村建設業協会 会長	0182-47-2151 (東成瀬村商工会)	0182-47-2152 (東成瀬村商工会)
3	仙人の郷協定	平成20年12月11日	東成瀬村建設業協会 会長	0182-47-2151 (東成瀬村商工会)	0182-47-2152 (東成瀬村商工会)
4	災害時の協定に関する覚書	平成20年12月25日	東北電力株式会社 横手営業所長	0182-32-5697	0182-36-1969
5	災害復旧時の協力に関する協定	平成21年9月8日	東日本電信電話株式会社 秋田支店長	018-836-8500	018-836-8998
6	災害時の情報交換に関する協定	平成22年11月25日	国土交通省 東北地方整備局長 湯沢河川国道事務所	0183-73-5504	0183-73-3920
7	災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定	平成24年1月20日	秋田県知事及び県内全市町村長	018-860-4564 (秋田県総合防災課)	018-824-1190 (秋田県総合防災課)
8	東成瀬村とヤマト運輸株式会社秋田主管支店との災害時における物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する協定書	平成25年7月16日	ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店長	018-839-3290	018-839-0730
9	砂防関係市町村災害時相互応援協定	平成25年12月18日	宮城県蔵王町長 新潟県出雲崎町長 長野県下條村 長野県大桑村 岐阜県梅津市長 大阪府河南町長 (事務局) 奈良県五條市長 奈良県野迫川村長 奈良県十津川村長 徳島県牟岐町長 宮崎県高原町長 熊本県錦町長	0224-33-2211 0258-78-2290 0260-27-2311 0264-55-3080 0584-53-4949 0721-93-5200 0747-22-4001 0747-37-2101 0746-62-0001 0884-72-3411 0984-42-2112 0966-38-1111	0224-33-4159 0258-78-4483 0260-27-3536 0264-55-4134 0584-53-3636 0721-93-4691 0747-25-0211 0747-37-2107 0746-62-0210 0884-72-2716 0984-42-4623 0966-38-1575

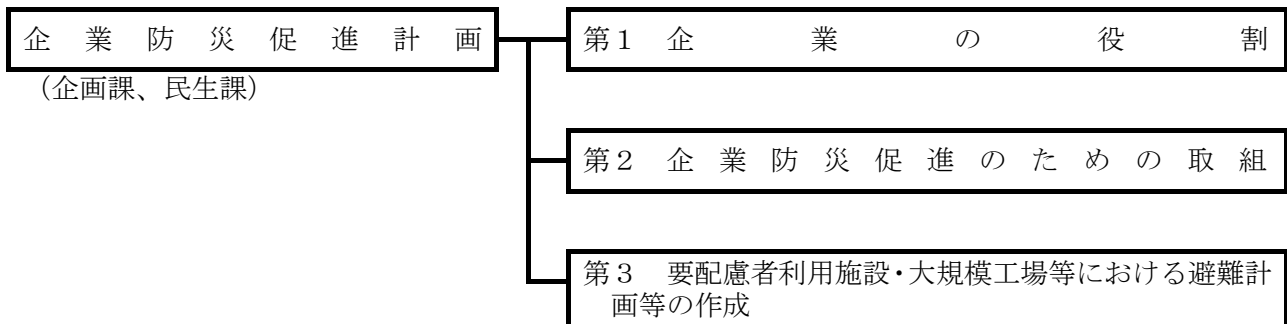
NO.	協 定 名	締結 年月日	締結相手方	電話	F A X
10	災害発生時等の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷箇所発見時の対応に関する協定	平成 26 年 7 月 22 日	横手郵便局 局長		
11	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	平成 26 年 9 月 1 日	一般社団法人秋田県 L P ガス協会		
12	災害時における物資供給に関する協定について	平成 28 年 11 月 27 日	東成瀬村農業生産法人 連絡協議会		
13	災害時における放送要請に関する協定	令和元年 10 月 26 日	株式会社秋田放送 株式会社エフエム秋田		
14	災害時における飲料供給に関する協定	令和 3 年 4 月 9 日	みちのくコカ・コーラ ボトリング株式会社		

第26節 企業防災促進計画

【計画の方針】

災害時における企業活動の停止は社会に与える影響は大きく、このため各企業は災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災教育の実施、各計画の点検・見直しなどの対策を進める必要がある。

村、県及び防災関係機関は、企業の防災意識の向上を図り、対策に取り組むことができる環境の整備に努める。



第1 企業の役割

企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスク自体を減らすリスクコントロールと、リスクの移転等により経営への影響度を緩和するリスクファイナンスの組み合わせによる、リスクマネジメントの実施に努めるものとする。

1 生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。加えて、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況である時は、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

3 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、村及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の推進に協力するよう努める。

4 地域貢献・地域との共生

災害が発生した場合には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。

また、企業がその特色を生かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合は、平常時から地元地方公共団体との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には次の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

- (1) 援助金の提供
- (2) 避難者への自社の敷地や建物の一部開放
- (3) 保有する水・食料等の物資の提供
- (4) 地元地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣
- (5) 社員のボランティア活動への参加

第2 企業防災促進のための取組

村、県及び関係機関は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援のほか、優良企業表彰や企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を図る。

1 防災訓練の実施

防災訓練等の機会をとらえ企業等に対し、訓練への参加等を呼びかける。

2 事業継続計画（BCP）の策定促進

事業継続計画（BCP）に関するセミナーの開催等により、企業の計画策定を啓発、支援するとともに、被害想定やハザードマップなど、事業継続計画（BCP）策定のための基礎データを積極的に提供する。また、村、県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

3 相談体制の整備

災害時の相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

4 企業の防災に係る取組の評価

企業の防災に係る取組について、表彰等により地域の防災意識の向上を図る。

第3 要配慮者利用施設・大規模工場等における避難計画等の作成

1 要配慮者利用施設の避難確保計画等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。当該避難確保計画には、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定め、作成した計画、自衛水防組織の構成員等について村長に報告するものとする。

村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。併せて、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

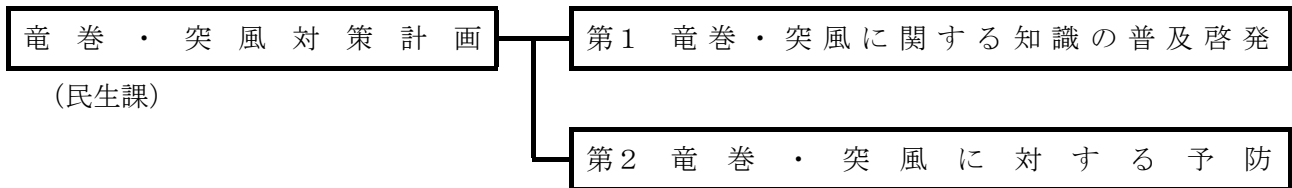
2 大規模工場等の浸水防水計画等

浸水想定区域内に位置する大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について村長に報告するものとする。また、浸水防止計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第27節 竜巻・突風対策計画

【計画の方針】

特殊な気象条件下において、竜巻突風等が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域については次の予防策を推進する。



第1 竜巻・突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

1 住民への啓発

村、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、住民への啓発を図る。

気象庁及び内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。これらのパンフレット等広報資料を利用し、住民に伝達する。

■ 竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none">・窓を開けない・窓から離れる・カーテンを引く・雨戸・シャッターをしめる・地下室や建物の最下階に移動する・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する・部屋の隅・ドア・外壁から離れる・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	<ul style="list-style-type: none">・車庫・物置・プレハブを避難場所にしない・橋や陸橋の下に行かない・近くの頑丈な建物に避難する・（頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る・飛来物に注意する

2 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所に止まるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

3 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

4 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

第2 竜巻・突風に対する予防

1 竜巻情報等気象情報の取得

竜巻等の発生のメカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、竜巻等突風が発生しやすい気象状況となった場合に、局地的な「竜巻注意情報」を発信している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、秋田地方気象台が発表するもので、この情報は気象庁より防災機関に伝達される。

2 家屋・農作物等の被害防止

- (1) 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備
- (2) 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
- (3) 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

3 風倒木対策

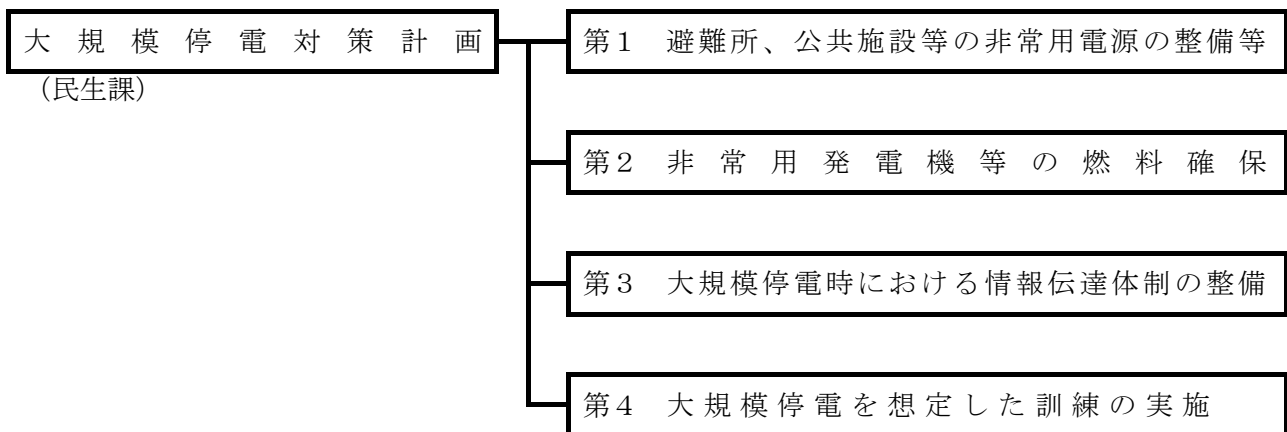
村は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

第28節 大規模停電対策計画

【計画の方針】

現代において、電気は多くの設備機器のエネルギー源となっており、ひとたび災害時に停電が発生すると、災害対応に多くの制約がかかることも想定される。

このため、関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。



第1 避難所、公共施設等の非常用電源の整備等

村及び各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備する。加えて、村及び公共機関は、保有する施設や設備において、代替エネルギーシステムや電動車等を活用していくための調整や、最低3日間の発電に必要となる燃料の備蓄等に努める。

なお、設備の整備に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 非常用電源の用途及び容量
- (2) 非常用電源を供給する機器の選定
- (3) 機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

1 避難所

村は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。

2 防災拠点

村及び防災関係機関は、災害対策本部をはじめとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図るとともに、72時間以上稼働できるよう燃料備蓄等をしておくほか、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との協定の締結を進める。また、非常用電源については、浸水や揺れに備えた対策を図る。

3 福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。また、災害拠点病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等の重要施設の管理者は、発災後最低3日間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第2 非常用発電機等の燃料確保

- (1) 非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。
- (2) 村は、保有する施設や設備において、最低3日間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。
- (3) 災害拠点病院や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設の管理者は、最低3日間の事業継続が可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の備蓄に努める。

第3 大規模停電時における情報伝達体制の整備

村、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時においても常に伝達できるよう、その体制の整備に努めるものとする。

第4 大規模停電を想定した訓練の実施

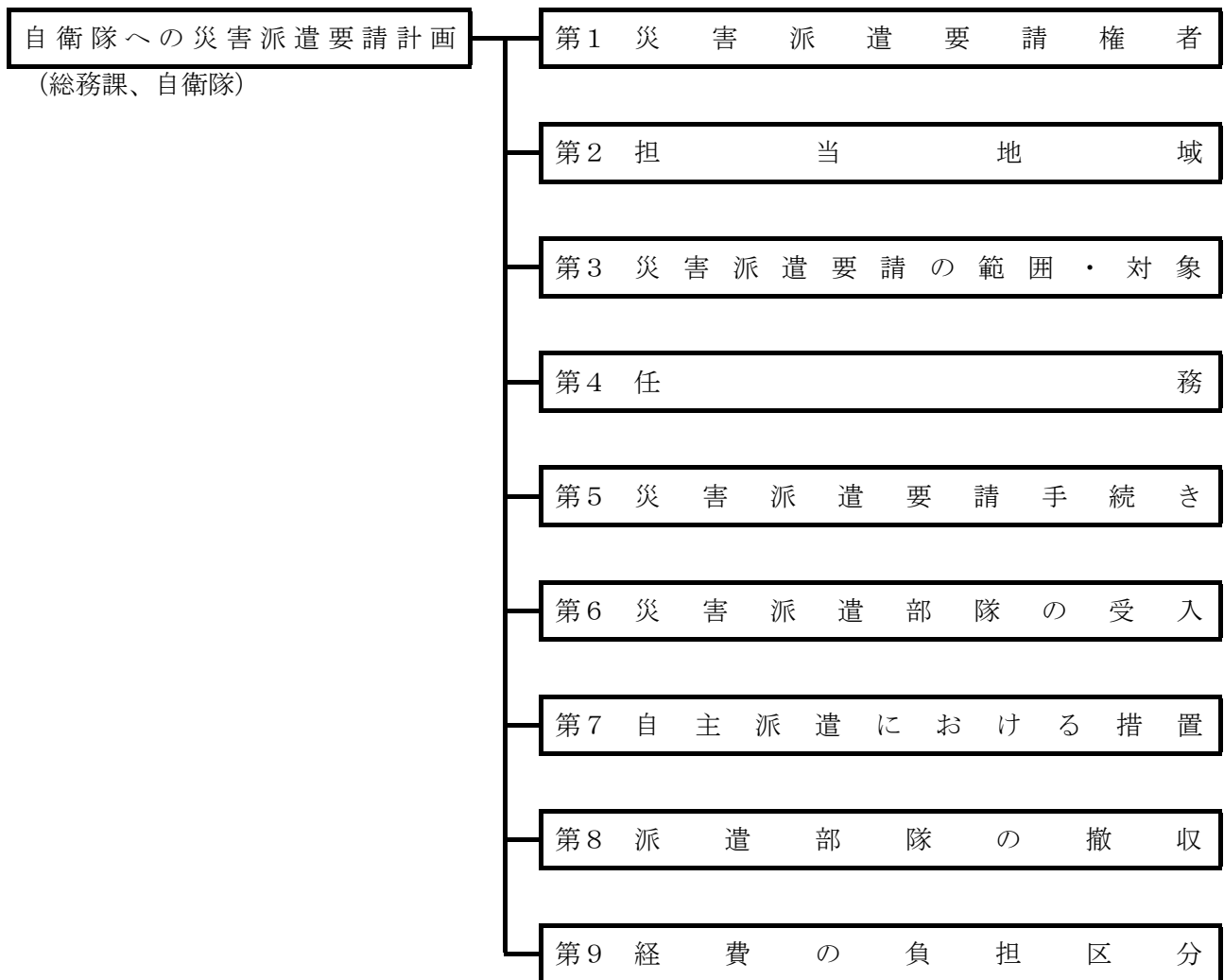
非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第2章 災害応急対策計画

第1節 自衛隊への災害派遣要請計画

【計画の方針】

台風、豪雨等による大規模で広範囲にわたる災害が発生し、村及び県の救助・救急能力を超える場合は、自衛隊への災害派遣要請を県に要求することとし、自衛隊の災害派遣要請に必要な事項を定める。



第1 災害派遣要請権者

要請権者	対象となる災害	関係法令
知事	主として陸上災害	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項
仙台空港事務所長	主として航空機遭難	自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第105条

第2 担当地域

陸上自衛隊第21普通科連隊	県下全域
航空自衛隊秋田救難隊	県下全域及び海上区域
航空自衛隊第33警戒隊	県下全域及び海上区域

第3 災害派遣要請の範囲・対象

1 災害派遣の範囲

- (1) 災害が発生し、知事が、人命又は財産保護のため、必要があると認めて要請した時。
- (2) 被害が発生する可能性が大きく、知事が予防のため要請し、事情やむを得ないと認めた時。
- (3) 突発的な災害で、救援に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められ、自主的に派遣する時。
 - ① 関係機関に対し、災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる時こと。
 - ② 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められる時こと。
 - ③ 航空機事故等の異常を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
 - ④ その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

2 要請基準

- (1) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要、かつ適当であること。
- (2) 救助活動が自衛隊でなければできないと認められる緊急性があること。
- (3) 人命又は財産保護のため、公共性を満たすものであること。
- (4) 自衛隊以外に災害救助活動に対応できる手段がないこと。
- (5) 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第4 任務

- (1) 被害情報の把握（被災地の偵察）
- (2) 避難の援助
- (3) 救急医療、救護・防疫
- (4) 人員、物資の緊急輸送
- (5) 給水・炊出し
- (6) 遭難者の搜索活動

(7) 通路・水路の応急啓開

(8) 水防活動

(9) 消防活動

(10) 危険物の除去・保安

(11) 救援物資の無償貸付・譲与

※「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者への救援物資の無償貸付又は譲与

(12) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置

第5 災害派遣要請手続き

1 派遣要請要求の手続等

(1) 村長は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣要請要求をしようとする場合は、知事等に対し、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、口頭、県総合防災情報システム、電話、FAX等により依頼し、事後すみやかに文書を提出する。

① 災害の概況と派遣要請の事由

② 派遣を希望する期間

③ 派遣区域及び活動内容

④ その他、派遣活動上の参考事項

(2) 村長は、通信の途絶等により知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、直接その旨及び災害の状況を自衛隊へ通知する。なおこの通知をした場合には、その旨をすみやかに知事に通知する。

(3) 村長は、事態が緊急避難、人命救助の場合のように急迫し、知事等に要請・依頼のいとまがない場合は、直接、自衛隊に通報するものとし、事後すみやかに所定の手続きを行う。

2 災害派遣連絡窓口

区分	要請先	連絡先	
		昼間	夜間(休日を含む)
県	県総合防災課	電話 (018) 860-4563・4564 FAX (018) 824-1190 衛星 100-525	
陸上自衛隊	第21普通科連隊長 兼秋田駐屯地司令	第3科 秋田(018)845-0125 内線 236、238 FAX 239 衛星 197-511 衛星 FAX 197-50	駐屯地当直司令 秋田(018)845-0125 内線 302、402 FAX 239
航空自衛隊	秋田救難隊長 兼秋田分屯基地司令	飛行班 秋田(018)886-3320 内線 252、253 FAX 251	当直 秋田(018)886-3320 内線 225 FAX 270

区分	要請先	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む）
		衛星 198-511 衛星 FAX 198-50	
	第 33 警戒隊長 兼加茂分屯基地司令	総括班 運用訓練 男鹿 (0185) 33-3030 内線 205 FAX 209	当直 男鹿 (0185) 33-3030 内線 211、212 FAX 209
	北部航空方面隊司令官	連用課 三沢 (0176) 53-4121 内線 2354 FAX 2359	SOC 当直幕僚 三沢 (0176) 53-4121 内線 2204、3900 FAX 2439
	航空支援集団司令官	航空機運用 患者空輸 府中 (042) 362-2971 内線 2583 (2513) FAX 2615 (2634)	防衛部運用課初動対応室 内線 2531 FAX その都度確認
	航空救難団司令	防衛部 入間 (04) 2953-6131 内線 3832 FAX 3839	当直 内線 3895 FAX 3839（送った場合、電話でも連絡すること）

第 6 災害派遣部隊の受入

1 自衛隊連絡所の設置

村は、庁舎内に自衛隊連絡所を設置し、自衛隊が村と緊密に連携して救援活動を円滑に実施できるようにするとともに、自衛隊と災害現場における災害応急対策責任者（村長、雄勝地域振興局長等）及び関係機関との間における業務の調整の便宜を図り、またその他必要な措置をとるものとする。

2 集結場所等の提供

(1) 村長は、自衛隊、施設管理者等との協議のもと、派遣部隊の集結（野営）場所や資機材の保管場所等を指定する。

これらの集結場所等は、広域防災拠点のほか、被災状況によってはその他の公共施設等の中から、派遣部隊の規模や活動内容等に応じて指定する。

(2) 村長及び施設管理者等は、自衛隊の効率的な活動を支援するため、次の措置の実施に最大限協力する。

- ① 県及び派遣部隊との連絡責任者の指定
- ② 派遣部隊誘導のための要員の派遣
- ③ 集結場所等に係る図面等の提供
- ④ 集結場所等に付随する水道水やトイレ等の使用
- ⑤ 近隣住民等との調整 など

3 連絡員への対応

村長は、自衛隊から派遣された連絡員に対し、情報の収集及び連絡に必要な便宜を図る。

4 職員の派遣

村長は、災害派遣部隊等との調整を図るため、必要に応じて関係職員を派遣する。

5 活動報告の受取り

村長は、知事等より、自衛隊の連絡員、偵察班及び災害派遣部隊等の指揮官の職・氏名、人員、出発時間、到着時間、資機材など必要な事項を活動報告として受取る。

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、村長等、警察官がその場にいない時に限り、自衛隊法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づき次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとった時は直ちに、その旨を村長又は横手警察署長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びに立入り制限・禁止又は退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作場等の除去等
- (4) 住民等の応急措置業務への従事命令
- (5) 車両の移動命令等並びに車両の破損等

第7 自衛隊の自主派遣

1 自衛隊の自主派遣

自衛隊は災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

2 自主派遣における措置

- (1) 指定部隊の長は、可能な限り早急に知事等に対し自主派遣について連絡する。連絡事項は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊長の官職・氏名、隊員数とする。
- (2) 知事等は、自主派遣の連絡を受けた時は、直ちに村長等に通知する。
- (3) 村長等は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、「本節第6 災害派遣部隊の受入」に定める措置に準じた措置をとる。
- (4) 自主派遣後において、知事等から要請があった場合は、その時点において当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、「本節第5 災害派遣の要請手続き」に定める措置をとるものとする。

第8 派遣部隊の撤収

村長は、災害派遣の目標を達し、派遣部隊の必要性がなくなると認めた時は、知事に対し、派遣

部隊の撤収要請を行う。

第9 経費の負担区分

災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分に定めがないものについては、その都度協議の上、決定する。

1 自衛隊が負担する経費

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食料費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

2 村が負担するもの

村が派遣を受けた場合の負担範囲は、上記1に掲げた経費以外の経費について負担する。

<参考> 資料編 第8 派遣、応援に関する資料

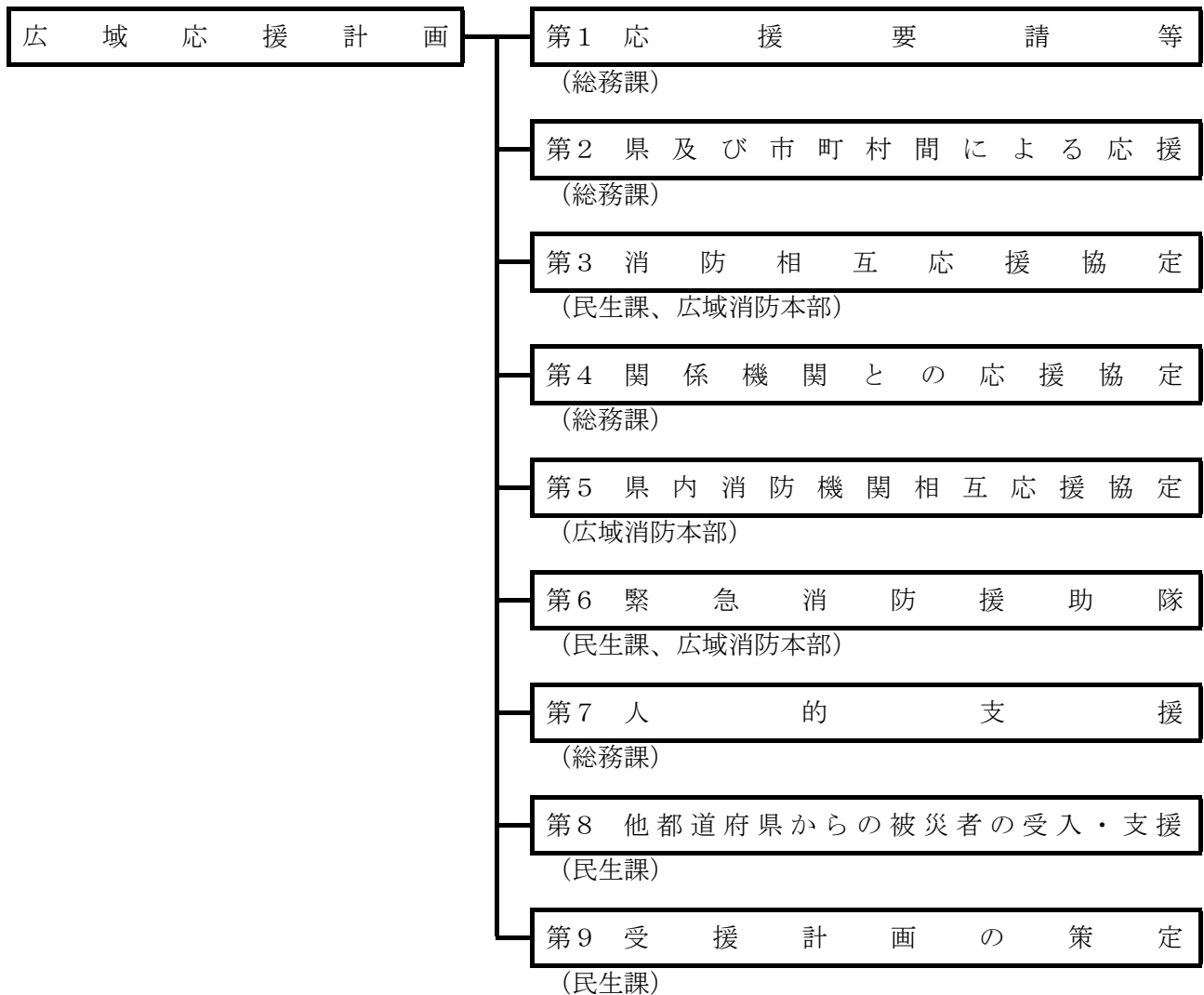
第2節 広域応援計画

【計画の方針】

大規模災害発生時には、被害が広範囲にわたり発生し、村での対応は困難を極め、十分な対応ができない事態も想定される。

このような場合、村は被災をしていない近隣市町への協力依頼をはじめ、国、自衛隊及び民間団体等に応援を要請し災害応急復旧対策を実施することから、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、執務スペース、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行う。

また、平常時から、行政機関や民間企業等との協定の締結や、応援職員派遣制度の活用方法の習熟など、応援体制の整備に努めるとともに、その実効性を検証するため、大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換や状況に応じた各種訓練を実施する。



第1 応援要請等（総務課）

1 応援要請

村長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認められる時は、他の市町村長及び知事に対して応援を要請する。

2 要請手続

応援要請の手続きは、相互応援協定等に基づき文書で行うものとする。ただし、事態が急迫し、文章によるいとまがない場合はとりあえず電話等で要請する。

3 応援要請の内容

- (1) 応援を受ける業務の内容
- (2) 応援を要する人員、資材等
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援を受ける場所
- (5) その他応援上必要な事項

4 応援の要請等

- (1) 応援隊は一隊となって派遣先の指揮下で行動し、身分の異動は行わない。
- (2) 応援のために要した費用は、村が負担する。

第2 県及び市町村間による応援（総務課）

1 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

県及び県内全市町村は次のとおり協定を締結しており、これにより被災市町村への応援を行う。

(1) 応援の要請

- ① 被災市町村は、県に対して応援を要請することができる。
- ② 被災市町村は、県に要請するいとまがない時は、他の市町村に直接応援を要請することができる。

(2) 応援の種類

- ① 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- ② 避難所の開設及び避難者の受入
- ③ 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- ④ 応急活動に必要な職員の派遣
- ⑤ 上記のほか、被災市町村から特に要請のあったもの

(3) 要請を受けた県・市町村の役割

- ① 県は、被災市町村からの応援要請に対し、他の市町村に応援を要請する。
- ② 要請を受けた他の市町村は、対応可能な応援内容を県に報告する。
- ③ 県は、他の市町村からの応援内容を調整する。

④ 県は、自ら実施することが適当な場合は、直ちに応援を実施する。

(4) 自主応援

- ① 県及び他の市町村は、被災市町村が応援要請できない状況にあると判断した場合には、自主的に応援することができる。
- ② 自主的に応援した市町村は、その内容を県に報告する。

2 県外自治体との相互応援協定

村は、県外の12市町村と災害時に係る相互の応援協定を締結しているため、当該協定等に基づく応援要請及び応援活動を行う。

第3 消防相互応援協定（民生課、広域消防本部）

1 消防本部等の相互応援

本村は、湯沢雄勝広域市町村圏組合に属し、区域内の災害時における相互応援協定を定めている。

2 応援の要請等

- (1) 相互応援の出場方法は、区域内に災害が発生し、消防力の増強を特に必要とする場合で、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防長若しくは、被応援側の要請又は応援側の状況判断によるものとする。この場合における応援隊の数等において決定する。
- (2) 応援出場隊は、現場における被応援地最高指揮者の指揮に従うものとする。
- (3) 応援出場隊の長は、現場到着及び引揚、並びに消防行動の状況について、現場最高指揮者に報告しなければならない。
- (4) 応援のために要した経費及び事故により生じた経費は応援側の負担とする。ただし、上記以外の経費は被応援側の負担とする。

第4 関係機関との応援協定（総務課）

村は、円滑かつ迅速な災害対応を行うため、国土交通省東北地方整備局との協定に基づき、応援協力を得る体制を確立する。

第5 県内消防機関相互応援協定（広域消防本部）

県内の13常備消防機関は、消防組織法の規定に基づく全県の消防機関が加入する「秋田県広域消防相互応援協定」（平成6年12月1日締結）に基づき広域的な支援が円滑に行えるよう、消防力の基準に従い消防防災施設設備の整備に努めるものとする。

第6 緊急消防援助隊（民生課、広域消防本部）

1 応援要請

村長は、災害規模及び被害状況を考慮して、広域消防本部の消防力では十分な体制をとることが

できないと判断した場合は、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。知事と連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。

2 受入体制の整備

広域消防本部は、知事より緊急消防援助隊の応援要請実施の通知を受けた時は、各応援部隊を円滑に受入れるため次のとおり受援体制を整備する。また、広域消防本部は、県の設置する消防応援活動調整本部に職員を派遣し、緊急消防援助隊等と協力して災害対策に当たる。

- (1) 管内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の把握
- (2) 村災害対策本部や進出拠点への職員の派遣等による連絡体制の構築
- (3) 応援都道府県大隊に対して、貸出可能な資機材の準備
- (4) 管内の地理情報や水利状況等の情報提供の準備 など

3 応援等の引揚げの決定

村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、村の区域内における緊急消防援助隊の活動の終了を判断するものとし、知事へその旨を連絡する。

第7 人的支援（総務課）

大規模災害が発生し、村のみでは災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、応急対策職員派遣制度に基づき、応援職員の派遣を依頼する。

また、村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の受入に当たっては、受入職員の健康管理やマスク着用等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、受入職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

なお、村は、受入れた県職員や関係機関と、災害対応の進捗状況や人的支援に係るニーズを情報共有し、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

1 派遣の要請及び斡旋

- (1) 村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（内閣総理大臣が指定するものに限る。以下「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣要請を行うものとする。
- (2) 村長は、その権限に属する事務の処理のため特別の必要があると認める時は、他の市町村長及び知事に対し、当該市町村及び知事の職員の派遣を求めるものとする。
- (3) 村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

2 派遣要請手続

派遣要請は文章をもって行う。

3 派遣要請の内容

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

4 職員の派遣の斡旋の内容

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の斡旋について必要な事項

5 身分取扱い等

- (1) 派遣先に分属され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣職員の分限、懲戒処分等は、派遣元で行う。
- (3) 給与、諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは派遣先で負担する。

第8 他都道府県からの被災者の受入・支援（民生課）

1 他都道府県からの被災者の受入

村は、大規模災害が発生した際は、直ちに村有施設及び民間宿泊施設の受入可能状況を調査し、県より他都道府県の被災者の受入要請があった場合には、県と連携を図り速やかに被災者の受入を行うなど、被災者のニーズに応じた支援を行う。

2 支援対策

- (1) 村は県と連携して、村内の受入被災者の避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。また、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して避難所や応急仮設住宅への戸別訪問等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。
- (2) 村は被災市町村と連携して、被災者に対し、避難時のできるだけ早い機会に健康チェックを行うなどきめ細やかな対応を実施するため、受入担当課から避難情報を早めに入手し、受入体制を整備するなどの検討を進める。
- (3) 村は県及び被災市町村と連携し、受入被災者の就労ニーズ把握を行い、労働局・ハローワーク等の国機関と連携し、職業訓練・研修等に関する情報を共有するとともに、各関係業界への求人掘り起こし等を行って、被災者の就労支援を実施する。
- (4) 村は、大規模災害により被災し、経済的な理由によって就学が困難となった児童生徒が本村の

小中学校に転入した場合、県と連携して、その保護者を対象に必要な就学援助策を講ずる。

(5) 村は、大規模災害により被災した乳幼児が、本村の保育園に入園する際の負担を軽減するために、県及び保育園等と連携した支援策を講ずる。

第9 受援計画の策定（民生課）

村は、災害時において県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、庁内全体及び業務担当毎の連絡調整窓口、連絡の方法、応援要員等の執務スペースを取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるため、受援計画を策定するものとする。

なお、応援要員等の執務スペースの確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

加えて、村及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努める。

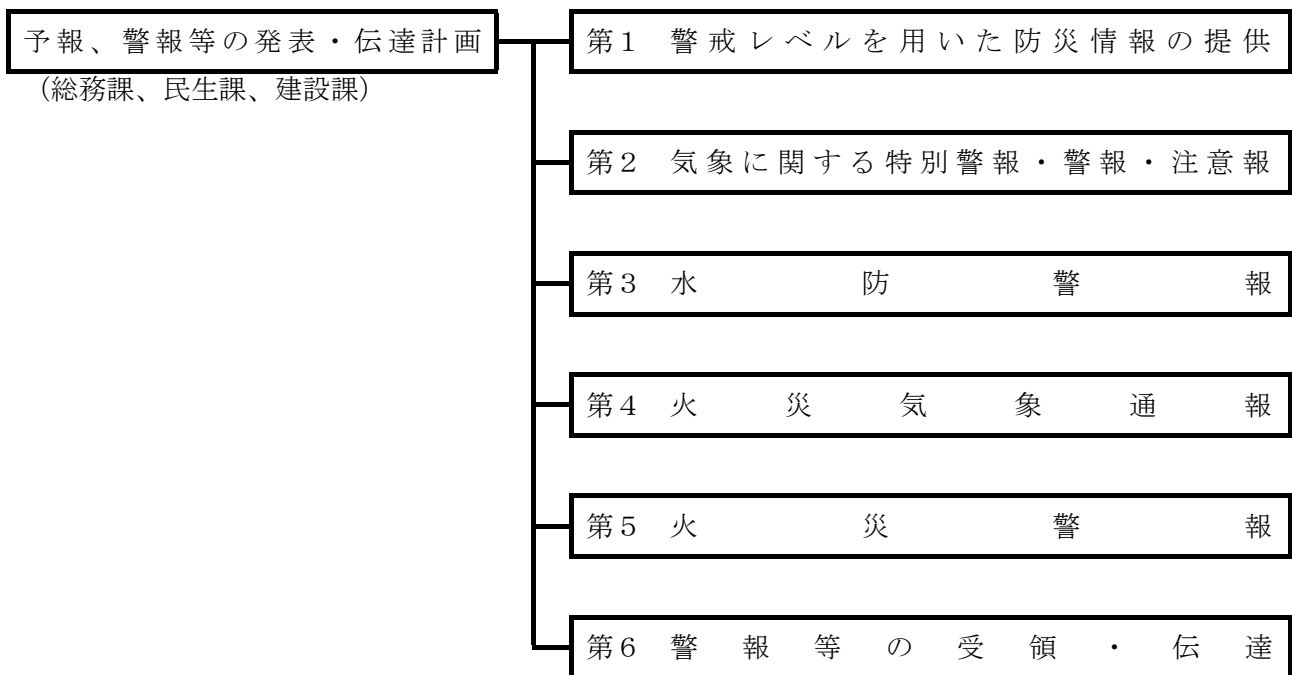
<参考> 資料編 第8 派遣、応援に関する資料

第3節 予報、警報等の発表・伝達計画

【計画の方針】

気象等に関する特別警報、警報、注意報及び情報などの発表基準は、関係法令又は当該機関で定めるところによる。

また、関係機関は、情報伝達システムの信頼性向上や機能の高度化などに努め、情報伝達体制の充実強化を図る。



第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報（警戒レベル相当情報）」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

■ 防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報 「災害切迫」 (黒)	地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保して下さい。	警戒レベル5 相当
土砂災害警戒情報 キキクル(危険度分布) 「危険」 (紫) 氾濫危険情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をして下さい。	警戒レベル4 相当
大雨警報(土砂災害)洪水警報 キキクル(危険度分布) 「警戒」(赤) 氾濫警戒情報	地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりして下さい。	警戒レベル3 相当
キキクル(危険度分布) 「注意」(黄) 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。	警戒レベル2 相当
キキクル(危険度分布) 「注意」(黄) 大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。	警戒レベル2
早期注意情報 (警報級の可能性) 注:大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めて下さい。	警戒レベル1

※キキクル：大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称

※気象庁ホームページを基に作成

第2 気象に関する特別警報・警報・注意報

村は、秋田地方気象台が発表する、特別警報、警報、注意報（津波警報・津波警報・津波注意報及び噴火警報を除く。）及び台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適切に受領し、住民、要配慮者、並びに観光客等の安全で円滑な避難を確保するため、分かりやすく、かつ明瞭な伝達に努める。

特に、特別警報は、重大な災害が発生するおそれが著しく大きく、災害が発生又は切迫している状況であり、住民は命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当情報であり、気象業務法において、村から住民への周知が義務づけられていることから、村は、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達する。

また、秋田地方気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る。

1 細分区域

気象に関する特別警報・警報・注意法等で用いられる区域の細分は次による。

■ 細分区域名

府県予報区（担当気象官署）	一次細分区域名	市町村等をまとめた地域の区域名	二次細分区域名
秋田県（秋田地方気象台）	内陸	湯沢雄勝地域	東成瀬村

注 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある

■ 気象に関する警報・注意報発表の細分区域図



1 種類・発表基準

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがある時には「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがある時には「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等で実際に危険度が高まっている場所が、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

次表に示す特別警報の種類と発表基準は、重大な災害をもたらすほどの特に異常な現象のレベルを定めたものである。また、警報・注意報の種類と発表基準の数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係に基づき定めたものである。

特に、大きな地震等が発生し、地盤が緩み土砂災害などの二次災害の発生が予測される場合は、大雨警報や注意報などの発表基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

■ 気象業務法に基づき秋田地方気象台が発表する防災気象情報

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。

種 類		概 要
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。ハザードマップ等による災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等による災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
注意報	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのある時に発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある時に発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのある時に発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがある時に発表される。
早期注意情報 （警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（秋田県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	
気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 雨を要因とする特別警報が発表された時には、その後速やかに、その内容	

種 類	概 要
	<p>を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の気象情報が発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている時には、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報として発表される。</p>
土砂災害警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼び掛けられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキク（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、沿岸と内陸の単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が沿岸と内陸の単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中の市町村において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）された時に、気象庁から発表される。この情報が発表された時は、土砂災害及び、低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>
顕著な大雨に関する情報	<p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。</p> <p>この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。</p> <p>危険度分布（キキクル）上では、「雨雲の動き」「今後の雨」（1時間雨量又は3時間雨量）において、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域を赤い楕円で表示する。</p>

（注1）地面現象特別警報・警報・注意報は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。浸水警報及び注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

（注2）水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、洪水についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

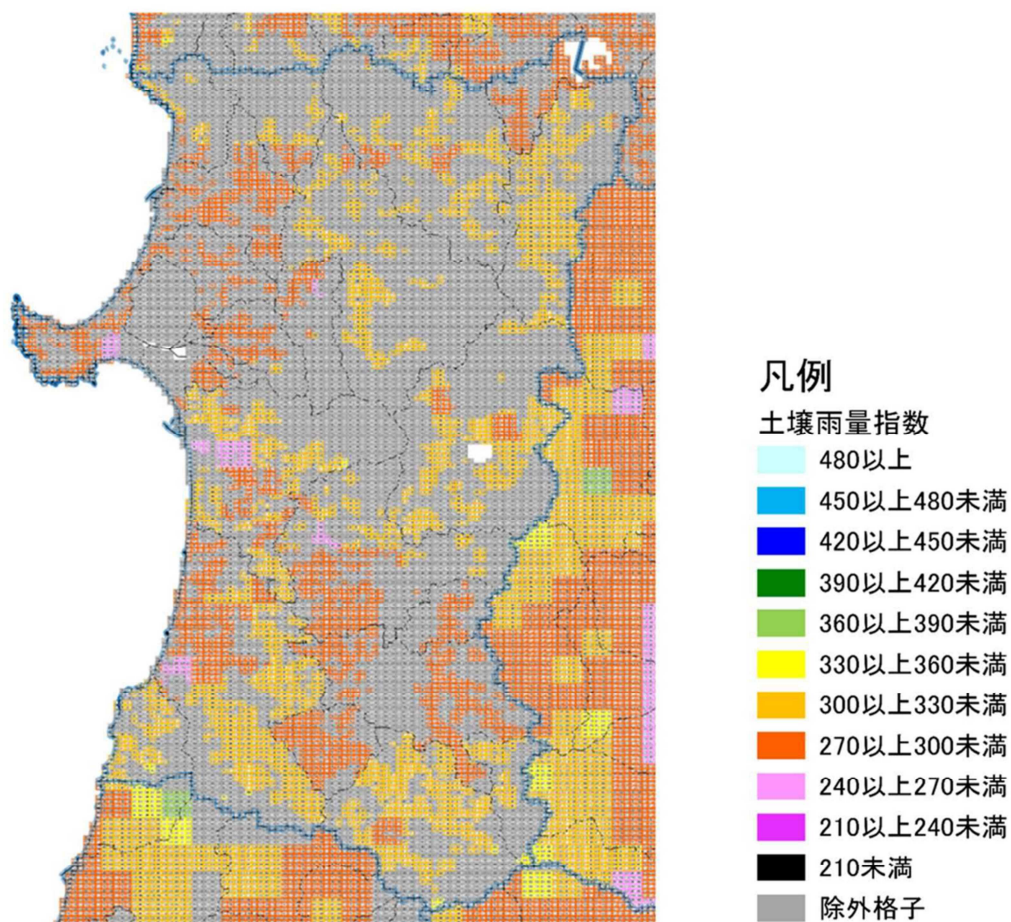
■ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等（キキクル）

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」(赤)、「危険」(紫)、「災害切迫」(黒)：避難情報の発令の検討も必要。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)※	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：流域雨量指数の実況値が大雨特別警報(浸水害)の基準値に到達したことを示す。重大な洪水災害が切迫しているか、既に発生している可能性が高い状況である警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p> <p>水位周知河川やその他の河川(洪水予報河川を除く。)においては、水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位(又は避難判断水位)を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>
早期注意情報 (警報級の可能性)	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</p>

■ 特別警報基準

現象の種類	基準	過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	令和元年東日本台風 (死者・行方不明者 94 人) 令和 2 年 7 月豪雨 (死者・行方不明者 86 人)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	昭和 34 年台風第 15 号 (伊勢湾台風) (死者行方不明者 5,000 人以上) 昭和 9 年室戸台風 (死者行方不明者 3,000 人以上)
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和 56 年豪雪 (死者行方不明者 152 人) 昭和 38 年 1 月豪雪 (死者行方不明者 231 人)

■ 大雨特別警報（土砂災害）発表の指標に用いる基準値（令和 3 年 6 月 8 日現在）



(注 1) 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、こ

の基準値以上となる 1 km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（1 時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

（注 2）大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約 1 km 四方）毎に設定されている。大雨特別警報（土砂災害）の基準値の格子別一覧については、気象庁 HP に掲載されている。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>)

（注 3）自然的、社会的条件等の観点から勘案して、土砂災害の危険性が認められないメッシュについては、大雨特別警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の発表の判定対象から除外する。なお、大雨特別警報（土砂災害）の基準値の格子別一覧では、除外格子の流域雨量指数欄は基準が設定されないため「-」となっている。

■ 雨を要因とする特別警報の指標

大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約 1 km 四方）毎に設定している。

- 表面雨量指数: 基準値以上となる 1 km メッシュが概ね 30 個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表する。
- 流域雨量指数: 基準値以上となる 1 km メッシュが概ね 20 個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

■ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風等の警報を特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。

■ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

■ 大雪特別警報の指標（令和 4 年 11 月 21 日現在）

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)
秋田県	湯沢	204	175
	横手	234	203

（注 1）50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

（注 2）特別警報は、府県予報区程度の広がりを持って 50 年に一度の値の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意する。

■ 警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在（秋田地方気象台）

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	121
	洪水	流域雨量指数基準	成瀬川流域=21.1、大沢川流域=6.3	
		複合基準※1	成瀬川流域=(6, 18.9)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	15m/s	
	暴風雪	平均風速	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	96	
	洪水	流域雨量指数基準	成瀬川流域=16.8、大沢川流域=5	
		複合基準※1	成瀬川流域=(5, 16.8)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70%、風速 10m/s 以上		
	雪崩	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 40 cm 以上 ②積雪が 50 cm 以上で、日平均気温 5℃ 以上の日が継続		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃ 以上低い日が数日以上続く時 冬期：①最低気温が -7℃ 以下 ②最低気温 -5℃ 以下が数日続く時※2		
	霜	早霜、晩霜期に概ね最低気温 2℃ 以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が -2℃ より高い場合			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100 mm	

※1 （表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

※2 冬期の気温は秋田地方気象台の値

■ 市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説（※東成瀬村は「津波」「高潮」「波浪」は非該当）

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/ki_jun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基

準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

第3 水防警報

1 水防活動用の予報及び警報

次表の左欄に掲げる注意報及び警報は、右欄に掲げる注意報及び警報をもってかえるものとする。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
〃 気象警報	大雨警報
〃 洪水注意報	大雨注意報
〃 洪水警報	大雨警報

第4 火災気象通報

秋田地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められる時は、その状況を直ちに知事に通報しなければならない。知事は、気象庁からこの通報を受けた時は、直ちにこれを村長に通報しなければならない。

通報基準	1 火災気象通報【乾燥】 以下に示す乾燥注意報基準と同一とする。 ① 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下が予想される場合 ② 実効湿度 70%以下、平均風速 10m/s 以上が予想される場合
	2 火災気象通報【強風】 以下に示す強風注意報基準と同一とする。ただし、降水（降雪を含む。）時は通報しないことがある。 内陸 平均風速 10m/s 以上が予想される場合
	3 火災気象通報【乾燥・強風】 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】の基準をともに満たす場合

(注) 雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

第5 火災警報

村は、火災気象通報を受けた時又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める時は火災警報発令することができる。この火災に関する警報が発せられた時は、警報が解除されるまでの間、村の区域内に在る者は、広域消防本部条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

1 火災気象通報

消防法第 22 条に基づく気象状況の通報は、次の基準により乾燥注意報及び強風注意報によって発表する。

- (1) 最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下の見込みの時。
- (2) 実効湿度 70%以下で、平均風速が 8 m/s 以上の見込みの時。
- (3) 平均風速 10m/s 以上の見込みの時。ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

■ 火災警報発令の基準

区 分	基 準	周知の方法	対策
火災警報	(1) 実効湿度 70%以下で最低湿度 40%を下回り最大風速が 6 m/s をこえる見込みの時。 (2) 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みの時。	(1) 防災行政無線 (2) 広 報 車 等 (3) サ イ レ ン (4) 消防自動車	(1) 住民への周知 (2) 地域内のパトロール

第 6 警報等の受領・伝達

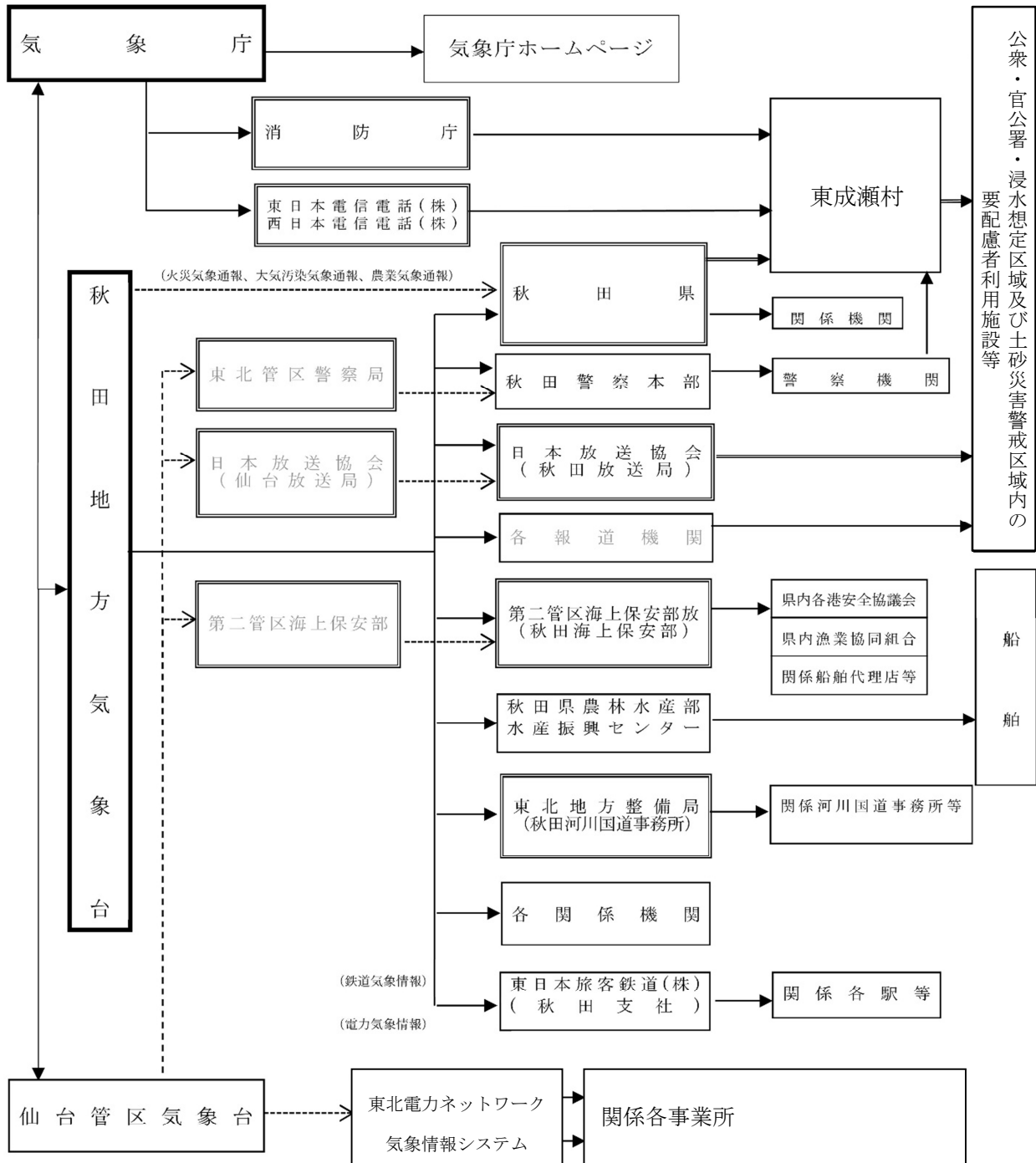
1 受領・伝達要領

気象に関するいち早い情報伝達は災害の未然防止に欠くことができない重要な事項である。このため、情報を受領した各担当部は、直ちに所轄の関係機関に対し、周知徹底を図る。

2 伝達方法

必要に応じて広報車、防災行政無線、サイレン吹鳴装置等により行う。また、職員への周知は、次の伝達系統による。

■ 気象関係特別警報・警報・注意報・情報等の伝達系統図

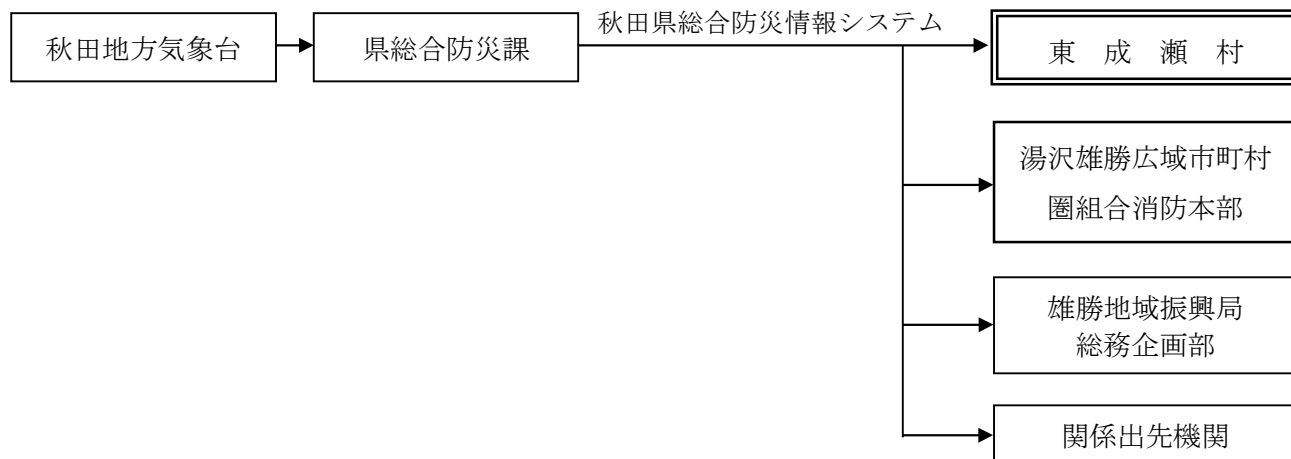


注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

■ 県における特別警報・警報・注意報等の伝達系統図

秋田地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報等は、県から県総合防災情報システムにより市町村等に自動送信される。



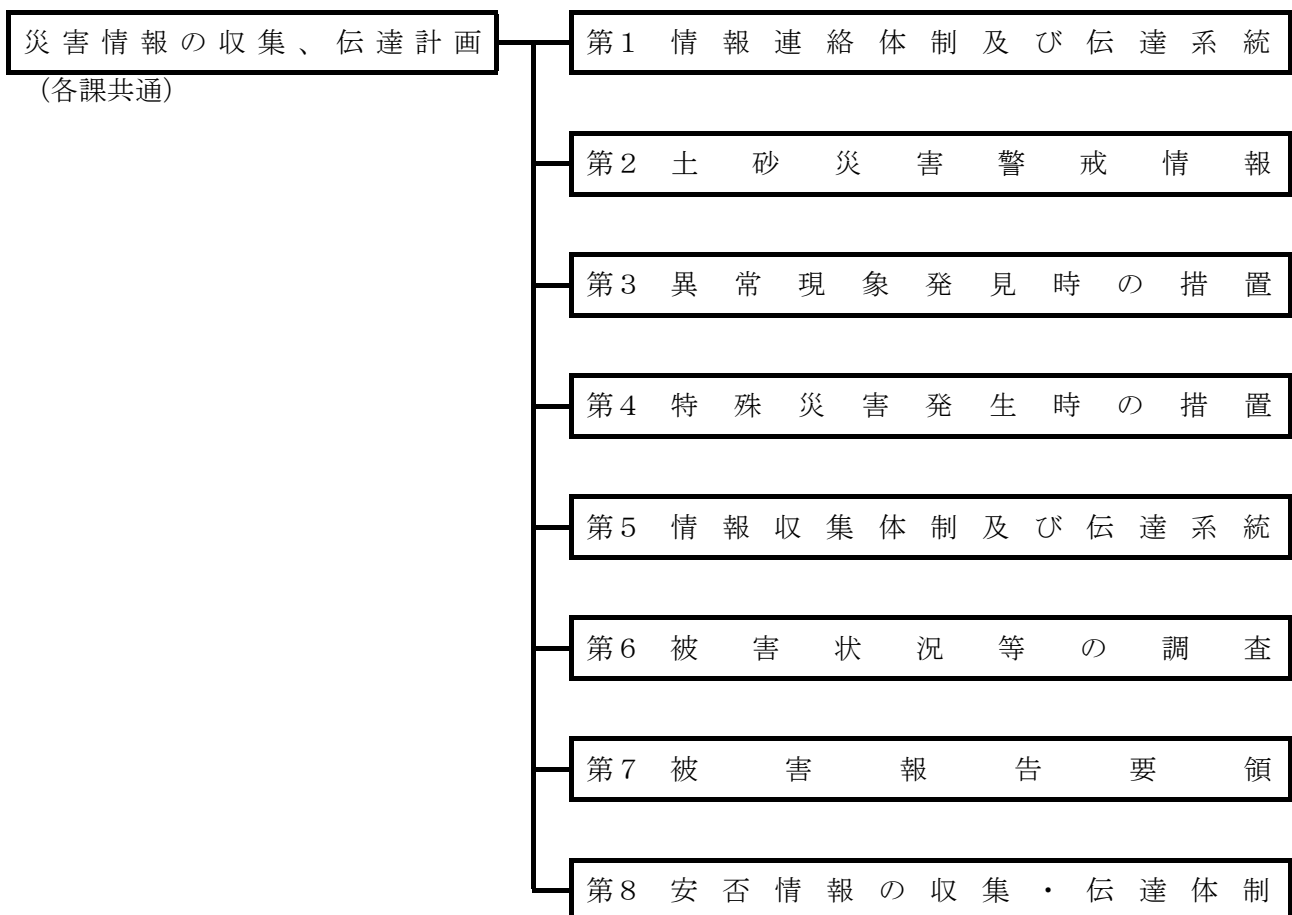
<参考> 資料編 第2 情報の収集及び伝達に関する資料
第3 通信に関する資料

第4節 災害情報の収集、伝達計画

【計画の方針】

災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講ずる上で災害情報の収集及び伝達は最も重要であり、村、県及び防災関係機関が発表する広報は、被災地における混乱を防止し、かつ住民の不安の解消に重要な役割を担うこととなるため、災害に関する情報の収集及び伝達について相互に緊密な連携保持に努め、かつ収集した情報の共有化を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、村及び県は、最新の情報通信関連技術の導入に努める。



第1 情報連絡体制及び伝達系統

(1) 被害情報は、死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況並びにライフライン被害など、人命・財産など生活に直接係わるものを最優先する。

特に、人的被害（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約・調整を行うため、村は、人的被害の数について県に随時報告するなど、密接に連携しながら適切に行う。

(2) 村、県及び防災関係機関は、次により所掌する業務に関する被害情報の収集活動を行い、あら

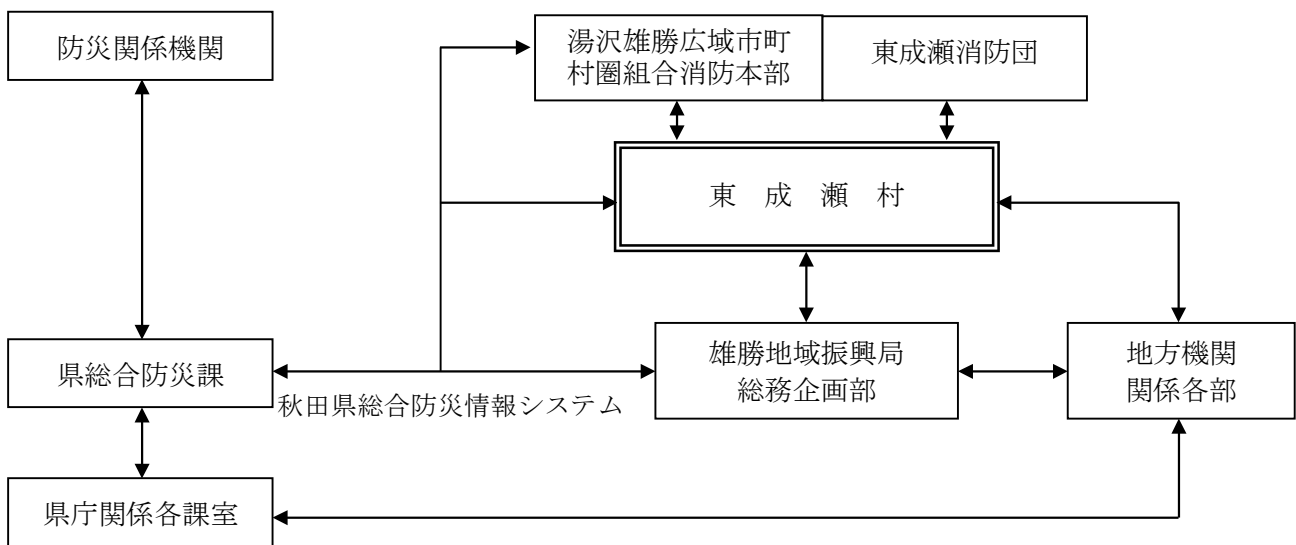
はじめ構築した複数の伝達システムにより、確実に情報を伝達する。

- ① 航空機、無人航空機による目視・空撮などによる情報収集
- ② 被害規模に関する概括的な情報の上部機関への報告
- ③ 災害応急活動に関する相互に緊密な情報交換

(3) 村は、災害対策本部を設置した場合は、雄勝地域振興局を通じて県総合防災課と協力し、積極的に災害情報収集を行う。

(4) 村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線等を活用して防災関係機関等へ提供し、情報の共有を図る。

■ 災害情報の収集・伝達系統



第2 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方气象台から共同で発表される。

村長は、土砂災害警戒情報を受け、これを直ちに村防災行政無線等で住民等に広報し、住民等に対する避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行えるよう情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体勢の整備を図るものとする。

第3 異常現象発見時の措置

1 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの村職員、消防職員、消防団、警察官へ通報する。

2 村長へ報告

発見者から通報を受けた上記関係職員は直ちに村長へ報告する。

3 各関係機関への通報

(1) 村長は報告を受けた場合、直ちに情報を確認し、必要な措置を行うとともに、次の各関係機関に通報する。

- ① 県及び出先機関
- ② 警察署、気象台
- ③ 村内公共団体及び近隣市町

(2) 通報を要する異常現象は概ね次のとおりである。

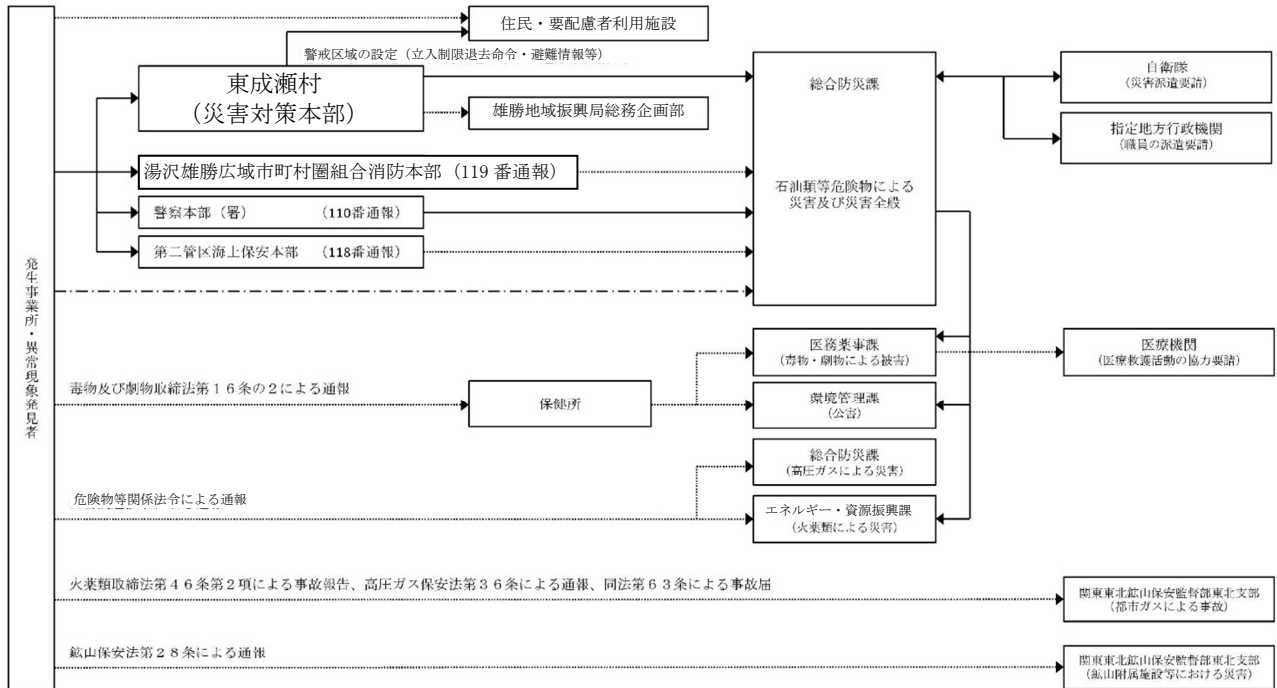
■ 通報が必要な異常現象

事 項		異 常 現 象
気 象		著しく異常な気象現象（竜巻、大粒な降雹など）
地 象	火山	1. 噴火現象及びこれに伴う降灰砂等 2. 火山地域での地震の群発、鳴動の発生、顕著な地形変化・湧水の異常変化・地温の上昇及びこれに伴う草木の立枯等 3. 噴気、噴煙の発生又は顕著な異常変化 4. 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常現象
	地震	群発地震

第4 特殊災害発生時の措置

大規模な火災、危険物の流出、車両事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次によるものとする。

■ 特殊災害発生時の連絡系統図



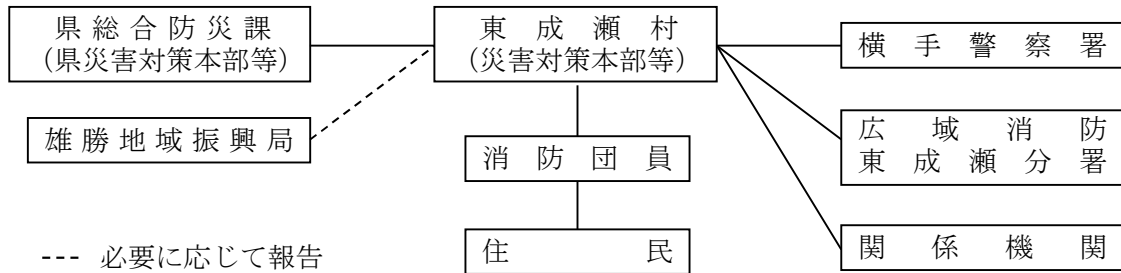
凡例	—————	災害対策基本法に基づく連絡系統
	-----	関係法令に基づく連絡系統
	- - - - -	石油コンビナート区域等で発生した場合の連絡系統

第5 情報収集体制及び伝達系統

- (1) 災害が発生した場合には、村及び防災関係機関は、その所掌する事務又は事務に関して積極的に自ら職員を動員して情報収集に当たるものとする。
- (2) 村並びに防災関係機関は、所掌する業務に関する被害情報の収集活動を行い、あらかじめ構築した複数の伝達系統により、確実に情報を伝達するものとする。
- (3) 関係機関の協力を得て、災害発生直後において概括的な被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するため関連の情報収集に当たる。
- (4) 機動的な情報収集を行うため、必要に応じ車両、インターネット等多様な情報収集手段を活用する。
- (5) 関係機関は、被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告するものとする。
- (6) 関係機関は、被害応急活動に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- (7) 災害情報の収集事項
 - ① 災害の原因
 - ② 災害が発生した日時
 - ③ 災害が発生した場所又は地域
 - ④ 被災者の氏名、生年月日、性別、続柄、世帯人員
 - ⑤ 発見者又は通報者の住所、氏名

- ⑥ 被害の程度
- ⑦ 災害に対してとられた措置
- ⑧ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑨ その他必要な事項

■ 災害時に関する情報の連絡系統図



第 6 被害状況等の調査

1 被害調査区分

被害状況の調査は、住民の生命及び財産に関する事項並びに村の管理する施設について関係各課が下記「被害調査区分一覧」により調査する。

■ 被害調査区分一覧表

被害調査区分	調査担当責任	協力団体等	備考
一般被害及び応急対策状況の総括	企画課	民生委員・児童委員、自治会長等	
人、住家等の被害	税務課	民生委員・児童委員、自治会長等	
保健福祉関係被害・清掃施設関係被害	民生課、環境課	施設の管理者等	
農業関係被害・林業関係被害	農林課	農協、農業団体	
商工業施設被害・観光施設関係被害	企画課	商工会	
土木関係被害	建設課	建設業協会	
教育関係被害	村教育委員会	学校長等施設管理者	
村有財産被害	税務課	消防団	
電気、通信及び交通被害	総務課	事業者	

2 調査報告の取まとめ

総務・情報班は、各班からの被害調査報告を集約し、調査結果を毎日時間（定時報告）を定めて総務・情報班長（総務課長）へ報告し、総務・情報班長（総務課長）は被害を取りまとめ、災害対策本部長に報告するとともに関係先へ通報する。

3 被災状況の記録

被災状況の確認及び記録保存のため、総務・情報班は適時被災箇所を選び被害の程度、破壊状況について写真やビデオ撮影により記録する。(被害写真には、撮影年月日、時刻、箇所名、被害名を記入しておく。)

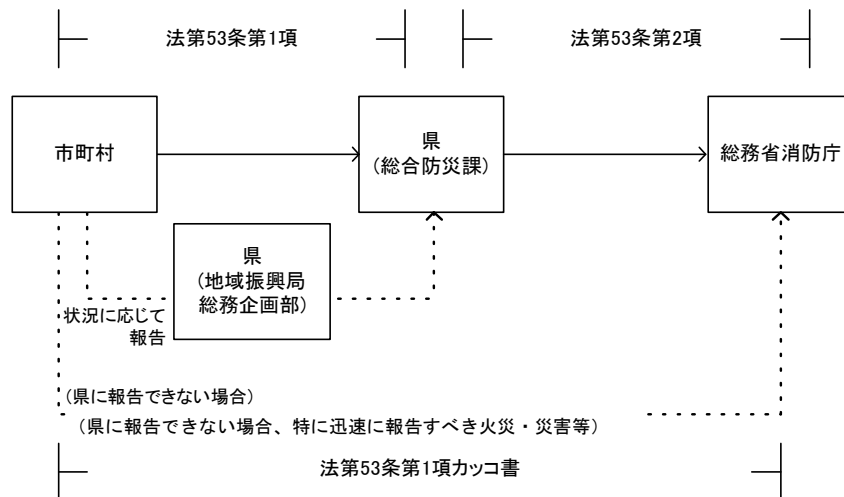
第7 被害報告要領

村(民生課防災担当)は、災害(火災を除く。)が発生した時は、次の区分により所定の様式で県総合防災課(災害対策本部等を設置している場合は、当該災害対策本部等)に報告する。

ただし、県総合防災課(災害対策本部等を設置している場合は、当該災害対策本部等)に報告できない時、あるいは次に掲げる「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合、第一報については、県に報告すると同時に直接消防庁にも原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、村は第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対して行うものとする。

なお、消防機関は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告するものとする。

■ 災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート



■ 総務省消防庁連絡先

時間帯	平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先	応急対策室	宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537
消防防災無線	電話	*-90-49013
	FAX	*-90-49033
地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013
	FAX	*-048-500-90-49033
		03-5253-7777
		03-5253-7553
		*-90-49102
		*-90-49036
		*-048-500-90-49102
		*-048-500-90-49036

*各団体の交換機の特番

(問い合わせ先)

総務省消防庁国民保護・防災部 応急対策室応急対策係 電話：03-5253-7527

1 報告の様式

(1) 災害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の状況を報告する場合、又は災害の当初の段階で被害の状況が十分把握できていない場合（例えば、災害発生時の第1報で、死傷者の有無等を報告する場合）には、「秋田県災害通報ハンドブック」の第1号様式を用いて報告する。

① 災害の概況

発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的な地名（地域名）及び日時を記入する。

② 災害種別概況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。

風水害	降雨状況及び河川の氾濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流など
雪害	降雪状況、積雪深、雪崩、溢水など
火山	噴火の状況、溶岩流、火砕流、溶岩ドーム、泥石流、火山弾、降灰など
その他	これらに類する災害の概況

③ 応急対策の状況

当該災害に対して、村及び広域消防本部が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難情報の発令を行った場合には、その日時、対象避難範囲、避難世帯・人数等について記入すること。

(2) 災害状況即報

被害状況が判明次第、その状況を第2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

(3) 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に第3号様式により確定報告する。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、翌年4月1日現在で明らかになったものを3号様式により翌年4月30日まで報告する。ただし、査定、調査等により被害額が確定したものとする。

2 被害の認定基準

被害の判定は、「資料編 被害の認定基準」を参照して行う。

第8 安否情報の収集・伝達体制

1 安否情報システムの活用

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自

然災害・事故災害においても活用することができる。

村は、大規模な自然災害等が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、住民からの安否情報の照会に対する回答を行う。

また、全国の住民からの安否情報の照会に対しても的確な回答を行うため、県、村は、安否情報システムにおいて収集及び整理した安否情報を、消防庁に設置されたサーバーに登録（報告）し、国、都道府県及び関係機関との間で情報共有を図る。

<参考> 資料編 第2 情報の収集及び伝達に関する資料

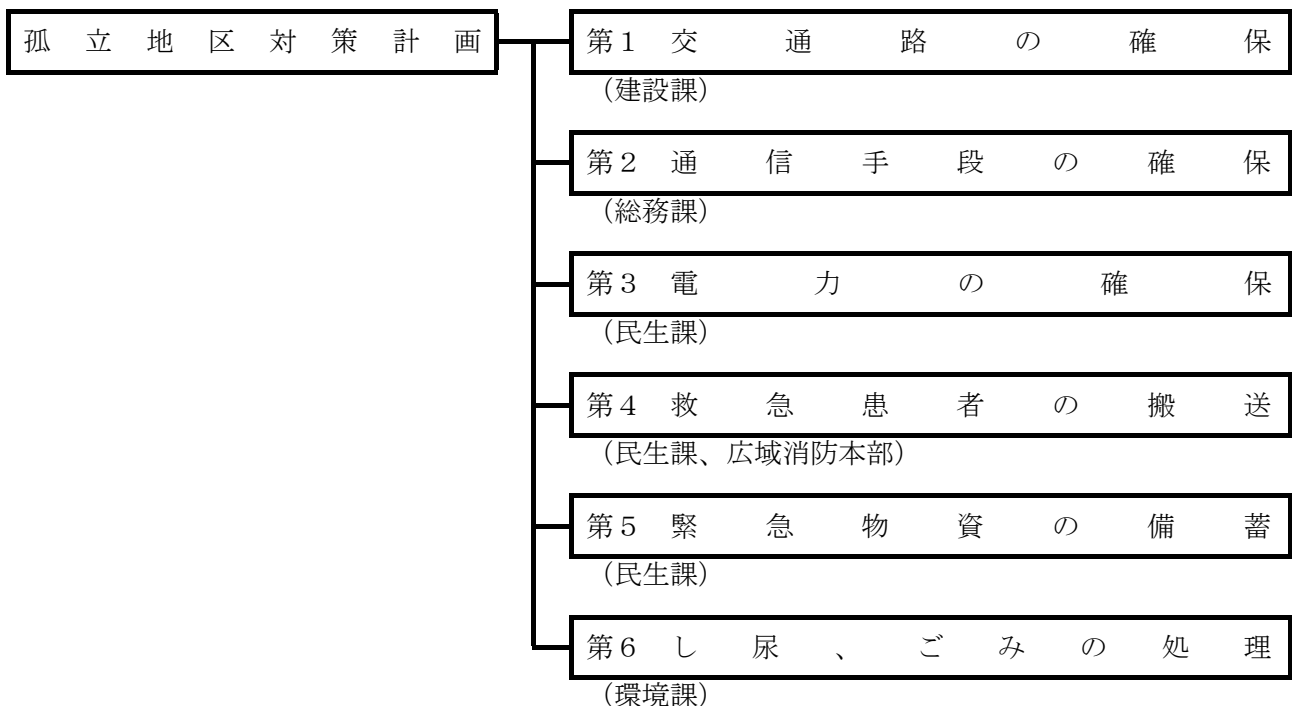
第5節 孤立地区対策計画

【計画の方針】

本村では、昭和48年の豪雪時に10日間程隣接町村への道路が通行不能となり孤立した経験がある。原因は、主要道路の除雪が追いつかず、村内も積雪による通行不能、ポンプ車等も出動不能で通行できなくなった。道路が寸断された場合の孤立の危険性は現在でもあり、孤立地区が出ないような道路網の整備（肴沢～岩井川～手倉）や、ヘリコプターによる空からの支援のための大集落ごとの緊急用ヘリポートが必要となっている。

村は、災害による孤立想定地区孤立予防対策として、道路・橋梁等の耐震化、通信施設などの公共施設の改修又は防護対策、道路バイパスの整備や地すべりや雪崩発生危険箇所など、いわゆる災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施するものとする。

さらに、孤立想定地区の公共施設を備蓄倉庫として活用し、水・食料品、生活用品など緊急物資の備蓄に努める。また、人口の減少が著しく急速に高齢化が進む中山間地の集落については、定期的な巡回・指導に併せ、住民の健康や生活面などの把握に努め、これらの実態を踏まえたきめ細かな対策を進める。



第1 交通路の確保

国、村及び県の道路管理者などの機関は、大雨に伴う洪水や土砂災害、雪崩等の発生を想定し、これらに関する気象情報が発表された場合は、警察や運輸関係機関等と連携し、災害危険箇所の巡視を強化する。

巡視により土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認した場合、又は土砂災害等が発生するおそれがある亀裂

などを確認した場合には、村、国、県及び関係機関等と連絡調整の上、早期復旧体制の整備と二次災害の防止対策を実施する。また、想定している迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

なお、迂回路の確保ができない場合、さらに通信施設が被災し連絡手段が断たれ集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、連絡・支援体制を整備する。さらに、航空機と地上から被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出の上、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

第2 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替え通信機器の整備に努める。

村は、公衆回線施設等が被災した通信サービスの途絶を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と発電機燃料の備蓄に努める。

第3 電力の確保

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定した移動自家発電機器などの配備に努める。

村は、小型可搬型自家発電機を緊急物資備蓄品目に指定し、計画的な整備に努める。

第4 救急患者の搬送

救急患者が発生した場合、県消防防災ヘリコプターによる患者搬送を行う。

また、状況に応じて関係機関に航空機の派遣を要請する。

村は、孤立集落内又は地区の近隣に臨時ヘリポート設置し、識別できる標識等を設置する。

なお、臨時ヘリポートは資料編を参照する。

<参考> 資料編 第8 派遣、応援に関する資料

第5 緊急物資の備蓄

村は、想定孤立集落又は地区をブロックに区切り、それぞれのブロックごとに、次の緊急物資の備蓄に努める。

	品目・用途等	備考
飲料水	ミネラルウォーター、お茶など	
給水用品	浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	

食料品	1 米 2 保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰め、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干魚、 豆・海草類など 3 乳児用ミルク 4 その他	
生活雑貨	日用雑貨品、下着、生理用品、防寒着等	
冷暖房器具	ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用できる 暖房器具など
発電機	小型可搬式自家発電機	
燃料	暖房用、炊事用、発電機用	
医薬品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等	
その他	必要雑貨	

第6 し尿、ごみの処理

村は、洪水又は積雪時において、汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、あらかじめ住民に周知しておくこと。

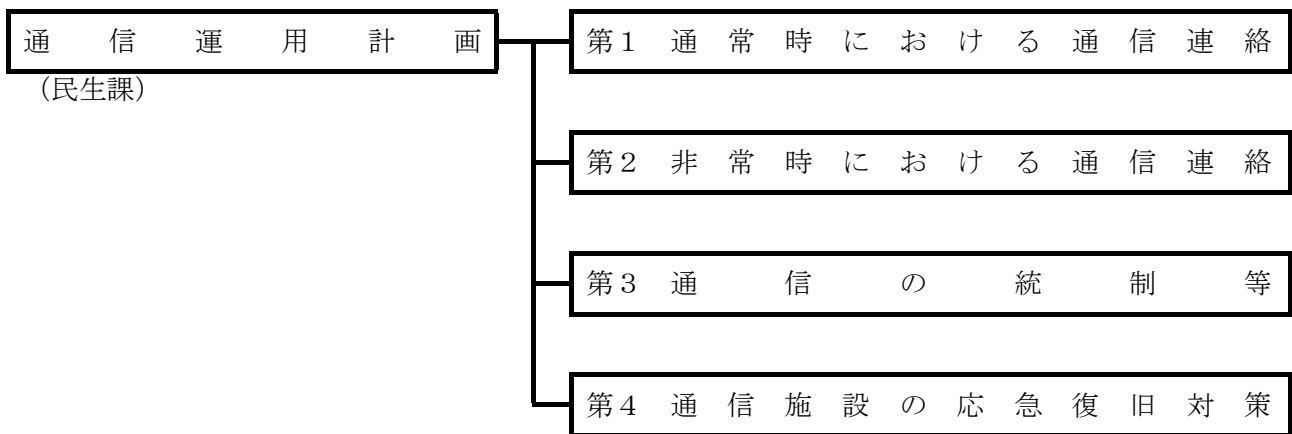
ごみは、環境衛生上支障のない場所を指定し、集積しておくこと。

<参考> 資料編 第17 防疫及び清掃に関する資料

第6節 通信運用計画

【計画の方針】

村、県及び関係機関は、被害情報の収集、並びに応急対策に必要な指示、命令、報告などの重要通信を迅速・的確に実施するため、通信システムの徹底した維持管理、機能の高度化に努めるとともに、訓練を通じ通信システムの機能及び運用体制を検証し、これを各機関における通信運用計画に反映させる。



第1 通常時における通信連絡

村及びその他防災関係機関が行う災害に対する予報等の伝達、又は関係機関に対しての連絡等については、県総合防災情報システム、県情報集約配信システム（情報の架け橋）及び防災行政無線、各防災関係機関の無線設備、電気通信事業用通信設備、又はそれぞれの専用の通信設備をもって迅速に行う。

第2 非常時における通信連絡

非常時における通信連絡は、無線設備並びに優先電話などの電気通信施設を活用して行う。

1 通信連絡体制

- (1) 災害対策本部を設置した時は、総務・情報班が主体となり各班長が通信責任者となる。
- (2) 災害に関する通信の送受信者は、通信事項の要点を記録し、通信責任者に報告する。

2 通信内容の優先順位

- (1) 住民に対する避難勧告、指示等人命に関する事項
- (2) 応急措置の実施に必要な通信
- (3) 災害警報
- (4) その他予想される災害の事態及びこれに対する事前処置に関する事項

3 県総合防災情報システム、県情報集約配信システム（情報の架け橋）及び防災行政無線設備等の活用

非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合には、県総合防災情報システム、県情報集約配信システム（情報の架け橋）及び防災行政無線陸上移動局を最大限活用して、通信運用を迅速に行う。

4 電気通信事業用通信設備の優先使用

非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合の緊急を要する通信は次に掲げる電気通信事業用通信施設を優先的に使用する。

なお、防災関係機関は、非常、緊急通話に使用するため、既設の電話機をあらかじめ指定し、承認を得ておくものとする。

- (1) 電気通信事業法に基づき、N T Tの承認を受けた優先電話
- (2) 災害地の指定避難場所等に設置された有線、又は可搬衛星通信装置による特設電話

5 無線車の配置

無線の種類

- (1) マイクロバス － 現地対策本部
- (2) 交通指導車 － 主に緊急連絡用

6 通信途絶時の連絡方法

災害により通信業務の円滑を欠く時は職員を派遣し、防災行政無線陸上移動局からの情報伝達を行うほか、N T T所有の臨時電話及び湯沢雄勝広域消防本部の無線機を活用する。

7 他の機関の通信設備の使用

- (1) 災害応急措置の実施に際し、特に必要のある時は、災害対策基本法その他関係法令の定めるところにより、他の関係機関の通信設備を活用して、通信を確保する。
 - ① 警察及び消防通信施設
 - ② アマチュア無線通信
 - ③ タクシー業務無線通信
 - ④ その他
- (2) 他機関の通信施設を利用する場合は、管理者に申し出て行うものとする。
 - ① 利用又は使用しようとする通信施設
 - ② 利用又は使用しようとする理由
 - ③ 通信の内容
 - ④ 発信者及び受信者
 - ⑤ 利用又は使用を希望する時間
 - ⑥ その他の必要な事項

8 防災相互通信用無線機の使用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信無線機を利用する。

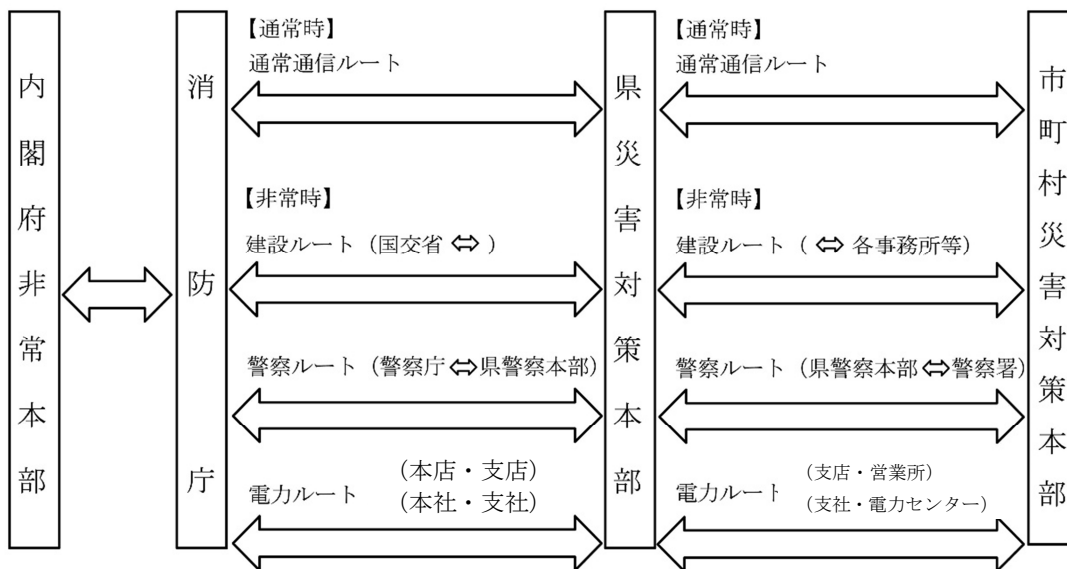
この防災相互通信無線機の使用の際には、お互いに協議するものとする。

9 非常通信の実施

災害等により一般通信系が被害を受け、不通又はこれを利用することが著しく困難な場合は、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用し、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の定めるところにより、非常通信により防災業務を遂行する。

なお、非常通信を行った場合は、速やかに東北総合通信局に報告する。

■ 非常通信ルート概念図



10 緊急放送の利用

村は、災害により電気通信設備又は無線設備が損壊等を受け、通信機能が停止した場合又は著しく通信が困難な状況において、気象警報や水防警報等の伝達が必要である時、知事を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、協定各社にこれら重要情報の放送を要請することができる。

原則として知事を通じて要請することとするが、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1) 放送要請事項

- ① 村の大半にわたる災害に関するもの
- ② その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ① 放送を求める理由
- ② 放送内容
- ③ 放送範囲

- ④ 放送希望時間
 - ⑤ その他必要な事項
- (3) 要請責任者

村において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

第3 通信の統制等

1 通信統制

災害の発生時においては、有線及び無線が輻輳することが常であることから、通信施設の管理者は必要に応じ適切な通信統制を行う。

2 通信施設者相互の連携

災害応急対策時に膨大となる通信業務を円滑、迅速に処理するため、通信施設者及び通信依頼者は相互の連携を密にするとともに、被災した通信施設の通信業務についても相互に協力するよう努めるものとする。

第4 通信施設の応急復旧対策

1 秋田県総合防災情報システム

(1) 基本方針

通信施設に対する防護策の強化、通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な措置による、障害の早期復旧に努める。

また、県と村及び防災関係機関相互の通信の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

災害の発生が予想される場合の措置

- ① 要員の確保
- ② 予備電源用燃料の確保
- ③ 機器動作状態の監視強化
- ④ 局舎、機器等の保護強化

(3) 通信施設が被災した場合の措置

- ① 職員による仮復旧の実施
- ② 衛星中継車等による通信回線の確保
- ③ 復旧工事に伴う要員の確保

2 東成瀬村防災行政無線施設

(1) 応急復旧対策

万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、次の措置を行うとともに、さらに災害時用通信手段なども使用不可能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に依頼する。

① 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- ア 要員の確保
- イ 予備電源用燃料の確保
- ウ 機器動作状態の監視強化
- エ 機器等の保護強化

② 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ア 職員による仮復旧の実施
- イ 衛星中継車等による通信回線の確保
- ウ 復旧工事に伴う要員の確保

3 東日本電信電話(株)

(1) 基本方針

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況、通信の輻輳状況などに応じた応急復旧措置を迅速、かつ、的確に実施する。

(2) 応急対策

① 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備の復旧などについて速やかに対策がとれる体制を作る。

② 通信サービスの復旧順位

○ 第1順位

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関

○ 第2順位

ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関

○ 第3順位

第1順位、第2順位に該当しない機関等

③ 通信の非常そ通措置

災害時の通信輻輳の緩和及び需要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等のほか、必要により臨時公衆電話の設置等を行う。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置を行う。

ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 警察、消防、鉄道通信、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

④ 災害状況等に関する広報

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ及びホームページ等により、次の事項を住民等へ周知する。

ア 災害復旧措置及び応急復旧状況等

イ 通信の途絶又は利用制限の状況と理由

ウ 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ

エ 住民に対して協力を要請する事項

オ その他必要な事項

<参考> 資料編 第2 情報の収集及び伝達に関する資料 第3 通信に関する資料
--

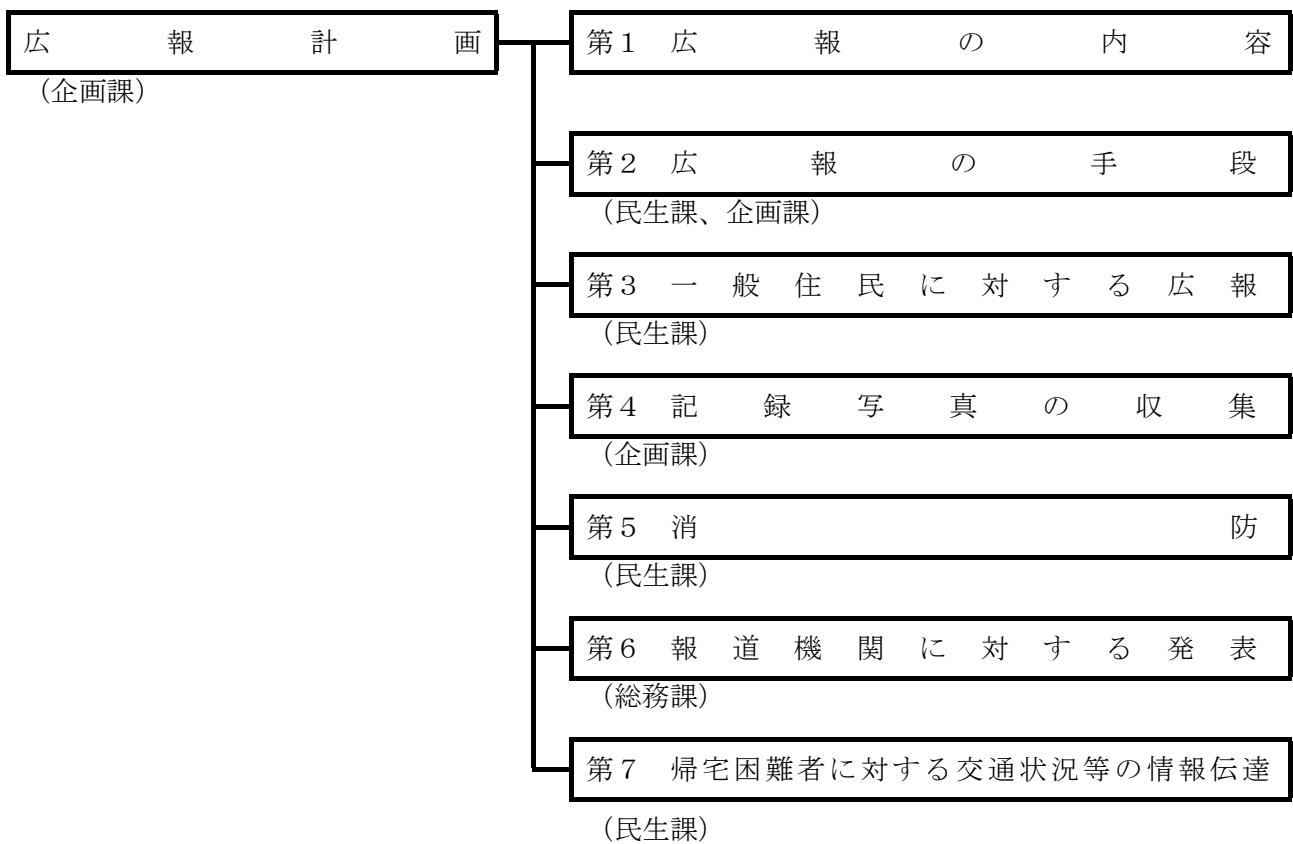
第7節 広報計画

【計画の方針】

災害発生時の混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、災害応急対策の実施状況などを十分把握しながら効果的な広報活動を行う。

災害発生時における広報は、村及び県の行うもののほか、報道機関等との密接な連携を維持し、災害の状況及び応急復旧対策の実施状況等についての的確に広報する。

なお、要配慮者への配慮、並びに住民等からの問い合わせについては、適切な体制の整備を図る。



第1 広報の内容

災害広報は、災害の規模、被災者生活支援、安否情報、並びに応急復旧措置など、概ね次の項目について、簡潔かつ明瞭に行うものとする。

特に、個人情報の扱いについては十分留意し、広報に当たっては原則として本人の了解を得るものとする。

- (1) 災害対策本部などの設置に関すること
- (2) 死傷者及び住宅被害に関すること
- (3) 避難指示等発令状況、避難者（特に避難行動要支援者）避難所の開設・運営等に関すること
- (4) 安否情報に関すること

- (5) 食料・水及び生活物資の過不足、並びに配給状況や配給計画に関する事
- (6) 燃料油に関する事
- (7) 電話、道路など公共施設被害に関する事
- (8) 警備などの治安状況に関する事
- (9) 被災者の生活再建支援に関する事
- (10) 応急仮設住宅の建設及び入居に関する事
- (11) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連の情報に関する事
- (12) 二次災害の防止に関する事
- (13) 古文書等歴史資料の廃棄・散逸の防止に関する事
- (14) 災害ボランティアの募集に関する事
- (15) 避難経路に関する事
- (16) 警察施設の代替施設に関する事
- (17) 警察ホームページの代理掲載に関する事
- (18) その他

第2 広報の手段（民生課、企画課）

1 広報手段

広報については、情報の出所を明記の上、災害の規模、態様などに応じ、最も有効な方法で実施するものとする。特に、停電や通信障害が発生した場合は、住民の情報取得方法が限られることから、紙媒体や広報車を使用するなど、適切な方法により情報を提供するものとする。

- (1) 広報車、サイレン吹鳴装置等による広報
- (2) テレビ、ラジオによる広報
- (3) チラシの配布による広報
- (4) 消防団員等による広報
- (5) 防災行政無線及び有線放送による広報
- (6) その他インターネットの活用など有効な手段による広報

2 職員への周知

災害情報、被害状況等について、各課長等より伝達するほか、必要に応じて庁内放送により周知を図る。

3 放送各社への緊急連絡

災害又は事故が発生し、その周知について緊急を要する場合、村・広域消防本部は、原則として所定の様式により県を通じて放送各社に緊急連絡を行う。

ただし、緊急を要する場合には直接連絡を行うことができるものとする。

名称	担当部局	電話	FAX
日本放送協会秋田放送局	放送部	018-825-8141	018-831-0585
(株)秋田放送	報道部	018-826-8520	018-825-2777

名称	担当部局	電話	FAX
秋田テレビ（株）	報道部	018-866-6131	018-888-2252
秋田朝日放送（株）	報道制作局	018-866-5111	018-866-5115
（株）エフエム秋田	放送部	018-824-1155	018-823-7725

第3 一般住民に対する広報（民生課）

民生課は、一般住民に対し、災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくまとめて広報する。

1 台風、洪水に関する広報

- （1）避難準備の周知
- （2）避難場所の周知
- （3）災害情報の周知
- （4）消毒その他、保健衛生の周知
- （5）その他、必要な事項

2 火災に関する広報

火災時における避難誘導は、主として消防機関が行う。強風、烈風、異常乾燥等火災発生の際の危険の高い時には、注意を喚起するため、必要に応じ消防及び広報担当において広報活動を行う。

罹災者が多数発生する等大規模な火災が発生した時は、概ね次に掲げる事項について適切な方法により迅速に広報するものとする。

- （1）避難場所の周知
- （2）救助対策の周知
- （3）保健衛生に関する周知
- （4）その他の災害に関する広報

3 その他の災害に関する広報

状況に応じ最も適切な方法により、迅速に広報するものとする。

4 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため、被害の防止等に必要な注意を取りまとめ、広報手段により広報するものとする。

5 被害発生後の広報

被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実にゆきわたるよう広報するものとする。

例えば、電力、ガス、水道等復旧の状況及び、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動などに重点をおき民生の安定と激励を含め、沈着な行動を要請する等の広報活動を迅速、かつ、的確に実施するものとする。

第4 記録写真の収集（企画課）

報告、記録等に供する写真は企画課が担当し、各班の被害調査員が撮影した写真を収集するとともに、住民等が撮影した写真についても極力活用するものとする。

第5 消防（民生課）

災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、随時活発な広報活動を実施する。

- （1）出火防止及び初期消火の呼びかけ
- （2）火災及び水災に関する情報
- （3）避難指示等の伝達
- （4）民生の安定を図るための情報

第6 報道機関に対する発表（総務課）

- （1）災害対策本部長、副本部長又は総務・情報班長のいずれかが定期的に発表する。
- （2）災害事項等については、災害応急対策実施者があらかじめその所掌する災害広報内容に関し、広報文を定めておくものとする。

第7 帰宅困難者に対する交通状況等の情報伝達（民生課）

帰宅困難者に対する交通状況等の情報伝達は、本節第2に掲げる手段により広報する。

また、村内に避難している者については、防災行政無線の屋外拡声スピーカーなどを介し、最寄りの避難所への避難を呼びかけ、避難所において交通情報の提供と併せ、水・食料、毛布等の支援を行う。

また、家族・親戚等の安否確認の手段については、携帯電話機又はNTTの仮設電話機からNTTが開設する災害用伝言ダイヤル「171」や「災害時優先電話」の利用を促す。

<参考> 資料編 第2 情報の収集及び伝達に関する資料 第3 通信に関する資料
--

第8節 避難対策計画

【計画の方針】

村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域の居住者、観光客、滞在者などの安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）を決定し、これらを通知するとともに、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定避難所を開設し、水・食料、生活必需品等の備蓄物資の放出・配給、並びに不足物資等の調達、さらに保健・衛生面など避難者又は被災者の生活支援を行うとともに、多数の帰宅困難者が発生した場合には、公共交通機関の管理者等と連携し、帰宅困難者への支援に努める。また、これら生活支援等の実施に当たっては、要配慮者や女性への十分な配慮、並びに避難者及び被災者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

避難対策計画

（総務課、民生課、
広域消防本部、横手警察署、
各機関）

第1 避難のための立退き指示等に関する実施責任者

第2 避難指示等発令の実施範囲

第3 避難情報の伝達

第4 避難行動

第5 避難誘導

第6 指定避難所の開設・運営管理等

第7 女性等の視点を取り入れた避難所対策

第8 避難生活の長期化への対応

第9 広域避難

第10 広域一時滞在

第11 要配慮者への配慮

第12 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

第13 帰宅困難者支援

第14 避難所等の家庭動物対策

第15 警戒区域の設定

第1 避難のための立退き指示等に関する実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
村長	災害全般		災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	ただし、村長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は村長から要求があった時（災害対策基本法）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
知事	災害全般	ただし、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時	災害対策基本法第60条
自衛官	災害全般	警察官がその場にはいない場合に限る。	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員・水防管理者（村長）	洪水	洪水等についての避難の指示	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地滑り	地すべりについての避難の指示	地すべり等防止法第25条

第2 避難情報等発令の実施範囲

村長は、避難情報等を発令した時は速やかに知事に報告する。

なお、村長は、警察官から避難のための立退き指示をした旨の通知を受けた時、また、避難の必要がなくなった時も同様に知事に報告する。

火山災害に伴う避難については、第4編第3章第2節「避難計画」による。

1 村長

行動を居住者等に促す情報	発令される状況と居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難・高齢者等 <p>※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難をするタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(注1)「高齢者等避難」は、災害対策基本法第56条第2項を根拠規定としており、市町村長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため

の情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、村長は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

(注2)「避難指示」は、災害対策基本法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、村長は警戒レベル4の避難指示を発令し、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。

(注3)「緊急安全確保」は、災害対策基本法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、市町村長は、指定緊急避難場所等への立ち退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、村長は警戒レベル5の緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

2 警察官

警察官職務執行法による措置	災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し及び特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、避難させ又はその場に居合わせた者その事物の管理者、その他関係者に対し、必要と認められる危害防止措置をとることを命じ、自らその措置をとる。
災害対策基本法による指示	村長による避難指示ができないと認める時、又は村長から要求があった時、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者などに対し避難のための立退きを指示する。
報告・通知	警察官職務執行法に基づき警察官がとった処置は、順序を経て公安委員会に報告する。災害対策基本法により避難のため立退きを指示した時、並びに避難の必要がなくなった時は、村長に通知する。

3 自衛官

避難等の措置	自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、(2)の警察官職務執行法による措置に基づく避難等の指示をする。
報告	上記により自衛官がとった処置については、順序を経て防衛大臣の指定する者に報告する。

4 水防管理者（村長）

指示	洪水等により著しい危険が切迫していると認められた時は立退くことを指示する。
通知	避難のための立退きを指示した時は、横手警察署長に通知する。

5 知事又はその命を受けた職員

地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認めた時は、地域内の居住者に対し立退きを指示する。
通知	避難のための立退きを指示した時は、横手警察署長に通知する。

■ 避難情報と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず発令されるものではない)
～～警戒レベル4までに必ず避難!～～			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難情報等の発令を判断する

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報(下段:土砂災害の危険度分布)
水情報がある場合(下段:国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水情報がない場合(下段:洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報		
5相当	氾濫発生情報 危険度分布:黒(氾濫している可能性)	大雨特別警報(浸水害)※2 危険度分布:黒(災害切迫)		大雨特別警報(土砂災害) 危険度分布:黒(災害切迫)
4相当	氾濫危険情報 危険度分布:紫(氾濫危険水位超過相当)	危険度分布:紫(危険)	内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布:紫(危険)
3相当	氾濫警戒情報 危険度分布:赤(避難判断水位超過相当)	洪水警報 危険度分布:赤(警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布:赤(警戒)
2相当	氾濫注意情報 危険度分布:黄(氾濫注意水位超過)	危険度分布:黄(注意)		危険度分布:黄(注意)
1相当				

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字:危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)
下段細字:常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。

※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。

注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

第3 避難情報の伝達

1 伝達手段

村長は、防災行政無線、携帯電話メール、広報車、テレビ、ラジオなど、あらゆる伝達手段を活用し、住民への直接避難情報の周知徹底を図る。

また、テレビ等は、ほとんどの世帯に普及し、より確実に多くの住民に周知できることから、情報集約配信システム等のLアラート機能等を活用し、放送事業者への迅速な情報提供に努める。なお、消防職員や消防団などが避難対象区域を巡回し、避難状況を把握し村長に報告する。

2 高齢者等避難

村長は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保するため、高齢者等避難を発令する。高齢者等避難が発令された場合、個別避難計画に基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所（指定避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ誘導・搬送する。

3 避難指示・緊急安全確保

村長は、避難指示の発令を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難指示の周知徹底を図るとともに、消防、警察などの協力により住居又は危険地区から避難対象住民全員の立退きを促す。

村は必要に応じて、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

- (1) 避難の対象地域
- (2) 避難指示の理由
- (3) 避難指示の期間
- (4) 避難先
- (5) 避難経路
- (6) その他必要な事項

また、緊急安全確保については、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、立ち退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、緊急に安全を確保するための最善の行動を促す。

4 避難情報発令の判断基準例

避難情報発令の判断は、次の基準例を参考に判断する。

- (1) 水害に関する基準（河川の氾濫の場合）

次の判断基準を参考に、避難情報を発令する。ただし、運用に当たっては次の事項に留意する。

- ① 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

- ② 想定を越える規模の災害が発生することや想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣の災害発生状況はどうか等、広域的な状況把握に努め判断すること。
- ③ 堤防の異常、巡視等により収集した現地情報、気象情報（レーダー観測等による地域情報）、避難行動の難易度（夜間、暴風等での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものを考慮し総合的に判断すること。

■ 避難情報の発令判断基準例（河川の氾濫の場合）

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <p>1：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成瀬川の田子内橋観測所（県）：氾濫注意水位 2.50m ①上記河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合 ②上記河川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：洪水警報の危険度分布（気象庁）で村内河川に「警戒（赤）」が表示された場合</p> <p>4：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、村域内に「警戒（赤）」が表示された場合</p> <p>5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～②のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。</p> <p>1：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>2：洪水警報の危険度分布（気象庁）で村内河川に「危険（紫）」が表示された場合</p> <p>3：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、村域内に「危険（紫）」が表示された場合</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば次の1～3のいずれかに該当する場合は考えられる。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>1：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>2：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざる</p>

区分	判断基準
	<p>を得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認）</p> <p>3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p> <p>※上記1～2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
注意事項	<p>●避難情報の発令に当たっては、村内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。</p> <p>●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。</p>
避難情報の解除	<p>●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。</p>

（2）土砂災害に関する基準（土砂災害の場合）

次の判断基準を参考に、避難情報等を発令する。ただし、運用に当たっては次の事項に留意する。

- ① 重要な情報については、情報を発表した気象官署、県河川砂防課員等との間で相互に情報交換すること。
- ② 想定を越える規模の災害が発生することや想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、雨量情報等の状況、将来に渡る見通し、近隣の災害発生状況はどうか等、状況把握に努め判断すること。
- ③ 指定地の異常等、巡視等により収集した現地情報、レーダー観測等による地域情報、避難行動の難易度（夜間、暴風等での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものを考慮し総合的に判断すること。

■ 避難情報の発令判断基準例（土砂災害の場合）

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>※土砂災害の危険度分布は最大23時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。</p>
【警戒レベル4】	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発表された場合（※</p>

区分	判断基準
避難指示	<p>土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、村内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

第4 避難行動

1 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

住民は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平常時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等しておく必要がある。

- (1) 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- (2) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
- (3) どのタイミングで避難行動をとれば良いか

2 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

(1) 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

(2) 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

(3) 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

■ 避難行動の一覧表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平常時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない)	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保	洪水等 土砂災害
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所(小中学校・公民館・高台等) ・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等) 等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 土砂災害
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 (土砂災害は立退き避難が原則)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

## 第5 避難誘導

- (1) 村長は、村地域防災計画に定める指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等について、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等により住民や観光客への周知徹底を図る。加えて、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (2) 警察や広域消防本部等と連携・協力し、避難中における安全確保を図る。
- (3) 避難はできるだけ自治会単位の集団で行い、避難行動要支援者に対しては避難支援者等と協力し、優先的な避難を行う。また、村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (4) 村長は、車両、船舶、航空機などによる移送の必要を認めた時は、知事を通じて次の機関に避難者の移送を要請する。

区 分		要請先
陸上輸送	道路	羽後交通(株)湯沢営業所、民間バス会社
航空機輸送		自衛隊

- (5) 被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ避難指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- (6) 避難に関する留意事項
- ① 避難指示等の周知徹底
- 実施責任者は、避難指示等をした時は、できるだけ、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、広報車、伝達員等により、住民に周知徹底をする。
- ② 避難誘導及び移送
- ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、要配慮者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。
- イ 避難誘導員は、村職員、消防団員等をもって当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、各地域、職場の自主防災組織等のリーダーがこの任務に当たる。
- ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり（指差し法）、口頭で指示する方法のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

オ 被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、避難指示等を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

## 第6 指定避難所の開設・運営管理等（民生課）

### 1 指定避難所の開設

村は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るほか、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、民間宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、避難所を開設した時は、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県に報告するものとする。

なお、村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

### 2 指定避難所の運営管理等

あらかじめ作成している避難所開設・運営マニュアルに従い、円滑な運営に努める。また、女性等の視点を取り入れた対策については、「第7 女性等の視点を取り入れた避難所対策」によるものとする。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営マニュアル作成指針（第2版）（令和2年7月）」等を参考に、地域や避難所となる施設等の実情を十分に考慮した上で、運営に努めるものとする。

#### （1）生活環境の整備

避難所の安全性及び良好な居住性の確保、生活関連物資の配布等、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

#### （2）福祉避難所の開設等

指定避難所に避難してきた避難者のうち、福祉避難所の対象者がおり、村がその開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、災害派遣福祉チーム（DWAT）の活用などにより、対象者をスクリーニングして受入れる。

#### （3）適切な運営管理

村は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専

門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(4) その他留意事項

村長は、次の項目から構成される「一般避難所の開設・運営マニュアル」、並びに「福祉避難所の開設・運営マニュアル」の整備・活用に努め、これらマニュアルに基づく計画的な訓練の実施と検証を行う。

また、検証により提起された課題を整理・検討し、マニュアルの見直しを行う。

なお、マニュアルの作成に当たっては、地域の人口、年齢構成、気候、インフラの整備状況等を勘案し、概ね次の項目を参考に作成に努める。

■ 「一般避難所」の開設・運営マニュアルの構成

区分	主な項目等	備考
対象とする避難者	1 災害によって現に被害を受けた者 2 災害によって被害を受けるおそれがある者 3 在宅被災者	
平常時に行う避難所対策	1 避難所の指定（村地域防災計画） 2 避難所の周知（避難ルートの検証） 3 避難所の開設期間 4 避難所の耐震診断・補強（震災対策） 5 付帯設備の確認・補充 6 災害対策本部との通信手段 7 緊急物資の備蓄 8 収用可能人員の把握 9 避難所管理者との協議・覚書の締結（学校施設等） 10 災害救助法適用時における想定業務 11 支援物資の保管 12 その他	
避難情報の伝達基準	1 避難準備情報 2 避難勧告 3 避難指示	
避難誘導	要配慮者等に対する避難誘導対策	
避難者の行動想定	1 発災直後の行動想定 2 災害種別による行動想定	

区分	主な項目等	備考
避難所の開設・運営	避難所における主な業務 1 床面積の割り当て 2 避難所運営委員会の設置 3 情報管理（安否情報等） 4 水・食料、生活物資の支給 5 保健・衛生管理 6 被災者支援制度の運用（仮設住宅・資金貸付等） 7 要配慮者・女性対策 8 その他	
災害ボランティア	災害ボランティアの受入等	
その他	必要のある事項	

### ■ 「福祉避難所」の開設・運営マニュアルの構成

区分	主な項目等	備考
対象とする避難者	1 要配慮者 2 要配慮者の家族、介護人等 3 要配慮者に準ずる者	
平常時に行う避難所対策	1 避難所の指定（村地域防災計画） 2 避難所の周知（避難ルートの検証） 3 避難所の開設期間 4 付帯設備の確認・補充 5 災害対策本部との通信手段 6 緊急物資の備蓄 7 避難所管理者との協議・覚書の締結（社会福祉施設等） 8 災害救助法適用時における想定業務 9 支援物資の保管 10 その他	
避難情報の伝達基準	1 避難準備情報 2 避難勧告 3 避難指示	
避難誘導	要配慮者・女性に対する避難誘導対策	
災害ボランティア	災害ボランティアの受入等	
その他	必要のある事項	

## 第7 女性等の視点を取り入れた避難所対策

村は、避難所の開設及び運営に当たり、女性等の視点を取り入れた対策を実施するものとする。

### 1 男女別ニーズの違いへの配慮

- (1) 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び女性専用スペースを設ける。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置するとともに、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討すること。
- (2) 避難者の受入に当たっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション



ョン等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じること。

## 2 妊産婦、乳幼児、高齢者などへの配慮

- (1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保したり、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行うこと。  
なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行うこと。
- (2) 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整えること。
- (3) 女性や子どもに対する暴力を予防するため、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施したり、防犯ブザーを配付するなど、安全・安心の確保に配慮すること。
- (4) 一般の避難所等では避難生活に困難が生じる要配慮者については、介護や医療相談等を受けられるスペースを確保するなど配慮すること。

## 3 避難所の運営管理

- (1) 避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。
- (2) 自治的な組織では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをすること。
- (3) 自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事作りやその後片付け、清掃等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすること。また、班の責任者には、男女両方を配置すること。
- (4) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること。
- (5) 避難所で生活する障がい児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障がい特性等に応じた合理的配慮を行うよう努めること。
  - ① 肢体不自由者  
車椅子を降りてリラックスできるスペースの確保、移動せずに着替えやトイレができるよう間仕切り等を活用したプライバシーの確保等
  - ② 聴覚障がい者  
手話等によるコミュニケーション支援やプラカード、ホワイトボード等の使用による情報伝達等
  - ③ 視覚障がい者  
放送やハンドマイクの使用等音声による情報伝達等
  - ④ 知的障がい児者

簡潔な言葉によるゆっくりとした説明、図を用いる、文字にルビを振る等

⑤ 精神障がい者

状態に合わせたコミュニケーションを取りながら、病状、服薬情報の聞き取り、医療機関・保健所等につなげる等

⑥ 発達障がい児者

本人をよく知る人を見つけて配慮方法を確認する、喧噪や光、会話が苦手な人への配慮等

⑦ 高次脳機能障がい者

記憶障がいや社会行動がい害等、外見から判別しにくい症状もあるため、声がけや簡潔な説明を行う等

⑧ 医療的ケアを必要とする人

人工呼吸器・吸引器等の電源、経鼻経管栄養剤の確保等

⑨ 人工肛門・人工膀胱保有者

同性の担当者による聞き取り等、プライバシーに配慮したニーズの把握等

#### 4 新型コロナウイルス等の感染症対策

##### (1) 避難所における過密状態の防止等

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、宿泊施設等の活用等も検討する。

##### ① 宿泊施設等の活用

###### ア 速やかな避難所の開設

(ア) 宿泊施設等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、村は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等に確認の上、宿泊施設等を避難所として速やかに開設する。

(イ) 運営管理については、宿泊施設等の管理責任者が行い、避難者の体調管理等は村が行う。

###### イ 優先的に避難する者に対する避難先の案内

(ア) 大型の台風の接近が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した避難所よりも多くの避難所が必要となり、避難所として宿泊施設等を活用することが予想される場合、村は、事前に宿泊施設等の施設管理者等に空室状況等の確認及び受入のための調整を行う。

(イ) 上記の確認結果を踏まえ、当該宿泊施設等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受入が可能であり、避難所として当該宿泊施設等を開設することについて調整が整い、当該リストに掲載されている者が避難を希望する場合は、直接当該宿泊施設等に案内する。

###### ウ 避難者の受入

(ア) 優先的に避難する者に対する避難先の案内を行う場合は、リストに掲載されている者の情報を開設した宿泊施設等の管理責任者に提供し、リストに掲載されている者の避難が完了した後、宿泊施設等の管理責任者は村へ報告を行う。

(イ) 濃厚接触者等に該当する者は、村が開設する避難所に受入、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な配慮に努める。

(ウ) 避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ宿泊施設等への到着時に行う。

#### エ 避難所の運営管理

(ア) 避難者名簿の整備、炊出しその他による食料の供与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与、宿泊施設等と避難所又は自宅の移動手段の確保等生活環境の確保に努める。

(イ) 避難者向けに周知する情報について、指定避難所等と同様に提供する。

(ウ) 宿泊施設等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保する。また、避難者が感染症に感染した場合の対応について、県と十分に連携の上で、事前に検討し、これに沿って対応を行う。

(エ) 避難所運営にかかわる職員の健康状況の把握等を行う。

#### オ 県への支援要請

村では、災害時に避難所として開設可能な宿泊施設等の確保が不足する場合は、県に支援を要請する。

#### ② 親戚や知人の家等への避難

災害時に避難生活が必要な被災者に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知する。

### (2) 避難所内の対策

#### ① 避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行うものとする。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認を行う。

#### ② 基本的な感染対策の徹底

物品等は、定期的に、また目に見える汚れがある時に、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

#### ③ 十分な換気の実施、スペースの確保等

ア 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保するよう留意する。

イ 避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウトについては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」(令和2年6月15日、府政防第1274号等)に示すレイアウト(例)を参考とする。

#### ④ 発熱・咳等の症状がある人のための専用スペースの確保

ア 発熱・咳等の症状がある人は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、できるだけ専用のトイレを確保する。

イ 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、できるだけ避ける。やむを得ず

同室にする場合は、パーティションで区切るなどの対策をとる。

ウ 発熱・咳等の症状がある人の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

エ 避難所のスペースの利用方法等について、事前に施設管理者等と調整を図る。

オ 発熱・咳等の症状がある人を同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

⑤ 濃厚接触者のための専用スペースの確保

ア 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保する。

イ 一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討する。

ウ 避難所における濃厚接触者への対応については、村及び県、保健所が十分に連携した上で、適切な対応を事前に検討する。

エ 濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

⑥ 避難者が新型コロナウイルス等の感染症を発症した場合の対応

ア 新型コロナウイルス等の感染症を発症した場合の対応については、県及び保健所と連携の上、適切な対応を事前に検討する。

イ 避難所から病院への移送を含め、村及び県、保健所、医療機関が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行う。

(3) 必要な物資の備蓄

① 新型コロナウイルス等の感染症対策に必要な物資や資材の備蓄を進める。

② 災害時においてより迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）への情報入力・活用を行う。

(4) 適切な避難行動の周知

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知する。

## 第8 避難生活の長期化への対応

村は、避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させるものとする。

物資の調達及び供給に当たっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すこととする。

また、必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難

者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

## 第9 広域避難

### 1 体制の構築

村は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

### 2 広域避難の要請

村は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入を要請する。なお、相手方の市町村も被災のおそれが高く受入が困難になる場合などは、次により受入を要請する。（災害対策基本法第61条の4～7関係）

- (1) 災害の予測規模、避難者数等に鑑み、県内の他の市町村への受入については、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認める時は、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、県は、村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
- (3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

### 3 関係機関における連携

国、県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

また、国、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

### 4 広域避難の受入に係る準備

村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第10 広域一時滞在

村は、他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援

等の協定に基づき、協定の相手方に受入を要請する。

また、必要に応じ、次により受入を要請する。(災害対策基本法第86条の8～13 関係)

- (1) 村長が他市町村への広域避難が必要と判断した場合は、県内の他の市町村へ広域避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への広域避難については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 県は、村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、村からの要求を待ついとまがないと認められる時は、要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を村に代わって行う。
- (3) 村は、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在についての助言を県に求める。
- (4) 国は、村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を村及び県に代わって行う。また、村及び県の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、村及び県からの要求を待ついとまがない時は、村及び県の要求を待たないで、県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

なお、村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第11 要配慮者への配慮

村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

## 第12 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅や車中・テント泊等の被災者に対して、情報の早期把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、村及び県は健康相談や保健指導を実施する。

## 第13 帰宅困難者支援

多数の帰宅困難者が発生した場合、村、関係機関及び県は、次により帰宅困難者への支援に努める。

### 1 村の実施範囲

村は、関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水

等の物資の提供に努める。

## 2 関係機関の実施範囲

公共交通機関の運行管理者及び施設の管理者は、村と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、運行情報を随時提供するものとする。

## 3 県の実施範囲

県は、帰宅困難者支援に関する協定に基づき、フランチャイズチェーン各社に対し、各店舗での水道水や道路情報等の提供を要請する。また、村及び関係機関から、自ら帰宅困難者支援を十分に行うことができないとして応援要請があった場合、県は、一時滞在施設の確保及び物資の提供に努める。

## 第 14 避難所等の家庭動物対策

- (1) 避難所へ飼い主が家庭動物を同伴できるよう環境整備に努める。
- (2) 避難所及び被災地等における家庭動物の飼育状況について把握し、資材の提供や獣医師の派遣など、支援する体制を構築する。

## 第 15 警戒区域の設定

村長等は被害状況に応じた警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずることができる。

- (1) 警戒区域の設定範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (2) 警戒区域の周知は、村防災行政無線及び広報車、又は消防職員並びに警察官等の警戒配置者が実施する。
- (3) 警戒区域及び周辺の交通規制を段階的に実施する。
- (4) 警戒区域には、要所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、又はロープ等で明示する。

### ■ 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	災害区分	警戒区域設定を行う要件	根拠法規
村長	災害全般	災害が発生し、又は、災害が発生しようとしている場合で、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認める時	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	ただし、村長若しくはその委任を受けた村の職員が現場にいない時、又はこれらの者から要求があった時	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	ただし、村長、警察官がその場にいない時	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水害を除く 災害全般	災害の現場において、活動確保する必要がある時	消防法第28条 第36条

実施責任者	災害区分	警戒区域設定を行う要件	根拠法規
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急に必要な場合	水防法第21条

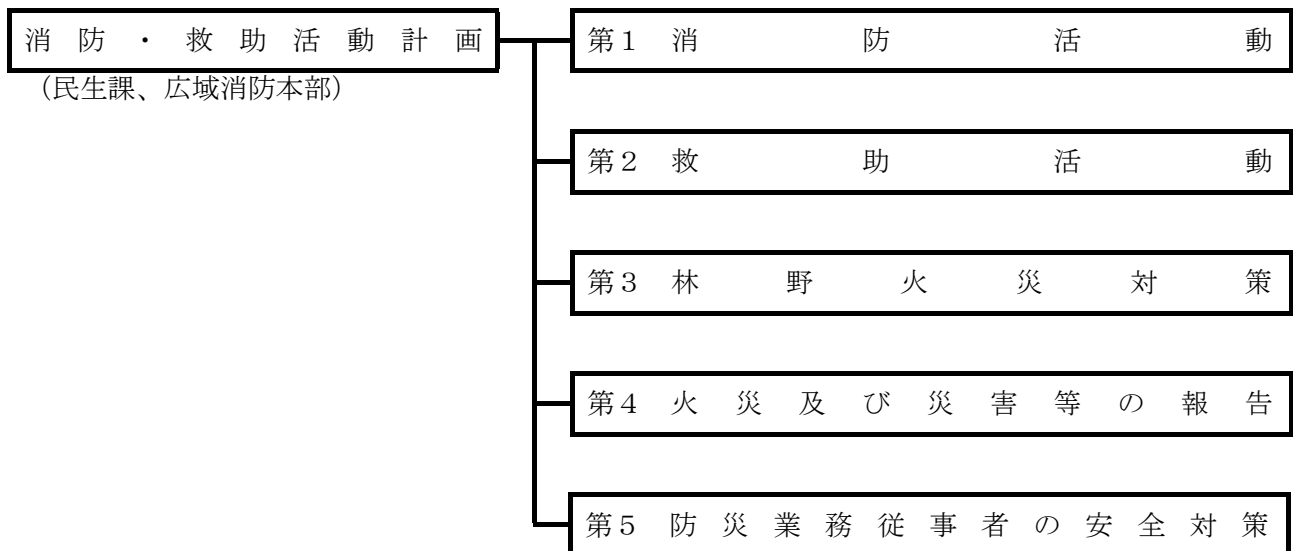
＜参考＞ 資料編 第5 避難、救出に関する資料



## 第9節 消防・救助活動計画

### 【計画の方針】

村（消防機関を含む。以下「村等」という。）は、災害発生において、管轄区域内の火災予防、消火活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救急・救助活動を行う。



### 第1 消防活動

#### 1 村等の活動

- (1) 管内で火災等の災害が発生した時は、消防計画に基づき迅速に消火活動等必要な応急措置を行い、住民・自主防災組織に対しても出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止などの広報を徹底する。また、要救助者の救助救出と傷病者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- (2) 活動に当たっては、住民・自主防災組織や防災関係機関と連携して、効果的な応急措置を講ずる。
- (3) 村は、災害の規模が大きく、火災の延焼拡大等が著しいため、自力のみでは防除、拡大防止が十分にできない場合には、県及び他の市町村等に対し応援を要請する。また、県内全消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」やあらかじめ締結している広域相互応援協定により応援を要請する。

### 第2 救助活動

災害により要救助者が発生した時、村・消防機関をはじめ防災関係機関は、相互に協力して迅速、かつ、適切な救助活動を実施するものとする。

#### 1 村の活動

- (1) 村は、災害により管内で要救助者が発生した時は、迅速かつ必要な応急活動を実施する。  
活動に当たっては、住民や自主防災組織と連携して効果的な活動実施を図る。そのため、平時から住民・自主防災組織に対して救急救助の初期活動についての普及啓発に努める。
- (2) 村は、自力のみの救助力では十分活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、さらに必要な時は、村は県に対して自衛隊の派遣要請を要求する。  
また、県内の消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」やあらかじめ締結している広域相互応援協定により応援を要請する。

## 2 関係機関の活動

- (1) 警察は、村や県から救助・救急活動の応援を求められた場合、又は警察が自ら必要と判断した場合には、速やかに救助・救急活動を実施する。
- (2) 自衛隊は、県の派遣要請に基づき、救助・救急活動を実施する。

## 3 救出資機材の確保

- (1) 建造物の倒壊に伴う救出対策を効果的に行うため、ガス火溶断器、エンジンカッター、ジャッキ等の救出機器を整備する。
- (2) 夜間の現場活動を容易にするため、発電機、蓄電池投光機等を整備する。
- (3) これらの資機材を東成瀬村防災情報センターに備蓄し活用する。

## 第3 林野火災対策

- (1) 村は、火災区域が拡大し、地上から消火が困難な場合、又は住家へ延焼するおそれがある場合等で、空中消火が必要と認める時は、知事にヘリコプターの出動を求めることができる。
- (2) 知事は、村長の要請に基づき、必要がある時は関係機関からの情報協議等を参酌し、空中消火がもっとも有効な応急措置と認める時は、県消防防災ヘリコプターを派遣するほか必要に応じ自衛隊法第83条に基づき、自衛隊ヘリコプターの派遣を要請するものとする。
- (3) 村は、ヘリコプターの出動が決定した時は、補給基地等の選定をすると同時に、県及び秋田森林管理署湯沢支署の協力で空中消火用資機材の輸送及び空中消火剤補給作業隊等を編成し消火体制を整えるものとする。
- (4) その他詳細は、「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」によるものとする。

## 第4 火災及び災害等の報告

消防組織法第40条に基づく通常報告は、「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」によるが、緊急事態発生時における即報については、「火災・災害等即報要領」の定めによるものとする。

## 第5 防災業務従事者の安全対策

- (1) 村は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防団員に徹底するための訓練を積み重ねることとする。また、安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備の整備に努めるものとする。
- (2) 広域消防本部は、警防活動時等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むとともに、職員への周知と訓練に努めるものとする。また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努めるものとする。

### 【主な内容】

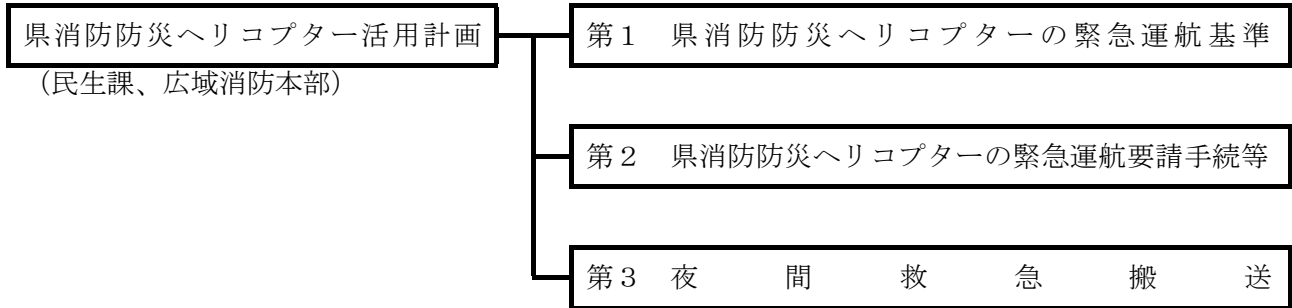
- ア 警防活動時等における安全管理マニュアルの改訂
- イ ヒヤリ・ハット登録の徹底による危険事案の共有
- ウ 消防庁「緊急時メンタルサポートチーム」の活用を含めた惨事ストレス対策の確立

<参考> 資料編 第6 救急医療に関する資料
第8 派遣、応援に関する資料
第12 消防に関する資料

## 第10節 県消防防災ヘリコプター活用計画

### 【計画の方針】

災害時において道路の遮断や通信サービスの途絶により孤立した地区への支援、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターを活用する。



### 第1 県消防防災ヘリコプターの緊急運航基準

#### 1 緊急運航の要件

緊急運航は、次の要件を満たす場合に運航する。

##### (1) 公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

##### (2) 緊急性

緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。

##### (3) 非代替性

既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動ができない場合で航空機以外に適切な手段がないこと。

#### 2 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記の要件を満たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請することができる。

##### (1) 救急活動

###### ① 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

###### ② 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機器等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療機器等を搬送する必要があると認められる場合

③ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

④ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

① 河川、湖沼等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

② 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

③ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防御活動

① 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

② 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

③ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の輸送

交通遠隔地の火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

④ その他、特に航空機による火災防御活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

① 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

② 大規模事故等の状況把握及び情報収集

大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

③ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等、救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

④ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難指示等の警報、警告等を迅速、かつ、正確に伝達するため必要があると認められる場合

⑤ その他、特に航空機による火災防御活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

(6) その他運用責任者が必要と認めた場合

- 航空機運航時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、緊急運航は、日の出から日没まで

## 第2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等（民生課）

### 1 緊急運航の要請

村長は、上記第1の要件、基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、秋田県消防防災航空隊出動要請書（資料編 資料8-10 様式1）によりFAXを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、運用責任者（総合防災課長）が出動の可否を決定し、消防防災航空隊を通じて村長に回答する。

#### ■ 緊急運航の要請（フローチャート）

119番等通報 ↓	・火災発見 ・要救助者発見 ・患者転院搬送要請等
市町村・消防本部 ↓	電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」をFAX送信 電 話 018-886-8103 FAX 018-886-8105
消防防災航空隊 ↓	県総合防災課長（運用責任者）へ要請報告
県総合防災課長 ↓	緊急運航決定 出動指示
消防防災航空隊 ↓	緊急運航決定回答 出動体制を整え、出動
市町村・消防本部 ↓	回答を受入後、体制を整える
↓ 消火活動・救助活動・救急活動	

### 2 夜間・休日等に時間外おける緊急運航の要請

(1) 日中の場合（8時30分～17時15分まで）

秋田県消防防災航空隊

電 話 : 018-886-8103                      FAX : 018-886-8105

(2) 時間外の場合（当日17時15分～翌日8時30分まで）

秋田県庁第二庁舎警備員室

電 話 : 018-860-5500                      FAX : 018-886-8105

※ FAXにより出動要請書を秋田県消防防災航空隊へ送付

### 3 受入体制の整備

村は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資材、水利の確保
- (4) その他必要な事項

#### 4 報告等

災害が収束した場合には、災害状況報告書（資料編 資料8-10 様式2）により速やかに消防防災航空隊に報告する。

連絡先	電話等	所在地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	電 話 018-886-8103 F A X 018-886-8105 ※秋田県総合防災情報システム 専用電話 110511 衛星携帯用電話 080-2846-5822	秋田市雄和椿川字山籠 40-1

### 第3 夜間救急搬送

夜間救急搬送は、原則として「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」に定めるもののほか、「秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領」に基づき行う。

#### 1 夜間救急搬送の要件

夜間救急搬送は、原則として次の全てに該当する場合に実施する。

- (1) 緊急運航の要件である公共性、緊急性及び非代替性の3要件を満たすものであること。
- (2) 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合であること。
- (3) 救急告示病院から第三次医療機関への搬送であること。

#### 2 要請時間

昼間運航時間内（原則：午前8時30分から午後5時15分まで）に出動要請があった時に実施する。

#### 3 指定臨時着陸場

あらかじめ指定した次の臨時着陸場を使用する。

地 区	圏 域 名	名 称
県南	大曲仙北	大曲厚生医療センター
	横手平鹿	平鹿総合病院ヘリポート
	湯沢雄勝	雄勝中央病院ヘリポート

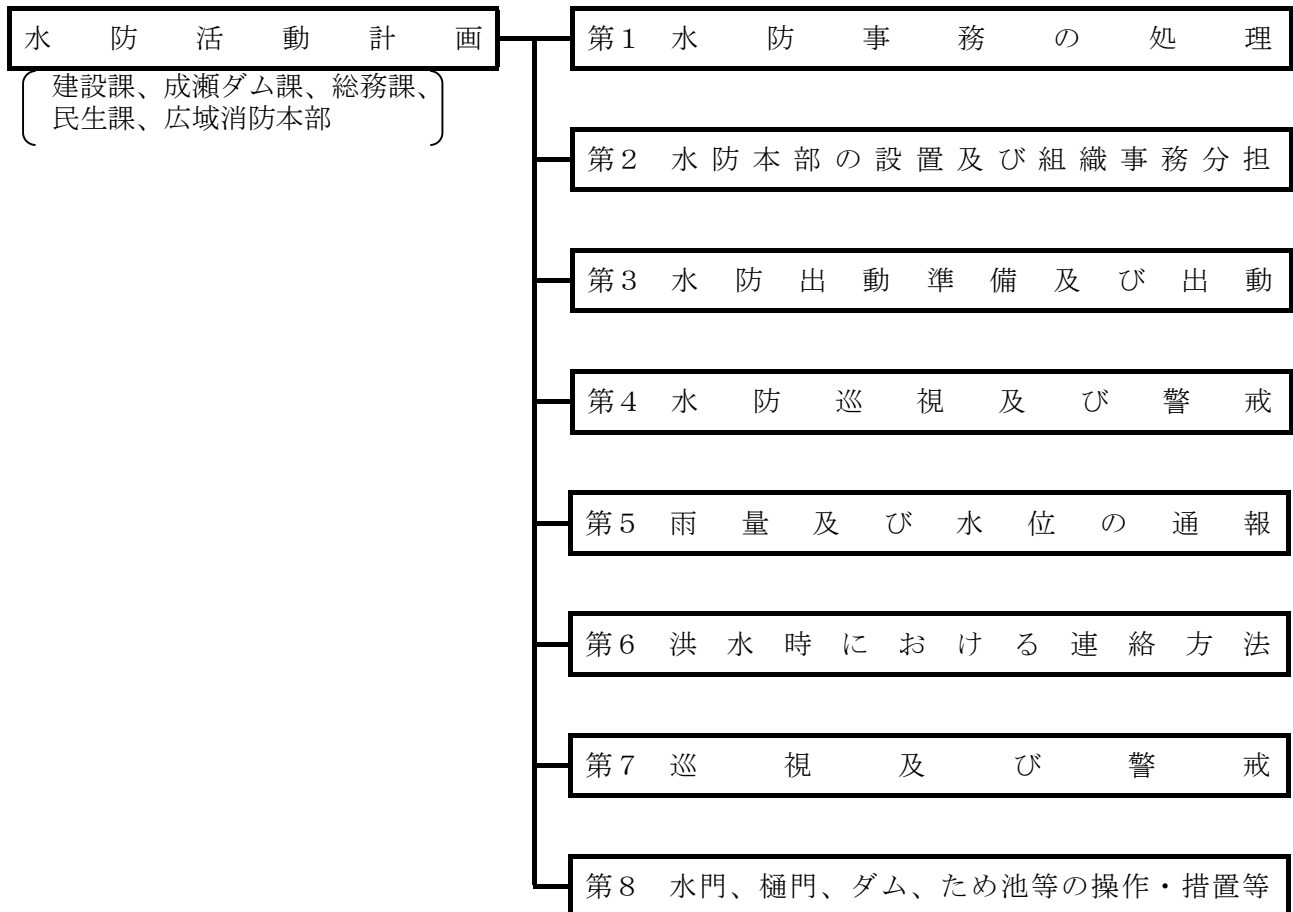




## 第11節 水防活動計画

### 【計画の方針】

水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、水防管理団体たる東成瀬村が、同法の規定に基づき、東成瀬村の地域にかかる河川、堤防又は用水路の水害に対処して被害を軽減することを目的とする。



### 第1 水防事務の処理

洪水に際し水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法による水防警報の通知等を受けた時から、洪水による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

## 第2 水防本部の設置及び組織事務分担

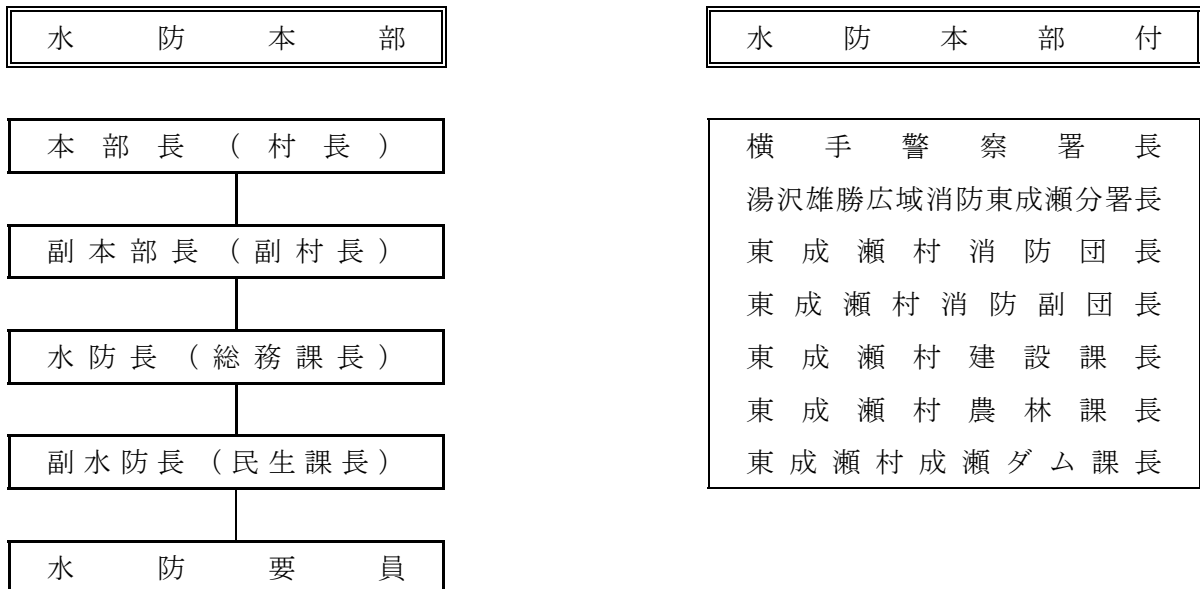
### 1 水防本部の設置

水害防止を総轄するため水防本部を、東成瀬村役場総務課に設置する。

水 防 対 策 本 部 (総務課)
----------------------

### 2 水防本部の組織

水防本部の組織を次のように構成する。



### 3 水防本部事務分掌

水防職員は村職員4班で構成し、その任務は次のとおりとする。

- (1) 総務班 (総務課・企画課)
  - ① 優先通行標識・身分証明票の交付に関する事
  - ② 応援・援助又は撤収に関する事
  - ③ 部外との連絡に関する事
  - ④ 各班との総合調整に関する事
  - ⑤ 炊出しの手配等に関する事
  - ⑥ その他一般庶務に関する事
- (2) 資材班 (総務課・建設課)
  - ① 水防資機材の調達及び輸送に関する事
  - ② 自動車等輸送手段の確保に関する事
- (3) 情報連絡班 (建設課・農林課)

- ① 気象・水位・雨量等の情報収集及び連絡に関すること
- ② 水位の状況により緊急を要すると認める場合、下流隣接水防管理団体への通報に関すること
- ③ 雨量の状況を必要に応じて、県水防本部及び雄勝地域振興局建設部水防支部への連絡に関すること
- ④ 水防警報の受信及び受信事項を水防本部長への連絡に関すること
- ⑤ ため池等の水門開閉状況の連絡受理に関すること
- ⑥ 被害状況の調査・資料の収集整理に関すること
- ⑦ その他必要に応じて、県水防本部及び雄勝地域振興局建設部水防支部に連絡すべき事項に関すること

#### (4) 水防対策班（建設課・民生課）

- ① 堤防等危険箇所の巡視に関すること
- ② 決壊等水防作業を行うべき通報を受けた時の、水防本部への連絡及び必要な措置に関すること
- ③ 避難のための立ち退き指示に関すること
- ④ 水防作業の技術指導に関すること
- ⑤ その他応急対策に関すること

以上の各班は、村に災害対策本部が設置された時は、その組織下に入るものとする

### 第3 水防出動準備及び出動

#### 1 出動準備

水防本部長は次により消防機関に対し、出動準備をさせなければならない。

- (1) 水防警報が発せられた時（国土交通省発令の水防警報、県発令の水防警報及び水防指令）

※ 国土交通省発令水防警報（以下「直轄」の水防警報という。）は、河川情報センター端末機により覚知した場合も同様である。

- (2) 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測される時
- (3) その他気象状況により、洪水等の危険が予測される時

#### 2 出動

水防本部長は、次の場合直ちに消防機関に対し、あらかじめ定められた計画に従い、出動を命じて警戒準備につかせなければならない。

- (1) 下命作業隊長は河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知した時、あるいは気象の状況等により危険が認められる時は、所管の水防倉庫に集合待機し、水防作業に従事しなければならない。
- (2) 出動に当たっては作業隊員は、所管の水防倉庫から必要資機材を携行しなければならない。

#### 3 輸送

水防本部長は水防資機材の輸送のため、トラック等の運搬具を整備させ、必要に際し緊急輸送に当たらせるものとする。

(1) 水防用車両の出動に当たっては、水防法及び県規則により、優先通行の標識を携行し、走行中掲示しなければならない。

## 第4 水防巡視及び警戒

### 1 常時

水防対策班又は消防機関は、4月融雪時、6月梅雨時、8月大雨時、9月台風時その他降雨時等、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は水防本部長に報告し、必要な措置を求め、その指示を受けなければならない。

### 2 警戒水位

河川が警戒水位に達した時、水防作業隊の巡視員は堤防を絶えず巡視し、破堤（越水、溢水、浸食、洗掘）等の早期発見に努め、危険箇所を発見した時は所属作業隊長に報告するとともに、水防本部長へ電話又は無線等により連絡するものとする。

## 第5 雨量及び水位の通報

### 1 雨量・水位等情報

消防機関の長は、台風や低気圧などの雨によって被害の発生が予想される時、河川情報システム端末機により雨量、水位、流量等の情報を収集入手し、水防緊急連絡系統図に基づき、水防本部長並びに関係機関に通報するものとする。

### 2 雨量通報

県建設部河川砂防課から特別の気象通報（台風又は豪雨等の情報）及び秋田地方气象台から、大雨、洪水注意報等、特に洪水のおそれがある通報を受信した時は、電話又は無線等により各作業隊長に連絡するものとする。

### 3 水位通報

県建設部河川砂防課の水位観測所から、水防本部が水位通報を受けた時は、直ちに水防本部長に報告するものとする。

#### ■ 報告開始水位並びに警戒水位

テレメーター観測

河川名	指定水位	警戒水位	観測所名	設置場所
成瀬川	1.50 m	2.50 m	田子内橋	田子内字若宮下

(県建設部河川砂防課所管水位観測所)

## 第6 洪水時における連絡方法

### 1 通信連絡

洪水時には、水防本部長は雄勝地域振興局建設部内水防支部及び下流隣接市町並びに作業隊へ、一般加入電話により迅速に連絡するものとする。

ただし、電話不通の場合は防災行政無線、警察、消防等の無線により行うものとする。

### 2 水防信号

水防信号は、秋田県の規定に基づき次のように区分する。

- (1) 避難信号 —— 必要と認める区域内の居住者避難のため立ち退くことを知らせる。
- (2) 出動信号 —— 消防団員及び消防機関に所属するもの全員が出動すべきことを知らせる。
- (3) 警戒信号 —— 警戒水位に達したことを知らせる。

区分 \ 方法	警 鐘 信 号	サイレン信号
避難信号	●—●—●—● 連 点	● — (3秒) — (約2秒) ● —
出動信号	●—●—● ●—●—● 3 点	● — (5秒) — (約2秒) ● —
警戒信号	● ●—●—●—● 1点と4点	● — (30秒) — (約6秒) ● —

## 第7 巡視及び警戒

### 1 巡視

水防管理者（村長）及び広域消防本部消防長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。（水防法第9条）

また、水防管理者（村長）は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

### 2 非常警戒

水防管理者（村長）は水防警戒が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに県水防支部（雄勝地域振興局建設部）に連絡するとともに水防作業を開始する。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締め具合不良

(6) 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

## 第8 水門、樋門、ダム、ため池等の操作・措置等

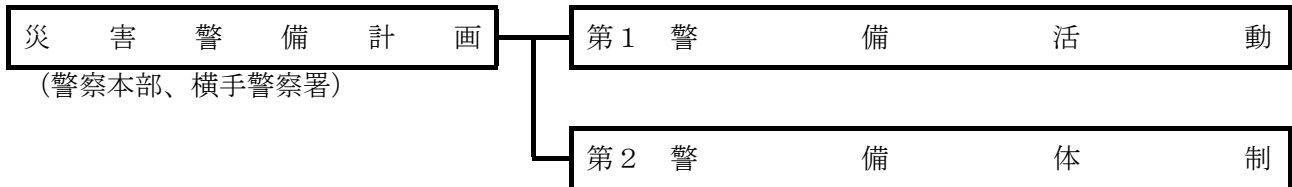
水防管理者（村長）は、堰、水門、樋門、その他の河川に設置されている工作物の管理者に対する設備の点検整備や必要に応じて検査を行うなど適切な指導監督を行う。

<参考> 資料編 第13 水防に関する資料

## 第12節 災害警備計画

### 【計画の方針】

警察は、関係機関との密接な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民の生命及び身体の保護を図る。



### 第 1 警備活動

- (1) 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- (3) 住民に対する避難指導、誘導及び危険箇所の警戒
- (4) 被災地、避難場所及び重要施設等の警戒
- (5) 避難経路、緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報
- (6) 災害警備活動のための通信の確保並びに不法事案等の予防・取締り
- (7) 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元の確認並びに遺体の引渡し
- (8) 二次災害の防止
- (9) 被災者への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) NPO・ボランティア団体等の活動支援
- (12) 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

### 第 2 警備体制

- (1) 災害警備本部の設置  
災害により甚大な被害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合は、警察本部に災害警備本部を設置する。
- (2) 災害警備対策室の設置  
災害により、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警備本部の設置まで至らない場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。
- (3) 災害警備連絡室の設置  
災害が発生し、その規模が局所的で、災害警備対策室の設置に至らない場合は、警察本部に災害警備連絡室を設置する。

災害の状況に応じ、必要がある場合は警察本部に災害警備本部を設置する。

(4) 警察署（現地）警備本部等の設置

横手警察署は、管内の災害実態に応じて災害警備本部等に準じて警察署（現地）災害警備本部を設置する。

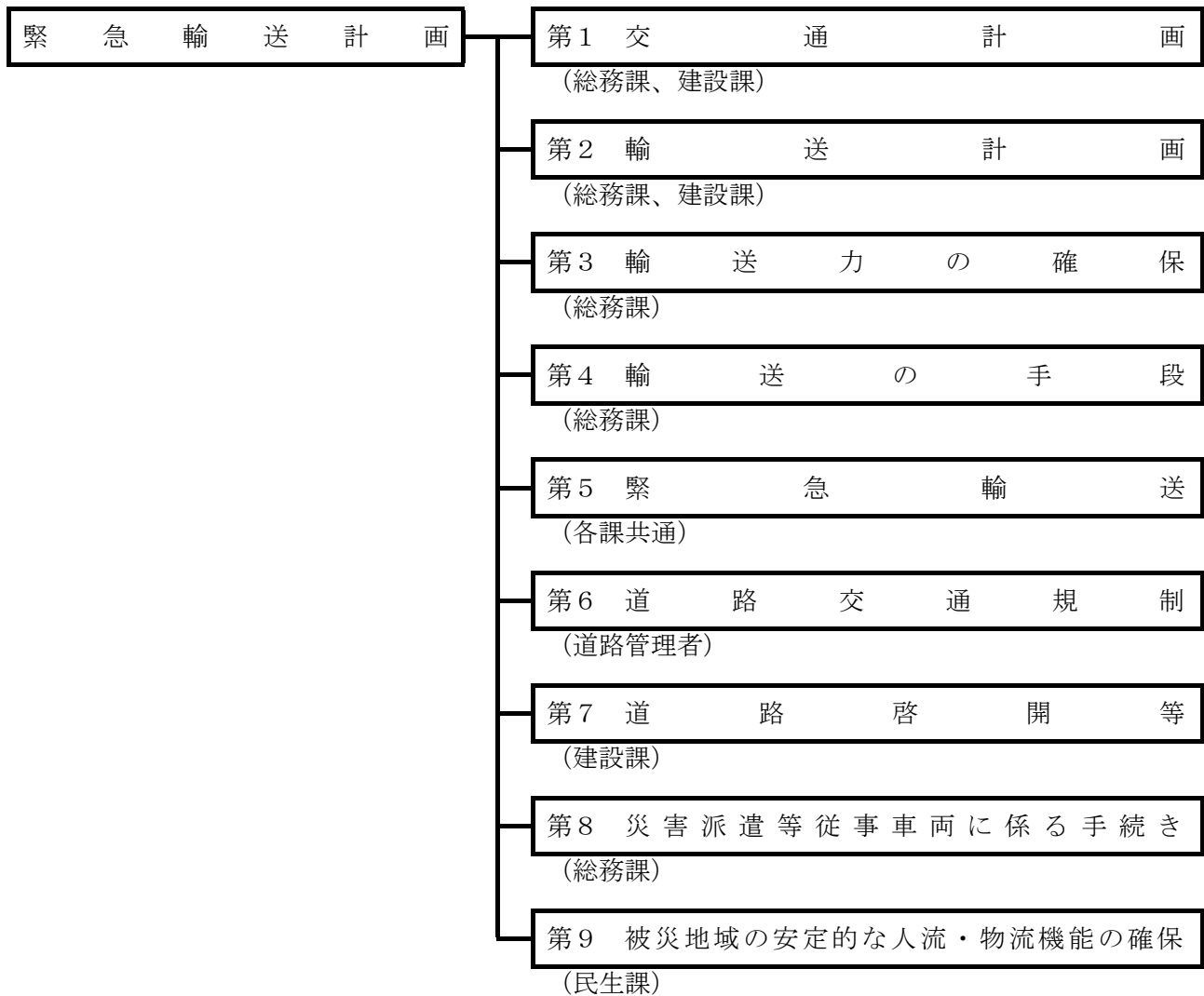


## 第13節 緊急輸送計画

### 【計画の方針】

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んで、あらゆる災害応急対策の基盤となるものであり、本節では緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について必要な事項を定める。



### 第1 交通計画（総務課、建設課）

災害時における交通の混乱を防止し、災害緊急対策に従事する者、又は災害緊急対策に必要な資機材の緊急輸送の確保の計画は次により実施する。

#### 1 実施機関

交通支障箇所の通報連絡及び応急対策は、次の機関が実施する。

- (1) 県が管理する道路、橋梁は雄勝地域振興局建設部が実施する。
- (2) 上記以外の道路は村が実施する。

## 2 道路、橋梁危険箇所の把握

### (1) 村の管理する道路の把握

村長は、その管理する道路の破損、決壊、橋梁流失、その他交通に支障をおよぼすおそれのある箇所を早急に把握する。

### (2) 危険箇所の通報連絡

- ① 村長はその管理に属する道路、橋梁の支障箇所については雄勝地域振興局建設部、横手警察署及び関係機関に通報連絡する。
- ② 国道、県道等の支障箇所については雄勝地域振興局建設部、横手警察署から連絡があった場合には災害対策本部の各機関に連絡する。

### (3) 輸送網の確保

道路管理者は、道路・橋梁等が被災した場合、その被害状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事に当たっては、緊急輸送路を優先する。

なお、道路啓開に際しては、必要に応じて、自衛隊をはじめとする防災関係機関と連携を図るものとする。

## 第2 輸送計画（総務課、建設課）

災害時において災害応急対策の実施に必要な輸送の迅速、的確を期する計画は次により実施する。

### 1 実施機関

災害応急対策要員、又は被災者災害応急対策用物資及び機械等の輸送は、村又は、その他の機関が行うものとする。

### 2 輸送の対象

輸送の対象のうち、主なものは次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 飲料水及び食料品
- (3) 救助用物資
- (4) 災害対策のための要員及び資機材
- (5) その他必要な人員、物資等

### 3 救援物資の輸送

救援物資の輸送については、上記に定めるもののほか、本章第14節「救援物資の調達・輸送・供給計画」に定めるところによる。

### 第3 輸送力の確保（総務課）

#### 1 車両等の確保

##### （1）担当班

車両等の把握、配車については総務課（建設課、農林課で調達するものを除く。）が担当する。

##### （2）配車の要請

- ① 村長の指示により、総務課は各班の協力を得て輸送計画を樹立し、要請者に通報するなど活動の停滞のないように努める。
- ② 輸送に従事する車両は、災害輸送の標示をし、全て指定された場所に待機する。
- ③ 車両の出動は、全て配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を総務課に報告する。
- ④ 配車に当たる職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。

#### 2 村所有以外の車両の確保

- （1）各班は村所有以外の車両を確保する必要がある場合は総務課に確保の要請をする。
- （2）災害対策本部長は、村内の民間の協力を得て必要車両等を確保するものとするが、確保が困難な場合又は輸送上他の市町村で車両等を確保することが効率的な場合は、隣接の市町又は県に協力を要請するものとする。

### 第4 輸送の手段（総務課）

#### 1 自動車による輸送

災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。

#### 2 航空機による輸送

緊急を要する人員、物資を輸送する場合に行う。

#### 3 その他の輸送

自動車等による輸送が不可能な時は、人力等による輸送を行う。

#### 4 燃料等の調達

輸送等に使用する燃料油類は資料に掲げる機関又は業者から調達し、各班ごとに必要数量を配分する。

### 第5 緊急輸送（各課共通）

傷病者、医師、避難者などの人員輸送、又は食料・生活用品などの物資輸送、又は医薬品等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。特に機動力のあるヘリコプター等を必要に応じて使い分け、有効に活用する。

なお、輸送対象の想定は次のとおりとする。

## 1 第1段階－避難期

- (1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- (4) 負傷者等の後方医療機関への搬送
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規則などに必要な人員及び物資

## 2 第2段階－輸送機能確保期

- (1) 第1段階の続行
- (2) 食料、水等の生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

## 3 第3段階－応急復旧期

- (1) 第2段階の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

## 第6 道路交通規制（道路管理者）

### 1 道路管理者の措置

- (1) 道路管理者は、道路橋梁等の道路施設を巡回調査し、災害によって道路施設が危険な状況にあると予想された時又は知った時は、速やかに通行止め等の必要な措置をとるものとする。
- (2) 道路管理者は、必要に応じて、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早く通行規制の予告に努めるものとする。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

### 2 道路交通規制等

- (1) 交通規制が実施された時は、直ちに住民及び関係機関等に周知徹底を図る。
- (2) 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- (3) 緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地周辺の警察の協力も得ながら広域的な交通規制を実施する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保を図る。
- (4) 緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。

- (5) 緊急車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令等を行う。
- (6) 警察、道路管理者及び災害対策本部等は、交通規制に当たっては、相互に密接な連絡を図る。

### 3 緊急通行車両の確認

- (1) 車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確、かつ、円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、公安委員会（県警本部及び警察署）に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。
- (2) 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を車両に備え付けるものとする。
- (3) 村は、災害時において迅速、かつ、円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届けるものとする。

### 4 運転者のとるべき措置の周知徹底

- (1) 走行中の車両運転者に対する措置
  - ア できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること。
  - イ 停止後は、カーラジオ等により、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
  - ウ 車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のための車両使用の禁止
  - やむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 交通規制が行われた通行禁止区域等における一般車両の通行禁止又は制限
  - ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。
    - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、規制が行われてる道路の区間以外の場所とする。
    - (イ) 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路外の場所とする。
  - イ 速やかな移動が困難な時は、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。
  - ウ 通行禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者がその場にいないために措置をとることができない時は、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

### 5 災害時における放置車両及び立ち往生車両等の移動

- (1) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者が

いない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

- (2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償するものとする。
- (4) 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要がある時は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請するものとする。
- (5) 県は、村道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確認する必要がある時は、村に対し、広域的な見地から指示を行うとともに、国道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行うものとする。

## 第7 道路啓開等（建設課）

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省〕に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるとともに、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために、国土交通大臣は、道路管理者である村及び県に対し、知事は、道路管理者である村に対し、広域的な見地から指示を行う。

路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

また、国〔国土交通省〕は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、村道及び県道において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。加えて、国〔国土交通省、防衛省等〕は、合同会議、調整会議などにおける対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、村及び県のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施する。

## 第8 災害派遣等従事車両に係る手続き（総務課）

村の区域が被災し、他県等からの支援を受ける場合、知事は、高速道路会社等に有料道路料金の免除措置を依頼する。高速道路会社等有料道路料金の免除を決定した場合、県は、都道府県（管内市町村含む。）、及び指定地方公共機関等の防災機関へその旨通知する。

他の都道府県等が被災し、災害派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置の決定通知があった場合において、村及び県に対して被災地救援等のために有料道路を使用したい旨の申し出があった場合、村及び県は、災害派遣等従事車両取扱要領の規定に基づき「災害派遣従事車両証明書」を発行する。

## 第9 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保（民生課）

国〔国土交通省〕が、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、村、公共交通事業者、有識者等との間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施するための体制を構築する場合、その連携に努める。

<参考> 資料編 第7 交通輸送に関する資料 第14 危険物等に関する資料
------------------------------------------

## 第14節 救援物資の調達、輸送、供給計画

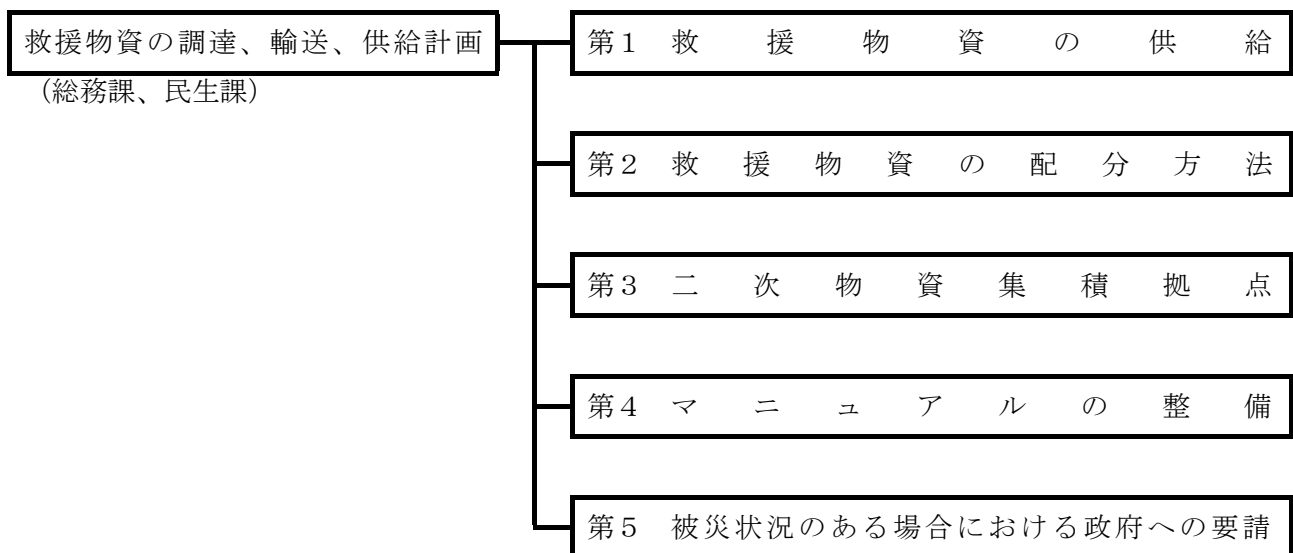
### 【計画の方針】

災害発生直後の被災者の生活を確保し、心身の安定を図るためには、迅速な救援活動が重要となり、中でも食料、飲料及び生活必需品の確保は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策である。

救援物資の調達・輸送のため、村及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する一次物資集積拠点（広域物資輸送拠点）や、村が開設する二次物資集積拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届けるネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

本節では、これらの調達・輸送・供給方法等について、必要な事項を定める。

なお、炊出しによる食品の給与及び給水車等による給水は、「第15節 給食・給水計画」に定めるところによる。



### 第1 救援物資の供給

#### 1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品その他の救援物資の給与又は貸与は村長が実施する。

災害救助法が適用された場合の給与物資の確保及び村当局までの輸送は知事が行い、被災者に対する支給は村長が実施する。

なお、災害救助法が適用された場合については、「第33節 災害救助法の適用計画」も参照のこと。

#### 2 生活必需物資の範囲

供給又は貸与する生活物資は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内における必要最小限



の現物とする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業服、子ども服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス、木炭等）

### 3 救援物資の給与及び貸与の対象者

- (1) 住家全壊（焼）、流失、半壊（焼）、埋没、床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服・寝具その他の生活上必要な家財等が損失又はき損し、日常生活を営むことが困難となった者

### 4 救援物資の確保及び配分

村は、各避難所の避難者数や、自治会等から提出された避難者以外避難住民数を取りまとめ、生活必需品等の品目、数量等を算定し、村の備蓄品、支援物資、流通備蓄物資等により必要数を確保するとともに、配分計画を作成し、配分する。

#### (1) 救援物資の確保と輸送

村は、災害救助用物資を放出するとともに、関係事業者と協議の上、救援物資を確保する。  
なお、輸送については、「第13節 緊急輸送計画」による。

## 第2 救援物資の配分方法

物資の配分は避難所を中心として、その周辺の在宅被災者も含めた形で要望に応じて対応する。その際、避難所運営責任者や避難所自治会組織の代表等と調整を図り、被災者に対して十分な周知を行う。また、避難所間での配布要望に対し格差の生じないように配慮することが必要である。

### 1 物資の購入及び配分計画

農林課は税務課の作成した資料等により、罹災世帯、罹災人員、被災状況等を把握して、救助物資の購入及び配分について計画を立て、これに基づいて物資の購入、給与又は貸与を行うものとする。

### 2 物資の調達

衣料物資の給与及び貸与の必要を生じた時は、適当な衣料品業者に連絡して、必要最小限度の物資を調達する。

### 3 救援物資の集積場所

調達した物資又は県からの救援物資の集積場所は、被災の程度に応じて、地域の避難場所等へ集

積し、配分計画に基づき被災者へ配分するものとする。

#### 4 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、各地区の物資支給責任者（村職員）が自治会長等の協力を求めて配分計画に基づき、被災者に配分するものとする。

#### 5 人員の確保

物資の給与に際しては、備蓄倉庫からの搬出、小分け、配布等の極めて人手を要する作業が生じることから、これらにはボランティアの協力を得るような計画が必要となる。

#### 6 義援物資

大規模災害時には、義援物資（民間事業者等からの無償で提供される物資）の受入又は受入制限を決定する。なお、過去の災害において、個人等からの小口の物資については、被災地の需要に応じた供給が困難であり、物資の滞留や物資集積拠点の混乱等の原因となったことから、小口物資の受入制限や受入品目・期間等について、報道機関等を通じて広く国民に周知するよう努める。

#### 7 県、近隣市町への協力要請

村は、多大な被害を受けたことにより村内において生活必需品等の調達が困難と認めた時は、県及び近隣市町に対して協力を要請する。

県は、村からの要請を受けた時は、近隣市町等の連携を図りながら生活必需品等の調達及び給（貸）与（プル型支援）を行う。救援物資の輸送は、一次物資集積拠点までは県が実施し、一次物資集積拠点から、二次物資集積拠点及び各避難所までは村が実施する。

救援物資の提供は、季節や時期などに応じて必要な種類や量を提供することが重要であるため、県の救援物資の提供は、プル型支援を基本とするが、大規模災害等により村が県に要請できない場合には、県は、自らの判断で適切な種類や量の救援物資の提供（プッシュ型支援）を行う。

##### （1）プル型支援

村が自らの活動では十分に救援物資を供給できないとして、県に応援要請した場合、県は、救援物資を村に提供する。

##### （2）プッシュ型支援

村の通信が途絶し、又は村の行政機能の混乱等により、村が県に応援要請することができない状況にあると認められる場合、県は、村からの要請によらずに救援物資を提供する。

この場合、村に大量の救援物資が送られ、混乱を招くことがないよう、県は、最低限必要な品目や、あらかじめ想定した必要量を提供するとともに、県内の他の市町村によるプッシュ型支援の状況把握に努める。

また、村において必要物資の把握等が可能となり次第、速やかにプル型支援に移行する。

### 第3 二次物資集積拠点

#### 1 救援物資等の避難所への配送

##### (1) 救援物資等の対応専門班の設置

救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行うため、村職員からなる専門班を二次物資集積拠点に設ける。

##### ① 業務内容

- ア 救援物資の受付
- イ 救援物資の集積状況の把握
- ウ 救援物資の配送指示
- エ 集積、配送状況等の情報の提供
- オ 救援物資配送計画の作成
- カ 食料、生活必需品等の調達
- キ 輸送車両等の配車指示、借上等

##### (2) 二次物資集積拠点への人員配備

二次物資集積拠点へは、村職員を管理・情報要員として派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示などの業務に当たる。

なお、集積や仕分け等の人員については、各班への動員要請やボランティアの協力による。

##### (3) 救援物資の管理等

救援物資を迅速かつ円滑に避難所に提供するため、村は、国土交通省において標準化した災害時における品目分類や、物資の供給や輸送に関する要請書、在庫管理システムを活用する。

なお、品目分類の活用にあたっては、発災後の初動期には大分類のみを使用することにより迅速な提供を優先し、時間の経過に伴い細分類化するなど、多様化・詳細化するニーズに対応するよう努める。

また、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムの活用に努める。

##### (4) 滞留物資の管理等

二次物資集積拠点では、過剰に送られた物資や季節の変化により必要のなくなった物資の滞留が考えられる。

このような場合、滞留物資を保管する新たな倉庫の確保及びその保管について、物流事業者に協力を要請する。

また、最終的に長期間滞留し、その後も使用される見込みのない物資がある場合、NPO等の協力を得て、被災者への無償配付を行うなどにより活用する。

### 第4 マニュアルの整備

本節に規定する救援物資の調達・輸送・供給等については、多くの関係機関との緊密な連携のもと、円滑にこれを行う必要があるため、実施手順や関係機関の役割については、関係機関との協議により「救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」を作成し、これを基本として対応することとする。

## 第5 被災状況のある場合における政府への要請

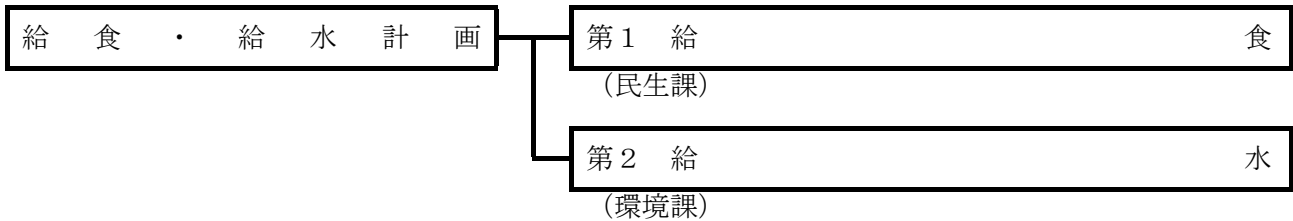
村は、被災状況にある場合、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難である時は、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は政府本部に対し、物資の調達を要請するものとする。

<参考> 資料編 第5 避難、救出に関する資料 第16 給水・物資調達に関する資料
----------------------------------------------

## 第15節 給食、給水計画

### 【計画の方針】

災害発生直後の食料及び飲料の確保は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であるため、炊出し等による食料の給与及び給水車等による給水について、必要な事項を定める。



### 第1 給食（民生課）

#### 1 実施機関

被災者及び災害応急事業現地従事者等に対する主食等の給与及び炊出しは村長が実施するものとする。

災害救助法が適用された時は、知事の委任を受け、又は知事の補佐をする者として村長が実施する。

#### 2 災害時における食料の応急供給の基準

(1) 風水害その他の非常災害が発生し又は発生するおそれがある時で村長が給食の必要があると認めた時

(2) 炊出しその他による食品の供給

##### ① 対象者

ア 避難所に避難している者

イ 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者

食品は、被災者が直ちに食することができる現物にする。

##### ② 費用

費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

##### ③ 実施期間

実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

(3) 緊急措置

村は、緊急のため事前に知事に連絡できない時は、現地供給機関と協議の上、供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給人員、供給品目、供給数量及び受領責任者等の事項を知事に報告する。

### 3 米穀の供給基準量及び供給方法

配 食 対 象	1人当たり 配給限度量	配 給 の 方 法 等
罹災者に対し、炊出しによる給食を行う場合	1食当たり 精米 150 グラム	1 知事又は村長は取扱者を指定して配給又は給食を実施させる。 2 原則として米穀を配給するが、実情によっては弁当、生パン、乾パン又は麦製品とする。 3 期間は災害発生から7日以内、ただし、罹災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分を現物で支給する。
罹災者に対し、現物で配給する場合	1日当たり 精米 400 グラム	
災害地で防災活動に従事する者に対して給食を行う場合	1食当たり 精米 250 グラム	

### 4 食料の調達方法

#### (1) 米穀

村内の米穀小売、卸売業者から調達するが、災害救助法が適用され、小売、卸売業者の所有米穀のみでは不足する時は知事に要請する。

#### (2) 副食等

塩、味噌、醤油の副食調味料及び野菜については、村長が直接調達する。ただし、直接調達することが困難な場合は、知事にその斡旋を依頼する。

#### (3) 備蓄品

備蓄倉庫に乾パン等非常食の備蓄を図り、有事の際に備える。

### 5 炊出し計画

#### (1) 炊出しの方法と協力団体

給食施設は、努めて既存の諸施設給食センター、各地域集会所等を活用するが、必要により野外に施設を開設する。

また、必要に応じ自主防災組織、婦人会、自治会、日赤奉仕団等の協力を求める。

#### (2) 炊出し実施上の留意点

##### ① 現場に責任者を配置

民生課から担当者を配置する。

##### ② 応急食料

献立は栄養価を考慮するが被災状況により食器等が確保されるまでは握り飯と漬物、缶詰め等を配給する。

##### ③ 業者からの弁当、握り飯等の購入

費用及び期間は、災害救助法が適用された場合に準ずる。

##### ④ 乳幼児対策

村は、近隣業者より、ミルク等を調達し配給する。

#### (3) 炊出し応援要請

食品の給与、物資の確保ができない時は、県や隣接市町に応援を要請する。

#### (4) 炊出し食品の衛生に留意

炊出しに当たっては食品の衛生に心がける。

## 第2 給水（環境課）

### 1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は水道事業者（村長）が実施するものとし、実施担当は環境課が行う。災害救助法が適用された時は、知事の委任を受けて、又は知事の補佐をする者として村長が実施する。

### 2 対象者及び給水量

災害のため水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、給水量はおよそ1人1日3リットル以上を目標とする。

### 3 応急飲料水の確保

災害のため水道の浄水機能が著しく低下している場合は、環境課、関係機関協力のもと、次の方法等により応急飲料水を確保するものとする。

- (1) 配水池等構築物の貯留水を利用
- (2) 近隣市町の水道水を利用
- (3) 被災地近辺の水質の良好な井戸水、湧水を取水し、直ちに塩素消毒し飲料水として利用
- (4) 耐震性貯水槽の水を利用

### 4 応急飲料水の供給方法

村は、被災地区の道路事情等を勘察し、指定緊急避難場所に対処する拠点給水、あるいは給水車等による運搬給水により応急給水を行う。

また、水道施設の応急復旧の進捗状況に合わせて、適宜、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

### 5 災害時の協力体制の確立

- (1) 水道事業者（村長）は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道施設の災害に伴う相互応援計画」（資料編8-6）に基づき応援を要請する。
- (2) (1)の災害時相互応援に関する協定書によって処理できない場合は、村長は知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求める。

### 6 応急飲料水以外生活用水の確保及び供給

村は、応急飲料水以外生活用水についても、その必要最小限度の水量の確保及び供給に努める。

### 7 応急給水時の広報

村は、被災地区住民に対し応急給水を行う時は、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法について混乱が生じないように、最大限の広報活動を行う。

### 8 応急飲料水以外生活用水の確保及び供給

村長は、応急飲料水以外生活用水についても、その必要最小限度の水量の確保及び供給に努め

る。

## 9 その他

村は、被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとする時は、事前に水質検査を実施するよう指導を行う。

また、災害時に被災住民等に対し飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備するほか、村は飲料水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努める。

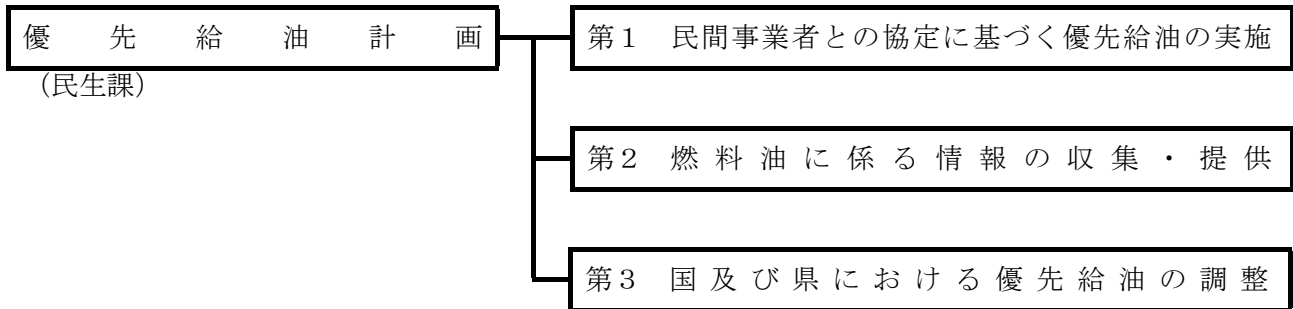
<p>&lt;参考&gt; 資料編 第8 派遣、応援に関する資料 第16 給水・物資調達に関する資料</p>
------------------------------------------------------------



## 第16節 優先給油計画

### 【計画の方針】

災害発生直後の災害応急対策を滞りなく進めるため、必要な燃料の確保について、必要な事項を定める。



### 第1 民間事業者との協定に基づく優先給油の実施

村は、村内各スタンドとの協定提携等により、災害時の燃料等の確保を図る。

村が災害応急対策を行うに当たり、緊急支援車両や避難所の暖房、非常用電源設備などに必要な燃料の不足が見込まれる場合には、本協定に基づき、当該車両、施設等への優先給油を要請する。

### 第2 燃料油に係る情報の収集・提供

村は、災害発生時、石油流通関係事業者等から燃料油の供給に関する情報を収集するとともに、それらの関係機関と連携しながら、住民へ情報を提供する。

### 第3 国及び県における優先給油の調整

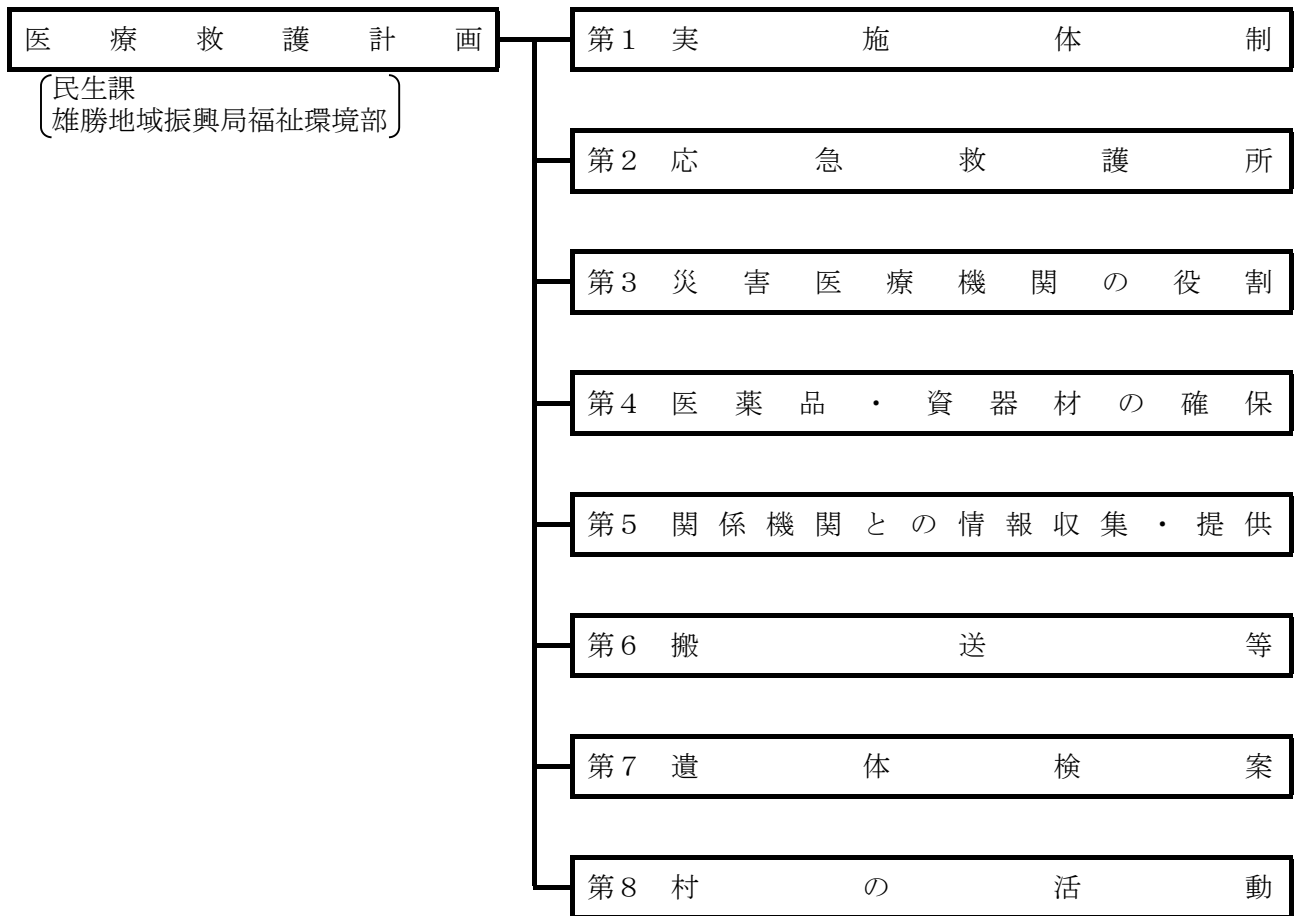
国〔経済産業省〕は、被災都道府県が複数にまたがる場合、必要に応じて被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整を行い、県は、被災市町村が複数にまたがる場合、必要に応じて被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

## 第17節 医療救護計画

### 【計画の方針】

大規模災害時においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、村内だけでは十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速、かつ、的確に対応するため、平常時より、村は県及び医療機関等と連携をとり医療救護活動への備えを図る。



### 第1 実施体制

- (1) 村長は雄勝中央病院及び医師会の協力を得て、医師等の確保、医療救護班の編成、救護所設置及び傷病者の手当並びに医療品、医療用具、衛生材料の手配等を実施する。
- (2) 村長は災害規模に応じ、「雄勝地域保健医療調整本部」に対し、保健医療活動チームの派遣要請を行う。
- (3) 村長は、村単独で医療救護活動で対処できない場合は、県に災害派遣医療チーム (DMAT)・災害派遣精神医療チーム (DPAT) の派遣を要請する。

- (4) 医師会は、村長から要請があった場合で、急迫した事情のある場合及び医療機関に收容する必要がある場合には、会員の管理する医療施設の使用等について協力するものとする。

## 第2 応急救護所

### 1 応急救護所を設置する場合

- (1) 災害の発生により、医療機関が不足し、又は機能が停止した場合。
- (2) 災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなかった場合。
- (3) 救護所の構成は医師1名、看護師2名、助手2名、救急車1台。
- (4) 救護所の設置・運営は、医療救護班が行う。

### 2 医療の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への收容
- (5) 看護
- (6) 助産
- (7) 巡回診療 — 医療班（医師1名、看護師1名、運転手1名）

### 3 応急救護所の開設

応急救護所の開設場所は原則として学校等公共施設内に設置するが、必要に応じて自治会集会所等に設営するものとする。

## 第3 災害医療機関の役割

### 1 災害拠点病院の役割

- (1) 被災状況等の報告  
災害が発生した場合には速やかに自院の被災状況、受入可能傷病者数等を調査し、広域災害救急医療情報システム（EMIS）に入力するとともに、県保健医療調整本部や地域保健医療調整本部等からの被災状況の問い合わせに応じる。
- (2) 傷病者の受入  
入院患者の退院調整等を行い、可能な限り傷病者を受入れる。
- (3) 傷病者の搬送調整  
受入困難な傷病者等の搬送を県保健医療調整本部、地域保健医療調整本部等と協力して調整する。
- (4) DMAT等の派遣  
県保健医療調整本部、地域保健医療調整本部等の要請に応じてDMATを派遣する。  
なお、災害の状況により、病院長の判断で医療救護班を派遣することができる。

## 2 「災害協力医療機関」と地域医師会

### (1) 災害協力医療機関

災害拠点病院以外の医療機関は災害協力医療機関として被災地域内の医療救護に当たるとともに、県の災害医療活動の実施に必要な協力を行う。その役割は次のとおりとする。

- ① 災害拠点病院の災害医療活動を補完する。
- ② 県保健医療調整本部、地域保健医療調整本部等の協力要請に応え、救命救急医療の提供又は転送患者等の収容に努める。
- ③ EMIS 等を通じて、災害医療情報の収集・提供を行う。

### (2) 被災地の地域医師会は、会員の診療所等の被災状況を把握するとともに、会員間の相互支援に係る指示等に努め、「地域保健医療調整本部」及び「災害拠点病院」との情報連絡体制を確保する。

特に、会員の診療所等に重大な被害が生じ、慢性疾患等の要医療患者に対する医療の継続性が損なわれると判断される時は EMIS を通じて、被災地以外の地域医師会又は「災害協力医療機関」等に対して支援を求める。

## 3 保健医療活動チーム

### (1) 災害派遣医療チーム (DMAT) の活動

DMAT については、日本 DMAT 活動要領の規定を基本とし、県と DMAT 指定病院との協定に基づき活動する。

### (2) 災害派遣精神医療チーム (DPAT)

DPAT については、日本 DPAT 活動要領の規定を基本とし、県と DPAT 指定病院との協定に基づき活動する。

### (3) 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)

DHEAT については、災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、被災地の保健所等を支援するため、DHEAT 活動要領を基本として活動する。

### (4) その他

県は、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、医療救護班 (日本赤十字社他)、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、その他の災害対策に係る保健医療で活動するチームについて、受入を調整し、被災地での活動を支援する。

## 第4 医薬品・資器材の確保

### 1 常用備蓄と流通備蓄

保健医療活動チームが使用する緊急医薬品等及び搬送重傷患者へ必要な医薬品等については、平常時に病院業務のなかで可能な限り使用しながら要備蓄量を管理・確保する。備蓄品 (常用備蓄)、及び薬剤師会又は卸売業者等の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫を情報管理・確保する形態での備蓄品 (流通備蓄) の両者を、被災地に迅速的確に供給す

る。

- (1) 被災地外の「災害拠点病院」の「常用備蓄」に係る医薬品等については、「流通備蓄主体」の協力を得て、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。
- (2) 災害の初動時以降に必要となる「流通備蓄」に係る災害用医薬品については、「流通備蓄主体」の協力を得て、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。
- (3) 災害時に緊急に必要となる応急ベッド等の医療器材については、災害規模に応じて、被災地の医療救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に供給する。

## 2 後方供給支援

- (1) 災害発生後に県外から支援供給される医薬品等（以下「支援医薬品等」という。）の受入れた「支援医薬品集積センター」は、災害規模に応じて、被災地の救護所、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給体制を確立する。
- (2) 村災害対策本部は、医薬品・資機材等の搬送を行うための緊急車両や空輸手段を確保する。
- (3) 薬剤師会の協力を得て、「支援医薬品等」の仕分け等に携わる要員を確保する。
- (4) 災害時には、EMISに「支援医薬品等」の物品管理状況の情報提供を行う。
- (5) 「支援医薬品集積センター」は、「県保健医療調整本部」又は「地域保健医療調整本部」の指示に基づき、搬送車両等を「緊急通行車両」として活用するとともに、他の「支援医薬品集積センター」への搬送及び医療救護所等への配送体制の確保をする。
- (6) 「支援医薬品集積センター」は、梱包の際に、現地での仕分け作業を容易にするため、メーカーごとに風邪薬、胃薬等と分けるなどの工夫を行う。

## 3 お薬手帳の活用

(一社)秋田県薬剤師会は、必要に応じお薬手帳を救護所等へ供給する。村は、応急救護所等において、お薬手帳の配布及び有用性の啓発を行う。

## 4 血液製剤の供給

- (1) 秋田県赤十字血液センター及び輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、「県保健医療調整本部」の要請により、「災害拠点病院」又は「災害協力医療機関」に後方供給する。
- (2) 献血者登録の充実を図って、災害時の輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、血液検査体制の充実に努める。

## 5 医療用ガスの確保

県保健医療調整本部は、日本産業・医療ガス協会秋田県支部の協力を得て、災害時における医療用ガスの安定供給を図る。

村は、災害時に医療用ガスが不足した場合、必要に応じて県に対し、供給要請を行う。

## 第5 関係機関との情報収集・提供

### 1 県への医療情報の報告

村は、村の区域内の災害医療情報を迅速かつ正確に掌握し、県（県保健医療調整本部、地域保健医療調整本部）に速やかに報告を行う。

- (1) 村の区域内の被災状況
- (2) 村内の医療機関の施設、設備、人員の被害状況
- (3) 村内の医療機関の稼働状況
- (4) 医薬品及び医療用資機材の需要状況
- (5) その他必要事項

### 2 EMIS の活用

被災医療機関への支援及び患者搬送を迅速に進めるため、EMIS を活用し、村及び関係機関等において次の情報を共有する。

- (1) 医療機関の状況（建物倒壊、受入可否、診療の可否）
- (2) 現在の受入患者数（重症患者数、中等症患者数）
- (3) ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
- (4) 患者転送要請（中等症患者数、重症患者数、広域搬送患者数）

### 2 災害医療情報の提供

県保健医療調整本部及び村災害対策本部は、医療機関、救護所等に関する情報について、住民に対し適宜提供するものとする。

## 第6 搬送等

### 1 搬送体制の確保

#### (1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて EMIS の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、医療機関等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて村災害対策本部又は広域消防本部に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

横手警察署は、災害発生時には、道路の被災状況を確認の上、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

#### (2) 搬送手段の確保

医療機関等から患者搬送の要請を受けた広域消防本部は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、消防機関の救急自動車が確保できない場合は、村又は県が輸送車両の確保に努める。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議の上、次の受入体制

を確保する。

- ① 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
- ② 患者の搬送先の離発着場及び受入病院への搬送手配

## 2 トリアージの実施

- (1) 保健医療活動チーム・DMAT の医師は、被災地において、トリアージ・タグを用いてトリアージ（患者選別）を実施するものとし、重傷患者は原則として、最寄りの「災害拠点病院」への搬送を指示するとともに、重傷患者の症状等により、「災害支援病院」等へも搬送を指示する。
- (2) 保健医療活動チーム・DMAT は、重傷患者の「災害支援病院」等への搬送指示に当たっては、「地域保健医療調整本部」及び「災害支援病院」等との連絡体制を構築する。

## 3 在宅医療機器使用患者等への対応

村は、県と連携して、医療の中断が致命的となる、在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者及び人工透析患者への迅速な情報提供及び適切な医療提供の確保を図る。

## 第7 遺体検案

- (1) 災害発生時には、村は死体検案のため、「検案医師班」の派遣を「地域保健医療調整本部」に要請する。
- (2) 県医師会は、村又は「地域保健医療調整本部」の要請により、災害時の遺体検案のために「検案医師班」を派遣するものとする。
- (3) 多数の犠牲者が発生した場合には、自衛隊等に協力を求める等により円滑な遺体の搬送体制を整えるとともに、近隣県に火葬の受入等を要請する。

## 第8 村の活動

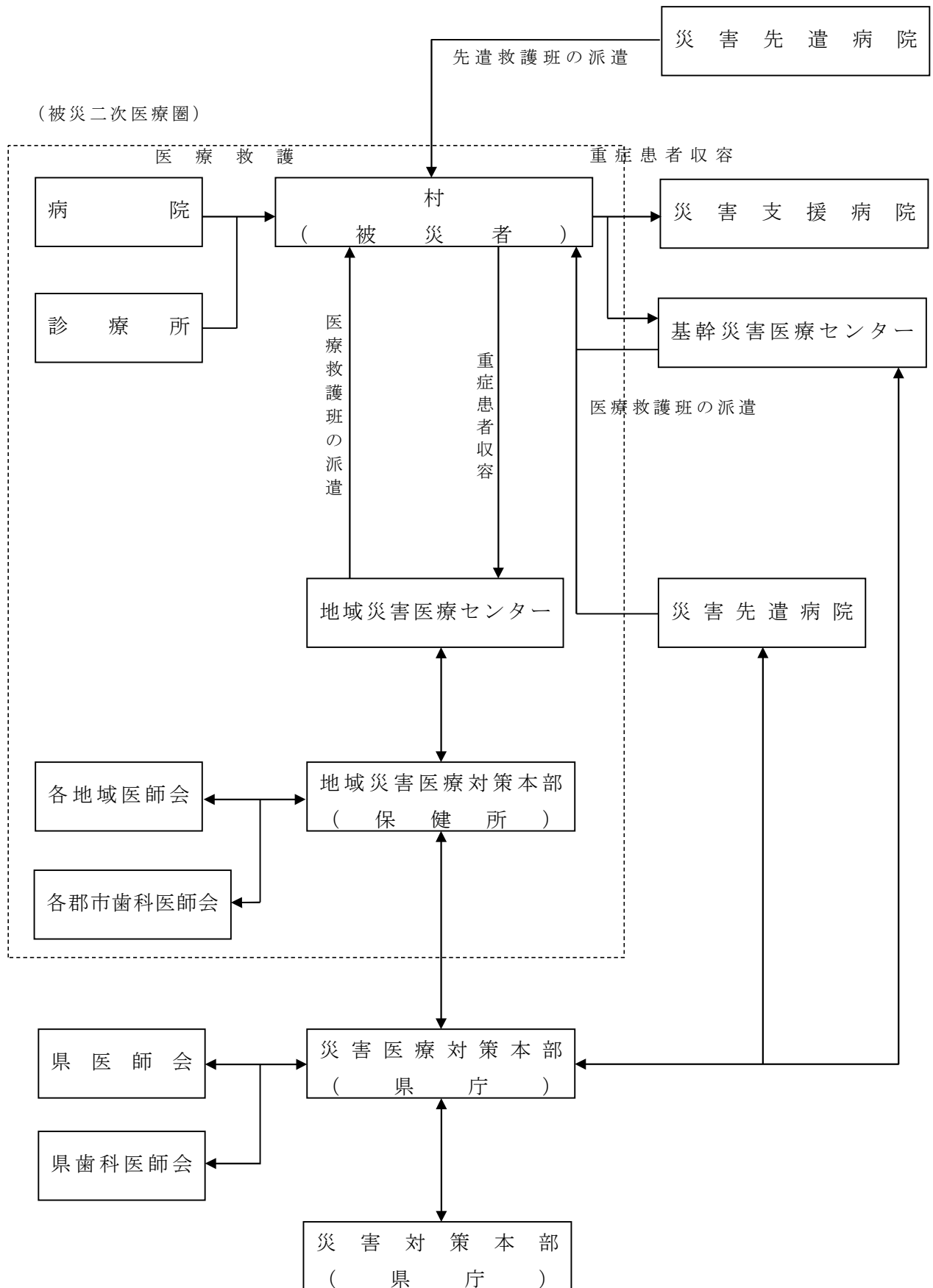
村は、迅速、かつ、的確な医療救護活動の実施に努めるものとする。

- (1) 災害規模に応じ、「災害拠点病院（雄勝中央病院）」又は「地域災害医療対策本部」に対し、医療救護班及びDMAT の派遣要請を行う。
- (2) 地域医師会と情報連絡体制を確保する。
- (3) 応急救護所及び「災害医療施設」への患者搬送体制を確立する。
- (4) 応急救護所及び「災害医療施設」との情報連絡体制を確立する。
- (5) 応急救護所等への医薬品、医療機材、水、非常用電源の供給等に努める。

応急医療措置に必要な医薬品、衛生器材、担架及び医療用具等の確保については、村内各販売業者との連携を密にして、常時一定量備蓄を要請するとともに、被災地に対し、迅速かつ、的確に供給できるよう、協力体制を確立する。

<参考> 資料編 第6 救急医療に関する資料

■ 広域医療救護体制のフロー





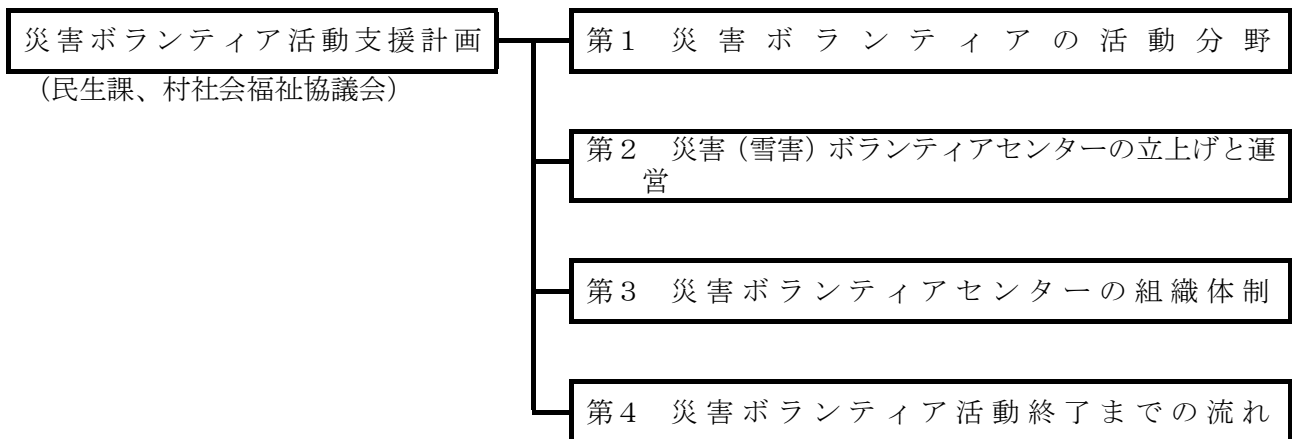
## 第18節 災害ボランティア活動支援計画

### 【計画の方針】

災害時のボランティア活動は、被災者とボランティアの災害被害に対する共通理解、共感、励ましあいを土台に、被災者一人ひとりの生活ニーズに応えた個々の生活支援を行い、被災者が本来もっている自力での生活の回復を手助けし、生活手段の回復を支援することにある。

本村において大規模災害が発生した場合、県内外からかけつけるボランティアの受入、コーディネートを行い、災害ボランティアによる被災者支援活動を円滑に進めることを目的として「災害ボランティアセンター」を設置し、社会福祉協議会が事務局を担当する。なお、災害（雪害）ボランティアセンターの設置・解散に当たっては、村社協、村行政、外部からの支援団体、関係機関が協議し、解散の判断を行う。

災害時のボランティア支援については、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、その他ボランティア団体等と連携し、協力体制をとる。



### 第1 災害ボランティアの活動分野

#### 1 専門ボランティア

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物・宅地等の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) 災害ボランティアのコーディネート
- (6) その他輸送や無線などの専門技術を要する活動

#### 2 一般ボランティア

- (1) 炊出し、給食の配食

- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

## 第2 災害（雪害）ボランティアセンターの立上げと運営

### 1 災害ボランティアセンターの設置場所

被災状況、災害の規模、種類等によっては、被災者への支援活動の展開に適した場所を村行政、村社協、関係団体との協議によって決定する。

### 2 運営体制及び業務内容

災害ボランティアセンターの運営に当たり、次の担当部門を置く。

- (1) 本部長（会長）  
災害ボランティアセンターの長としてセンター運営全体を統括する。
- (2) 副本部長（副会長） ※地区の統括  
災害ボランティアセンター事務局運営の責任者として、事務局を統括する。
- (3) 事務局長  
会長、副会長を補佐する。
- (4) 総務担当  
各部門の連絡調整、センターの情報管理等を行う。
- (5) ニーズ担当  
電話、来所による被災住民からのボランティア依頼、ニーズの受付を行う。
- (6) ボランティア担当  
ボランティア受付（雪害時には除雪経験を確認）、資材管理、記録・情報、マッチング、オリエンテーションなど、ボランティアに関わる業務を行う。  
この他に必要な部門は、その都度センター内で協議の上で設置する。

### 3 運営資金と資機材の確保

災害ボランティアセンターを設置するに当たり、必要な資金及び資材の確保に努める。

- (1) 資金
  - ① 共同募金会からの災害義援金
  - ② 全国社会福祉協議会「福祉救援活動資金援助制度」からの災害配分金
  - ③ センターへの寄附金
  - ④ 各民間基金、助成団体からの配分

## (2) 資材

- ① 各災害の種類に応じて必要な資材のリストを作成し、購入又は協力機関への事前の申し合わせに基づき借入れを行う。
- ② 雪害の種類に応じて必要な資材を購入し、又は協力機関への事前の申し合わせに基づき借入れを行う。

## (3) 経費の負担

村が県から事務の委任を受けた場合で、共助のボランティア活動と村の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

## 4 情報収集と情報提供

災害ボランティアセンターの情報収集、提供に当たっては、センター内にスタッフを置き、支援活動に必要な情報の収集、効果的な情報発信、適切な情報の管理に努める。

### (1) 情報収集

- ① 被災地住民へのニーズ調査による情報収集を行う。
- ② 各行政機関、県災害ボランティア支援センター、他市町村の災害ボランティアセンターと情報を共有し、必要な情報収集に努める。

### (2) 情報発信

- ① 不特定多数に対し効果的にホームページによる情報発信を行う。
- ② 地元報道機関などの連携により適切、かつ迅速な情報発信を行う。

### (3) 情報管理

- ① センターが把握した全ての情報の適切な管理に努める。

## 5 活動区域

災害（雪害）ボランティアの活動については、原則的に本村全域を活動の対象とするが、他市町村の災害ボランティアセンターとの連携を図った上で、被災（降雪）状況によっては行政区域にこだわらず境界地域での支援活動に柔軟に対応する。

## 6 ボランティア保険

災害ボランティアは必ず天災特約を付加したボランティア保険に加入した上で活動を行うものとする。保険加入については、活動参加者に対してあらかじめボランティア保険への加入を済ませた上での参加を依頼するとともに、未加入者についてはセンターで加入手続きを行う。保険料の負担については別途協議する。

## 第3 災害ボランティアセンターの組織体制

### 1 災害ボランティア受入に当たっての基本事項

ボランティアの受入窓口等は、災害ボランティアの派遣・受入に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

- (1) 災害特約を付加したボランティア保険に加入すること。
- (2) 現地の状況や活動内容について事前に周知すること。
- (3) 被災地に対して負担をかけずにボランティア活動できる体制を整えること。

また、ボランティアコーディネーターは、時間が経過するに従い変化していくボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、適切な派遣に努めるものとする。

## 2 災害ボランティアの確保と調整

村は、被災地におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、NPO・ボランティア等と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種支援に努める。

## 3 ボランティアセンターの活動

### (1) ボランティア受付

ボランティア募集を知った活動希望者は、直接災害ボランティアセンターの「ボランティア受付」にて受付登録をして招集があるまで待機する。「ボランティア受付」は「ボランティア受付班」が担当する。ボランティア活動希望者は、登録手続きを完了して初めて災害ボランティアセンターの「正規登録ボランティア」となり、同時にボランティア保険に加入することとなる。

### (2) ニーズ（依頼）受付

被災住民からのニーズについては、ボランティアニーズ相談窓口を設置の上、ニーズ内容を調整して、提供可能なボランティアとのマッチングを行う。

### (3) マッチング（活動プログラム作成・活動調整）

「マッチング班」は寄せられたニーズに対し、待機しているボランティアの人数・能力（特殊技能や専門知識の有無）、ストックされている資機材、車両の運行状況等をマッチングさせて、活動プログラム（ニーズ票）を作成する。活動が展開されていくにつれて、活動中のボランティアや資機材・車両の動きの把握、今後必要になるボランティアや必要資機材・車両の数量の予測・手配等の調整が必要になってくる。

### (4) オリエンテーション（ボランティアへの活動説明）

「オリエンテーション・送り出し班」は、作成された活動プログラム（ニーズ票）に基づき、必要人数のボランティアの招集、招集に応じたボランティアのグループ編成、リーダーの選出、活動プログラムの説明や活動に際しての諸注意を行う。また、ボランティアの健康管理やケガをした際の医療手配、飲料水・食事の手配等、ボランティアが安心して活動に専念できるよう配慮する。常時「マッチング班」に待機しているボランティアの人数や活動を終えたボランティアから聴取した内容を報告する。

### (5) 資機材貸出し

「資材班」は活動プログラム（ニーズ票）に基づき、ボランティアの活動に必要な資機材や軍手・カップ・マスク等（雪害時にあつては、活動に必要な軍手・防寒具・スコップ・スノーダンブ等）の装備貸出管理を担当する。

常時「マッチング班」に資機材・物品の在庫状況を報告する。

#### (6) 配車管理

「配車班」は、ボランティアの移送・物品運送用車両を手配、管理する。常時「マッチング班」に車両の運行状況を報告する。

※ 全国社会福祉協議会のボランティア保険（災害特約）は活動開始から補償される。

### 4 災害ボランティア団体等との情報共有する場の設置

村及び県は、村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置するなど連携を図るとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

## 第4 災害ボランティア活動終了までの流れ

### 1 災害発生から災害ボランティア活動終了までの流れ

#### (1) 災害発生直後～3日目

- ① 小地域のコミュニティ単位での助け合い、地域住民による一人暮らし高齢者や体の不自由な方の安否確認等
- ② 家屋、ライフライン、情報網、交通などの被害状況把握と、災害対策本部等からの情報把握
- ③ 災害ボランティアセンターの立上げの協議、スタッフの確保と招集  
村が災害対策本部以上の体制（第2動員等）をとる時
- ④ 災害ボランティアセンター開設準備（組織体制・目的・役割・タイムスケジュール等）
- ⑤ ニーズ調査
- ⑥ 住民に対する広報活動（センター開設周知・ニーズ募集・ボランティア募集等）

#### (2) 災害ボランティアセンターの設置（災害から3日目程度）

- ① 災害ボランティアセンターにおけるボランティア受入、派遣業務
- ② 被災地及び周辺地域の情報確認
- ③ 行政等関係機関との連絡調整とセンター内におけるミーティングの実施

#### (3) 災害ボランティアセンターの解散

- ① 解散の時期、方法についての協議と振り返り（反省会等）
- ② 解散に伴う残務整理（資機材の整理や精算、報告書の作成等）
- ③ 地元関係団体や関係者、住民による今後についての協議（新たなニーズの対応や地域福祉活動の展開について）
- ④ 地域団体への具体的展開の引継ぎ、実施

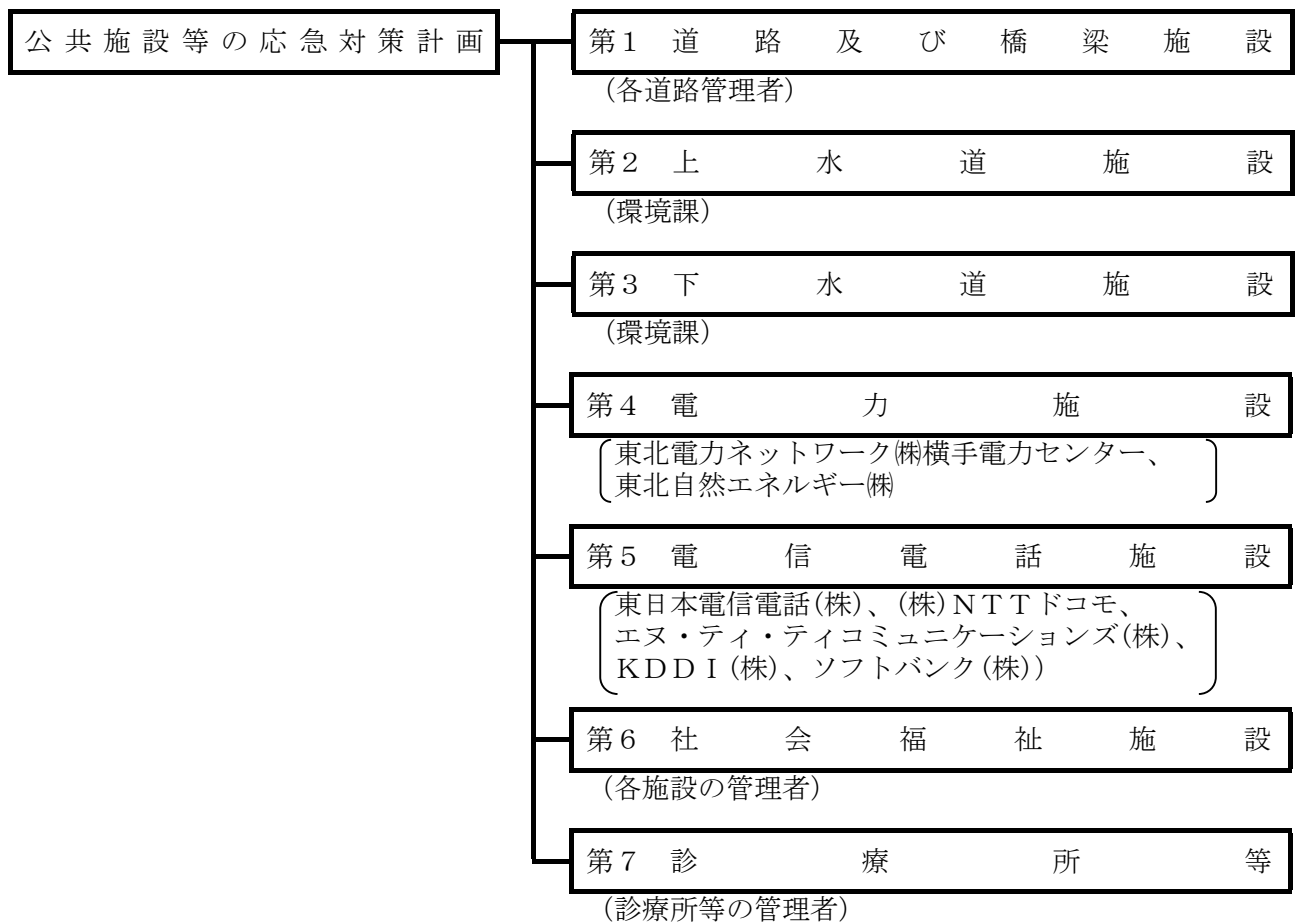
## 第19節 公共施設等の応急対策計画

### 【計画の方針】

物流の要である道路、河川等の公共土木施設、また電力、ガス、水道、通信などのライフライン施設、さらに心身の健康・教育を担う医療施設、社会福祉施設、文教施設等は、住民の日常生活に大きく係わり、これらの施設が災害により被災した場合は、被災者の救助・救援活動に大きな支障をきたすとともに住民生活に多大な影響を与える。

村、県及び防災関係機関は、想定される災害から施設被害の軽減を図るため、これら施設の改修等を実施し、施設の応急復旧対策に関する体制を整備する。特に、第三次医療機関等の人命に関わる重要施設や、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等の強化に努める。

また、村及び県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。



## 第1 道路及び橋梁施設（各道路管理者）

### 1 実施の主体

道路及び橋梁施設の応急復旧の実施責任者は、各道路管理者とする。

### 2 実施の要領

#### （1）施設被害の把握

各道路管理者は、災害発生とともに道路パトロールを強化するとともに、各関係機関を通じ、又は住民から直接情報を収集する。

#### （2）広報活動

各道路管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、防災行政無線、標識、情報板、看板及び道路パトロールカー等により通行者に周知徹底を図る。

#### （3）応急復旧

- ① 収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定する。この際、復旧の優先順位を明らかにする。
- ② 道路上への倒壊物及び落下物など、確実に倒壊すると判断されたもの及び通行の支障となる障害物を速やかに除去する。
- ③ 被害箇所については早期に仮設工事を実施して、交通を確保する。

## 第2 上水道施設（環境課）

### 1 実施の主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、水道事業者（村長）とする。

### 2 実施の要領

#### （1）施設被害の把握

村は、災害発生と同時に施設の監視を強化し、被災状況の把握に努めるとともに、住民から直接情報を収集する。

#### （2）広報活動

村は、断・減水の被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し及び給水活動の状況等を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等の情報について、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等により、住民に対し周知徹底を図る。

#### （3）応急復旧

- ① 取水、導水、浄水施設が被災し給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。
- ② 施設が被災した時は、被災箇所から有害物等が混入しないように措置する。特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合には、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。

る。

- ③ 村は応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合には、日本水道協会秋田県支部が定める「水道施設の災害に伴う相互応援協定」に基づき、応援を要請する。
- ④ 自衛隊の応援を必要とする場合は、村長は知事に派遣要請を要求する。
- ⑤ 給水開始は、応急復旧後の安全を確認した上で行う。

<参考> 資料編 第8 派遣、応援に関する資料  
第19 労務、供給に関する資料

### 第3 下水道施設（環境課）

#### 1 実施の主体

下水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、下水道事業者（村長）とする。

#### 2 実施の要領

##### （1）施設被害の把握

村は、災害は発生と同時に、浄化槽保守点検業者に依頼し、施設の点検を行うとともに被害状況の把握に努める。

##### （2）応急復旧活動

① 施設が被災し、汚水が流出するおそれがある場合は、使用を一時停止するよう住民に周知徹底を図る。

② 下水道事業者（村長）は、浄化槽保守点検事業者に依頼し、被災した施設の応急復旧作業を実施する。

##### （3）応援協力活動

村は、浄化槽保守点検業者と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要がある時は、近隣市町村又は被災地域外の浄化槽維持管理事業者等に応援・協力を求める。

### 第4 電力施設（東北電力ネットワーク㈱横手電力センター、東北自然エネルギー㈱）

#### 1 実施の主体

電力施設の応急復旧の実施責任者は、東北電力ネットワーク㈱横手電力センター、東北自然エネルギー㈱とする。

#### 2 実施の要領

##### （1）施設被害の把握

各施設の被害状況を迅速に収集し、応急復旧対策に対する必要な措置を分析・検討する。

##### （2）広報活動



テレビ・ラジオ・ホームページ及び村の情報発信手段等を利用し、感電事故防止を呼びかけるとともに、停電による社会の不安除去のため被害の状況及び復旧の見通し等について広報する。

### (3) 応急復旧

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。
- ② 被害設備の早期復旧を図るため、関係機関の職員及び社内要員並びに関連工事会社を確保するとともに、他店所に応援を要請する。
- ③ 復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。
- ④ 復旧計画の策定及び実施に当たっては、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先する等、可能な限り、社会的影響・復旧効果の大きいものから実施する。

## 第5 電信電話施設（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

災害時には、通信施設の被害により通信途絶などが想定されるが、災害応急対策には通信の確保が不可欠であるほか、住民の生活の安定のためにも重要である。村は、東日本電信電話(株)ほか電気通信事業者が行う応急活動や復旧活動に協力する。

### 1 実施の主体

電信電話施設の災害応急復旧の実施責任者は、電気通信事業者の代表者（東日本電信電話(株)にあつては、秋田支店長）とする。

### 2 実施要領

#### (1) 施設被害の把握

災害が発生した場合には、速やかに被害状況等を収集するとともに、関係機関との連絡体制を確立する。

#### (2) 広報活動

防災行政無線、広報車、チラシ、ウェブサイト、村防災行政無線等を利用し、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。

#### (3) 応急復旧

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、震災の状況、通信設備の被害状況、通信の輻輳状況などに応じた復旧措置を迅速かつ的確に実施する。

特に、本村の災害時に孤立する可能性のある集落については、冬季であっても通信の確保と回復に的確な措置を実施する。

## 第6 社会福祉施設（各施設の管理者）

### 1 実施機関

社会福祉施設の応急対策の責任者は、各施設の管理者とする。

### 2 実施の要領

(1) 避難誘導

災害発生時には、各施設の消防計画に基づき消防機関等の関係諸機関に通報するとともに、安全な入所者の避難誘導に全力をあげる。

(2) 停電時の措置

停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー使用不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を期する。

(3) 応急復旧

① 災害に際しては訓練の経験を活用し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、関係機関に応援要請を行う。

② 災害の被害を受けない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図る。

③ 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

## 第7 診療所等（診療所等の管理者）

### 1 実施の主体

診療所等の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にして、避難、救出等防災対策に万全を期さなければならない。

### 2 実施の要領

(1) 避難誘導

① 災害発生時には、消防計画に基づき村、警察、消防署等防災関係機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。

② 重症患者、新生児、高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。

(2) 停電時の措置

停電等の措置、給水不能時の措置、ボイラー使用不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機器材の保管措置に万全を期する。

(3) 応急復旧

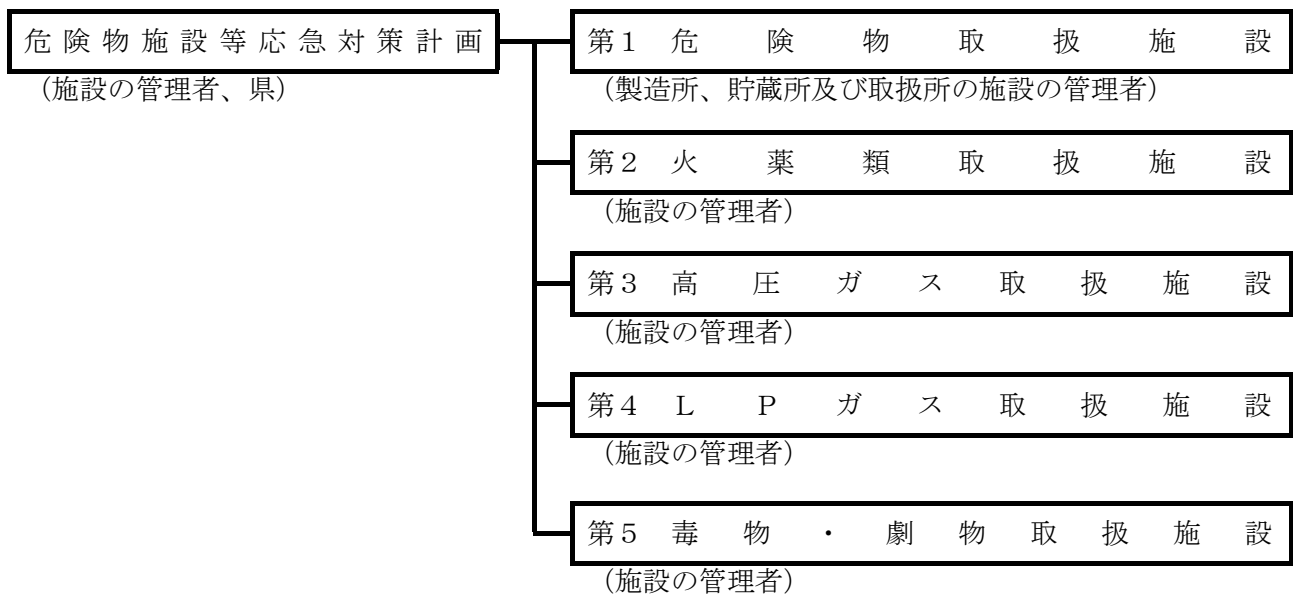
災害に際しては、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、防災関係機関に応援要請を行う。

## 第20節 危険物施設等応急対策計画

### 【計画の方針】

危険物施設等が被災した場合は、漏洩量や物質の性質などにより、化学反応の誘発による爆発の危険性、さらに気象条件に伴う漏洩物質の拡散による被害区域の拡大などの想定が必要である。

このため、漏洩物質の性質及び取扱いに関する専門家、被災事業所、並びに関係機関が密接に連携し、被害の拡大防止措置を図る。



### 第1 危険物取扱施設（製造所、貯蔵所及び取扱所の施設の管理者）

#### 1 実施の主体

消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物）施設の応急復旧の責任者は、製造所、貯蔵所及び取扱所の施設の管理者とする。

#### 2 実施の要領

##### (1) 施設被害の把握

施設の管理者は、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

##### (2) 広報活動

施設の管理者は、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知する。

##### (3) 応急復旧

① 施設の管理者は、予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

ア 自衛消防隊員の出動を命ずる。

- イ 施設内の全ての火気を停止する。
  - ウ 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。
  - エ 出荷の中止と搬出を準備する。
  - オ 流出防止のため応急措置及び防油堤の補強等を実施する。
  - カ 引火、爆発のおそれがある時は、関係消防機関へ速やかに通報する。
  - キ 相互援助協定締結事業所に対して援助を要請する。
- ② 村長は、災害が拡大するおそれがあると認められる時は、立入禁止区域の設定、避難指示を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を実施する。
- ③ 消防機関は、火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに化学消防車等の派遣要請等の措置をとる。
- ④ 転倒したタンク等は使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施するとともに、漏油場所その他危険区域はロープ等で区画して係員を配置する。

## 第2 火薬類取扱施設（施設の管理者）

### 1 実施の主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の応急復旧の責任者は、施設の管理者とする。

### 2 実施の要領

#### （1）施設被害の把握

火薬類施設の管理者は、火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講ずる。

#### （2）広報活動

火薬類施設の管理者は、警察及び消防機関と迅速な通報連絡をしながら状況に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により周辺住民等に周知を図る。

#### （3）応急復旧

##### ① 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

ア 災害の拡大又は二次災害を防止するため速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。

イ 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。

##### ② 知事は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認める時は、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置を命ずる。

ア 施設の全部又は一部の使用について、一時停止を命ずる。

イ 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。

エ 火薬類を廃棄した者に、その収去を命ずる。

### 第3 高圧ガス取扱施設（施設の管理者）

#### 1 実施の主体

高圧ガス施設の災害応急復旧の責任者は、施設の管理者とする。

#### 2 実施の要領

##### （1）施設被害の把握

高圧ガス施設の管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。

##### （2）広報活動

高圧ガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により周知徹底を図る。

##### （3）応急復旧

- ① 施設の管理者は、危険予防規程等に基づき、次の応急措置を実施するとともに、災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報する。
- ② 知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められる時は、製造者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者及び特定高圧ガス消費者、充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、次の緊急措置を命ずる。
  - ア 施設の全部又は一部の使用について、一時停止を命ずる。
  - イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
  - ウ 高圧ガス又はこれらを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

### 第4 LPガス取扱施設（施設の管理者）

#### 1 実施の主体

LPガス製造施設等の災害応急復旧の責任者は、施設の管理者とする。

#### 2 実施の要領

##### （1）施設被害の把握

LPガス施設の管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。

##### （2）広報活動

LPガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知徹底を図る。

##### （3）応急復旧

- ① 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。
  - ア 施設が危険な状態となった時は、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。
  - イ 貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態となった時は、直ちに安全な場所に移動する。
  - ウ 必要により施設周辺の住民に対して避難を警告する。

- エ 災害が拡大又は二次災害に発展するおそれのある場合には、秋田県LPガス協会に対して応援を要請する。
- ② 県は必要によりLPガス製造者、販売事業者、保安機関、一般消費者等に対し、次の措置を実施する。
- ア 製造若しくは販売のための施設、貯蔵、消費のための施設の全部又は一部の使用について、一時停止を命ずる。
- イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ウ LPガス又はこれらを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

## 第5 毒物・劇物取扱施設（施設の管理者）

### 1 実施の主体

毒物及び劇物等の災害応急対策の責任者は、毒物劇物営業者及び業務上の取扱施設の責任者（以下「施設の管理者」という。）とする。

### 2 実施の方法

#### （1）施設災害の把握

施設の管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から、地域住民に保健衛生上の危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。

#### （2）広報活動

施設の管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関により周知を図る。

#### （3）応急復旧

##### ① 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

ア 毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を湯沢保健所、横手警察署又は広域消防本部へ通報する。

イ 毒物・劇物が流れ、飛散、漏出、又は地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないように処理する。

##### ② 村、湯沢保健所、横手警察署、広域消防本部は、相互に連携の上、次の措置を実施する。

ア 住民に対し、毒物・劇物の流出等の状況を速やかに周知させる。

イ 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。

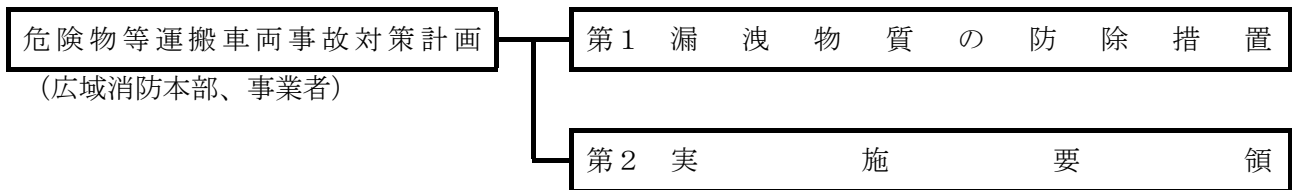
ウ 毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

## 第21節 危険物等運搬車両事故対策計画

### 【計画の方針】

タンクローリーやトラックなどの危険物運搬車両の事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、LP ガス、薬液などの危険物が漏洩し爆発・火災などが発生した場合、道路管理者、防災関係機関、事業所等は緊密な連携を保ち、迅速、的確に防除措置を実施する。

また、住民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知を図る。



### 第1 漏洩物質の防除措置

関係機関、団体等（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

#### 1 運転者

- (1) 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に対し、直ちに事故の状況及び積載物の名称及び積載量を通報する。
- (2) 運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。
- (3) 応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。

#### 2 輸送会社

直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

#### 3 荷送危険物事務所

- (1) 被害を最小限に止めるため、運転者に対する必要な応急措置の指示、併せて消防機関等に防除措置を依頼する。
- (2) 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
- (3) 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

#### 4 県警察本部

- (1) 交通規制を実施する。
- (2) 現場、周辺の被害状況の把握に努める。
- (3) 住民の避難、誘導を実施する。

## 5 道路管理者

- (1) 事故の状況把握に努める。
- (2) 道路の応急復旧、交通確保を実施する。
- (3) 道路情報の提供を行う。

## 6 消防機関

- (1) 漏洩危険物の応急措置を実施する。
- (2) 火災の消火活動を実施する。
- (3) 負傷者の救出、救護を実施する。
- (4) 住民の避難、誘導を実施する。

## 第2 実施要領

### 1 危険物の特定

運転者が被災し、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）により特定する。特定できない場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。

### 2 事故の通報

- (1) 道路上で発生した事故の場合、運転者又は発見者は、警察をはじめ、道路管理者又は消防、保健所のいずれかに速やかに通報する。
- (2) 漏洩危険物の河川への流出は、河川が上水道の取水や農業用水等に利用されている場合を想定し、河川管理者及び村へ通報する。

### 3 広報活動

道路管理者、警察及び消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の安全確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。

なお、住民の生命、身体及び財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社による緊急連絡を行う。

### 4 応急復旧

- (1) タンクや容器から危険物が漏洩している時は、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。
- (2) 漏洩危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。

また、毒物及び劇物の場合は、「第20節 第5毒物・劇物取扱施設」の応急復旧に準じ、これを実施する。

- (3) 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物が残存する時は、タンクや容器への冷却注水を行



う。

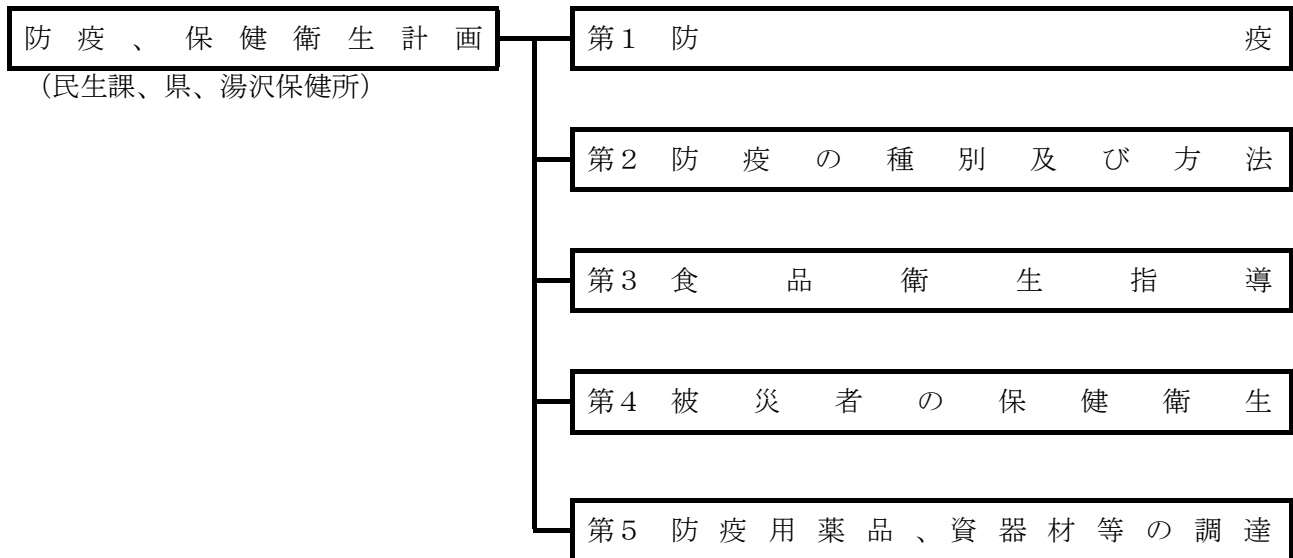
## 5 交通規制

関係機関は、事故の状況に応じて、速やかに交通規制を実施する。

## 第22節 防疫、保健衛生計画

### 【計画の方針】

風水害等による、浸水、断水、停電は食品の保存機能の低下をもたらす。飲料水源の汚染等を原因とする食中毒や感染症の発生が予測されるため、村及び県は、これらの発生を防止するための予防措置及び防疫対策を実施する。



## 第1 防疫

### 1 実施機関

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づき、知事は、感染症患者若しくはその保護者又はその場所の管理者に対し、消毒を命ずることができる。

また、災害の状況により感染症の患者等が実施不可能等の場合は、法第27条の規定により知事は村に消毒を指示することができる。

### 2 防疫体制の確立

#### (1) 衛生医療班の編成

災害の規模により次の班を編成する。

- ① 防疫班（班長1名、副班長1名、班員3名、器具2名）
- ② 検病調査班（医師1名、保健師2名、班員7名）
- ③ 検水班（班員2名）

#### (2) 防疫活動

防疫班は、浸水家屋、下水、ゴミや汚物の集積場所、避難所、井戸等の消毒及びねずみ、はえ

等の駆除を行う。

### (3) 住民に対する防疫指導

必要により各家庭に消毒剤を配布するとともに、床や壁の洗浄、手洗設備の設置、便所の消毒等について指導する。また併せて、消毒剤の誤飲防止対策を行う。

## 第2 防疫の種別及び方法

### 1 消毒の実施

村は、法の規定による知事の指示に基づき実施する。

### 2 ねずみ族、昆虫等の駆除

村は、法の規定により知事の指定した区域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

### 3 検病検査

県が行う検病調査班（医師1名、保健師2～3名で1班編成）による検病検査を行い、健康福祉班はこれに協力するものとする。

### 4 予防接種の実施

村は、予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。

#### (1) 住民への周知徹底

村は、感染症が発生した場合は、その発生状況及び防疫活動等について住民に周知徹底するとともに防疫活動に対する住民の協力を要請する。

### 5 生活の用に供される水の供給

村は、法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供される水を供給する。

## 第3 食品衛生指導

### 1 食品衛生指導班を編成

食品衛生指導班を編成し、県の指導のもとに、食品に起因する危険発生防止に努める。

### 2 食品衛生指導活動

#### (1) 食品営業施設に対する指導

#### (2) 救護食品に対する指導

#### (3) 炊出し施設に対する衛生的な取扱いの指導

#### (4) その他の食品に起因する危害の発生防止

## 第4 被災者の保健衛生

村及び県は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

## 1 被災者の健康管理

村及び県は相互に連携し、避難者及び在宅被災者の健康保持のために必要な活動を行う。

- (1) 保健師・栄養士等による巡回健康相談、栄養指導、健康教育等
- (2) 要配慮者の被災状況・健康状況の把握と必要な対応
- (3) 精神科医・保健師等による心のケア

## 2 指定避難所の生活環境等

村は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

## 第5 防疫用薬品、資器材等の調達

村は、防疫に使用する薬品及び資器材等に不足のある時は、県に対し調達・斡旋を要請する。

<参考> 資料編 第17 防疫及び清掃に関する資料

## 第23節 動物管理計画

### 【計画の方針】

本計画は、飼い主による災害時の適正飼養を支援し、災害という非常時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、ともに災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危険動物の逸走対応などの役割を担う。

動物管理計画

(民生課、県、湯沢保健所)

第1 災害発生時における災害応急対策

### 第1 災害発生時における災害応急対策

#### 1 村の役割

- (1) ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
- (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入
- (3) 被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供

#### 2 県の役割

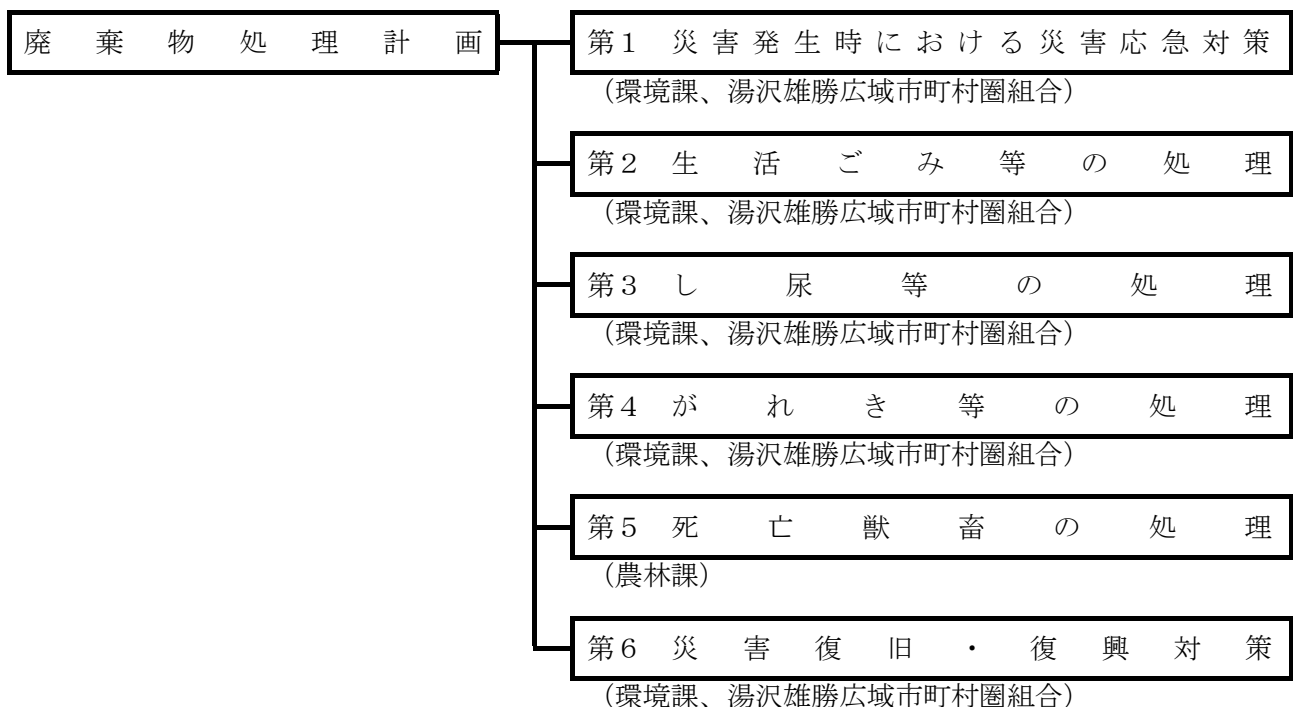
- (1) ペットとの避難や救護に係る指導と助言
- (2) 指定避難所や仮設住宅でのペットの受入に関わる要請と飼養・管理の支援
- (3) 避難・放浪動物に関する避難所や仮設住宅での臨時相談窓口の設置
- (4) 放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動
- (5) 被災ペットの一時預かりや治療、所有権放棄ペットの管理と譲渡
- (6) 高度な獣医療が必要なペットに係る動物病院への協力要請
- (7) 救護物資などの調達、輸送手段の調整
- (8) 関係部局、国、他自治体、地方獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの支援要請
- (9) 動物病院獣医師の派遣依頼と派遣調整、災害ボランティアの確保・配置・管理
- (10) 動物由来感染症の防疫と予防
- (11) 特定動物飼養施設の破損、逸走状況の確認などの情報集約及び警察、消防、市町村との調整、逸走時の対応など

## 第24節 廃棄物処理計画

### 【計画の方針】

災害地域におけるごみの処理及びし尿処理等の清掃業務を迅速に実施し、環境衛生の保全を図る。

被災地域における生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等により発生したし尿や浄化槽汚泥及び仮設トイレからの汲み取りし尿（し尿等）、建物の損壊・撤去等に伴って発生した廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベストなどのほか、流木・倒木あるいは火山灰の収集・分別・処理を迅速かつ適切に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。



### 第1 災害発生時における災害応急対策（環境課、湯沢雄勝広域市町村圏組合）

#### 1 村の役割

- (1) 一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみ等の発生見込み、建物被害状況とがれきの発生見込み等について情報収集を行う。
- (2) 村災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の発生量や種類をできるだけ的確に把握するとともに、有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物に留意し、その種類や性状、量に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- (3) 湯沢雄勝広域市町村圏組合施設の処理能力を超える場合、処理施設が被災し使用不能になった場合、廃棄物の処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に支援を要請する。
- (4) 災害廃棄物が大量に発生し、処理が長期にわたると見込まれた場合には、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。
- (5) 村、湯沢雄勝広域市町村圏組合、県、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋か

らの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。なお、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

## 第2 生活ごみ等の処理（環境課、湯沢雄勝広域市町村圏組合）

- (1) 村は湯沢雄勝広域市町村圏組合と連携して、被災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するよう努める。
- (2) 村は湯沢雄勝広域市町村圏組合と連携して、水害廃棄物について、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始するよう努める。
- (3) 村は湯沢雄勝広域市町村圏組合と連携して、次の事項を勘案し計画的な収集・処理を行う。
  - ① 生活ごみ等の発生見込み
  - ② 生活環境保全上支障のない場所への生活ごみ等の一時的な保管場所の確保
  - ③ 他市町村等からの応援を含めた収集・処理体制の確保

## 第3 し尿等の処理（環境課、湯沢雄勝広域市町村圏組合）

- (1) 村は湯沢雄勝広域市町村圏組合と連携して、被災者の生活に支障が生ずることがないように、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げ、回収を実施するとともに、仮設トイレの設置に当たっては、高齢者及び障がい者等の要配慮者への配慮を行う。
- (2) 村は湯沢雄勝広域市町村圏組合と連携して、避難所において避難者の生活に支障が生じないように、次の事項を勘案し、必要な数の仮設トイレを設置する。
  - ① 避難箇所数と避難人員
  - ② 仮設トイレの必要数の確保
  - ③ 応援供給を受ける仮設トイレの一時保管場所の確保
  - ④ 他市町村からの応援を含めた仮設トイレ設置体制の確保
- (3) 村は湯沢雄勝広域市町村圏組合と連携して、仮設トイレが設置された後、次の事項を勘案し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。
  - ① 仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保及び計画的な散布
  - ② 他市町村やし尿処理業者等からの応援を含めた、し尿の収集・処理体制の確保
  - ③ 仮設トイレの管理、収集・処理に要する期間の見込み
- (4) し尿処理施設が被災し使用不能の場合は、終末処理場のある下水道への投入又は埋立処分を行う。

#### 第4 がれき等の処理（環境課、湯沢雄勝広域市町村圏組合）

- (1) 村は湯沢雄勝広域市町村圏組合と連携して、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 村は湯沢雄勝広域市町村圏組合と連携して、損壊建物数等の情報を速やかに収集し、がれき等の発生量を種類別に推計するとともに、最終処分までの処理工程の確保を図る。
- (3) 村は湯沢雄勝広域市町村圏組合と連携して、地域防災計画に基づき、生活環境保全上支障のない場所に確保した仮置場に災害廃棄物を安全に収集し、適切に選別・処理を進める。
- (4) アスベストや堆積物に含まれる重金属類など有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に従い、適正な処理を進める。
- (5) 村は湯沢雄勝広域市町村圏組合と連携して、応急活動後の処理の進捗状況やがれきの発生量も踏まえ、木くずやコンクリート等の再資源化やリサイクルにも努める。

#### 第5 死亡獣畜の処理（農林課）

- (1) 村は、家畜の所有者に対し、所有者自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して、速やかに死亡獣畜取扱場に搬入するなど、適正な処理を指導する。
- (2) 村は、所有者不明等の死亡獣畜を適正処理する。
- (3) 家畜の所有者又は村は、死亡獣畜等の適正処理に対し、必要に応じて県に指導・助言を求める。
- (4) 死亡獣畜が家畜伝染病に罹患している場合には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく措置を実施する。

#### 第6 災害復旧・復興対策（環境課、湯沢雄勝広域市町村圏組合）

- (1) 村は湯沢雄勝広域市町村圏組合と連携して、一般廃棄物処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。
- (2) 村は湯沢雄勝広域市町村圏組合と連携して、水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、速やかに仮設トイレの撤去を進め、避難場所の衛生向上を図る。
- (3) 村は湯沢雄勝広域市町村圏組合と連携して、がれきの発生量に応じて処理方法や処理の期間等に関する計画を作成し復旧・復興作業を進めるが、自地域内の既存施設で処理仕切れない場合には、広域的な対応の必要性を県と協議するなどして、状況に応じ、県内の他の市町村や県域を越えた処理を要請する。

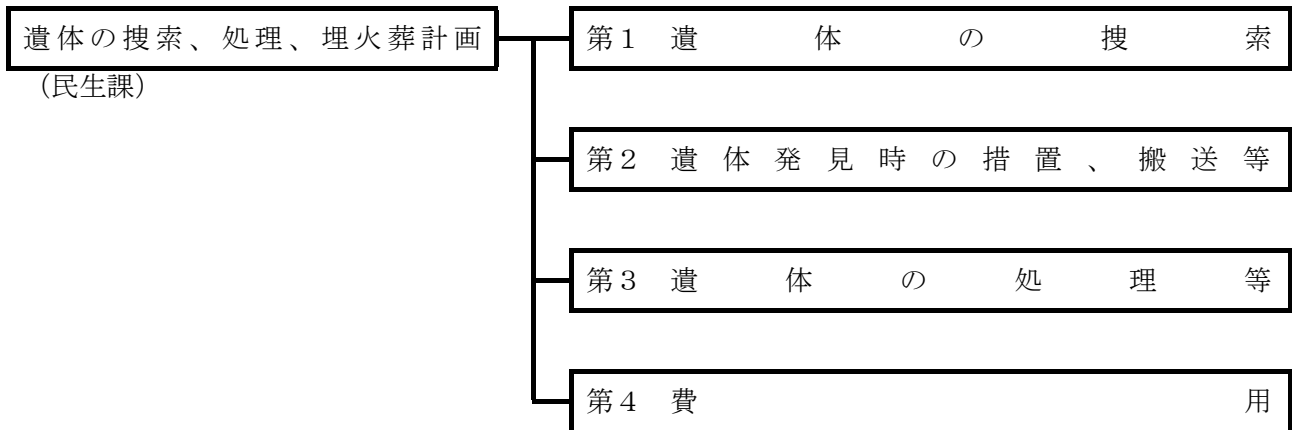
＜参考＞ 資料編 第17 防疫及び清掃に関する資料



## 第25節 遺体の搜索、処理、埋火葬計画

### 【計画の方針】

各実施機関相互の協力体制のもとに、大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災等により死者が多数発生した場合において、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者を搜索し、その遺体の処理及び埋火葬等を迅速かつ円滑に行う。



### 第1 遺体の搜索

#### 1 実施責任者

- (1) 村長が関係機関の協力を得て行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合は原則として知事が関係機関の協力を得て行い、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、村長が知事の補助機関として行う。

#### 2 搜索の方法

- (1) 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から判断して既に死亡していると判断される者については、直ちに遺体搜索に切り替える。
- (2) 遺体の搜索は、警察、消防団、地域住民、その他の団体等、関係機関の協力を得て搜索に必要な機械器具等を借上げて行う。舟艇については所有者より借上げるものとする。
- (3) 他市町村に対し行方不明者の搜索及び遺体収容を要請する時は、次の場合とする。
  - ① 村だけで搜索が困難と思われる時
  - ② 遺体が、流出等により他市町村に漂着していると思われる時
    - ア 応援の指示事項
      - (ア) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
      - (イ) 遺体数及び遺体の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

## 第2 遺体発見時の措置、搬送等

- (1) 村は、遺体を発見した場合、警察に届出するとともに、発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等を明確に記録する。
- (2) 村は、県警察本部等関係機関の協力を得て、遺体の搬送を行う。
- (3) 村は、遺体の搬送が困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搬送、実施要員及び資機材について応援を要請する。
- (4) 村は、遺体搬送車が不足する場合は、県に応援を要請する。

## 第3 遺体の処理等

### 1 実施区分

- (1) 村
  - ① 遺体の収容処理については、警防部が消防団員を中心に収容処理班を編成し、地域住民の協力を求めて実施する。
  - ② 遺体の清浄、縫合、消毒等の処理は、村の民生課、市郡医師会その他関係機関の協力を得て行う。
  - ③ 災害救助法が適用された場合は、県又は日赤秋田県支部が災害救助法第16条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して遺体の処理を行う。
- (2) 横手警察署
  - ① 警察官は、あきらかに災害によって死亡したと認められる遺体を発見し、又は遺体がある旨の届出を受けた場合は、速やかに警察署長に報告し、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき、死因及び身元を明らかにするため、遺体の外表や発見場所等の調査を行うものとする。
  - ② 遺体について身元が明らかになった時は、着衣、所持金品とともに遺体を速やかに遺族等へ引渡すものとする。ただし、災害直後の混乱等のため、遺族などへの引渡しができない時は、遺体を村長に引渡すものとする。

### 2 村の行う収容・安置

- (1) 可能な限り複数の施設を遺体安置所として、あらかじめ指定する。
- (2) 遺体安置所の選定について、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、体育館や旧学校施設等を確保する。
  - ① 避難所、医療救護所とは別の場所
  - ② 可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所
  - ③ 多数の遺体を収容できる、スペースの広い施設
  - ④ 遺族控え室を、遺体安置所、検視・検案場所と隔離した場所に確保
- (3) 遺体安置所に管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。また、県、県警察本部と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。
- (4) 棺やドライアイス等を地元の葬祭関係事業者等から確保するとともに、不足する場合には、県

に対して広域的な確保を要請する。

- (5) 身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引き取りができない場合は、身元不明遺体と区別して保存する。
- (6) 県及び県警察本部等関係機関と連携し、遺体安置所の設置及び遺体収容状況等について、住民等への周知を図る。

### 3 村の行う遺体の検視・検案、身元確認

- (1) 多数の遺体を発見・収容した場合、医師、看護師等により、遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- (2) 県、県警察本部、県医師会及び県歯科医師会等と連携して、検視・検案の実施を支援する。
- (3) 遺体処理用資機材を事前に準備するとともに、調達できない場合は県に要請する。

### 4 村の行う身元不明者の取扱い

- (1) 県警察本部等関係機関に連絡し、身元不明遺体等の取扱いについて協議を行う。
- (2) 遺族その他より遺体の引き受けの申し出があった時は、遺体処理台帳等に整理の上、引き渡す。
- (3) 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うとともに、被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない遺体についても、行旅死亡人として取り扱う。
- (4) 県、県警察本部と連携し、遺体安置所等に所持金品等の内容提示や報道機関への情報提供及び問い合わせ窓口の開設を行う。

### 5 村の行う遺体の引渡し

遺体を遺族に引き渡す場合は、県警察本部等と協力して行う。

### 6 村の行う遺体の埋火葬

- (1) 埋火葬が適切に行われるよう埋火葬相談窓口を設置して、火葬場、遺体の搬送体制等に関する情報を提供し、円滑な埋火葬を支援する。
- (2) 災害のため遺族が埋火葬を行うことが困難な場合は、村長が埋火葬を行う。
- (3) 遺体数が火葬能力を上回ることなど、自ら火葬できない場合は、県に広域火葬を要請する。

## 第4 費用

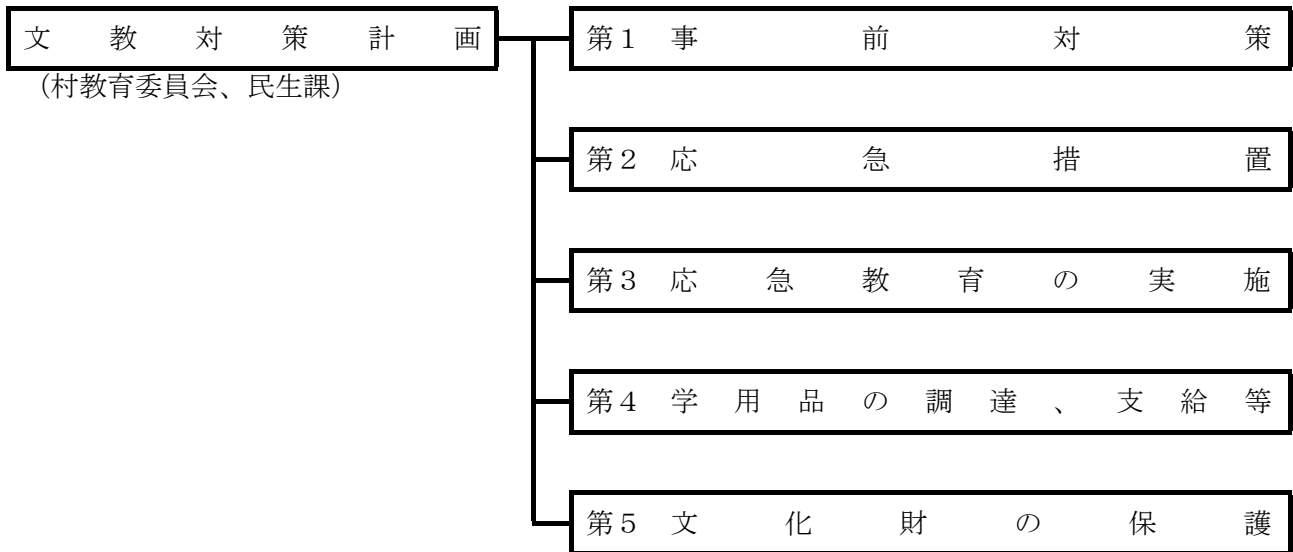
- (1) 原則として、村が負担する。その他の費用については関係機関と協議して決定する。
- (2) 災害救助法が適用された場合については同法の定めるところによる。

<参考> 資料編 第18 遺体の捜索・処理に関する資料
-----------------------------

## 第26節 文教対策計画

### 【計画の方針】

災害等により文教施設等が被害を受け、又は受けるおそれのある場合、村教育委員会は、あらかじめ定めた計画に基づき災害の予防及び応急対策を実施し、幼児児童生徒の安全と教育活動の確保を図る。



### 第1 事前対策

校長などの施設管理者は、災害の発生に備え次の事前対策を実施する。

- (1) 幼児児童生徒の避難計画については、訓練及び災害時の事前指導・事後指導を実施し、その周知・徹底を図るとともに保護者との連絡方法を確認する。
- (2) 村教育委員会、横手警察署、広域消防本部、消防団及び保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。
- (3) 緊急時の所属職員の非常招集については、その連絡先を確認し教職員に周知徹底する。

### 第2 応急措置

#### 1 発災時の対応

校長等施設の管理者は、次の応急措置を実施する。

- (1) 状況に応じ職員等に対して適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 災害の規模並びに幼児児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、村教育委員会に報告しなければならない。
- (3) 状況に応じ、村教育委員会と連絡の上臨時休校等適切な措置をとる。

- (4) 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- (5) 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急教育を行う。
- (6) 応急教育計画については、村教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び幼児児童生徒に周知徹底を図る。

## 2 応急教育の準備

校長等施設の管理者は、次の対策を講じ応急教育の準備を図る。

- (1) 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、幼児児童生徒の被害状況を調査し、村教育委員会と連絡して、教科書及び教材の供与に協力する。
- (2) 村教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- (3) 上記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- (4) 応急教育計画に基づき学校に収容できる児幼児児童生徒は、学校に収容して指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくものとする。

## 第3 応急教育の実施

### 1 学校施設の確保

- (1) 被災の程度により、応急修理ができる場合は速やかに修理し、また校舎の一部が利用できない場合は屋内体育施設、特別教室を利用する。なお、これらの施設が不足する場合は2部授業とする。
- (2) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公共施設又は村内の被災をまぬがれた最寄りの学校施設を利用する。
- (3) 教育施設が確保できない場合は、応急仮校舎の建設を図る。

学 校 名	応急授業施設
東成瀬中学校	地域交流センターゆるるん
東成瀬小学校	まるごと自然館、同体育館

### 2 教員の確保

被災により教員を確保できない場合は、次のとおり処置する。

- (1) 少数の場合は学校内で操作する。
- (2) 学校内で操作できない場合は、村教育委員会等管内で操作する。
- (3) その他の場合は県教育委員会に要請し、災害地に近い管内から補充する。

### 3 被災幼児児童生徒の保護

- (1) 被災地域の幼児児童生徒に対しては、感染症、食中毒等予防のため臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。
- (2) 災害によって危険となった場所については、その防止について指導し徹底を図る。

- (3) 村教育委員会は、災害状況報告に基づき必要に応じ「災害時の発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）」の申請を行うとともに、応急給食の実施に努める。

#### 4 学校飼育動物の保護

- (1) 被災動物の集中管理場の確保に努める。  
(2) 動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿の処理など環境保全に努める。  
(3) 被災動物の飼料が不足しないよう、飼料の調達に努める。

#### 5 保育所の対策

村内の保育所の災害における休所及び保育開始の措置については村立学校に準じて保育所職員が行う。

施設名	応急保育施設
なるせ保育園	地域交流センターゆるるん

### 第4 学用品の調達、支給等

幼児児童生徒の住家が被害を受け、就学上著しく支障のある者に対し、次の措置を実施する。

#### 1 教科書の調達及び支給

村立学校及び村教育委員会は、学校別、学年別、使用教科書毎にその喪失、き損の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに教育部において一括調達し、学校長を経て支給する。また、災害救助法が適用された場合は、村教育委員会は所要の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。

#### 2 文房具、通学用品等の調達及び支給

村立学校及び村教育委員会は文房具、通学用品等を喪失又はき損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状態にある幼児児童生徒の人員・品目等を調査把握し、この確保に努め、学校長を経て支給する。

#### 3 授業料の減免等

村教育委員会は高等学校の生徒が被害を受け、学資の負担に堪えられなくなった場合は県教育委員会に対し授業料の減免の措置を講ずるよう要請する。

奨学金についても日本育英会に対し、貸付枠の拡大を図られるよう要請する。

#### 4 学校給食対策

災害により給食が出来ない時は、パン、牛乳等の簡易給食を実施するものとする。

### 第5 文化財の保護

- (1) 文化財が被災した場合は、その管理者又は所有者は直ちに広域消防本部に通報するとともに被

害の拡大防止に努める。

- (2) 管理者又は所有者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財にあつては村教育委員会を經由して県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては村教育委員会・県教育委員会を經由して文化庁へ報告する。
- (3) 関係機関は、文化財の被害拡大を最小限に食い止めるため、協力して応急措置を講ずる。

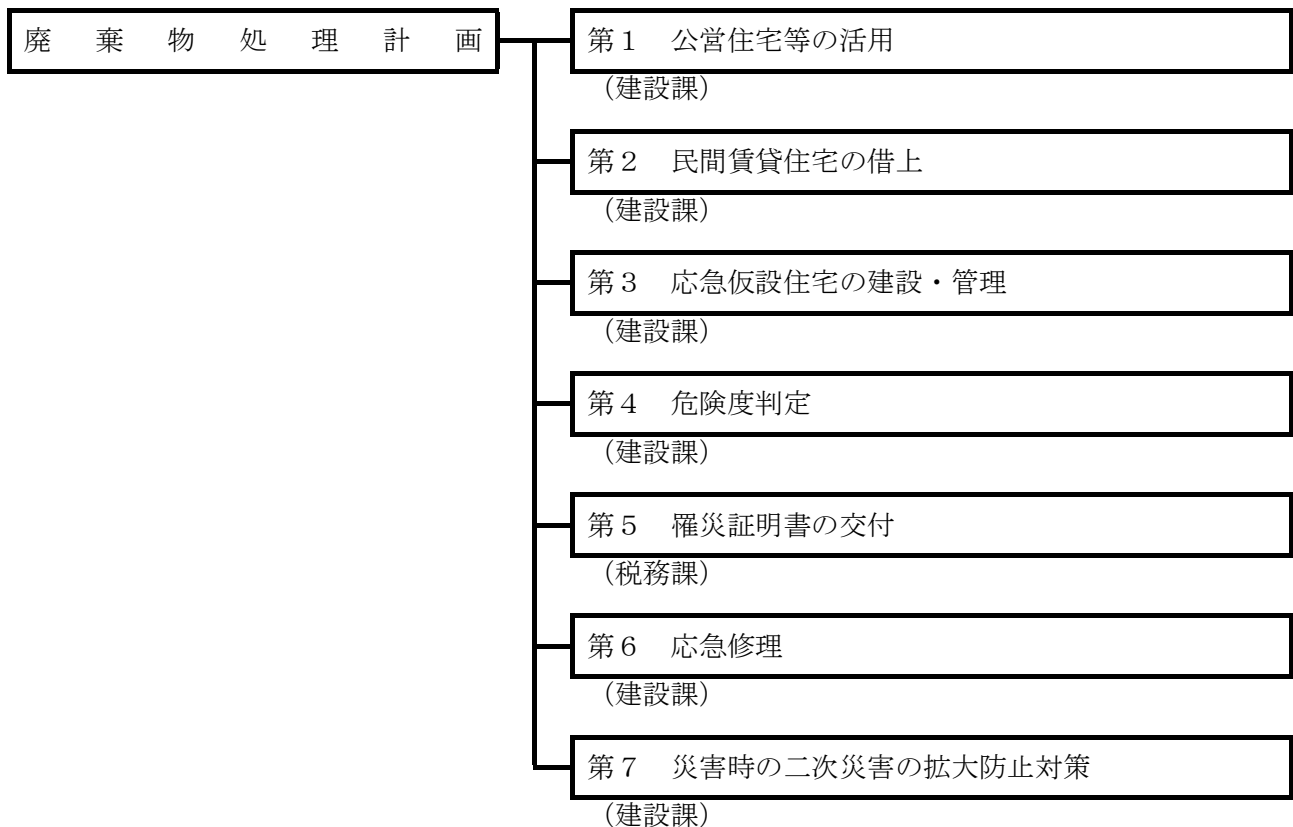
<参考> 資料編 第16 給水・物資調達に関する資料
----------------------------

## 第27節 住宅応急対策計画

### 【計画の方針】

災害により住宅が滅失し居住する住宅がない者で、自らの資力で住宅を確保することができない者のために応急仮設住宅を提供し、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空き家の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制を整備するとともに、住家が半壊又は半焼し自らの資力では応急修理をすることができない者の日常生活に欠くことのできない部分について、応急修理を実施し、被災者の生活の安定を図る。

なお、建築物・宅地等の危険度判定を行い、被災後の二次災害の拡大防止や応急仮設住宅の必要数把握等に努める。



### 第1 公営住宅等の活用（建設課）

村及び県は、被災者の一時的な住宅を確保するため、受入可能な公営住宅等の空き家の把握に努めるとともに、被災地域の地方公共団体等から受入要請があった場合には、迅速に入居手続き等を行う。入居対象者及び入居者の選定については、応急仮設住宅の場合に準ずることとする。



## 第2 民間賃貸住宅の借上（建設課）

県は、民間賃貸住宅を災害救助法の応急仮設住宅として借上げるため、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、関係団体から得られた借上可能な民間賃貸住宅の情報を村に提供する。

入居対象者及び入居者の選定については、応急仮設住宅の場合に準ずることとする。

## 第3 応急仮設住宅の建設・管理（建設課）

### 1 実施機関

応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理は、村（建設課）が行う。

災害救助法が適用された時は知事が行き、必要に応じ、知事が村長に委任する。

### 2 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の敷地、構造、仕様、設備及び戸数については、要配慮者の長期の避難生活を想定したものとし、また地域のコミュニティーに配慮したものとする。

#### （1）建設地

村は、応急仮設住宅の建設候補地をあらかじめ定めておくこととし、選定するに当たり、ライフライン、周辺の便利施設及び土地所有者等の意向等の確認を行う。

建設場所は、次の条件を満たすものとする。

- ① 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。
- ② 水道の施設、電灯の配線等が容易で、しかも保健衛生上好適な場所であること。
- ③ 幼児児童生徒の通学の便、資材の搬入等を考慮し、交通の便がよい場所であること。

#### （2）建設戸数

戸数は、村からの要請により、県が決定する。

#### （3）構造

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、積雪寒冷地に配慮した構造及び仕様とする。

また、高齢者などの要配慮者世帯に配慮した設備・構造とする。

#### （4）規模・費用

1戸当たりの床面積は29.7㎡を基準とし、設置費用の限度額は2,530,000円とするが、これらは全体平均であり、被災者の家族構成、立地条件等を勘案し、広さ・間取りなどの仕様の異なるものを建設することができる。

#### （5）建設の時期

着工は、災害発生の日から20日以内とする。

#### （6）建設工事

県は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、関係団体又はその斡旋する住宅建設業者に建設を依頼する。

### 3 被災者の入居及び管理

#### (1) 入居対象者

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する家がない者
- ③ 自らの資力では住家を確保できない者

#### (2) 入居者の選定

村が被災者の資力、その生活条件等を十分調査し、それに基づき県が村の協力により選定するが、場合によっては選定を村に委任する。

#### (3) 管理

県が村の協力により適切な管理を行うが、状況によっては村に委任する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

#### (4) 供与の期間

応急住宅完成の日又は借上の日から、原則として2年以内とする。

## 第4 危険度判定（建設課）

村は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。また、村は必要に応じて、建築技術者等の派遣等各判定活動の支援を県に要請する。

### 1 被災者への説明

村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとし、県は、村の活動の支援に努めるものとする。

### 2 活動要請

県は、「被災建築物応急危険度判定活動の協力に関する協定」及び「秋田県被災住宅危険度判定実施要綱」に基づき、関係団体に対し被災後の判定活動の協力要請を行う。

### 3 報告

関係団体は、会員の判定技術者に協力を要請し、取りまとめた判定活動結果を県に報告する。

## 第5 罹災証明書の交付（税務課）

村は、住家等の危険度判定が終了した被災者から順次罹災証明書を交付できるよう、罹災証明書の現地調査と交付事務を分業体制とするなど、効率的な調査の実施に努める。

なお、発災後、県が実施する住家被害の調査や罹災証明書の交付事務に係る市町村担当者向けの説明会に参加する。

## 第6 応急修理（建設課）

### 1 実施機関

災害救助法を適用した場合は知事が行い、知事が村長に委任することとなる。

### 2 住宅の応急修理

災害により住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行うものとする。

#### (1) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して行う。

#### (2) 修理の戸数

戸数は、市町村からの要請により、県が決定する。

#### (3) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法に定めた額の範囲内とし、現物給付により行う。

#### (4) 修理の期間

災害発生の日から3か月以内に完了するものとする。

県は、応急修理に当たっては、必要に応じ協定に基づき関係団体に対して協力を要請する。

### 3 応急修理の対象者

災害により住家が半壊又は半焼し、居住のために必要な最小限の部分も失い、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない被災者を対象に行う。

## 第7 災害時の二次災害の拡大防止対策（建設課）

村は、必要に応じて、災害時に事前に必要な手続きを踏まえた上で、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

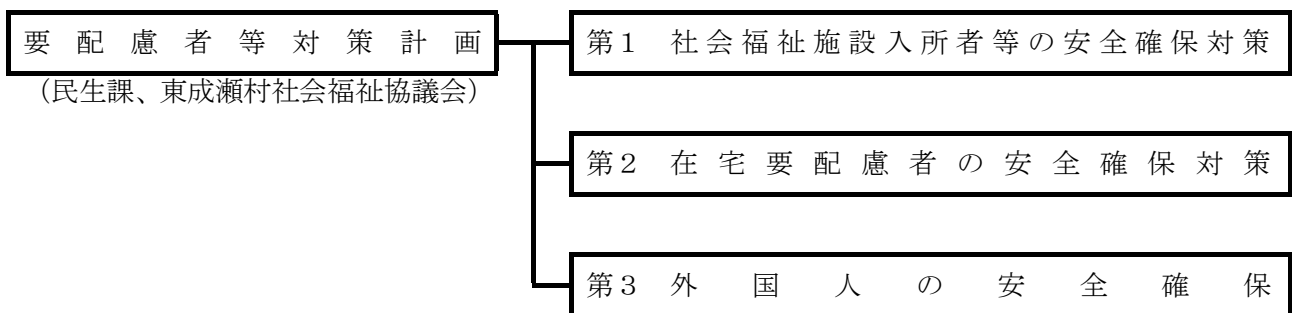
<参考> 資料編 第19 労務供給に関する資料

## 第28節 要配慮者等対策計画

### 【計画の方針】

災害時において高齢者・障がい者・病弱者及び日本語を解さない外国人等の要配慮者は、自力では避難できないことや、的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になることなどにより、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。



### 第1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

#### 1 救助及び避難誘導

社会福祉施設等の管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつすみやかに救助及び避難誘導を実施する。

村は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するために職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の社会福祉施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

#### 2 搬送及び受入先の確保

社会福祉施設等の管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

村は、施設管理者等の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、医療施設及び他の社会福祉施設等受入先を確保する。

#### 3 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

社会福祉施設等の管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、村等に対し応援を要請する。

村は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

#### 4 介護職員等の確保

社会福祉施設等の管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び村等に対し応援を要請する。

村は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

#### 5 巡回相談の実施

村は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握する。

#### 6 ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

## 第2 在宅要配慮者の安全確保対策

### 1 安否確認、救助

村から避難指示等が発令された場合は、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等は、「避難行動要支援者名簿」をもとに情報伝達、避難行動の支援を行う。また、避難支援対象者の被災状況については、速やかに村に連絡をする。

村は、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等と協力し、すべての避難行動要支援者の安否確認を行い、「個別避難計画」に基づき必要な対応を講ずるとともに、避難支援対象者名簿の未登録者に対しても安否確認に努める。

### 2 搬送体制の確保

村は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

### 3 福祉避難所の開設

村は、避難生活の長期化が予測される場合は、介護が必要な要配慮者のための「福祉避難所」を開設するよう、関連施設管理者に要請するとともに、避難所の中にも要配慮者が避難できるスペース（福祉避難室）の確保に努める。

### 4 要配慮者の状況調査及び情報の提供

在宅や避難所で生活する要配慮者については、安全確保対策を的確に行えるよう状況把握を早期に行うことが必要である。

村は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、要配慮者のニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提

供する。

#### 5 食料・飲料水、生活必需品等の確保と配布を行う際の要配慮者への配慮

村は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

#### 6 保健・福祉巡回サービス

村は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

#### 7 保健・福祉相談窓口の開設

村は、災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

### 第3 外国人の安全確保

#### 1 外国人の避難誘導

日本語を解さない外国人は、災害時において、地理的不案内、生活習慣の違いなどのために適切な行動を取ることが困難な場合が多い。そのため、災害時には、災害語学ボランティア（秋田県国際交流協会）等を活用し、外国語による情報提供等を行い外国人の安全を図る。

#### 2 安否確認、救助

村は、警察、近隣住民（自主防災組織）、災害語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

#### 3 情報の提供

##### (1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

村は、避難所や在宅の外国人への安全な生活を支援、確保するため、災害語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

##### (2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

村は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、ホームページ、携帯電話メール等を活用して外国語による情報提供に努める。

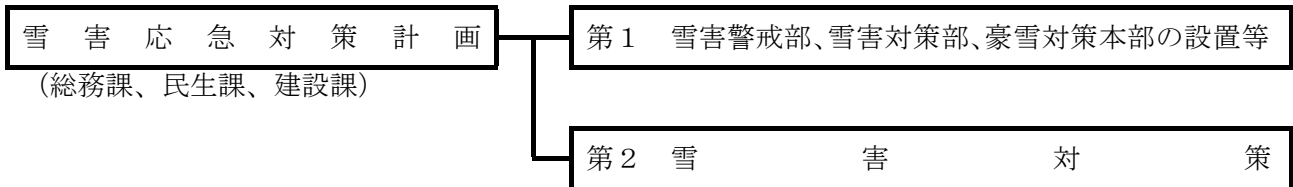
#### 4 外国人に対する相談窓口の開設

村は、語学ボランティア等を確保し、臨時住民相談所内に外国人に対する「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、県及び他市町村が設置する外国人向け相談窓口とのネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

## 第29節 雪害応急対策計画

### 【計画の方針】

積雪期における住民生活の安全を確保するために、村が実施する雪害応急対策について定める。



### 第1 雪害警戒部、雪害対策部、豪雪対策本部の設置等

村では毎年のごとく雪による災害が発生することから、降雪や積雪・融雪による災害を防止する観点で、雪害警戒部及び豪雪対策本部の設置に関する設置基準等を次のとおり定める。なお、設置する雪害警戒部、雪害対策部及び豪雪対策本部の活動は、設置の基準などを除いて一般災害対策編に準じるものとする。

#### 1 設置基準

村長は、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合で、次の基準に該当し必要があると認められる時は、雪害警戒部、雪害対策部、雪害対策本部の設置を指示する

体制	設置基準	対策内容	構成員
雪害警戒部	1 本村の警戒積雪基準値の100 cmを超えた場合	1 安全な交通確保のための道路の除排雪	部長：民生課長 部員：災害警戒部の構成員に準じる
雪害対策部	1 本村の警戒積雪基準値の150 cmを超えた場合	2 災害時における避難道路の確保 3 雪による事故防止の強化と広報活動	部長：副村長 部員：災害対策部の構成員に準じる
豪雪対策本部	1 本村の警戒積雪基準値の200 cmを超えた場合 2 上記の基準値以下であってもその後の降雪により積雪が200 cmを超えることが確実に予想される場合、又はいわゆるドカ雪などによって災害の発生するおそれがある場合 3 その他本部長が命じた場合	4 雪崩注意の喚起とパトロールの強化 5 水道などの凍結防止の啓発 6 一人暮らし世帯や高齢者世帯への安否確認の励行 7 住民と本部との豪雪情報の連絡強化 8 その他、豪雪対策に必要な事項	本部長：村長 副本部長：副村長 部員：災害対策本部の構成員に準じる

#### 2 廃止基準

(1) 東成瀬村雪害警戒部の廃止

部長（民生課長）は災害警戒部が応急対策を終了し、さらに被害発生のおそれがないと認められる時は雪害警戒部会議を開催し、以後の体制を定めた上で、雪害警戒部を廃止する。

(2) 東成瀬村雪害対策部の廃止

部長（副村長）は雪害対策部が応急対策を終了し、さらに被害発生のおそれがないと認められる時は雪害対策部会議を開催し、以後の体制を定めた上で、雪害対策部を廃止する。

(3) 東成瀬村豪雪対策本部の廃止

村長は豪雪対策本部が応急対策を終了し、さらに被害発生のおそれがないと認められる時は豪雪対策本部会議を開催し、以後の体制を定めた上で、豪雪対策本部を廃止する。

### 3 豪雪対策本部の設置

(1) 設置場所：東成瀬村役場内

(2) 構成及び組織

村豪雪対策本部組織は、村災害対策本部体制に準じる。

(3) 豪雪対策本部設置の目安

豪雪対策本部設置の目安は、「1 設置基準」によるもののほか、次の状況を目安に設置する。

豪雪対策本部設置の目安	ア 村における積雪深観測地点の積雪量が 200cm に達し、過去 10 年間の最大積雪量を考慮し検討する。 イ 村に大雪特別警報、暴風雪特別警報が発表された時 ウ 村における積雪深観測地点の積雪量が 200cm に至るまでの場合は、県及び隣接市町の動向や、雪害により多くの住民生活に重大な影響を及ぼすおそれが見込まれる等により判断する。 (豪雪対策本部設置を管内全体の状況により検討する。) エ 雪解け期（3月までの残された期間）や雪害により多くの住民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある時
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第2 雪害対策

積雪期における住民生活の安全を確保するために、村が実施する雪害対策について定める。

### 1 一般建築物の雪害対策

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

村は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、地区街区の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加することが考えられ、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、村は、屋根雪荷重による屋根倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

(3) 要援護世帯に対する除雪援助

村は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し民生委員・児童委員、福祉団体等による訪問等を行い、



積雪状況の把握に努めるとともに、これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。また、地域への支援を行う雪害ボランティアの組織化や、必要によっては、除雪業者の斡旋を行う。この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により効率的かつ迅速に対応できる体制づくりを進める。

#### (4) 屋根雪等による事故防止の啓発

村は、屋根雪等の事故防止について、屋根雪下ろしなど除雪作業の集中する時期に合わせて命綱の使用方法など安全な雪下ろし・除雪作業についての効果的な広報活動を実施する。また、次のことについて、住民に対する啓発に努める。

- ① こまめな雪下ろしの励行
- ② 雪庇や屋根からの落雪埋設による事故防止
- ③ 雪下ろし中の転落による事故防止
- ④ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- ⑤ 非常時における出入り口の確保
- ⑥ 換気口の確保
- ⑦ ガス及びホームタンク等の供給配管の点検

## 2 孤立地区対策

村は、豪雪のため孤立が予想される集落及び高齢化の進行により集落機能が弱体化している集落について、生活道路の除雪、並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに高齢者世帯等の除雪及び救急患者輸送対策等の推進に努める。

## 3 避難所の整備

村においては、豪雪時に集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので村は、避難所の電気、通信等のライフラインの雪害対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料及び救助資機材の整備、備蓄に努める。

## 4 暴風雪のため遭難した者の救出

暴風雪のため生命身体が危険な状態にある者、孤立状態にある者又は生死不明の状態にある者の救出は次による。

### (1) 警告等

気象情報等に基づき地吹雪の発生等が予想される場合、村は、状況により当該区域に対する消防団員等による警戒を強化し、関係者に必要な警告を行う。また、村及び消防分署、防災関係機関は相互に連絡の上、迅速な出動体制を整える。

### (2) 救出

村は、事故発生の通報を受けた時は、消防分署、防災関係機関と相互に協力の上、救助体制を整え、救出・救助する。村は、除雪及び救出の実施が困難な場合は、県に対しこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

## 第30節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画

### 【計画の方針】

船舶、陸上施設等から河川に大量の油や危険物が流出した場合、事故発生原因者がその責任において対処する。また、東北地方整備局、県、村、消防、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係企業等、地域住民に対して協力を求めることとする。

危険物等の大量流出に関する防除対策計画

第1 河川流出油等防除措置

### 第1 河川流出油等防除措置

河川に大量の油や危険物が流出した場合は、河川から海上への流入を含め、的確な防除措置の実施を図る。

#### 1 村

- (1) 関係機関への事故情報の伝達
- (2) 関係機関に対し、災害対策基本法第60条に基づく避難の指示等の措置に関する助言
- (3) 油防除活動に関する関係機関との調整
- (4) 協定等に基づく他の自治体への援助要請
- (5) 流出区域における状況調査、浮流油・漂着油の回収

#### 2 事業所等

- (1) 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
- (2) 管理する施設等に関する自衛措置
- (3) 防除活動等の実施

#### 3 県

- (1) 関係先への事故情報の伝達
- (2) 沿岸市町への指導及び関係機関との連絡調整
- (3) 自衛隊への災害派遣要請
- (4) ボランティア活動の受入及び支援活動
- (5) 港湾区域内における状況調査、浮流油・漂着油の回収

#### 4 広域消防本部

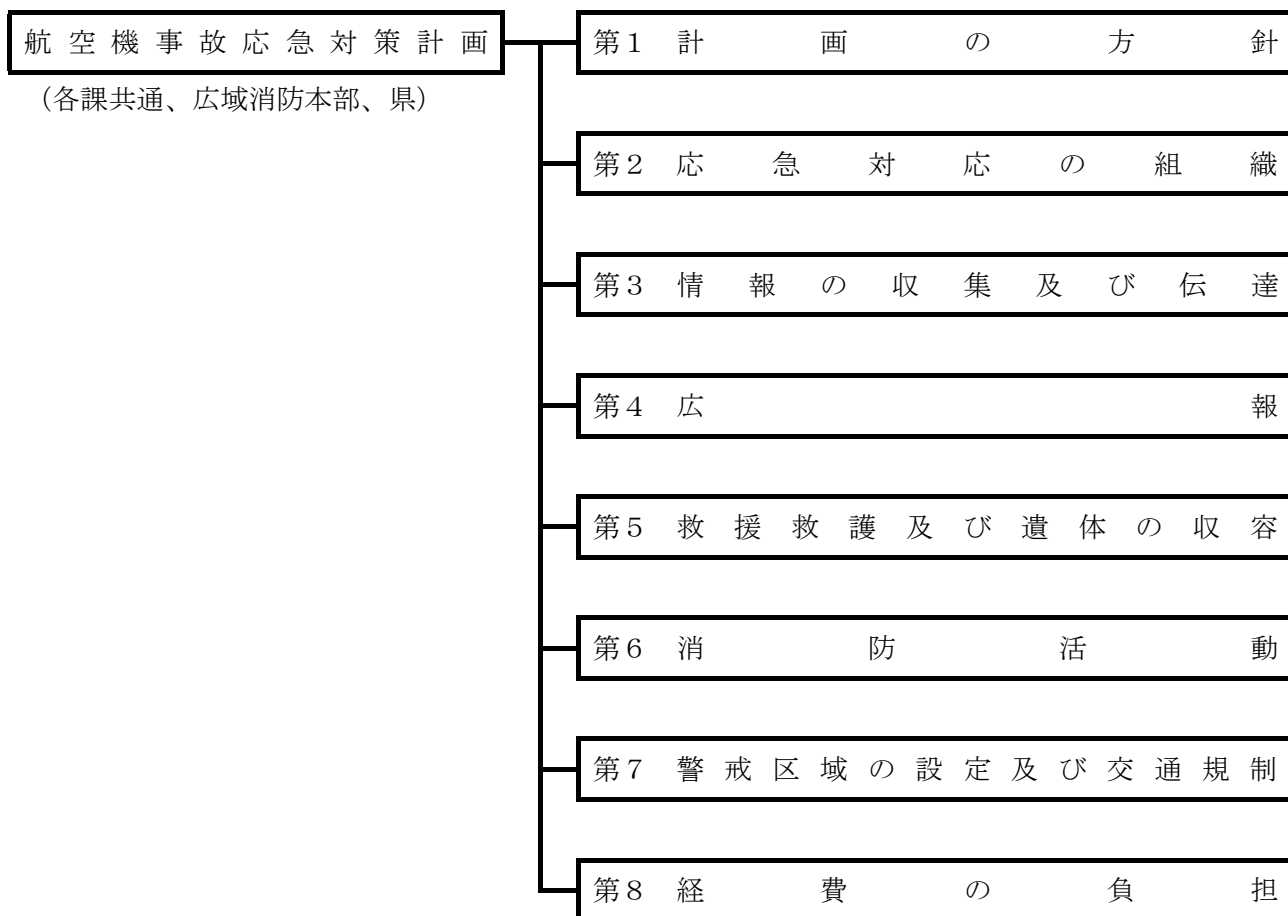
- (1) 関係先への事故情報の伝達
- (2) 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
- (3) 備蓄資機材の提供

- (4) 沿岸住民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供
- (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。）第 42 条の 9 に基づく消防機関の長の権限行使
- (6) 救助・救急活動
- (7) 協定等に基づく近隣消防機関への援助要請

## 5 警察

- (1) 関係先への事故情報の伝達
- (2) 沿岸地域における被害情報の収集、伝達及び警戒警備
- (3) 沿岸住民に対する避難等の措置
- (4) 自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項

## 第31節 航空機事故応急対策計画



### 第1 計画の方針

航空機（国際航空運送事業又は国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ。）の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

### 第2 応急対応の組織

#### 1 災害対策本部の設置等

(1) 村内で、航空機が墜落、炎上、その他重大な事故が発生した場合は、直ちに「災害対策本部」を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。

また、航空機の情報不明等重大な事故のおそれがある場合には「災害対策部」を設置し、情報の収集に努めるものとする。

(2) 事故現地には必要に応じ職員を派遣し、事故情報の収集や現地の関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 航空機事故の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は、次による。

#### (4) 災害対策本部の主要業務

- ① 救難、救護及び応急対策等の指示
- ② 消防、警察、自衛隊、医療機関等関係機関との連絡調整
- ③ 情報収集・資料の作成
- ④ 広報
- ⑤ 県災害対策本部との連絡調整
- ⑥ 関係機関との連絡調整

### 第3 情報の収集及び伝達

事故情報の連絡を受けた村と関係各機関は、それぞれ他の関係する機関、地域住民等に対し、必要な情報を伝達する。また、災害対策本部は自衛隊の災害派遣の要請を行う場合は、県を通じ、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

### 第4 広報

航空機事故が発生した場合、村災害対策本部は、人心の安定及び秩序の維持並びに応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ又は広報車、掲示板、インターネット等により地域住民、旅客及び送迎者等に対し、次の内容について広報を行う。

- (1) 事故状況と協力依頼
- (2) 応急対策の概要及び復旧の見通し
- (3) 避難の指示及び避難先の指示
- (4) 乗客及び乗員の住所、氏名、年齢等
- (5) その他必要事項

### 第5 救援救護及び遺体の収容

#### 1 実施機関

村は、空港管理事務所、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、医療機関（日赤、県医師会等）等と協力して実施する。

#### 2 救出活動

航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合には、直ちに救助隊を編成し、救出活動を実施する。

#### 3 応急措置の実施

負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護班の派遣を受け、応急措置を実施する。

#### 4 救護所の開設

救護所は、あらかじめ定められた場所、又は事故現場付近の適当な場所に開設する。

## 5 救護所までの搬送

医療救護班の救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両及び県や関係各機関の保有するヘリコプター等により行う。

## 6 負傷者の後方医療機関への搬送

負傷者の後方医療機関への搬送は、村及び関係各機関の保有する救急車、医療機関が保有する患者搬送車及び民間から借上げた大型バス等により行う。

## 7 遺体の収容

遺体の収容については、関係機関の協議により、遺体一時保存所を設置し、遺体の処理後はすみやかに災害対策本部長の指示する場所に安置し、又は遺族に引渡すものとする。

# 第6 消防活動

## 1 実施機関

空港管理事務所、広域消防本部、村、自衛隊

## 2 応援の要請

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理事務所は、化学消防車等による消火活動を実施する。また、災害の規模が大きく、空港管理事務所、広域市町村圏組合消防本部では対処が困難と予想される場合には、応援協定等により近隣市町、消防機関の応援を求めるとともに、村長は知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

# 第7 警戒区域の設定及び交通規制

村長は、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。

## 1 道路の通行を禁止

道路管理者又は公安委員会は、応急対策実施上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。

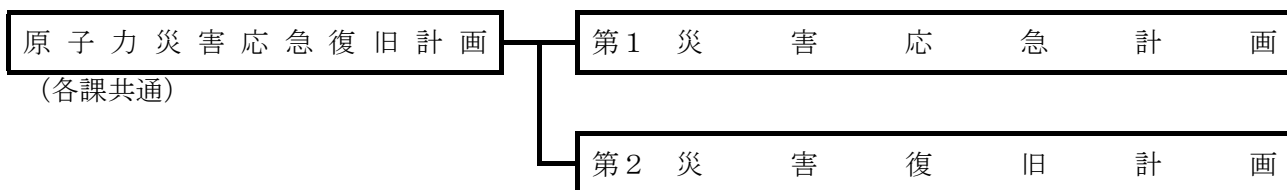
## 2 地域住民への協力要請

道路の通行を禁止し、又は制限した時は、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

# 第8 経費の負担

この業務に要した経費は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者又は出動要請者の負担とする。

## 第32節 原子力災害応急復旧計画



### 第1 災害応急計画

#### 1 計画の方針

原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、原子力災害による被害を軽減するため、村及び県等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

#### 2 活動体制

原子力発電所における事故を覚知した場合、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合で知事が必要と認めた場合は、村災害対策本部を設置する。

村は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、応急対策活動を行う。

#### 3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

村及び県は、秋田県への影響が懸念される場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、秋田県に対して原災法第15条の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して指示を行う。

##### (1) 住民への注意喚起

村は県と協力して、原子力災害の秋田県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

##### (2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

① 原子力緊急事態宣言が発出された場合、県は内閣総理大臣の指示に従い、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示を次の情報伝達の方法により行うこととなっている。屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

ア 報道機関に対する緊急放送等の要請

イ 防災行政無線による広報

ウ 広報車などによる広報

エ 学校、保育所、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設

に対する指示

オ バス事業者の車内放送等による乗客へ周知

- ② 村は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けた時は、要避難者を把握し、避難先の指定を行った上で、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。
- ③ 村及び県は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等を定めておくものとする。

#### 4 緊急医療活動実施への協力

村は、必要に応じて、県が行う避難者の健康相談、身体汚染検査及び除染等に協力する。

#### 5 住民への情報伝達等

##### (1) 住民に対する広報及び指示伝達

村は、住民に対して、防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- ① 事故の概要
- ② 災害の現況
- ③ 村、県及び防災関係機関の対策状況
- ④ 住民のとるべき措置及び注意事項
- ⑤ その他必要と認める事項

##### (2) 住民相談の実施

県は、総合的な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努め、村はこれに協力する。

#### 6 風評被害の軽減

村は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、村産農林水産物や村内事業所が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

## 第2 災害復旧計画

住民の生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

### 1 環境放射線モニタリング情報の周知等

#### (1) 緊急時モニタリング情報の周知

村は、県より随時緊急時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し防災行政無線、広報紙等により公表・周知を図る。

#### (2) 放射性物質による汚染の除去等

村は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関が実施する放射性物質に汚染されたものの除



去及び除染作業に協力する。

## 2 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

### (1) 風評被害等の影響の軽減

村は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

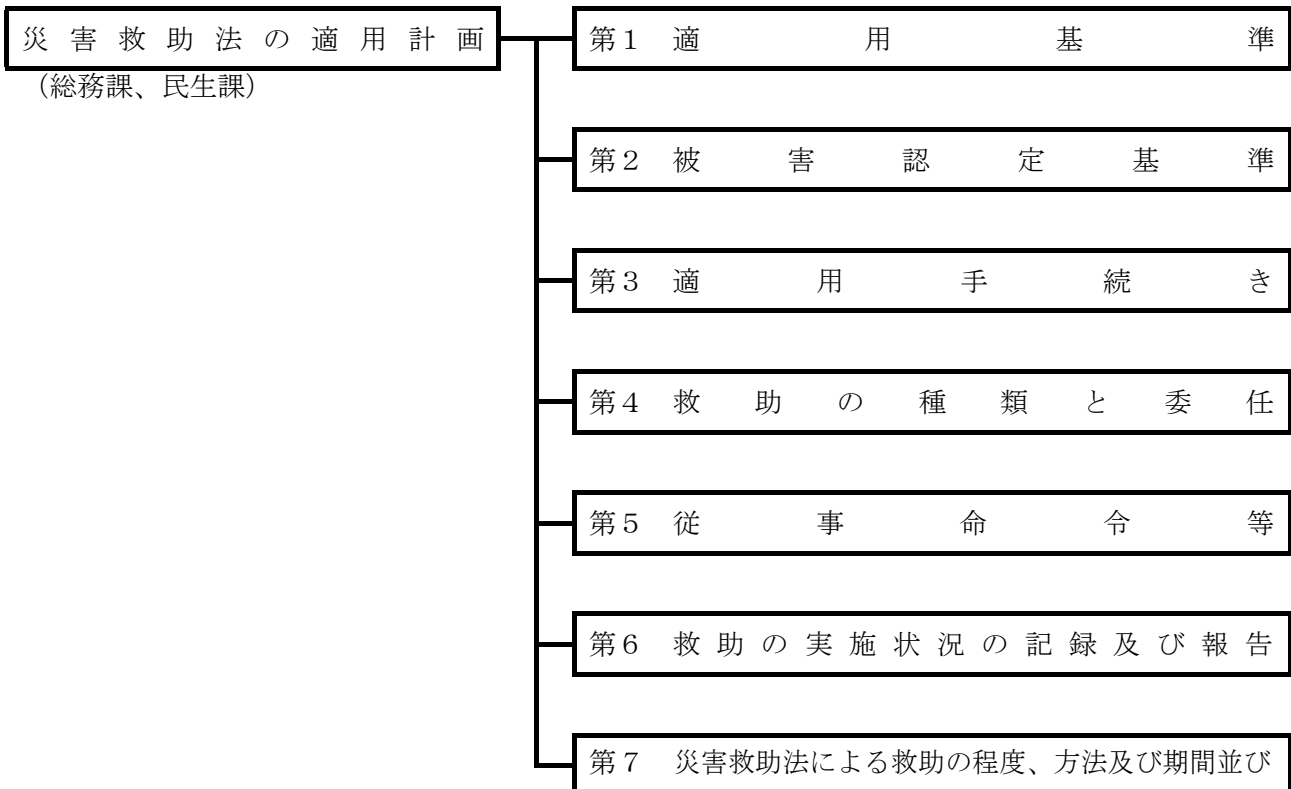
### (2) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

村及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。

## 第33節 災害救助法の適用計画

### 【計画の方針】

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急的な救助を実施し、災害により被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図るため、知事は速やかに被災市町村等に災害救助法（以下、本節において「法」という。）を適用する。



### 第1 適用基準

本村においては、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたときに、その適用が指定され実施される。

#### 1 災害が発生した場合

- (1) 同一の災害により、村における住家が滅失した世帯の数が30世帯以上に達した時。(救助法施行令第1条第1項第1号)
- (2) 上記(1)には達しないが、被害地域が広範で、県の住家のうち滅失した世帯数が1,500世帯以上であって、村の住家のうち滅失した世帯数が15世帯以上に達した時。(救助法施行令第1条第1項第2号)
- (3) 県の区域内で住家の滅失した世帯数が7,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、

市町村で多数の世帯の住家が滅失したものであること。

① 特別の事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、特殊の補給方を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であること。

① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合

ア 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

イ 大地震の発生により、多数の住民が避難して継続的に救助を必要としている場合

ウ 交通事故により多数の者が死傷した場合 等

② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

ア 交通路の途絶のため、多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

イ 火山噴火又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

ウ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合 等

#### ■ 災害救助法の適用基準

	住家の滅失世帯数	
	東成瀬村（人口5千未満）	県
(1)の場合	30世帯以上	—
(2)の場合	15世帯以上	1,500世帯以上
(3)の場合	多数	7,000世帯以上

## 2 災害が発生するおそれがある場合

国が特定災害対策本部、非常対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示した当該本部の所管区域に本村が含まれ、村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある時。

## 第2 被害認定基準

住家の滅失等の認定は、「資料編 被害の認定基準」を参照して行う。

## 第3 適用手続き

(1) 村長は、村における被害が本節第1の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該

当する見込みである時は、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある時は、併せて法の適用を要請する。

- (2) 知事は、村長からの報告又は法適用の要請に基づき、法を適用する必要があると認めた時は、直ちに法に基づく救助の実施について、村及び県関係部局に指示するとともに、関係機関及び内閣総理大臣に情報提供をする。
- (3) 知事は、法を適用した時は、速やかにその旨及び対象となる市町村を告示する。当該救助を終了する時も、同様とする。
- (4) 村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指示を受けなければならない。

#### 第4 救助の種類と委任

- (1) 救助の種類は次のとおり法の定めるところによる。

- ① 災害が発生した場合

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- ウ 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与

- エ 医療及び助産

- オ 被災者の救出

- カ 被災した住宅の応急修理

- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

- ※ただし、災害援護貸付金等の各種貸与制度の充実により、現在、運用されていない。

- ク 学用品の給与

- ケ 埋葬

- コ 死体の捜索及び処理

- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ② 災害が発生するおそれがある場合

- 避難所の供与

- (2) 知事は、救助の迅速、的確化を図るため必要な場合は、法令の定めるところによりその権限に属する事務の一部を村長に委任することができる。避難所の設置、炊出しその他による食品の給与及び被災者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、県において実施することが困難と認められるものについては、村ではあらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備をしておくものとする。

また、村長は、委託を受けた救助以外についても、知事が行う救助を補助する。

## 第5 従事命令等

### 1 命令等の種類

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、知事は必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木技術者等に対する次の命令等ができるものとする。

#### (1) 従事命令

救助を行うため特に必要があると認めた場合に、例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、大工、自動車運送業者等の医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。(災害救助法第7条第1項、令第4条)

#### (2) 協力命令

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。(法第8条)

#### (3) 管理、使用、保管命令及び収用

救助を行うために特に必要があると認めた時は、病院、診療所、旅館等の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産や販売等の特定業者に対してその取り扱う物資の保管命令を発し、又は必要な物資を収用できる。(災害救助法第9条)

### 2 公用令書の交付

協力命令を除き、従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行う。

## 第6 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県総合防災課に報告するものとする。

## 第7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編のとおりとする。

<参考> 資料編 第4 災害援護に関する資料

## 第3編 地震災害対策編



# 第1章 地震被害想定等

## 第1節 地震に関する知識

### 第1 震度（揺れの強さ）

震度とは、ある場所における、地震動による揺れの強さを表わす尺度である。日本では、震度0、震度1、震度2、震度3、震度4、震度5弱、震度5強、震度6弱、震度6強、震度7の10階級で表される。なお、震度0は地震計にだけ記録されるもので、人体には感じない程度の揺れである。

以前、気象庁では職員の体感と周囲の状況で震度を決めていたが、平成8年からは計測震度計を導入し震度を自動計測している。計測震度計は各市町村役場等に設置され、これにより観測地点は飛躍的に増加し、きめ細かい震度情報の提供が可能になった。

一つの地震でも観測場所（震源からの距離）や地盤の性質などにより震度は異なる。一般的には、規模の大きな地震でも震源から離れるほど震度は小さくなり、また、規模の小さな地震でも震源が近ければ震度は大きくなる。

震度1以上の地震を観測した時は、震度と観測した場所の地名が付され、気象台から地震情報として発表される。震度による揺れの程度・周囲の状況等については、気象庁の「震度階級関連解説表」に記載されている。

### 第2 地震の規模：M（マグニチュード）と地震のエネルギー

地震そのものの大きさを表わす尺度として考え出されたのがマグニチュードである。気象庁では「地震の規模」として公表し、「M」で表される。

マグニチュードの値が大きな地震ほど、大きなエネルギーが放出されるが、放出されるエネルギーは、地形変動や熱などに変換されるため、正確な地震エネルギー値を求めることは非常に難しいとされている。

さらに、マグニチュードも厳密な数値ではなく、このことから、マグニチュードとエネルギーの関係も、およそその関係であると考えられる。

マグニチュードは、値が1つ大きくなると地震のエネルギーは約32倍、2大きくなると約1,000倍（約32倍×32倍）、3大きくなると約3万倍（約32倍×32倍×32倍）という関係にある。M8の地震の1つでM7の地震約32個、M6の地震約1,000個分のエネルギーに相当する。

これまでで観測史上最大のマグニチュードは、チリ地震（1960年）の9.5である。目安として、大地震がM7以上、巨大地震がM8以上である。

#### 【参考】

- |                         |    |      |
|-------------------------|----|------|
| ・大正12年 関東地震（関東大震災）      | …… | M7.9 |
| ・昭和58年 日本海中部地震          | …… | M7.7 |
| ・平成7年 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災） | …… | M7.3 |
| ・平成20年 岩手・宮城内陸地震        | …… | M7.2 |



- ・平成 23 年 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） …… M9.0
- ・平成 28 年 熊本地震 …… M7.3

### 第3 地震波

#### 1 P波、S波、表面波

地震が起きると、震源からP波（たて波：初期微動）とS波（横波：主要動）の2つの地震波が発生する。P波は、地殻の浅いところでは毎秒約6kmの速度で、またS波は毎秒約3.5kmの速度で伝わる。

P波とS波では伝わる速さが違うため、まず小さな揺れ（P波）を感じ、しばらくして大きな揺れ（S波）が始まる。震源から遠くなるほどこの間隔が長くなる。さらに、震源が浅い地震では、地表面を伝わる表面波と呼ばれる、大きな揺れがS波の後にやってくる。

なお、このP波とS波の伝わる速さの違いを利用して、気象庁は緊急地震速報を発表している。

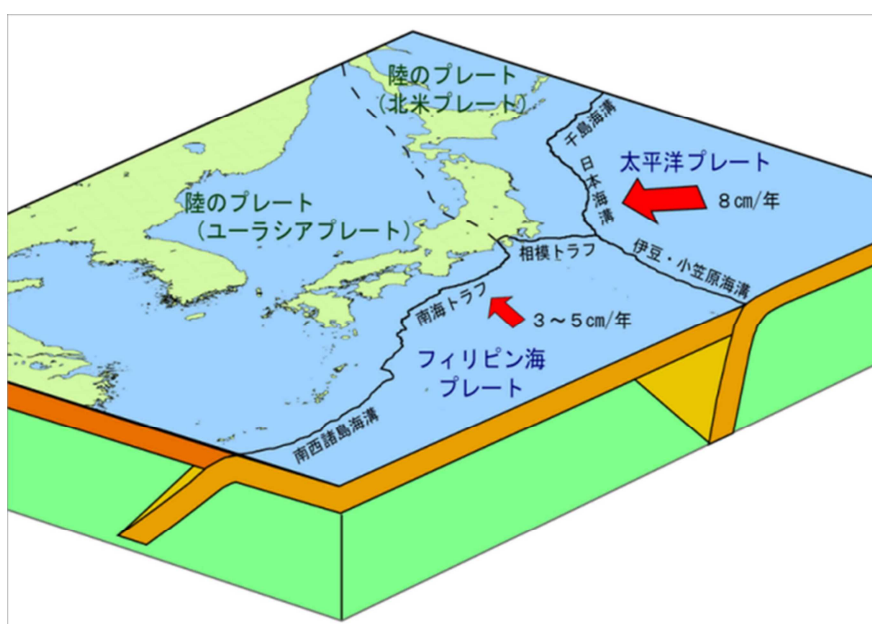
### 第4 地震の種類

#### 1 プレート境界の地震

日本周辺では、海のプレートである太平洋プレート、フィリピン海プレートが、陸のプレート（北米プレートやユーラシアプレート）の方へ1年当たり数cmの速度で動いており、陸のプレートの下に沈み込んでいる。このため、日本周辺では、複数のプレートによって複雑な力がかかっており、世界でも有数の地震多発地帯となっている。

海のプレートが沈み込む際に陸のプレートを地下へ引きずり込むため、陸のプレートが引きずりに耐えられなくなり、跳ね上がる時に起こるのがプレート境界の地震である。

■ 日本付近のプレートの模式図



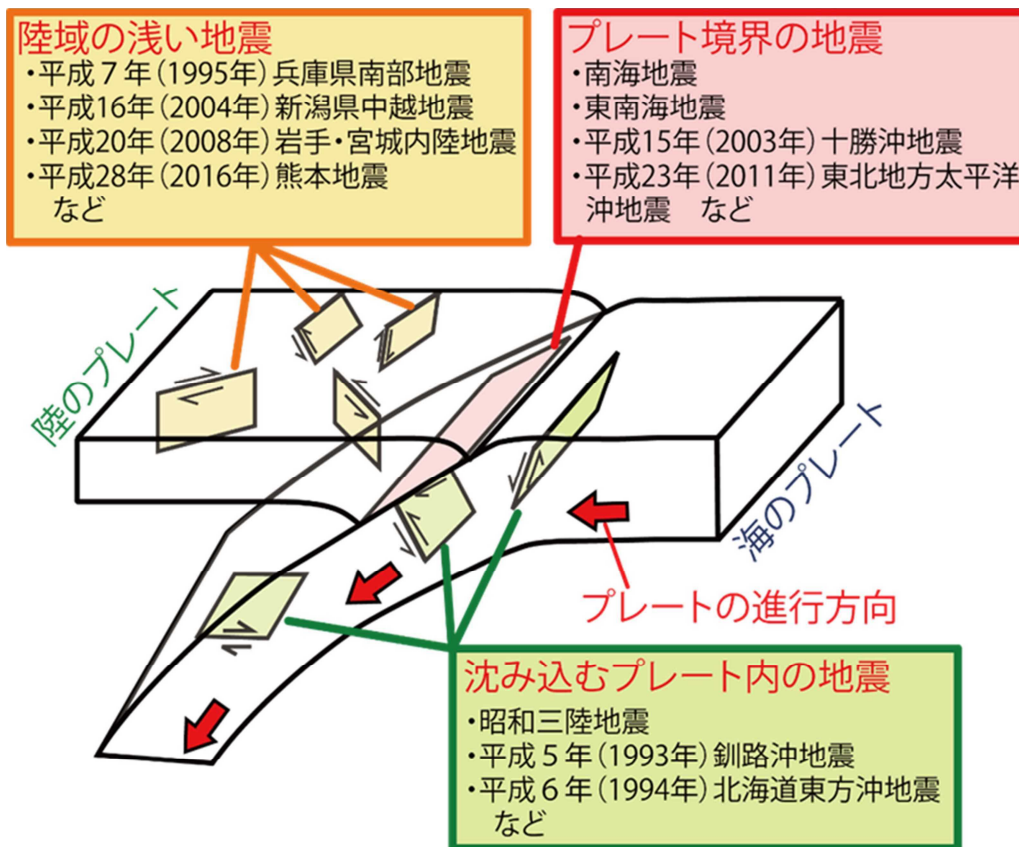
出典：気象庁ホームページ

## 2 プレート内部の地震

プレートの内部に力が加わって発生する地震が、プレート内の地震である。プレート内の地震には、沈み込むプレート内の地震と、陸のプレートの浅いところで発生する地震（陸域の浅い地震）がある。

陸域の浅い地震は、プレート境界で発生する地震に比べると地震の規模は小さいが、人間の居住地域に近いところで発生するため、大きな被害を伴うことがある。

### ■ 日本付近で発生する地震



出典：気象庁ホームページ

## 第5 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月）

震度は、地震による揺れの強さを総合的に表す指標で、防災対応の基準として利用されている。

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された時に、その周辺でどのような現象や被害が発生するかの目安を示す資料である。

### ■ 使用に当たっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回当たりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものが記述されており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害に止まる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成されたものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞が用いられている。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

■ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ■ 木造建築（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ■ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ■ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

(※1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(※2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(※3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ■ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ■ 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 第2節 村周辺の活断層と既往の地震

### 第1 活断層

#### 1 活断層の定義

活断層とは、一般に地質年代の区切りである第四紀（約200万年前から現在まで）において繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のことをいう。

#### 2 地震断層

地震により地表に現れた断層を地震断層といい、例えば野島断層（平成7年兵庫県南部地震）、根尾谷断層（1891年濃尾地震）が代表格であり、秋田県では1896年の陸羽地震により地表に現れた千屋断層（旧千畑町）が陸羽地震の活動記録として保存されている。

なお、断層が地表に現れる地震の規模は、概ねM7以上とされている。

#### 3 活断層の確実度・活動度

活断層の確実度とは、空中写真判読等から活断層の存在を特定するための指標で、確実性の高い順にⅠからⅢまでの3階級に分類される。

また、活断層の活動度とは、活断層における過去の活動程度を分類したもので、千年当たりの変位量（平均変化量）によって、変位量の大きい順にA級からC級までの3階級で分類され、断層活動による地震の規模は変位量に比例し大きくなる。

例えば、1万年前に形成された地層が断層を境に20mずれていた場合、この場合の平均変位速度は千年当たり2mとなり、活動度はA級となる。

しかし、確実度については、活断層を特定するまでの暫定的な分類であり、将来において調査・研究が進むことにより、「活断層であるもの」又は「活断層でないもの」に2分類され、活断層の正確な数が把握されることになる。

#### ■ 確実度の分類表

確実度Ⅰ	活断層であることが確実なもの。 断層の位置、変位の向きがともに明確であるもの。
確実度Ⅱ	活断層であると推定されるもの。 断層の位置、変位の向きも推定できるが、確実度Ⅰと判定できる決定的な資料に欠けるもの。
確実度Ⅲ	活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明確であったり、他の要因、例えば川や海の浸食による崖、あるいは断層に伴う浸食作用によってリニアメントが形成された疑いが残るもの。

#### ■ 活動度の分類表

活動度A級	平均変位速度：1m以上 10m未満／千年
活動度B級	平均変位速度：0.1m以上 1m未満／千年
活動度C級	平均変位速度：0.01m以上 0.1m未満／千年



#### 4 活断層による地震

活断層は、陸域と海域にあり、海域の活断層でM7クラスを超える地震が発生した場合は、津波が発生する。

また、陸域の活断層による地震（内陸直下型地震）は、ほとんどが深さ約20km以浅を震源とするため、比較的規模が小さな地震でも被害が大きくなる場合がある。

#### 5 秋田県内の活断層

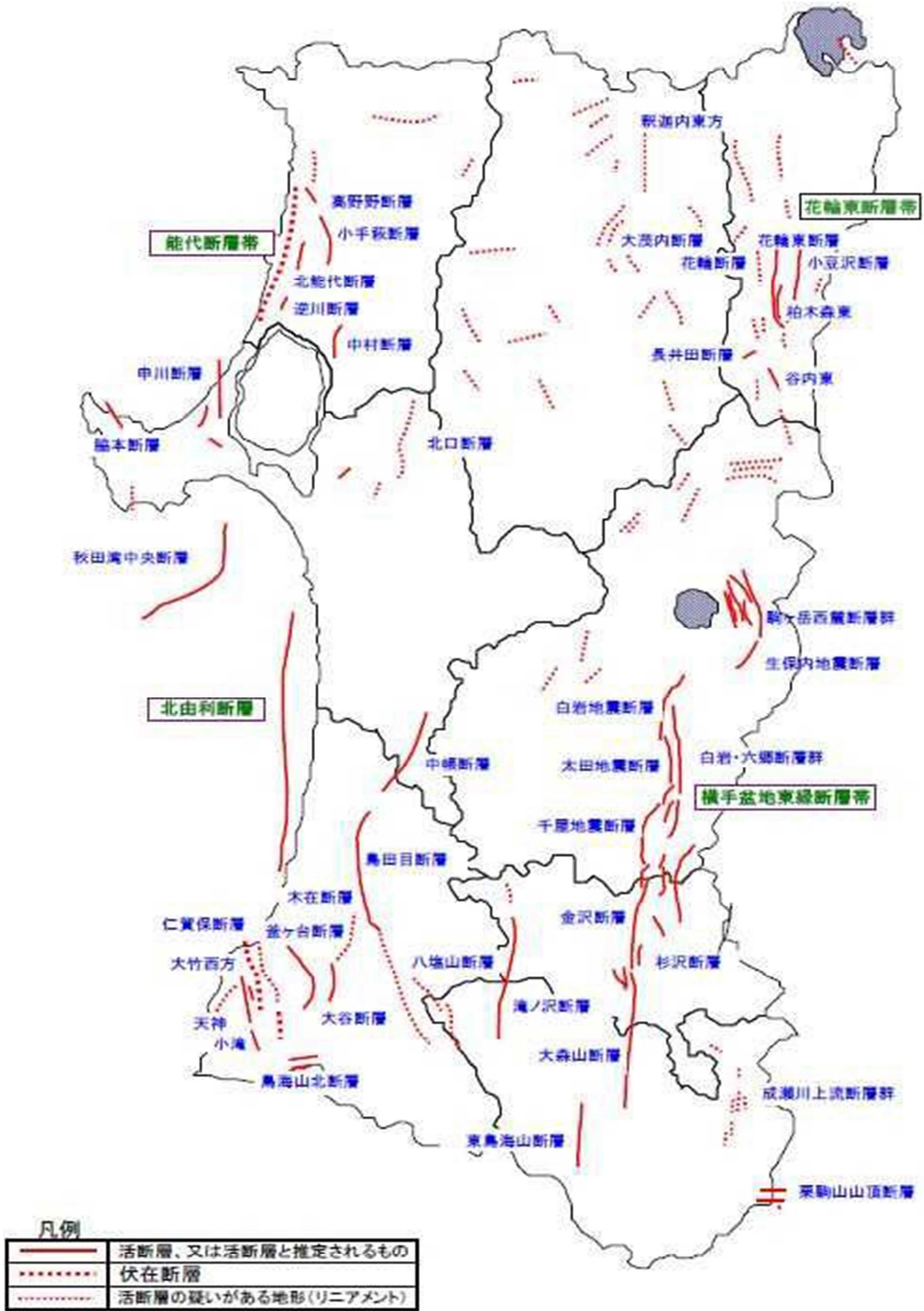
秋田県内には、約43の活断層があるといわれており、これらの活動性については未だ多くが解明されていない。このうちの主な活断層は、次表のとおりである。

■ 県内の主要活断層一覧

地域名	断層名	確実度	活動度	長さ (km)
花輪盆地	小豆沢断層	I・II	B	11
	花輪東断層	I	B	3.3
	花輪断層	III	不明	5
能代平野	高野野断層	I	B	1.5
	小手萩断層	I	B	6
	北能代断層	III	B	4.2
	能代断層	I	A～B	22
大館盆地	釈迦池東方断層	III	不明	5.5
	大茂内断層	III	不明	4
五城目町～潟上市	北口断層	II	不明	8.5
男鹿半島	申川断層	I	B	5.5
	湯本断層	I	B	2
秋田市～由利本荘市	北由利断層	I	A	30
鳥海山	八塩山断層	III	不明	10
	鳥田目断層	III	不明	31
	大竹西方断層	II	A～B	5
仙北市 美郷町 横手市 湯沢市	横手盆地東縁断層帯 (駒ヶ岳西麓断層群)	I・II	B	11
	(白岩六郷断層群)	I・II・III	A～B	28
	(金沢断層)	I	B	9
	(杉沢断層)	I	不明	3
	(大森山断層)	II	不明	24

出典：1991 新編「日本の活断層」

■ 秋田県の活断層図



出典：1991 新編「日本の活断層」

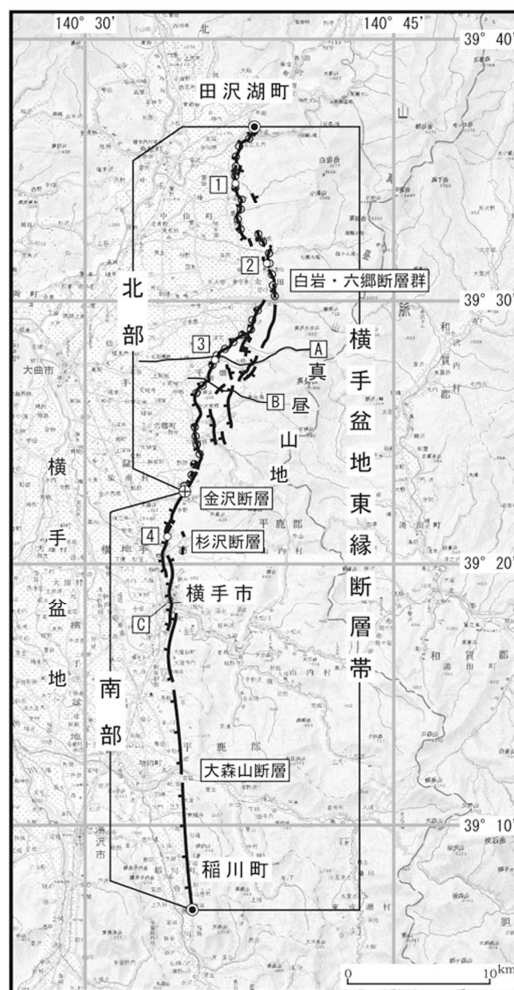
## 6 村周辺の活断層

### (1) 横手盆地東縁断層帯

横手盆地東縁断層帯は、秋田県の田沢湖付近から横手盆地東縁にかけて位置する活断層帯である。

横手盆地東縁断層帯は、仙北市田沢湖南端部から横手市を経て、湯沢市にかけて、ほぼ南北方向に延び、長さは約56kmとなっている。本断層帯は、過去の活動時期から、仙北市田沢湖南端部から横手市に至る北部と横手市から湯沢市に至る南部に区分される。北部、南部ともに断層の東側が相対的に隆起する逆断層である。

#### ■ 横手盆地東縁断層帯（資料：地震調査研究推進本部）



## (2) 雫石盆地西縁-真昼山地東縁断層帯

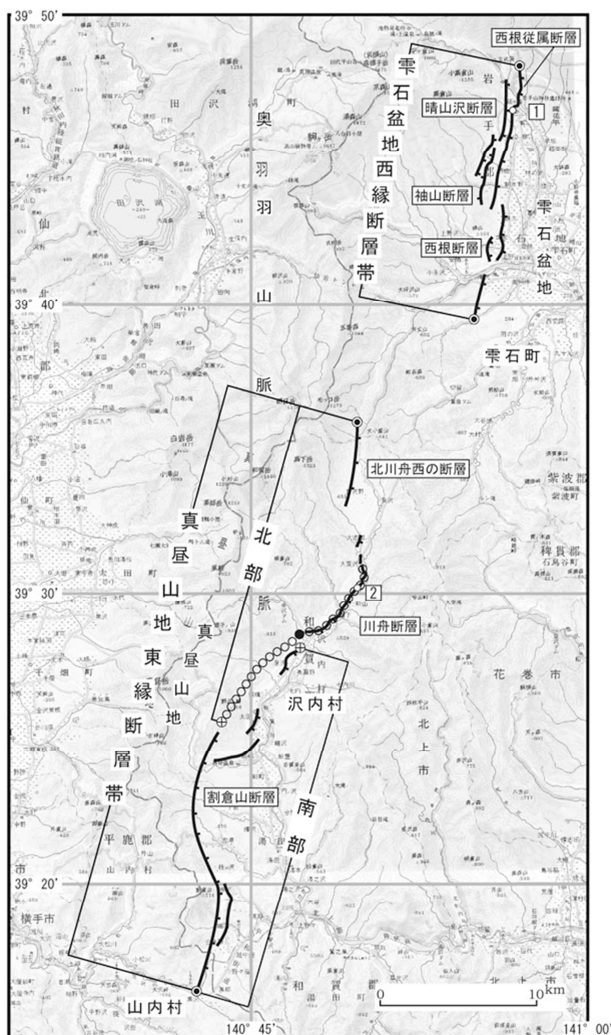
雫石盆地西縁-真昼山地東縁断層帯は、雫石盆地西縁から真昼山地東縁へと延びる北北東-南南西方向の断層帯である。

雫石盆地西縁-真昼山地東縁断層帯は、岩手県岩手郡雫石町玄武洞付近から同町鶯宿付近に至る雫石盆地西縁断層帯と、雫石町南西部から秋田県横手市山内に至る真昼山地東縁断層帯からなる。

雫石盆地西縁断層帯は長さが約 17km で、北北東-南南西方向に延びており、断層の西側が相対的に隆起する逆断層である。

真昼山地東縁断層帯は長さが約 38km で、北北東-南南西方向に延びている。真昼山地東縁断層帯は、過去の活動時期から、雫石町から和賀郡西和賀町に至る北部と和賀郡西和賀町から横手市山内に至る南部に区分されます。北部、南部ともに断層の西側が相対的に隆起する逆断層である。

### ■ 雫石盆地西縁-真昼山地東縁断層帯 (資料：地震調査研究推進本部)

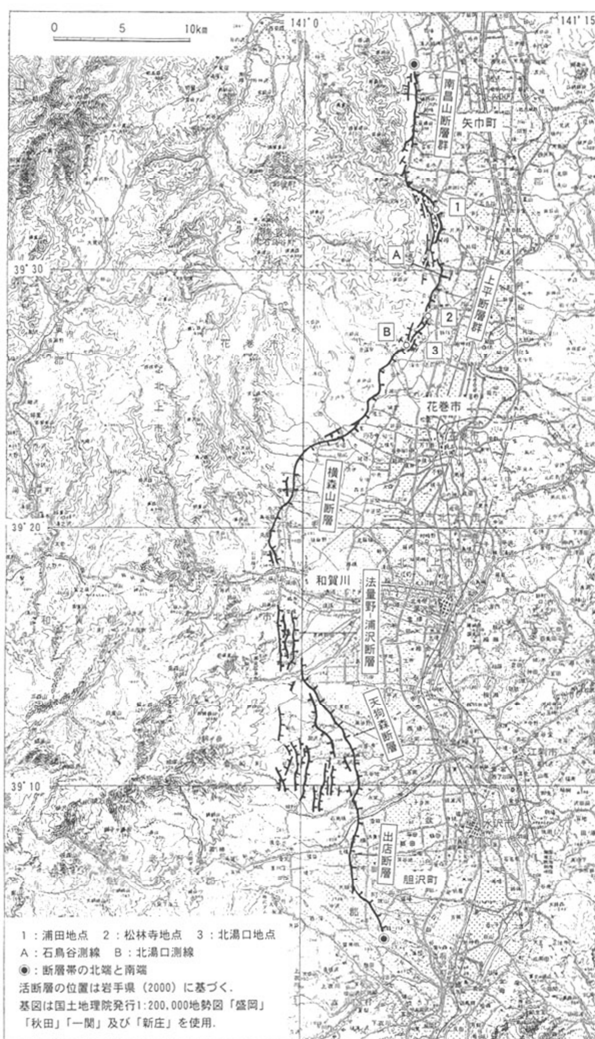


### (3) 北上低地西縁断層帯

北上低地西縁断層帯は、奥羽山地とその東側の北上低地帯との境界付近に位置する活断層帯である。

北上低地西縁断層帯は、岩手県紫波郡矢巾町西方から奥州市胆沢区南部にかけてほぼ南北に延びている。全体として長さは62kmで、西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。横ずれ成分は認められていない。本断層帯は複数の断層から構成されており、これらは一部で並走して分布することもある。

#### ■ 北上低地西縁断層帯（資料：地震調査研究推進本部）



## 第2 既往の地震災害

### 1 秋田県南東部地震（東成瀬地震）

昭和45年10月16日には、本村を震源域とする秋田県南東部地震（東成瀬地震）が発生し、死亡や行方不明者などの人身被害こそなかったが、家屋の全半壊や道路の決壊など甚大な被害を被り「激甚災害」の指定を受けて復興を図った。

震度5を記録し、有感半径500kmの広範囲かつ大規模な地震となった。その後の余震は、10月171回、11月52回、12月22回となっている。

発生原因は、東北大学によれば、脊梁山脈を斜めに切る「川舟～割倉山断層帯」と密接な関係にあり、また、この断層帯が噴火活動をした駒ヶ岳の直下まで伸びていることから、噴火活動にも関連深いものとなっている。

#### ■ 地震発生直後の状況

日時	状況
昭和45年10月16日	2時26分、激しい地鳴りと山鳴り、余震が続く 19時、地震災害対策本部設置 夜間、自衛隊災害派遣隊到着
10月17日	第一次調査 自衛隊、役場による給水が続く 県知事が現場を視察
10月18日	第二次調査実施 家屋等の被害調査まとまる。（全壊19戸、半壊49戸、一部損壊185戸） その他、学校、保育所、村道（8ヶ所）、水道（2ヶ所）、農業施設（8ヶ所）に被害が及び、被害総額は1億7千万円となった。
10月19日	岩井川で簡易水道の復旧開始
10月20日	災害復旧相談所を岩井川小学校で開設、相談者100名超える

### 2 岩手・宮城内陸地震

平成20年6月14日（土）午前8時43分に、岩手県内陸南部（仙台市の北約90km）を震源とし、マグニチュード7.2の岩手・宮城内陸地震が発生した。岩手県奥州市と宮城県栗原市において最大震度6強を観測し、両市を中心に被害が発生し、被害の特徴としては、同じ規模の地震と比較して、建物被害が少なく土砂災害が多いことが挙げられている。

本村でも、震度5強を観測し村地震災害対策本部を設置し対応に迫られた。道路の亀裂・地割れ、神社石塔の倒壊、落石等の被害が各地域で見られたほか、水道の濁りの被害が大きく連日の給水作業が行われた。また、観光シーズンにもかかわらず岩手県側の国道342号、397号が封鎖され、観光産業にも大きな影響を与えた。

## 第3節 積雪期における地震

### 第1 冬の気候

秋田県の冬の気候の特徴は、シベリアの寒冷高気圧から吹き出す乾燥した北西風が、温暖な日本海で雪雲を発達させ、これが奥羽山脈にぶつかり内陸地方を中心に大雪を降らせる。

積雪期間は、沿岸では概ね12月中旬から3月中旬頃、また内陸では概ね11月下旬から3月下旬頃までである。

豪雪の到来周期は、統計上11年ともいわれているが、本県では昭和38年（38豪雪）、昭和49年、昭和59年及び平成18年（平成18年豪雪）に見舞われている。このうち、38豪雪では内陸の山沿いで4mを超える記録的な積雪を観測した。

### 第2 積雪期の地震災害記録

積雪期に発生した地震の災害記録は次のとおり。

#### 1 秋田城の地震（天長地震）

- (1) 発生年月日 天長7年2月3日（830年）
- (2) 震源の位置 北緯39.8度、東経140.1度（秋田市追分西方）
- (3) 地震の規模 M7.0～7.5（理科年表）
- (4) 被害状況
  - ① 人的被害 死者15人、傷者100余人
  - ② 建物被害 秋田城の城郭・角舎・四天王寺等倒壊

#### 2 秋田仙北地震（強首地震）

- (1) 発生年月日 大正3年3月15日（1914年）
- (2) 震源の位置 北緯39.5度、東経140.4度（大仙市西仙北大沢郷付近）
- (3) 地震の規模 M7.1（最大震度6）
- (4) 被害状況
  - ① 人的被害 死者94人、傷者324人
  - ② 建物被害 全壊640戸、半壊575戸、一部損壊4,232戸
  - ③ 火災 住家3戸（強首2、淀川1）

### 第3 積雪・凍結による地震被害の拡大要因

#### 1 人的・家屋被害

屋根に多く積雪がある場合、地振動により激しく揺さぶられた家屋は、地振動と積雪荷重が相乗し、全壊又は半壊が想定される。

家屋の倒壊又は損壊による死者や負傷者の発生が想定される。

さらに、雪崩による道路の寸断や積雪などで救助隊の遅れが想定され、これが凍死者や凍傷者の

増加につながる。

## 2 火災

家屋の損壊や倒壊により、暖房用備蓄燃料タンク本体や給油配管が破損し、灯油などの漏洩や暖房器具の転倒・損傷により火災が多く発生する。

積雪や雪崩による消防車の通行障害、消防施設の被災・凍結などにより。迅速な消火活動が困難となり、延焼面積が増加する。

## 3 雪崩・孤立地区（集落）の発生

雪崩による道路の寸断や通信回線の途絶により孤立地区（集落）が発生する。

特に、地震発生時の積雪深、気温、天気、時間帯などの条件により、発生する雪崩の種別（表層雪崩、又は全層雪崩）により被害の規模が大きく左右される。

## 4 情報収集活動

天候、降雪量、積雪深、並びに二次災害への安全対策などにより、被害情報収集活動への支障が想定される。

## 5 緊急輸送活動

雪崩や積雪による除排雪作業の遅れ、スリップ事故、地吹雪などによる交通傷害が発生し、緊急輸送活動への支障が想定される。



## 第4節 地震・震度観測体制

### 第1 地震・震度観測

日本及びその周辺は、世界でも地震活動の非常に活発な地域として知られている。

平成5年度末に、気象庁は全国に高性能の地震計を設置し「津波地震早期検知網」を構築し、地震観測データをリアルタイムで収集しており、24時間体制で地震活動を監視している。

これらの観測データを用いて、地震に関する情報を即時に発表するとともに、観測成果は地震活動の研究に有効に活用されている。

### 第2 観測体制

#### 1 秋田地方気象台

秋田県内に設置している地震計は、津波地震早期検知網として5箇所、また震度計を単独に8箇所を設置し観測している。これら震度計は、有線回線が震災により途絶した場合でも衛星回線を利用してデータを送ることが可能である。また、気象庁が設置した震度計により観測された震度データのほか、秋田県震度情報ネットワークシステムで観測した県内55箇所の震度データ及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の強震観測施設17地点の震度データについても地震情報の発表に供するなど活用している。

#### ■ 村内の震度観測点

管轄	名称	計
秋田県	東成瀬村田子内	1箇所
防災科学技術研究所	東成瀬村椿川	1箇所

#### 2 東北大学地震・噴火予知研究観測センター

秋田県内においては、GPSによる地殻変動観測、伸縮計・傾斜計による地殻変動観測、体積歪計による地殻変動観測などの地震観測が9箇所、火山性地震観測4箇所の観測体制となっており、観測データは仙台市の同センターに伝送され、気象庁・防災科学技術研究所・全国大学等関係機関にもリアルタイムで共有されている。

## 第5節 地震等に関する調査研究

### 第1 地震に関する調査研究

村は、県、国及び研究機関が実施する次の地震・津波に関する調査研究に協力する。

- (1) 日本海東縁部において発生が予測されている地震・津波に関するもの
- (2) 村内に所在する活断層で発生が予測されている地震に関するもの
- (3) 本村における地下構造調査の実施及び地震動の伝搬に関するもの
- (4) その他

### 第2 地震被害想定調査

県では、県域での内陸直下型地震（活断層）並びに海溝型地震（秋田県沖）を想定した地震被害想定調査を実施し、この調査報告書を基礎資料として減災目標を設定している。また、地震被害想定調査は、人口・社会環境の変化、地震に関する調査研究の成果や新たな知見等を踏まえ、定期的に見直しが行われている。

村は、県で実施した地震被害想定調査結果について村における地震防災対策の基礎データとして活用する。

### 第3 災害危険地域の把握

村は、地震被害想定調査結果をもとに、災害危険地域を把握し、これを関連計画策定等に関する基礎資料として活用する。

## 第6節 地震被害想定調査

### 第1 調査の目的

秋田県では、日本海中部地震を教訓として、地震防災対策を積極的に推進し、災害に強い県土づくりに取り組んできた。こうした中で発生した東日本大震災は、避難所運営のあり方、長期の停電への対処、行政機能の確保、放射能汚染への対応など、多方面にわたり防災対策の課題を浮き彫りにした。

このため、県の防災対策の基本となる「地域防災計画」を全面的に見直すこととし、その基礎資料とするため、平成8年度以来2回目となる地震想定被害想定調査を実施した。

なお、本調査は、学識経験者を中心とした「秋田県地震被害想定調査委員会」と4つの「専門部会」を設置し、技術的支援を得ながら実施した。

### 第2 活用に当たっての留意点

本調査の結果を活用するに当たっては、次の点に留意すること。

#### 1 将来発生する地震を予測したものではないこと

本調査は、多くの仮定に基づいて震源モデルを設定し、震源分布、津波浸水域等を想定したものであり、将来発生する地震を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その震源や規模が想定とは違う結果になることに留意すること。

#### 2 実際に発生する被害量を予測したものではないこと

本調査は、過去の地震被害に関する統計データ等を用いて被害量を予測したものであり、実際に発生する被害量を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その被害量が想定とは違う結果になることを留意すること。

特に、個々の施設や地点を具体的に評価したものではない。また、特定の構造物の耐震性等を検証する場合には、個別の検討が必要である。

#### 3 各想定地震の発生確率は検討していないこと

本調査の目的は、想定地震により本県に及ぼす被害や県民生活等に与える影響を把握することであり、各想定地震の発生確率は検討していない。

地震の発生確率については、国の地震調査研究推進本部が、一部の地震について、次のとおり長期評価を行い公開している。

## ■ 陸域地震の長期評価

震源域	地震発生率		
	30年以内	50年以内	100年以内
1 能代断層帯	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
2 花輪東断層帯	0.6%～1%	1%～2%	2%～3%
6 北由利断層	2%以下	3%以下	6%以下
8 横手盆地東縁断層帯北部	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
10 真昼山地東縁断層帯北部 (雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%

※各震源域の番号は、次のページの「想定地震一覧表」に対応。

## ■ 海域地震の長期評価

地震名	地震発生率			想定地震との関係
	10年以内	30年以内	50年以内	
青森西方沖の地震 (日本海中部地震)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域A参考
秋田県沖の地震	1%程度以下	3%程度以下	5%程度以下	海域B参考
佐渡島北方沖の地震	1%～2%	3%～6%	5%～10%	
山形県沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域C参考
新潟県北部沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	

### 4 「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること

歴史上、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震（昭和58年、マグニチュード7.7）であるが、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえて、連動地震を設定した。

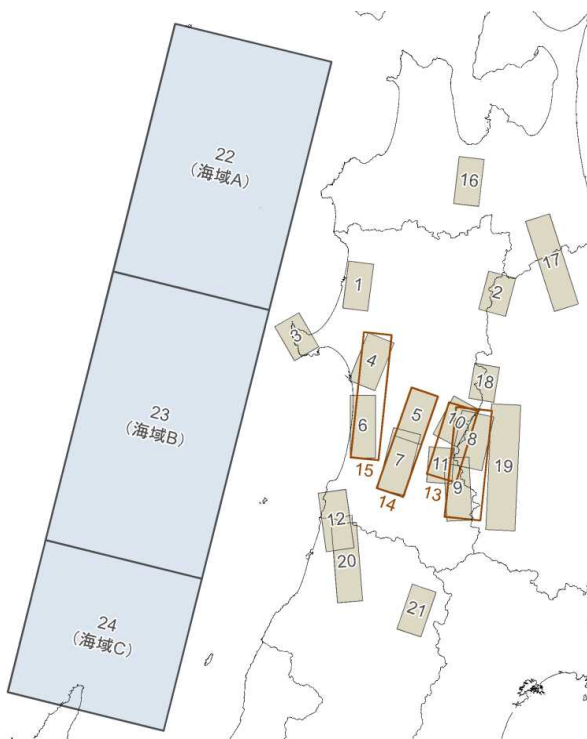
なお、連動地震は、国や研究機関が想定したものではない。「想定外をつくらない」という観点から、秋田県が独自に設定した震源モデルである。

### 第3 想定地震の設定

想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に設定した。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震を設定した。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震は、次のとおりである。

#### ■ 想定地震の震源域



#### ■ 想定地震の一覧表

No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海域A (日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海域B (佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海域C (新潟県北部沖、山形県沖を参考)	7.5	過去に発生
25	海域A + B 連動	8.5	県独自
26	海域B + C 連動	8.3	県独自
27	海域A + B + C 連動	8.7	県独自

※  連動地震

## 第4 調査結果

### 1 震度分布図

本調査では、まず、全27パターンの地震を対象に、簡易法を用いて震度分布を予測し、影響を受ける人口を算出した。次に、影響を受ける人口の多い震源域について、詳細法により地震動計算を行い、地震分布図を作成した。

次ページ以降に、陸域・海域の別、単独・連動の別、県内に与える影響を考慮して8パターンの震度分布図を示す。

#### ※簡易法及び詳細法について

簡易法：過去の地震記録から得られた経験式を用いて、マグニチュードや震源断層までの距離、地層の構成等から震度を予測する手法

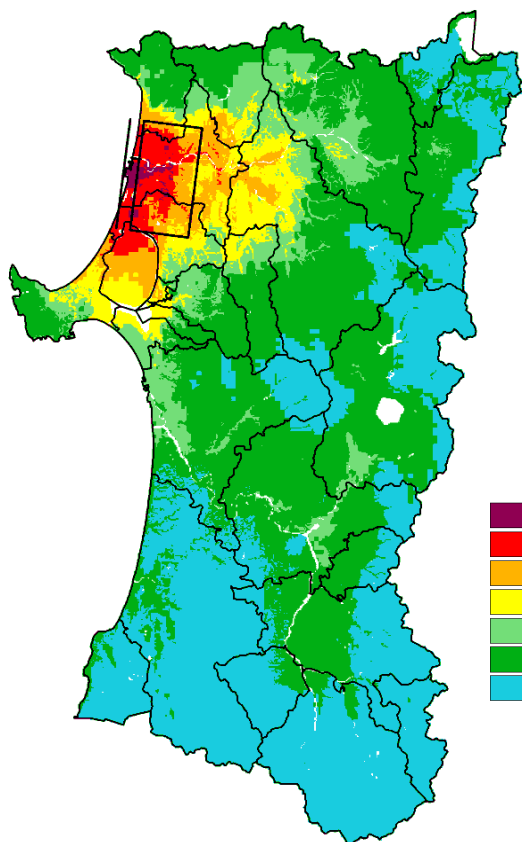
詳細法：震源断層について、マグニチュード等の他に、破壊が始まる地点や震源域の中で特にずれが大きい範囲等、破壊の条件をより詳細に設定している。これらの条件と深部の地層構成等から、地震動の伝わり方を評価し、地表面での震度分布を予測する方法。

#### ※震度分布図の見方について

- ・ 想定地震名の前にある番号は、前ページの「想定地震一覧表」の番号に対応している。
- ・ 長方形で表示している範囲が震源域、直線は地表トレースを示している。地表トレースとは、地下の震源断層の平面を地表まで延伸した時の出現位置を示したものである。断層面が垂直の場合は断層の真上に重なり、断層が傾斜している場合はその傾いている先に現れる。

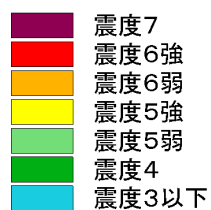
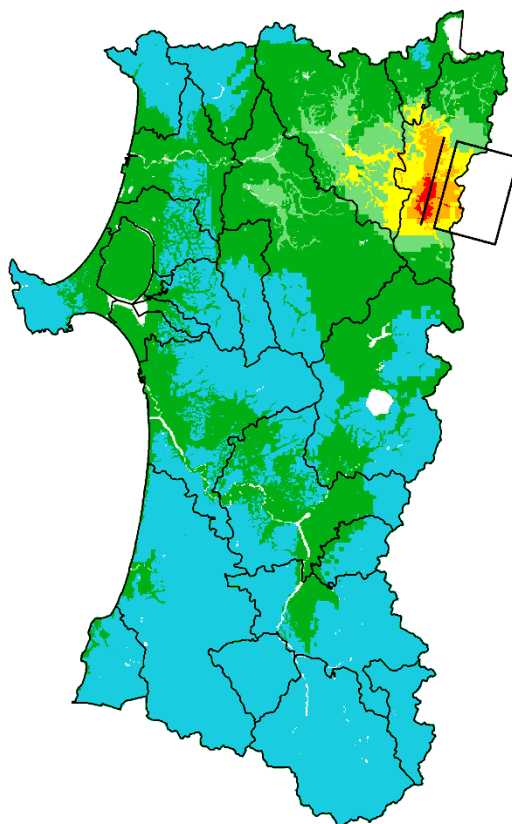
(1) 能代断層帯

【M=7.1、最大震度：7、詳細法】



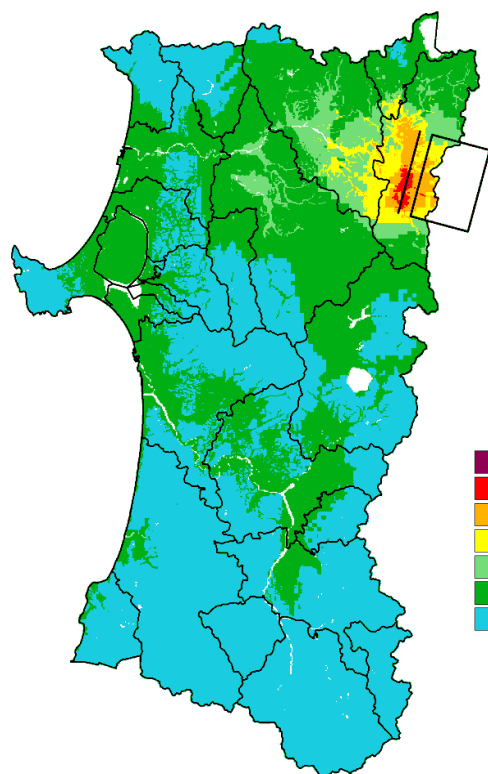
(2) 花輪東断層帯

【M=7.0、最大震度：7、詳細法】



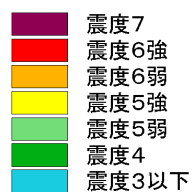
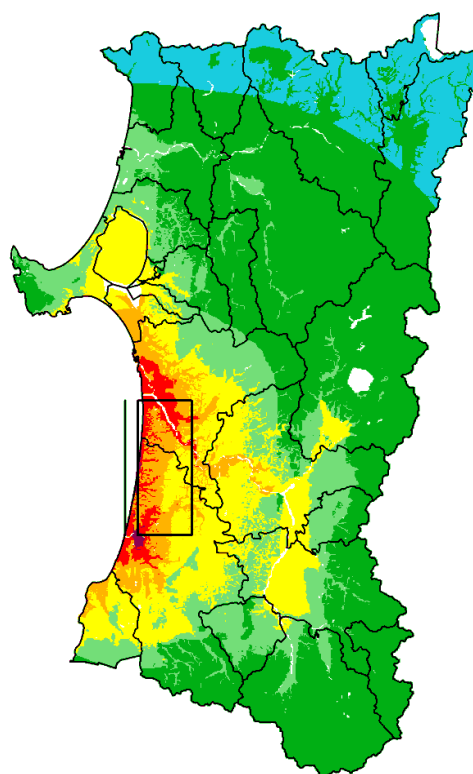
(4) 天長地震

【M=7.2、最大震度：7、簡易法】



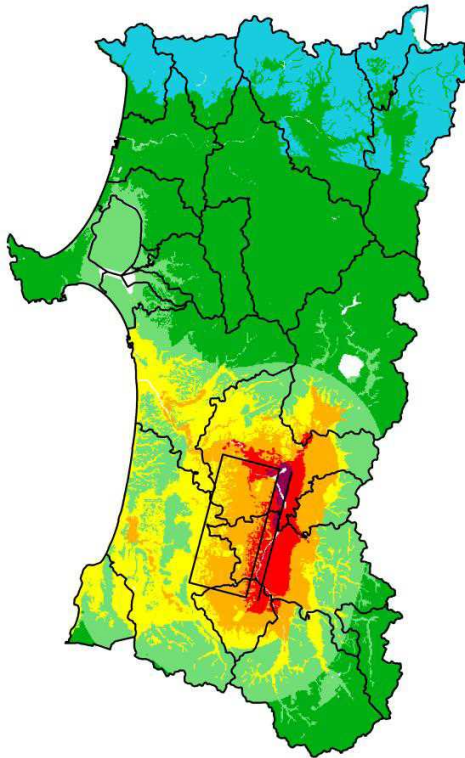
(6) 北由利断層

【M=7.3、最大震度：7、簡易法】



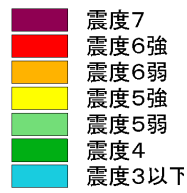
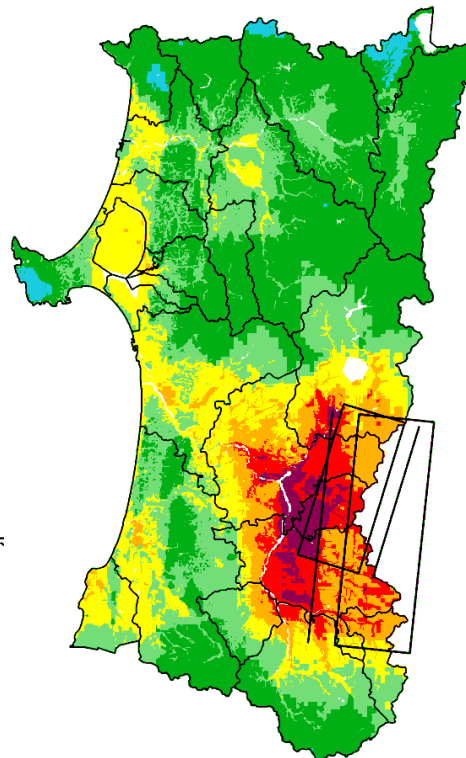
(7) 秋田仙北地震

【M=7.3、最大震度：7、簡易法】



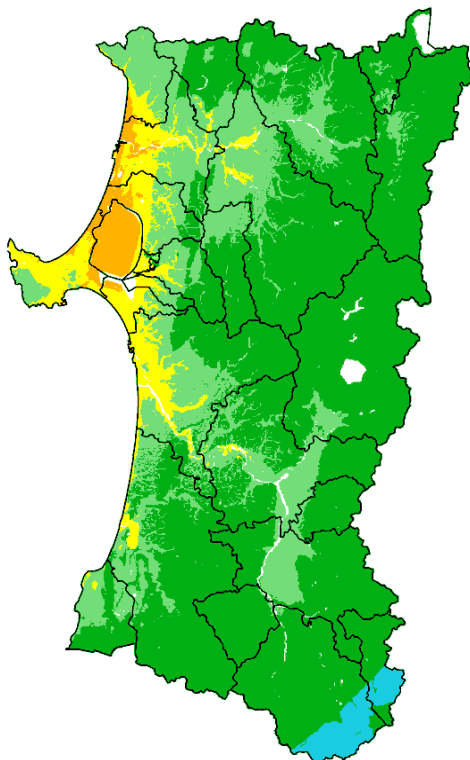
(13) 横手盆地 真昼山地連動

【M=8.1、最大震度：7、詳細法】



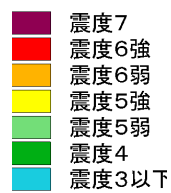
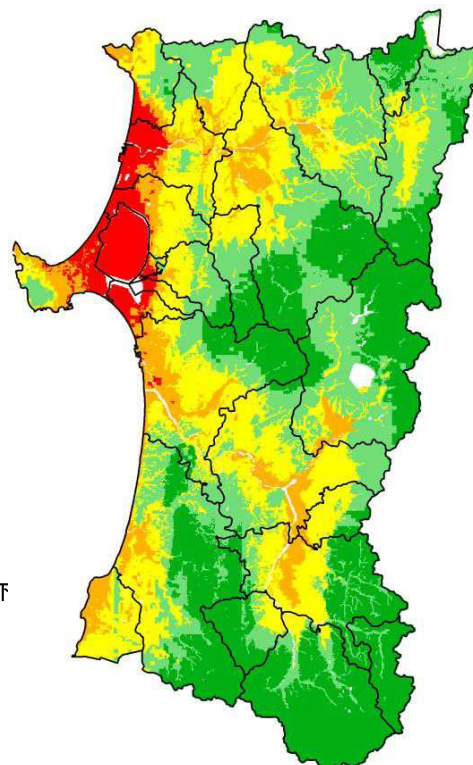
(22) 海域A

【M=7.9、最大震度：6弱、簡易法】



(27) 海域A+B+C連動

【M=8.7、最大震度：7、詳細法】





## 2 東成瀬村の想定結果一覧

震央分布図に示した地震について、東成瀬村では次のとおり想定されている。

このように「(13) 横手盆地真昼山地連動」の場合、最大震度7となり、特に大きな被害が想定される。

※想定地震名の前にある番号は、第3の「想定地震一覧表」の番号に対応している。

※各地震ともに冬の深夜（午前2時）に地震が発生した場合とする。

種別	最大震度	建物被害		人的被害		ライフライン被害		避難者数	
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	上水道断水人口	電力停電世帯数	4日後
		棟	棟	棟	人	人	人	世帯	人
(1) 能代断層帯 (M=7.1)	4	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 花輪東断層帯 (M=7.0)	3	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 天長地震 (M=7.2)	4	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 北由利断層 (M=7.3)	5弱	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 秋田仙北地震 (M=7.3)	5強	0	3	0	0	0	129	0	42
(13) 横手盆地 真昼山地連動 (M=8.1)	7	494	624	0	33	157	1,535	991	1,141
(22) 海域A (M=7.9)	4	0	0	0	0	0	0	0	0
(27) 海域A+B +C連動 (M=8.7)	5弱	0	0	0	0	0	3	0	1

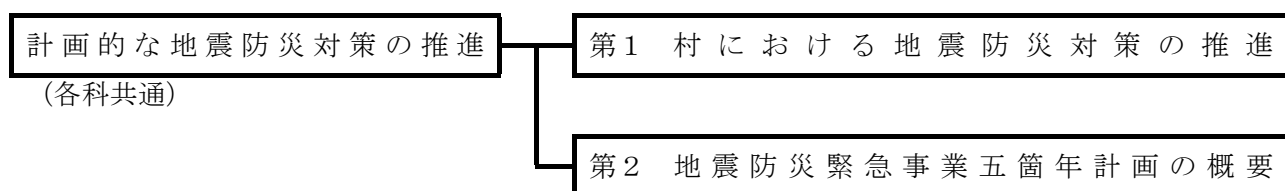
## 第2章 災害予防計画

### 第1節 計画的な地震防災対策の推進

#### 【基本方針】

秋田県では、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、県、市町村及び関係機関を実施主体とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震による住民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に止めるために、耐震化の促進、地域防災力の強化等、ハード・ソフト両面からの各種取組みを推進している。

これを受け、村は県が作成した五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進を図る。



#### 第1 村における地震防災対策の推進

村は、地震をはじめとする各種発生した場合の人的・物的被害の軽減を目指し、県が策定する「秋田県地震減災行動計画」に基づき、自助、共助、公助が連携した、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進を図るものとする。

#### 第2 地震防災緊急事業五箇年計画の概要

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、県では、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、「秋田県地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、防災対策に資する施設の整備を推進している。

村は、緊急性のある事業から積極的にこの計画に計上し、施設の整備を図るものとする

##### 1 対象地区

地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する対象地区は、過去の被害地震及び活断層の分布状況など、本村の地震災害環境を勘案し、本村を含む県全域である。

##### 2 対象施設

地震防災緊急事業五箇年計画に定めることにより、令和3年度から令和7年度までの期間におい

て、村が地震防災上緊急に整備すべき施設等は地震防災対策特別措置法第3条第1項各号に掲げる次の施設等である。

■ 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の対象施設等

1	避難地	村及び県は、地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するため、避難地の整備を推進する。
2	避難路	村及び県は、地震災害時における避難者の避難ルートの安全を確保するため、避難路の整備を推進する。
3	消防用施設	村及び県は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため、防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他消防施設の整備を推進する。
5	緊急輸送道路等 ・緊急輸送道路 ・緊急輸送交通管制施設	村及び県は、地震災害時における救急救助、消火、負傷者の搬送、避難及び収容、救援物資の搬送、情報の収集伝達その他の応急対策が円滑に行えるよう、緊急通行車両の活動を確保するための道路、交通管制施設の整備を推進する。
9	公立小中学校 ・校舎 ・屋内運動場	村は、地震災害時の児童生徒の安全を確保し、また、避難収容施設ともなる小中学校の耐震構造化を推進する。
11	公的建造物	村は、避難所等として使用する施設の耐震補強を推進する。
13	砂防設備等 ・砂防設備 ・保安施設 ・地すべり防止施設 ・急傾斜地崩壊防止施設 ・ため池	県は、地震災害時における土砂災害等を防止するため、砂防施設、ため池等の整備を推進する。
19	老朽住宅密集対策	村は、地震災害時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備や建築物の耐震・不燃化の推進を図る。

※ 表中の数字は、地震防災対策特別措置法第3条の各号。秋田県計画において、本村に関する事業項目について記載。

## 第2節 災害情報の収集、伝達計画

### 【計画の方針】

地震災害発生時における被害状況の迅速かつ的確な収集・把握は、村災害対策本部要員の動員、災害救助法の適用、自衛隊等関係機関への応援要請、救援物資、流通備蓄を活用した水・食料、生活必需物資、救助用資機材の調達など、あらゆる応急対策を実施する上で基本となるものであり、村及び県を始めとする防災関係機関は、所掌業務に関する的確な被害情報を、村・県災害対策本部、並びに関係機関災害対策本部等へ報告する。

また、住民への情報伝達については、簡潔で「わかりやすい」表現とし、特に、要配慮者への配慮に重点を置くことが必要であり、このため、平常時から計画的な訓練の実施と検証を積み重ねる。

さらに、緊急地震速報の伝達については、職員への確実な連絡体制と通信手段の整備に努めるほか、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなどにより、組織体制や個々の役割についても計画的に検証し、これらの結果を踏まえた見直しや検討を行う。

秋田地方気象台は、村、県その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報についての普及啓発に努める。

災害情報の収集、伝達計画

(民生課、企画課、各課共通)

第1 緊急地震速報の種類、発表基準及び普及・啓発等

## 第1 緊急地震速報の種類、発表基準及び普及啓発等

### 1 緊急地震速報の発表

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

また、テレビ、ラジオを通じて住民に周知し地震動による被害の軽減を図る。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。

### 2 緊急地震速報の区分と発表内容

気象庁における発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区分及び発表内容については次のとおりとする。

区分	名称	発表内容
地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上の揺れが予想された時に、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はM3.5以上等と予測された時に発表するもの

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析すること

により、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

### 3 緊急地震速報及び震度速報で用いる地域の名称

村の区域は、秋田県内陸南部である。

### 4 緊急地震速報（警報）の発表条件・内容

#### (1) 緊急地震速報を発表する条件

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合

#### (2) 緊急地震速報の内容

- ① 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
- ② 強い揺れ（震度5弱以上）が推定される地域及び震度4が推定される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な推定震度と猶予時間は発表しない。

### 5 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による防災ラジオ等を通して住民に伝達される。

### 6 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外の集客施設	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

## 7 普及啓発の推進

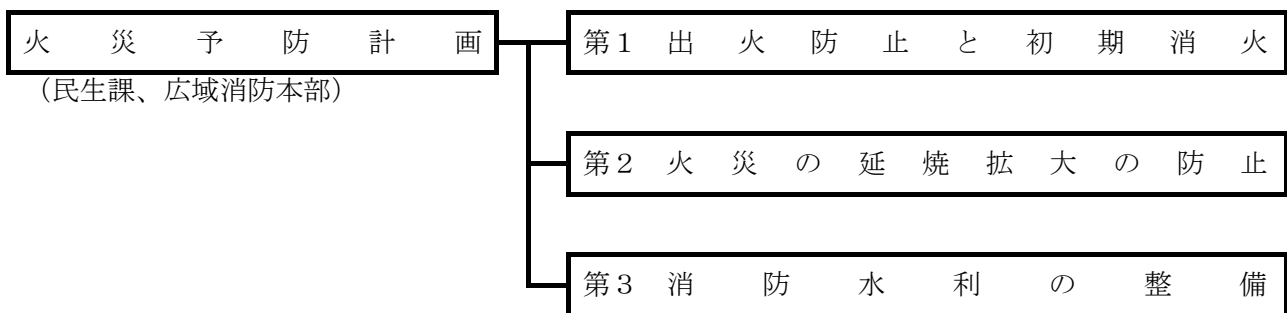
秋田地方気象台は、村、県その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、及び震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信した時の適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及啓発に努める。

## 第3節 火災予防計画

### 【計画の方針】

多種に及ぶ危険物取扱施設の増加など、地震発生時における火災発生への潜在的危険性が増加している。このため、広域消防本部は、地震により予測される火災の発生、また拡大予測と二次災害を想定した消防計画の見直し又は作成を行い、必要な消防施設や設備の整備・改修、又は拡充などを図る。

また、村及び広域消防本部は県等と協力して、消防職員及び消防団員に対する消防力の向上を目的とした教育訓練を計画的に実施するとともに、住民に対しては防災訓練や研修会などを通じ防火思想の普及を図る。



### 第1 出火防止と初期消火

村は、県の助言と指導のもとに一体となって、消防力の充実強化と火災予防組合等の組織化及び住民に対する防火思想の普及等火災の未然防止に努めている。

#### 1 消防力の強化

##### (1) 消防組織の充実と消防施設、資機材の整備

消防団員の充足、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき消防施設及び資機材を整備して消防力を強化する。特に震災時における交通途絶等を考慮し、耐震性貯水槽、防火水槽、小型動力ポンプ、消火栓等の整備に努める。

##### (2) 燃焼器具等の管理指導

地震発生時における石油、ガス等の燃焼器具、電気器具、石油類及び発火性薬品等の管理について指導する。

##### (3) 出火防止及び初期消火の周知徹底

住民や自主防災組織に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知徹底を図る。各家庭に消火器、消火用バケツの備付けと、初期消火技術の向上について指導する。

##### (4) 火災予防条例等の周知徹底

住民に対し、火災予防に関する規則等について普及徹底する。

## 第2 火災の延焼拡大の防止

地震時の火災の延焼拡大を防止するために、消防力の強化、消防計画の整備及び建築物の不燃化等の一層の充実が必要である。

### 1 消防計画の充実

消防計画の作成に当たっては、木造家屋の密集度、並びに消防活動のための道路の状況等に応じた消防活動が実施できる体制の整備に努める。

### 2 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成及び育成に努め、火災発生時における連携・協力体制を実践的な訓練などを通じて指導する。

### 3 予防査察の実施

消防長又は消防署長は、関係施設への立入査察、予防査察などを計画的に実施し震災時の対応について現場指導を行う。

## 第3 消防水利の整備

### 1 現況

地震動による水道施設の損壊、停電による送水ポンプの停止、水圧低下や断水、さらには道路損壊や建物崩壊等による道路通行障害により、消防活動への大きな制約が予測される。

### 2 対策

村は、地震から消防水利施設の防護対策として、耐震性貯水槽や防火水槽等の消防水利施設を計画的に整備し、また、設置に当たっては、木造家屋密集地域、避難場所及び避難路の周辺地域を優先的に整備する。

また、学校などの水泳用プール及び関連施設を消防水利として、積極的に活用する。

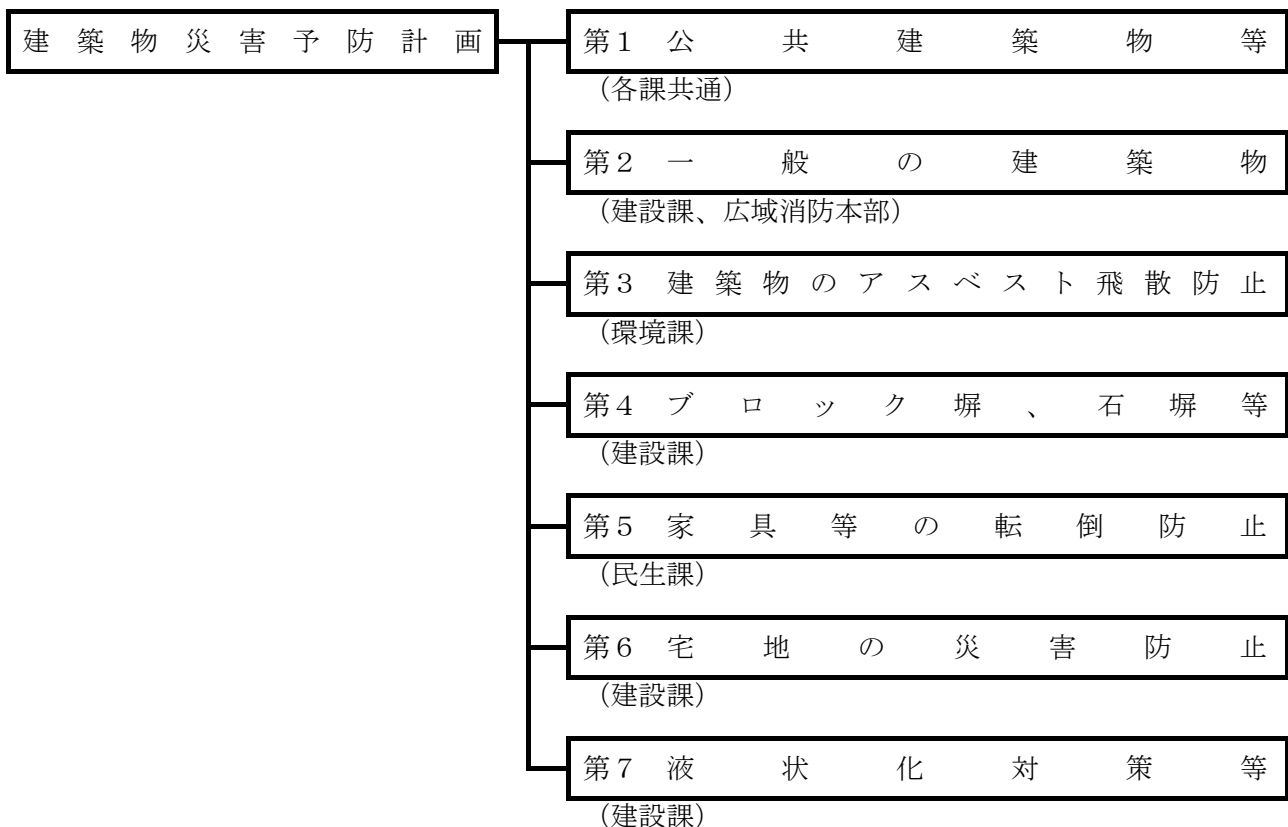


## 第4節 建築物災害予防計画

### 【計画の方針】

建築物の耐震診断及び耐震改修、並びに不燃化を計画的に実施し、主要動（S波）及び長周期地震動による建物被害の軽減を図る。

特に、防災業務の拠点となる公共施設について耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性確保について指導を行う。



### 第1 公共建築物等（各課共通）

#### 1 現況

公共建築物のうち、主要施設は災害発生時における避難、救護、応急復旧対策等に関する活動拠点として使用されるものであり、耐震・不燃化対策の強化が必要である。

#### 2 対策

- (1) 役場庁舎、消防署等防災関係機関の施設及び学校等の施設についても、各施設管理者が施設の耐震診断、点検を実施するとともに、必要な耐震補強・改修等を行うよう努める。また、天井の仕上げ材などの非構造部材についても、耐震性の確保を図るため各種の点検を実施し、必要な改修等を行う。

なお、学校においては、文部科学省の指針に基づく非構造部材の定期的な点検を実施するとともに、異状箇所について、改修・改善を図る。

(2) 村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

## 第2 一般の建築物（建設課、広域消防本部）

### 1 現況

建築関係法令等の徹底により、建築物及び特定工作物等の安全性はかなり高い水準に達しつつある。しかし、建築基準法の耐震規定の改正以前に建設されたものについては、耐震診断結果に応じた改修が必要がある。

### 2 対策

#### (1) 建築物の耐震化の促進

村は地震による倒壊等、被災時の影響が大きい建築物及び災害応急対策の拠点となる庁舎、避難場所に指定されている体育館等の防災拠点施設について、耐震診断・改修及び天井脱落防止対策等非構造部材の耐震対策等の実施を指導し、耐震性の確保に努める。

#### (2) 住宅等の地震対策

① 住民からの地震対策に関する一般的な相談には、(一財)秋田県建築住宅センター、雄勝地域振興局建設部が当たる。

この際、パンフレット、リーフレット等を活用して住宅等の地震対策について指導する。

② 老朽木造住宅や宅地の耐震性等について、診断及び補強方法等を指導する。

指導に当たっては建築技術者及び関係団体等の組織を活用する。

#### (3) 特殊建築物、昇降機の地震対策

① 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成など、その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。

② 建築物の防災性能の保持及び既設エレベーターの耐震改善等、防災上必要な指導、勧告を行う。

#### (4) 落下物対策

道沿いにある3階以上の建築物を調査し、改修指導により安全を図る。

## 第3 建築物のアスベスト飛散防止（環境課）

### 1 現況

災害によって被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止する必要がある。

### 2 対策

環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。

## 第4 ブロック塀、石塀等（建設課）

### 1 現況

ブロック塀、石塀等の耐震性については、建築基準法施行令等に基づく審査・指導等により倒壊防止対策を講じているが、法令改正以前に建築されたものについては、耐震性の確認及び必要に応じて補強（以下「耐震補強等」という。）が必要である。

### 2 対策

既存ブロック塀等に対する耐震補強等の必要性について所有者等に指導する。  
関係業界に対しては、適正な設計・施工を指導し、倒壊事故の防止を図る。

## 第5 家具等の転倒防止（民生課）

### 1 現況

強い地震動により家具、冷蔵庫、テレビなどのいわゆる重量家具の転倒、破損又は移動、さらには天井の照明器具、柱や壁面の時計、額縁、装飾品などの破損・落下により負傷者の発生が予測される。

### 2 対策

- (1) 家具類等は、固定金具、転倒防止金具及びテープ等で固定、連結し、転倒を防止する。
- (2) ピアノや電気製品等はキャスタ、又は金具で移動を防止する。
- (3) 食器類の破損・落下による負傷を防止するため、収納方法や落下防止対策の指導に努める。

## 第6 宅地の災害防止（建設課）

### 1 現況

大規模な地震災害等により、造成宅地においてがけ崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念されるため、宅地の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

### 2 対策

村は、既存の宅地については、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、日頃から地滑りやがけ崩れの兆候の早期発見に努めるよう、所有者、管理者等に対してその旨注意喚起する。

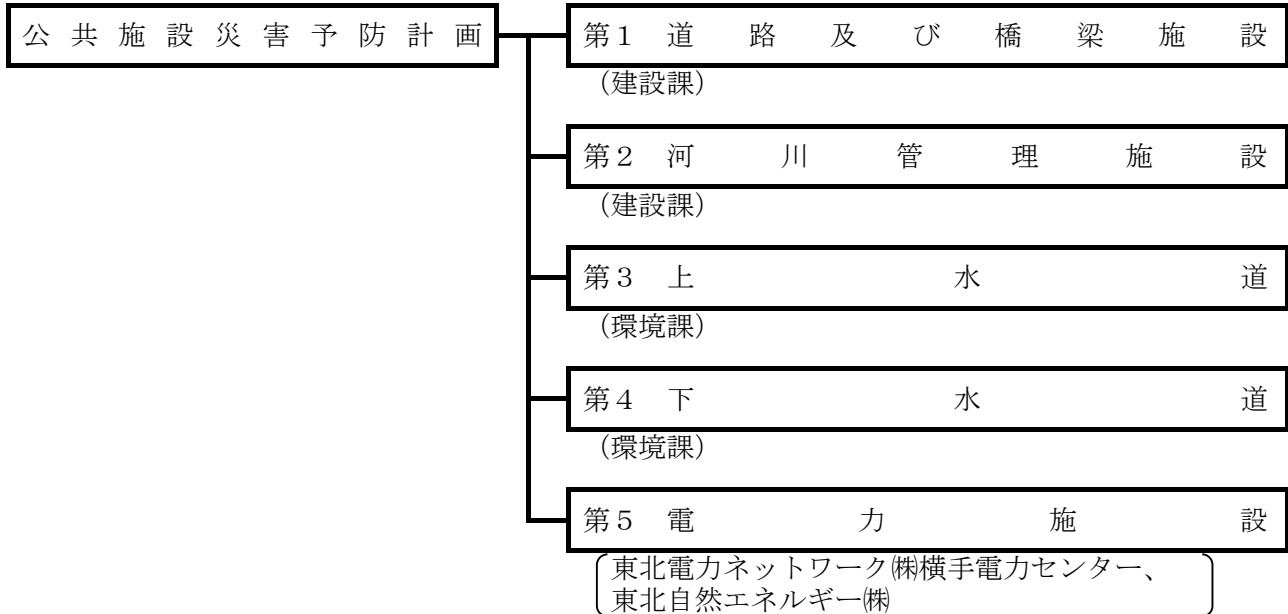
## 第7 液状化対策等（建設課）

村及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び宅地の耐震化を実施するよう努める。

## 第5節 公共施設災害予防計画

### 【計画の方針】

道路、橋梁、上水道、電気などの公共施設は、住民の日常生活、社会経済活動、並びに防災活動上において極めて重要な施設であり、施設の管理者は地震災害から施設を防護するために、これら対象施設の耐震診断、並びに耐震診断結果を踏まえた耐震補強等を早期に実施する。



### 第1 道路及び橋梁施設（建設課）

地震動による道路被害は、沖積層地域では亀裂・陥没・沈下・隆起が、高盛土では地すべり・崩壊、切土部や山裾部においては土砂崩壊・落石等が予想され、また沿岸部には液状化が発生しやすい砂丘や沖積低地がある。

橋梁については、経年劣化に対する補修や設計適用示方書の改定に伴い必要となった補強対策を実施していかなければならない。

平成7年の阪神・淡路大震災では、道路、橋梁が重大な損傷を受け、救助・救急、医療、消火活動及び緊急物資の輸送に大きな支障をきたし、応急対策活動が妨げられ地域社会が大きな影響を受けた事例から、災害に強く信頼性の高い道路網の確保が強く求められた。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画の策定とこれに併せて緊急対策計画として地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、指定されている道路の整備を推進する。

#### 1 道路全体の耐震点検と対策工事（道路部及び橋梁等の施設を含む）

- (1) 地震に対する緊急輸送道路ネットワーク等の防災力向上を図るため、道路防災総点検結果に基づき継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。
- (2) 防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための測量・地質調査・設計等を行い、

その対策工事を実施する。

さらに、発災時の応急対策や通行規制並びに情報収集・提供を迅速に行うために情報連絡施設・体制等の整備を図る。

これらの施設計画は国の方針、社会の要請等に適切に対応し、順次高度化を図っていく。

なお、対策の優先順位については、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案し決定する。

## 2 道路施設等の耐震点検と対策工事

(1) 道路防災総点検結果に基づく継続的点検及び対策施設の整備を計画的に実施する。

(2) 道路防災総点検（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）

- ① 平成8～9年度に実施
- ② 危険箇所の把握と要対策箇所の抽出
- ③ 防災カルテの作成（カルテは以後の点検結果により更新）  
災害に至る要因の事前把握をする。
- ④ 道路防災総点検の点検項目  
落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、雪崩、盛土、擁壁等

## 3 橋梁等の耐震点検と対策工事

(1) 平成7年には「兵庫県南部大震災により被災した道路橋の復旧に係る仕様」（復旧仕様）が、平成8年、11年、14年、24年には「道路橋示方書」がそれぞれ改訂され、最新の基準に基づき、既設橋梁の下部工補強・沓座の拡幅・落橋防止装置の設置等の耐震対策を実施している。

また、新設橋梁も同様である。

(2) 新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の大規模地震の頻発により、平成17年6月28日には「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」が東北地方整備局より発せられ、国・東日本高速道路株式会社・秋田県により、高速道路、国道（指定区間）の全線、県管理緊急輸送道路のうち新たに抽出した優先確保ルート上の橋梁において、適用耐震基準が古く、震災被害が想定される橋梁については、平成17～19年の3箇年において耐震補強を重点的に実施している。また、高速道路を跨ぐ橋梁についても同様である。

(3) 道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な維持管理を行う。

(4) 橋梁の詳細点検

- ① 道路防災総点検（震災点検）を平成8～9年度に実施。
- ② 平成15年から定期的な点検体制を導入し、道路橋に対する施設の諸元及び損傷を調査し、データベース化している。
- ③ 道路防災総点検の点検項目  
橋梁、横断歩道橋、共同溝、開削トンネル、掘割道路、盛土、擁壁、ロックシェッド・スノーシェッドの8項目である。

## 4 トンネルの安全点検と対策工事

(1) トンネル坑口部等の緊急点検結果を受けた対策工事は、平成10年度で完了した。

- (2) トンネル覆工のひび割れ等の変状を日常パトロール、観察や場合によっては詳細調査を行い、所要の補強対策を実施する。

## 第2 河川管理施設（建設課）

### 1 施設、設備の点検

施設管理者は、河川管理施設について、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づき耐震診断を実施する。

### 2 耐震性の強化

耐震診断結果を踏まえ、重要度に応じて耐震補強を推進する。

## 第3 上水道（環境課）

### 1 施設の防災の強化

- (1) 村は、地震災害に対する施設の安全性向上を図るため、浄・配水施設等基幹的水道施設の建設地を土砂災害等の地震被害を受けにくい箇所を選定するとともに、耐震構造により建設するものとする。
- (2) 村は、既存の施設において、耐震診断等の結果により地震による被害が予想される場合は、最新の基準や準拠示方書等に基づいて必要な改良又は更新することを検討する。
- (3) 村は、防災拠点等、人命の安全に関わる重要施設への供給ラインについては、地震災害によって供給が遮断されないよう、重点的に耐震化を進めるものとする。
- (4) 村は、施設の新設・更新に際しては、地盤の状況等を勘案した上で、耐震性の高い構造とする。

### 2 応急給水体制と資器材の整備

- (1) 村は、水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。
- (2) 村は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

## 第4 下水道（環境課）

### 1 施設の耐震化

合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、災害への対応力強化の観点から、整備を進めるとともに浄化槽の長寿命化を推進する。

### 2 維持管理による機能の確保

村は、浄化槽台帳の整理、保管に万全を期すとともに、定期点検を実施し、施設及び機能状態の把握に努める。

## 第5 電力施設（東北電力ネットワーク㈱横手電力センター、東北自然エネルギー㈱）

### 1 設備の耐震性の強化

- （1）過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。
- （2）地震により不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤にある設備の基礎を補強する。
- （3）新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地盤を避ける。

### 2 電力施設予防点検

定期的に電力施設の巡視点検を実施する。

### 3 災害復旧体制の確立

- （1）情報連絡体制を確保する。
- （2）非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- （3）復旧用資材及び輸送力を確保する。

### 4 防災訓練の実施

- （1）情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に又は総合的に実施する。
- （2）各防災機関の実施する訓練へ参加する。

## 第6節 農業災害予防計画

### 【計画の方針】

地震による農業被害未然に防止するために、農地及び既設農業用施設等の補強・改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設・改修に当たっては耐震性の向上を図る。

### 農業災害予防計画

(農林課、農業委員会)

### 第1 農地及び農業用施設等

## 第1 農地及び農業用施設等

### 1 現況

農家人口の減少や労働力の高齢化と兼業化等が進み、農地及び農業用施設等の維持管理が不十分となり、施設等が老朽化しているものがある。

### 2 対策

- (1) 農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の農業用施設の管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、必要な補修・点検整備を行うほか、老朽化等により改修が必要となった場合には農村地域防災減災事業等を活用し、耐震化対策を含めた整備を図る。
- (2) 村及び県は、防災重点農業用ため池のうち重要度の高いため池については耐震性調査を順次実施し、耐震不足が判明したため池について、施設の管理者は貯水制限や監視体制の強化などの減災対策を講じるほか、必要に応じて耐震化補強工事を実施する。また、震度4以上の地震が発生した場合は、防災重点農業用ため池等の緊急点検を行い、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施する。
- (3) 地震によって水田に亀裂が生じたり、農業水利施設等に被害がでた場合には、農作物に大きな影響が出ることから、亀裂部周囲への盛土などによる補修や応急ポンプによる用水手当などの対策により、農業被害の防止、軽減を図る。



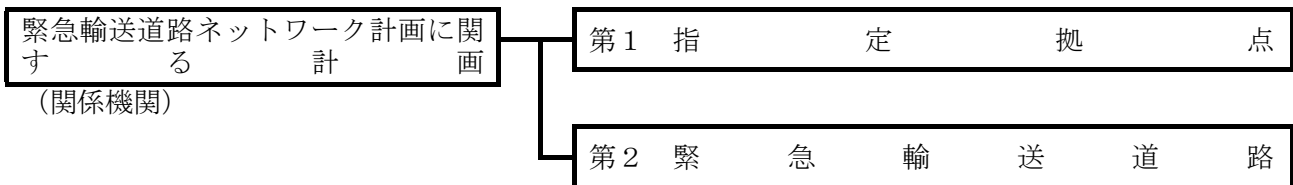
## 第7節 緊急輸送道路ネットワーク計画に関する計画

### 【計画の方針】

災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送道路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両・航空機の確保が必要となる。

県は、国・村・東日本高速道路（株）と連携し、災害時における緊急輸送を確保するための道路（以下「緊急輸送道路」という。）の指定を行う。また、緊急輸送道路が相互に補完的な役割を果たし、災害時における効率的な緊急輸送及び機能を確保するため、県内道路に関する「緊急輸送道路ネットワーク計画」を作成する。さらに、緊急輸送道路の耐震化などを推進するため、「秋田県地震防災緊急事業五箇年計画」などに基づく、道路の新設、改良及び補強等の整備に努める。

また、県及び関係機関は、道路の新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化や最新の被害想定調査結果を反映する等、必要に応じて適宜見直しを行う。



### 第1 指定拠点

緊急輸送道路ネットワーク計画における「指定拠点」は、次のとおりとする。

指定拠点は、第1次指定拠点、第2次指定拠点及び第3次指定拠点到に区分するものとし、具体的な区分は「緊急輸送道路ネットワーク計画」において進めるものとする。

#### 1 村

- (1) 東成瀬村防災情報センター
- (2) 村役場
- (3) 農村交流センター
- (4) 地域交流センターゆるるん
- (5) まるごと自然館
- (6) 地域交流センター成瀬川交流館

#### 2 救援物資等備蓄・集積場所

東成瀬村防災情報センター、岩井川地区防災センター、まるごと自然館  
地域交流センター成瀬川交流館

#### 3 医療機関等

東成瀬村国民健康保険診療所

#### 4 臨時ヘリポート

- 総合グラウンド
- 多目的グラウンド
- 多目的グラウンド駐車場
- ジュネス栗駒スキー場駐車場
- 須川駐車場

#### 5 避難場所

資料編 資料5-1 参照

#### 6 一次避難地

グラウンド（小中学校）、公園、野球場等

### 第2 緊急輸送道路

重要施設間及び隣接市町間の連絡路線としての緊急輸送路線は、次の区分により「緊急輸送道路ネットワーク計画」において定めるものとする。

なお、災害の状況により下記道路の優先順位は変化するので、建設課は災害の状況を見極め対応するものとする。

#### 1 第1次緊急輸送路線

- (1) 国道 342 号、397 号

#### 2 第2次緊急輸送路線

- (1) 県道（主要地方道横手東成瀬線、小安温泉椿川線、仁郷大湯線）
- (2) 村役場及び被害時重要となる公共施設等に連絡する村道

順不同

路線名	主要な経過地
村道 田子内旧国道線	役場、防災情報センター、診療所、郵便局、小学校、保育所 児童館、村民体育館
村道 滝ノ沢平良線	老人ホーム、平良発電所
村道 のぞき線	老人ホーム
村道 宮田上林線	中学校、総合グラウンド、移動通信用鉄塔
村道 迎田1号線	農村交流センター
村道 矢櫃線	防災行政無線基地局、旧矢櫃グラウンド
村道 ジュネス柳沢線	ホテルブラン、移動通信用鉄塔
村道 谷地線	まるごと自然館

※ 被害の状況によって、上記以外の路線を優先することもある。

#### 3 第3次緊急輸送路線

1 及び 2 以外の生活道路。

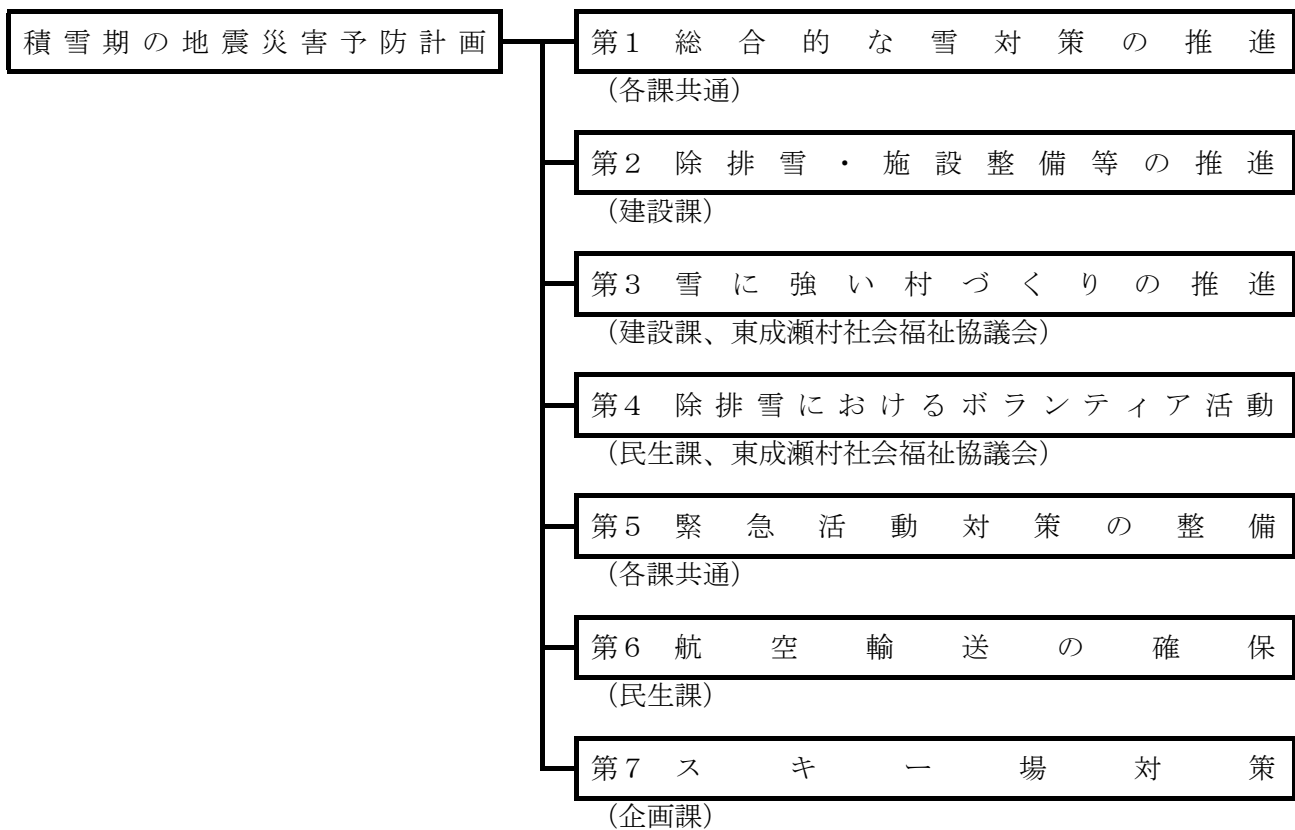
<参考> 資料編 第5 避難、救出に関する資料

## 第8節 積雪期の地震災害予防計画

### 【計画の方針】

積雪厳寒期における大地震は、他の季節に発生する地震に比べ、積雪や低温により人的・経済的に大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。

このため、村、県及び防災関係機関は、連携した除排雪体制の強化、克雪施設の整備など総合的な雪対策を推進し、積雪期における地震被害の軽減を図る。



### 第1 総合的な雪対策の推進（各課共通）

積雪期の地震による災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強い村づくり等雪対策に関する総合的、かつ長期的な推進によって確立されるものである。

### 第2 除排雪・施設整備等の推進（建設課）

#### 1 道路の除排雪体制の強化

- (1) 一般国道、県道、村道の各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進する。
- (2) 村、県及び国は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、建設機械の増強に努める。

#### 2 積雪寒冷地に適した道路整備

村、県及び国は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努める。

### 3 除排雪施設等の整備

村は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、市街地の生活道路の除排雪を計画的に実施するとともに流雪溝等除排雪施設の整備を図るほか、地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備に努める。

### 4 雪崩防止対策

村、県及び国は、雪崩による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の道路防雪施設の整備に努める。

### 5 消防水利の整備

積雪厳寒期には積雪や凍結などにより、消防水利の確保に困難をきたすので、村は、積雪期に対応した多段式消火栓の整備に努める。

### 6 克雪住宅の普及等

村及び県は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、村は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

## 第3 雪に強い村づくりの推進（建設課、村社会福祉協議会）

### 1 家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が困難な要援護世帯に対しては、地域住民等の相互扶助体制づくりを進めていく。

### 2 積雪期の避難所体制の整備

#### （1）集落単位での収容避難所の整備

村においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので、村は避難所の耐震性を強化するとともに、食料及び救助資機材等の整備に努める。

#### （2）避難所の寒冷対策

村は積雪寒冷期の使用を考慮した避難所を指定するとともに、その運営に関し、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

#### （3）要配慮者に対する除排雪支援

自力での屋根雪処理が困難な要配慮者に対しては、地域の助け合いによる相互扶助やボランティアなどの協力により屋根の雪下ろしや除排雪に努める。

## 第4 除排雪におけるボランティア活動（民生課、村社会福祉協議会）

### 1 ボランティア登録者の要件

除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者や経験者が望ましい。

## 2 安全の確保

毎年発生している除排雪作業により、次のような事故が発生しており、ボランティアに対しては事故防止対策と現場指導の実施が必要である。

- (1) 滑落事故・・・屋根の雪下ろし作業中によるもの
- (2) 落雪事故・・・気温の上昇に伴い、屋根から滑り落ちる雪（一部氷結した雪）によるもの
- (3) 交通事故・・・ロータリー車、グレーダーなどの重機に巻き込まれるもの

## 3 健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし、除排雪など運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗などにより、脳血管疾患や心疾患などを発症する引き金となり、状況によっては死亡に至る場合もある。このため、村、村社会福祉協議会及び関係機関は、除排雪に関するボランティアの募集及び割り振りに当たっては、ボランティアの健康診断が不可欠である。

## 4 ボランティア活動保険への加入

除排雪活動に係る災害ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとする。

## 5 事業者保険への加入

ボランティア保険では、心疾患、脳血管疾患等の疾病については、補償の対象外であることから、募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガや疾病等に対応するため、事業者保険に加入するものとする。

# 第5 緊急活動対策の整備（各課共通）

## 1 冬期緊急道路確保路線網図の整備

村及び各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網図を整備する。

## 2 交通手段の確保

各道路管理者は、村、県及び防災関係機関と連携し、所管する道路又は他機関所管道路の除排雪を実施し、幹線交通路及び生活道路の交通を確保する。

## 3 通信手段の確保

村、県及び防災関係機関は、地震による通信の途絶を防止するため、所管する情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、中山間地域においては、集落の長、消防団長との通信手段を確保するため、防災行政無線の携帯機又は衛星携帯電話等の整備を図る。

#### 4 除排雪・暖房用資機材の備蓄

村は、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボートなどの防寒・除排雪用資機材の備蓄に努める。

村は、電源を必要としない暖房器具及び燃料等の暖房用資機材の備蓄に努める。

#### 5 雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、村は雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

### 第6 航空輸送の確保

孤立想定地区又は集落からの情報収集及び物資輸送については、ヘリコプターなどの航空機が最も有効な手段の1つであり、訓練等を通じ関係機関との連携体制の整備を図る。

#### 1 緊急離着陸ヘリポートの整備

孤立が予想される集落又は隣接地区に、緊急離着陸ヘリポート場を確保し、ヘリポート並びにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。

### 第7 スキー場対策（企画課）

#### 1 スキー場施設の管理者が行う対策

- (1) リフト・ロッジ施設の耐震対策及び維持管理の徹底
- (2) ゲレンデの雪崩防止対策、巡回による雪崩発生危険箇所の早期発見及び除雪
- (3) 駐車場及びアクセス道路の除排雪の徹底
- (4) スキー客の一時的な避難場所及び避難施設の確保
- (5) 村、県及び関係機関との連絡体制の整備

#### 2 村が行う対策

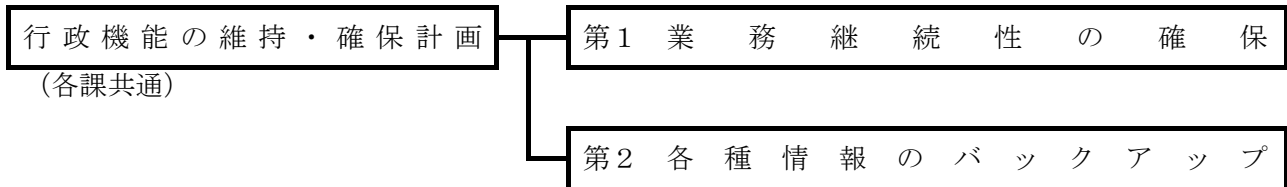
- (1) スキー客を対象とした避難場所、避難路及び避難所の指定
- (2) スキー客及び宿泊客の避難誘導について、統一的な図記号を利用した、分かり易い誘導標識や案内板の設置
- (3) スキー場の孤立、又は負傷したスキー客に対する救助・救急対策など

<参考> 資料編 第9 雪害予防に関する資料

## 第9節 行政機能の維持・確保計画

### 【計画の方針】

村、県及び防災関係機関は、大規模な地震等の災害発生時においても、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を行うため、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続性の確保を図る。



### 第1 業務継続性の確保

村、県及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況等の変化等に応じた体制の見直しなどを行う。

村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

### 第2 各種情報のバックアップ

村、県及び防災関係機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデータ等の各種情報について、必要に応じて複数のバックアップデータを作成する。

村は、重要な行政データのバックアップにより、データの消失を防止する。



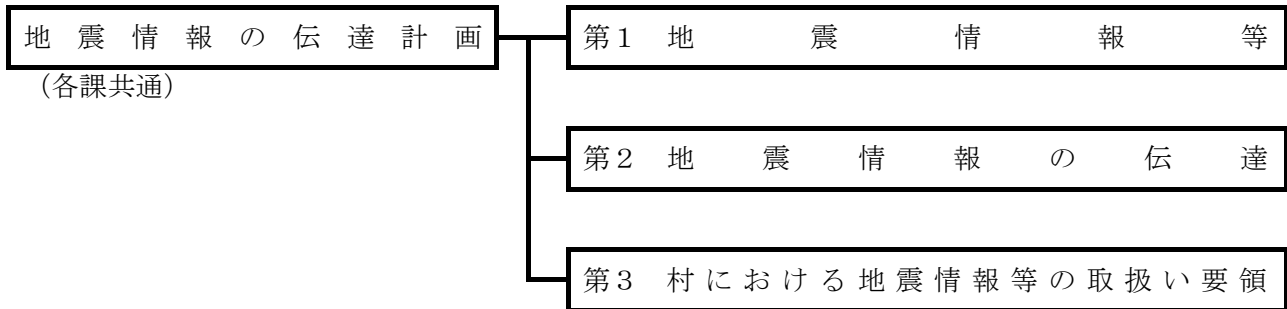
# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 地震情報の伝達計画

### 【計画の方針】

秋田地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、村、県及びその他の防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の活動状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

村は、住民、要配慮者、並びに観光客等の安全で円滑な避難を確保するため、分かりやすい伝達文を作成し、かつ明瞭な伝達に努める。また、村防災行政無線施設の整備促進と機能の向上、さらには計画的な施設の耐震対策及び維持管理の徹底、併せて通信の途絶による地区及び集落の孤立防止を図る。



## 第1 地震情報等

### 1 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約180地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

地震情報の種類	発表基準	内 容
		震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

## 2 地震解説資料

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料であり、解説資料等の種類、発表基準及び内容については次のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料（速報版）	次のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	次のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（秋田県に）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（秋田県内で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
月間地震概況	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内及び東北地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの東北地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

## 第2 地震情報の伝達

### 1 地震情報の伝達

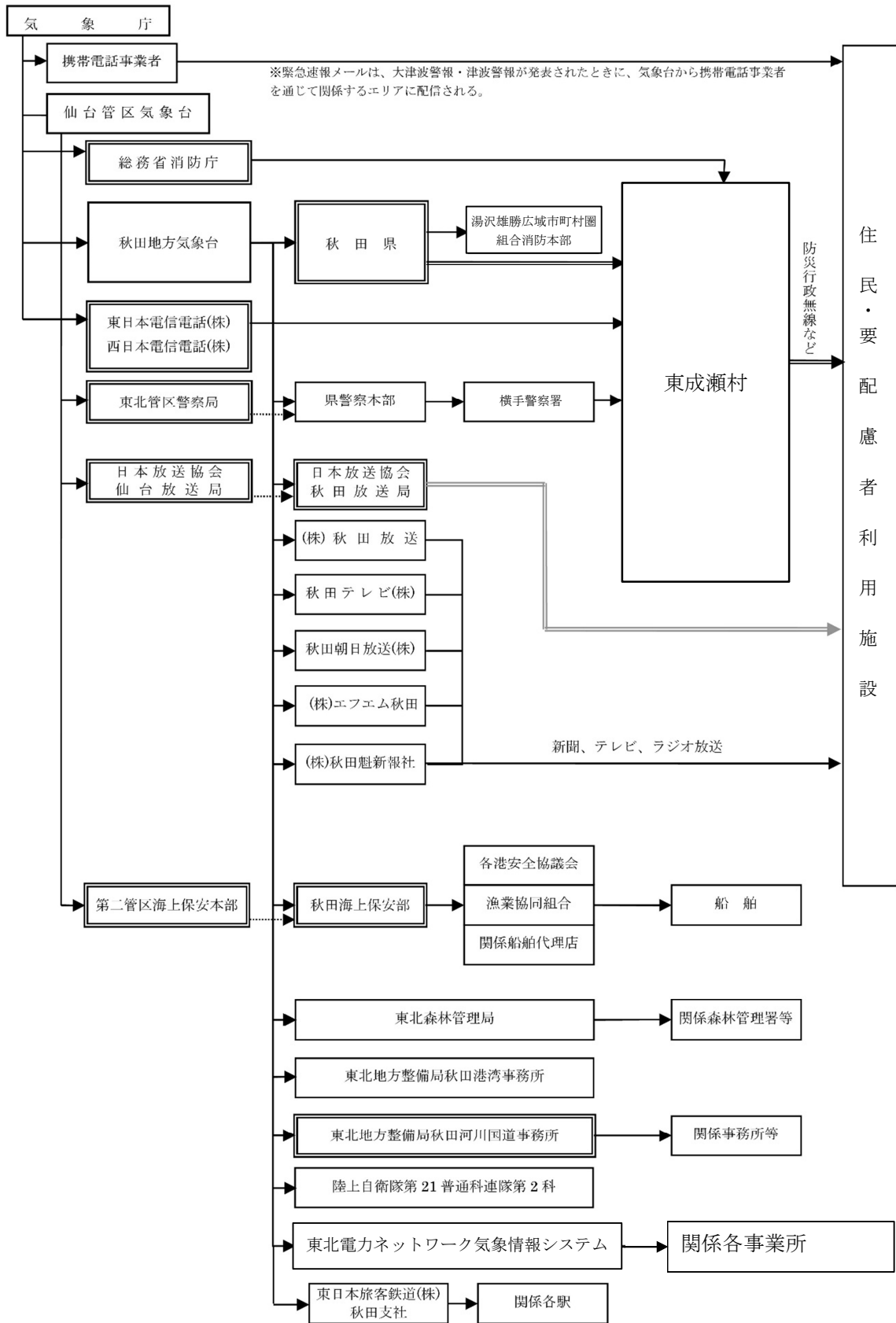
#### (1) 放送機関における措置

放送機関は、秋田地方気象台から津波予報、地震情報等の通知を受けた時は、速やかに放送を行うように努めるものとする。

#### (2) 村における措置

- ① 村長は、情報の受領に当たっては関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内容伝達組織を整備しておくものとする。
- ② 村長は、地震情報等の伝達を受けた時は、村地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。

## ■ 地震情報の伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

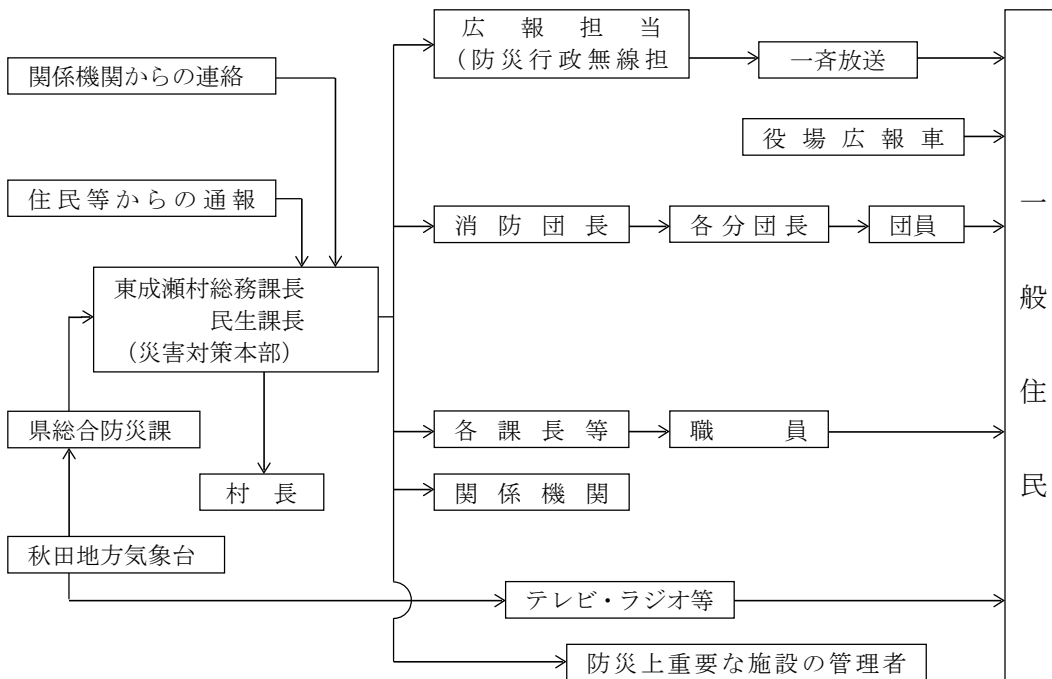
(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

### 第3 村における地震情報等の取扱い要領

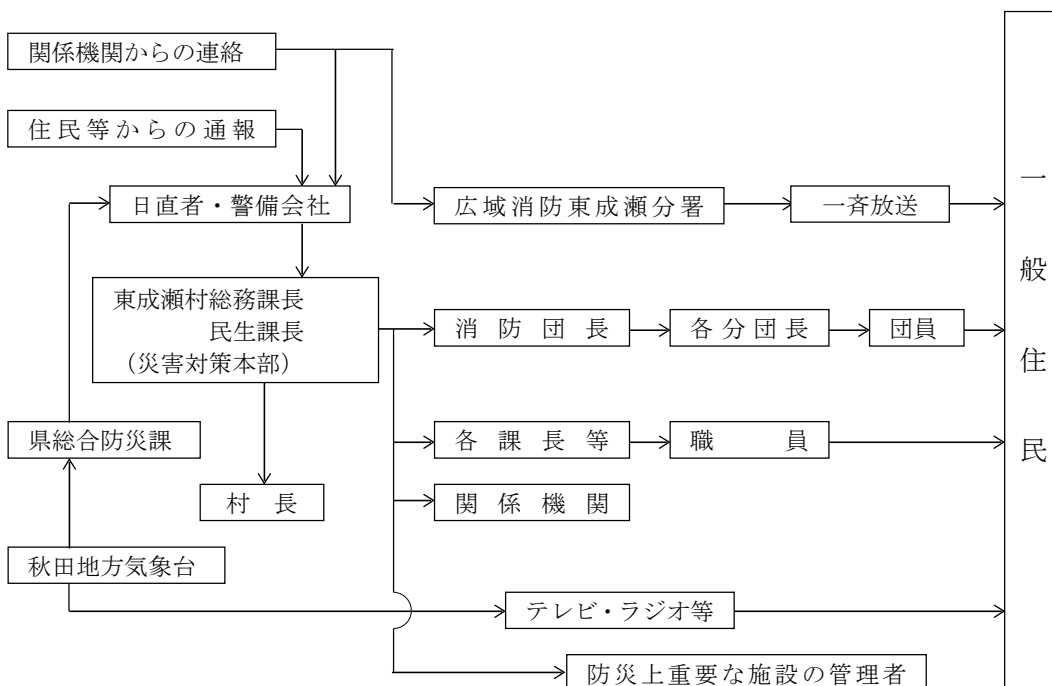
#### 1 村における措置

- (1) 気象業務法に基づく地震情報等は、通常時は民生課が、災害対策部及び災害対策本部設置時は総務・情報班が受領する。
- (2) 総務・情報班は、受領した地震情報を速やかに関係各課及び関係機関へ伝達する。
- (3) 地震情報等の伝達系統図は次のとおりとする。

##### ① 通常時の村内伝達の場合



##### ② 時間外の村内伝達の場合 (職員参集前)

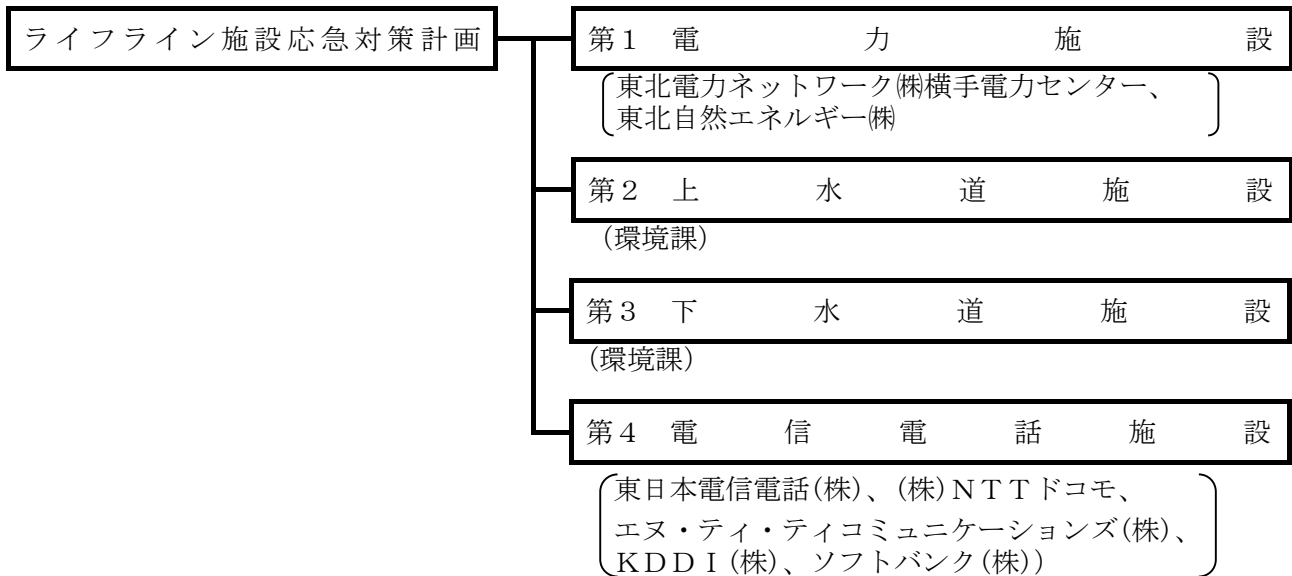


## 第2節 ライフライン施設応急対策計画

### 【 計画の方針 】

ライフライン施設管理者は、被害住民の生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所の早期把握及び応急復旧を図る。

また、地震後の二次災害防止のため、所要の措置を講ずるものとする。



### 第1 電力施設（東北電力ネットワーク(株)横手電力センター、東北自然エネルギー(株)）

#### 1 実施の主体

電力施設の応急復旧の実施責任者は、東北電力ネットワーク(株)横手電力センター、東北自然エネルギー(株)とする。

#### 2 実施の要領

##### (1) 災害時の組織体制

防災体制を発令し災害対策本部を設置するとともに、この下に設備ごと、業務ごとに編成された班を置いて災害対策業務を遂行する。

##### (2) 動員体制（応急復旧要員の確保）

対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

被害が多たで当該事業所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所などに応援を要請し要員を確保する。

##### (3) 二次災害防止措置

二次災害の危険が予想される場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

##### (4) 被害状況の把握と情報連絡体制

各班が各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）ごとに被害状況を迅速、的確に把握し、別に定める通報連絡経路に従って報告する。

また、災害に関する連絡は非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。

#### (5) 広報活動

テレビ・ラジオ・ホームページ及び村の情報発信手段等を利用し、感電事故防止を呼びかけるとともに、停電による社会の不安除去のため被害の状況及び復旧の見通し等について広報する。

#### (6) 復旧資材の確保

- ① 復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。
- ② 災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約した運送会社の車両、又はヘリコプター等により行う。
- ③ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

#### (7) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては診療所、交通、通信、報道機関、公共機関等を優先するほか、供給上社会的影響、復旧効果の大きいものから行う。

## 第2 上水道施設（環境課）

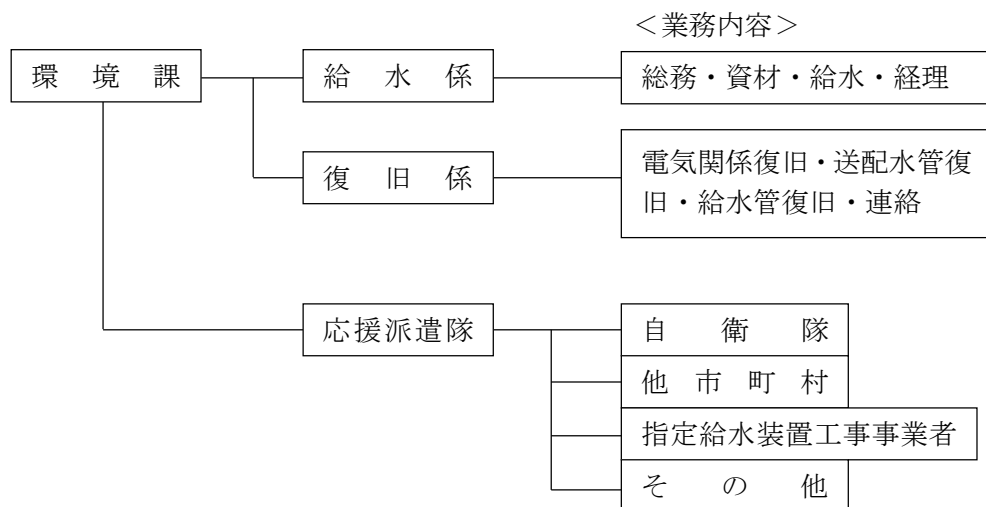
### 1 実施の主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、水道事業者（村長）とする。

### 2 実施の要領

#### (1) 応急体制の整備

村は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるものとし、その組織、構成については次のとおりとする。



#### (2) 情報の収集伝達

村は、地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行うとともに、断・減水等の被害の把握に努めるほか、関係機関との連絡を保持する。

また、被害状況及び復旧の見通し、給水活動の状況について県に報告するものとする。

### (3) 広報活動

村は、断・減水等の被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し及び給水活動の状況等を速やかに関係機関に通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等の情報について、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等により、住民に対し周知を図る。

### (4) 応急復旧活動

- ① 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水システムから給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。
- ② 施設が被災した時は、被災箇所から有害物等が混入しないように措置する。特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。
- ③ 水道事業者（村長）は、応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道施設の災害に伴う相互応援計画」に基づき応援を要請する。
- ④ 自衛隊の応援を必要とする場合は、村は県に派遣要請をする。

### (5) 応援協力活動

- ① 村は、指定水道工事事業者等と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要がある時は、近隣市町又は被災地域外の水道工事事業者等に応援・協力を求める。
- ② 水道工事事業者、水道資機材の取扱い業者及び防災関係機関は、村の行う応急復旧活動に協力する。

## 第3 下水道施設（環境課）

### 1 実施の主体

下水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、下水道事業者（村長）とする。

### 2 実施の要領

#### (1) 施設被害の把握

村は、災害は発生と同時に、浄化槽保守点検業者に依頼し、施設の点検を行うとともに被害状況の把握に努める。

#### (2) 応急復旧

- ① 施設が被災し、汚水が流出するおそれがある場合は、使用を一時停止するよう住民に周知徹底を図る。
- ② 下水道事業者（村長）は、浄化槽保守点検事業者に依頼し、被災した施設の応急復旧作業を実施する。

#### (3) 応援協力活動

村は、浄化槽保守点検業者と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要がある時は、近隣市町村又は被災地域外の浄化槽維持管理事業者等に応援・協力を求める。



## 第4 電信電話施設（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

### 1 東日本電信電話（株）

#### （1）災害時の対策組織体制

地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、次の対策組織を設置する。

- ① 情報連絡室
- ② 災害対策本部

#### （2）動員体制

防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ① 社員の非常配置
- ② 社員の非常招集方法
- ③ 関係相互間に対する応援要請方法
- ④ 工事請負業者の応援要請方法

#### （3）被害状況の把握と情報連絡体制

地震災害において、被害状況の把握と情報連絡並びに重要通信を確保するための諸活動が初動措置として重要であることから、次の初動措置を迅速に行う。

- ① 被害状況の把握
  - ア 被害の概況調査
  - イ 社内外からの被害に関する情報の迅速な収集
  - ウ 被害の詳細調査
  - エ 現地調査班等による被害の全貌把握
- ② 情報連絡
  - ア 情報の記録・分析
  - イ 情報連絡用打合せ回線の作成
  - ウ 情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認
  - エ 状況により情報連絡要員の増員等体制強化
  - オ 社外の災害対策機関との連絡、協力
  - カ 気象、道路状況等に関する情報の収集

#### （4）広報活動

地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合は、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、広報車、ホームページ等により地域の住民等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ① 災害復旧に関してとられている措置及び応急復旧状況
- ② 通信の途絶又は利用制限の状況と理由

- ③ 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
- ④ 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- ⑤ 住民に対して協力を要請する事項
- ⑥ その他必要な事項

(5) 復旧資材等の確保

応急復旧に必要な資材については当該支店保有の資材を使用するが、不足が生じる時は、東日本電信電話（株）本社及び各支店等が保有する資材を使用する。

また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用機器等を配備している。

- ① ポータブル衛星通信装置
- ② 移動電源車及び可搬電源装置
- ③ 応急復旧ケーブル
- ④ その他の応急復旧用諸装置

## 2 (株)NTTドコモ

(1) 災害時の組織体制

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。

- ① 情報連絡室
- ② 支援本部
- ③ 災害対策本部

(2) 動員体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した時の業務運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

- ① 社員の非常配置及びサービス基準
- ② 社員の非常招集の方法
- ③ 関係組織相互間の応援の要請方法

(3) 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を監視し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。

(4) 広報活動

- ① 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて、ホームページ、広報車等で直接当該被災地住民に周知する。

(5) 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

3 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

(1) 災害時の対策組織体制

災害等が発生し、又は発生するおそれのある時は、災害等の状況により速やかに次の対策組織を設置する。

① 災害対策本部

② 情報連絡室

(2) 動員体制

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

① 社員の非常配置及びサービス標準

② 社員の非常招集の方法

③ 関係組織相互間の応援の要請方法

(3) 被害状況の把握と情報連絡体制

災害等が発生し、又は発生するおそれがある時は、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

① 気象状況、災害予報、サイバー攻撃に関わる情報等

② 電気通信設備等の被害状況、そ通状況、及び停電状況

③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

④ 被災設備、回線等の復旧状況

⑤ 復旧要員の稼働状況

⑥ その他必要な情報

(4) 広報活動

① 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて、ホームページ等で周知する。

#### (5) 復旧資材等の確保

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- ① 応急復旧ケーブル
- ② 移動電源車
- ③ その他の応急復旧用諸装置

### 4 KDDI(株)

#### (1) 災害時の対策組織体制

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。

- ① 現地対策室

#### (2) 動員体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した時の業務運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

- ① 社員の非常配置
- ② 社員の非常招集の方法
- ③ 関係組織相互間の応援の要請方法 4 工事請負業者の応援要請方法

#### (3) 被害状況の把握と情報連絡体制

- ① 災害時に備え、通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を監視し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。

- ② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する情報連携を行い、通信復旧に努める。

#### (4) 広報活動

- ① 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて、ホームページ等で直接当該被災地住民に周知する。

#### (5) 復旧資材等の確保

- ① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

- ② また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用機器材等を配備している。

- ア 車両型無線基地局
- イ 可搬型無線基地局

- ウ 移動電源車及び可搬電源装置
- エ 応急復旧ケーブル
- オ その他の応急復旧用諸装置

## 5 ソフトバンク(株)

### (1) 災害時の対策組織体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

### (2) 動員体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

- ① 社員の非常配備及び勤務体系
- ② 社員の非常招集の方法
- ③ 関係組織相互間の応援の要請方法

### (3) 被害状況の把握と情報連絡体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある時は、重要通信の確保、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

- ① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

### (4) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消を努める。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて、ホームページ等により直接周知する。

### (5) 復旧資材等の確保

災害対策用資機材等の確保と整備をするため、次のとおり実施する。

- ① 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- ③ 災害対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。また、効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

## 第4編 火山災害対策編



# 第1章 火山防災と活火山

## 第1節 火山防災の基本理念

### 第1 関係機関との連携

火山災害は、次のような特徴を有することから、村及び県、防災関係機関、観光関係機関、学識経験者が連携して、情報を共有し、噴火時の火山防災対策を検討する体制を整えるとともに、関係する行政機関等が整合のとれた統一的な防災対策を進める必要がある。特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識経験者等専門家との緊密な連携を図るものとする。

- (1) 噴火に伴って発生する現象が多岐にわたる
- (2) 長期化するおそれがある
- (3) 被害が複数の市町村又は県境を越える範囲に及ぶ
- (4) 被害や影響が広範囲かつ多方面にわたる

### 第2 火山防災の目標に関する基本理念

災害を可能な限り小さく抑えること、特に人的被害を抑えることを対策の最優先目標とし、必要な対策をできることから実現していくとの観点から、対策の目標とする基本理念を次のとおりとする。

基本理念：噴火はいつか起こることを前提に（噴火は防げない）、たとえ起こっても被害を少なくするため（災害は軽減できる）、必要な対策をできるところから実行し、「火山と共生」する「防災先進地域」（災害に強い郷土づくり）を目指す。



## 第2節 村周辺の活火山

### 第1 概況

活火山とは、火山噴火予知連絡会により定義された「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を指し、東成瀬村が火山災害警戒地域として指定されているのは、栗駒山である。

また、火山噴火予知連絡会によって選定された「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」（常時観測火山）に十和田は該当しており、仙台管区气象台地域火山監視・警報センターにおいて、火山活動を24時間体制で監視している。

#### ■ 秋田県の活火山



## 第2 火山災害要因

火山活動に関連して生じる災害は多岐にわたる。その主な要因は次のとおりであり、火山防災対策の推進において留意が必要である。

### ■ 主な火山災害要因

大きな噴石	大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。時には、火口から噴出する際の初速度が 200m/s を超える場合もあり、直径 1 m にもなる大きな噴石が 2 km も飛んで落下する事例もある。過去には、火口周辺で、登山客等が大きな噴石に当たり死傷する事例も発生しており、事前の避難が必要である。
火砕流 (火砕サージを含む)	火砕流は、火口から噴出、又は溶岩ドームやスコリア丘から崩落した高温の岩塊、火山灰、軽石等の火砕物が高温の火山ガス(空気や水蒸気等)と混合し、それらが一体となって高速で地表を流下する現象である。最も速い所では 100km/h を超えるため、火砕流が発生してから避難しては間に合わない。また、火砕流の温度は様々であるが、600℃以上の高温になることも多い。 噴煙柱の崩壊によって発生する「噴煙柱崩壊型」の火砕流や、溶岩ドームの崩壊によって発生する「溶岩ドーム崩壊型」の火砕流などがある。 また、火砕流の周辺には、「火砕サージ」と呼ばれる低密度の火砕物と火山ガスの流れが発生することもある。火砕サージの密度は火砕流と比較してはるかに小さいが、その威力は、砂嵐程度のものから建物を破壊するようなものまで様々である。
融雪型 火山泥流	噴火に伴う火砕流等の高温の噴出物が、火口付近や山腹の積雪を急速に解かし、発生した大量の水が周辺の火山灰、土砂等を巻き込みながら泥流化し、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで高速で流下する現象である。泥流の速度は、最も速い所では 60km/h を超え、到達距離は 100km を超えることがある。積雪期の噴火時等には事前の避難が必要である。
溶岩流	溶岩流は、火口から噴出した溶岩が粘性の高い流体として山腹斜面を流下する現象である。溶岩流は流下経路上の農地、林地、住宅地等を完全に埋没、焼失させる。 我が国の火山は安山岩質マグマを噴出する火山が多いため、溶岩流の粘性は比較的高く、時間をかけて流下することから、避難することが可能である。 過去には、大きな人的被害は発生していないが、複数の火口から同時に溶岩流が噴出する場合には逃げ道を失うおそれもあり、警戒が必要な火山現象の一つである。
小さな噴石・火山灰	小さな噴石は、噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2 mm 以上の小さなものであり、火山灰は、直径 2mm 未満のものである。これらを総称して降下火砕物という。降下火砕物は、粒径が小さいほど火口から遠方まで風に流されて降下する。 噴火の規模が小さい場合、噴火に伴い形成される噴煙柱は成層圏まで届かず、小さな噴石や火山灰は対流圏内の風に流されるが、大規模な噴火になると、噴煙柱は成層圏に達し、高層風に流されて風下側の広範囲に降下する。 小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内に退避するなどして身を守ることができる。 降下火砕物の噴出量が 10 億 m ³ を超えるほどの規模になると、成層圏に達した火山灰等が地球を何度も周回し、長期に渡り地球規模で気候に影響が及ぶとも言われている。 火口に近いほど降下火砕物による被害は大きく、火口から遠い地域でも、大量の火山灰の重みで建物が倒壊する場合もある。また、交通・農業をはじめ、生活や経済活動に重大な支障を来すばかりでなく、大気中に浮遊する火山灰等により航空機の運行に支障を来すこともある。
火山ガス	火山ガスは、マグマ中に含まれる揮発成分が噴気口や火口から噴出する現象である。噴出した火山ガスに含まれる有毒成分は生物に被害を与える。特に、二酸化硫黄(SO ₂ )、硫化水素(H ₂ S)、二酸化炭素(CO ₂ )等は有害で、短時間に多数の死者を出す危険性がある。

降灰後の泥流・土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積した山腹斜面への降雨に伴い発生する。火山灰が堆積した山腹斜面では、数ミリ程度の降雨量でも発生する場合がある。泥流の速度は最も速い所で60km/hとなり、極めて破壊的で、これまで多数の被害を発生させている。泥流の到達距離は100kmを超えることがあり、谷地形や沢に沿ってはるか遠方まで一気に流下するため大変危険である。
山体崩壊・岩屑なだれ	山体崩壊は、火山体を構成する降下火砕物や溶岩等が内部の噴気活動や地震等によって大規模に崩壊する現象で、岩屑なだれ（岩屑流）は、山体崩壊で崩落した大量の土砂が山腹斜面を高速で流下する現象である。山体崩壊は頻度としては少ないが、現在の科学技術では、山体崩壊の発生時期や規模を正確に予測することは極めて困難である。

### 第3 村周辺の活火山及び周辺の概況

栗駒山		
標高	1,626m	
位置	北緯 38 度 57 分 39 秒 東経 140 度 47 分 18 秒	須川岳：三角点（座標：世界測地系）

#### 1 概要

安山岩の成層火山で、外輪山は南側だけが残存し、その東端が最高峰の大日岳である。剣岳は平坦な溶岩ドームで、噴気活動が盛んである。火山体を形成している噴出物から得られた最新の年代分析値は、約11万年前である。これより新しい溶岩ドームは、数万年以内に噴出した可能性がある（藤縄・他：2001）。

有史以降の活動は、爆裂火口内での噴火、泥土噴出など。周辺では地震活動が活発である。

#### 2 最近1万年間の活動

1万年以内の噴火活動に関する、詳細な年代分析値は報告されていない。山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土（クロボク）中に堆積している火山灰の分析では、915年（十和田a火山灰）以降に、少なくとも2回（1944年の小噴火を含む。）の水蒸気爆発が起き、約5,400年前（十和田-中掬（ちゅうせり）火山灰）から915年の間にも、少なくとも2回の水蒸気爆発が起こっている（熊井・林：2002）。

近年、昭和湖周辺では火山ガスによるとみられる枯死が拡大した（土井：2008）。

出典：日本活火山総覧（第4版）気象庁編より

#### 3 火山活動の記録

西暦	和暦	活動記録
1744年	寛保3年	2月3日 噴火。 ・磐井川が俄かに濁水、山鳴りし、大木を含む火山泥流が流下した。その後噴煙が観測され、時々山鳴り。

西 暦	和 暦	活動記録
1944 年	昭和 19 年	11 月 20 日 水蒸気噴火。 ・泥土を噴出し、磐井川が濁り、魚類多数被害。 ・噴火地点は最高峰大日岳の北西斜面海拔 1280m で、泥土を飛散させ凹地を形成、その後水をたたえて「昭和湖」となる。
1946 年	昭和 21 年	6 月 温泉異常。 ・須川温泉・磐井川で温泉水の酸性強まる。
1950 年	昭和 25 年	1 月 18 日 鳴動。 ・噴火口付近で鳴動。時々地鳴り。
1957 年	昭和 32 年	8 月 11～15 日 鳴動、地震・温泉異常。 ・鳴動と地震群発（64 回）。秋の宮温泉では温泉水が一時白濁。
1985 年	昭和 60 年	3～4 月 地震。 ・南西約 10km の山麓で地震群発（最大 M5.3）。
1986 年	昭和 61 年	1986 年 6 月～1987 年 12 月 地震。 ・北東山麓で地震群発（最大 M5.0）。
1992 年	平成 4 年	噴気。 ・ゼッタ沢源頭部で噴気温度上昇・噴気域拡大。
1994 年	平成 6 年	10 月～翌年 4 月 地震。 ・北、南東、北東山麓で地震活動がやや活発化（最大地震 M2.2）。
1996 年	平成 8 年	4～5 月 地震。 南山麓で群発地震（最大地震 M3.3）。
1999 年	平成 11 年	1 月 地震。 ・東山腹で群発地震（最大地震 M4.0）。 ・4～5 月。北東山麓で地震活動（最大地震 M4.3）。
2008 年	平成 20 年	6 月 14 日 地震。 ・北東約 10km の岩手県内陸南部の深さ 8 km で M7.2(最大震度 6 強)の「平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震」が発生。 ・山麓では栗原市荒砥沢ダム周辺の大規模地すべりや駒の湯が土石流に埋まるなどの被害。余震域は北北東-南南西約 45km に広がる。 ・栗駒山も余震域に含まれるが、地震活動に特段の変化はみられなかった。

#### 4 観測体制

実施機関	観測機器・観測項目
気 象 庁	地震計、傾斜計、空振計、監視カメラ
国 土 地 理 院	GNSS
東 北 大 学	GNSS
防災科学技術研究所	地震計

#### 5 火山付近の状況・観光客

耕地・水源となる河川	山頂から半径 10 km の範囲では耕地は少ない。 火山に源を発生する河川から飲用の取水が多い。
観 光 客	須川温泉（栗駒山荘）…約 4 万 8 千人 ジュネス栗駒スキー場…約 2 万 4 千人

※観光客数については、「平成 30 年秋田県観光統計」（県観光戦略課）による。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 計画の方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、住民一人ひとりはその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えと心がけが重要である。また、火山災害発生時においては、避難所や避難路の確認など、自らができる防災活動を始め、村、県及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。

また、起こりうる火山災害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する「住民運動」を展開していくものとする。

このため、村、県及び防災関係機関は、平常時から住民に対し、「火山に関する基礎知識」、「秋田県の歴史上の火山災害とその教訓」の知識と、火山災害発生時の対応などに関する防災知識の普及啓発を図るものとする。

## 第2節 火山防災協議会活動計画

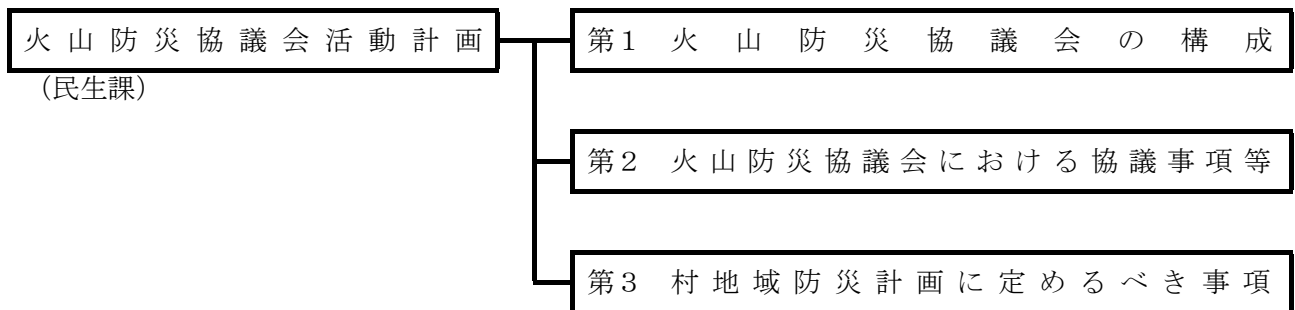
### 【計画の方針】

内閣総理大臣は、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定する。

村及び県は、活動火山対策特別措置法により警戒地域の指定があった時は、「火山防災協議会」を設置する。

#### ■ 火山災害警戒地域の指定状況

火山名	県名	市町村名
栗駒山	秋田県(岩手県・宮城県)	横手市、湯沢市、羽後町、 <b>東成瀬村</b> （一関市・栗原市）



### 第1 火山防災協議会の構成

火山防災協議会は、村、県、気象台、雄勝地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体など検討に必要な様々な者により構成する。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備する。

### 第2 火山防災協議会における協議事項等

火山防災協議会においては、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組みについて、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。

県及び関係市町村は、火山防災協議会において、噴石の降下に備え、退避壕・退避舎等の必要性について検討するほか、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握や安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとし、必要に応じて、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。

### 第3 村地域防災計画に定めるべき事項

- (1) 村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、村地域防災計画において、警戒地域ごとに、次の事項について定める。
- ① 火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項
  - ② 火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項
  - ③ 噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難情報等の発令、避難のための措置について村長が行う通報及び警告に関する事項
  - ④ 避難場所及び避難経路に関する事項
  - ⑤ 火山現象に係る避難訓練に関する事項
  - ⑥ 救助に関する事項
  - ⑦ その他必要な警戒避難体制に関する事項
- (2) 村は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）について、名称及び所在地を村地域防災計画に規定する。
- (3) 村は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、村地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警報等の伝達方法等を定める。



## 第3節 防災訓練計画

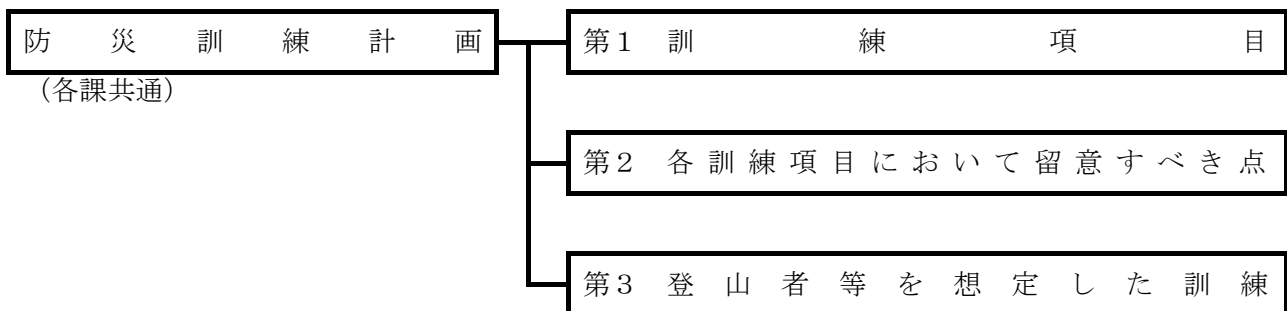
### 【計画の方針】

災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるため、村、県、防災関係機関、並びに住民等それぞれがとるべき行動を想定した実践的な訓練を計画的に実施する。

防災訓練は、村地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と住民との間における協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、さらに、村地域防災計画の検証などに副次的な効果がある。

実施に当たっては、高齢者や傷病者などの避難行動要支援者に対する安全な避難誘導、また、火山災害発生時における避難所の開設及び運営について、平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、大学等や、企業、自主防災組織等と連携し、女性も参画した地域の災害リスクに基づく防災訓練を定期的実施する。また、避難経路の確認や避難所の開設・運営等について、事前学習、訓練、評価と見直しを繰り返し、日頃からの備えを行う。

また、訓練において、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。



### 第1 訓練項目

村、県及び各防災関係機関は、次の訓練を計画的に実施する。

1. 通信情報連絡訓練	2. 職員非常招集訓練	3. 自衛隊災害派遣要請訓練
4. 避難訓練	5. 消防訓練	6. 避難指示訓練
7. 上空・地上偵察訓練	8. 救出・救助訓練	9. 水防訓練
10. 医療救護訓練	11. 交通規制訓練	12. 施設復旧訓練

### 第2 各訓練項目において留意すべき点

村及び県は、災害に対する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

#### 1 通信情報訓練

災害により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他の手段を用いた通信訓練

を実施すること。

## 2 職員非常招集訓練

火山災害を想定し、非常招集訓練を実施すること。

## 3 避難情報等訓練

災害により各現象が発生のおそれがあると認められる場合や発生した場合を想定し、地域住民等に対する避難情報等を発令する訓練を実施すること。

## 4 上空・地上偵察訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、ヘリコプターによる上空偵察訓練や車両等による地上からの偵察訓練を実施すること。

## 5 避難訓練及び救出・救助訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。また、火山噴火による降灰や噴石等により、避難が困難となった場合を想定した、住民・登山者等の救出・救助訓練を実施すること。

## 6 医療救護訓練

災害により多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施すること。

## 7 施設復旧訓練

災害によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

(1) 村は、県及び学識経験者等の助言を受け、必要に応じ、入山規制・緩和・解除を行う。

## 第3 登山者等を想定した訓練

火山防災協議会は、登山者や旅行者を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させるなど、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るものとする。

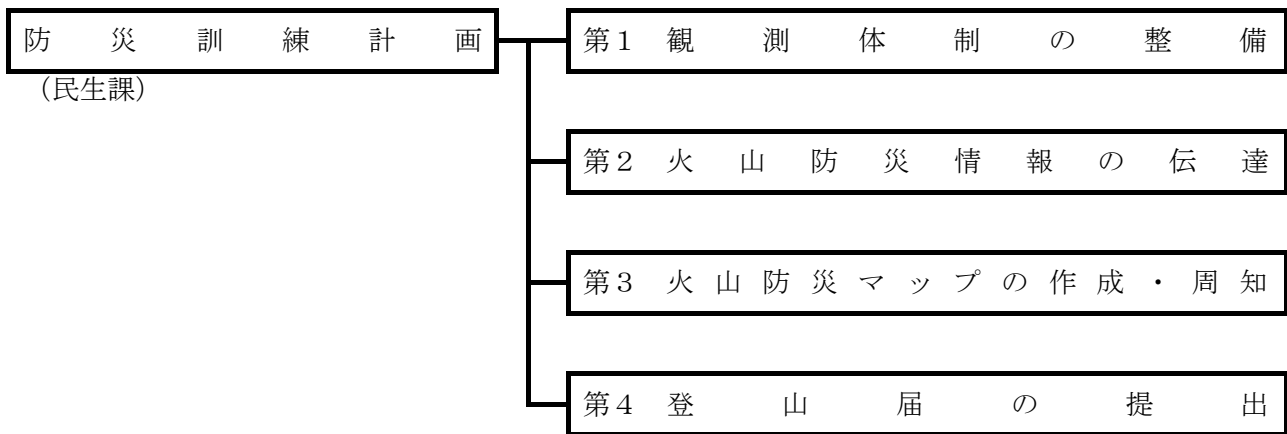
## 第4節 防災情報の収集・伝達計画

### 【計画の方針】

火山災害発生時における迅速・的確な情報の収集及び伝達は、村及び防災関係機関における迅速な初動態勢や、応急対策を迅速かつ適切に実施する上で極めて重要である。

このため、村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、村及び関係機関は、それぞれの機関が提供、伝達できる情報について、訓練等を通じ実態を把握するとともに、態勢の強化を図るほか、村及び県は、秋田県情報集約配信システムによりアラートへ発信する災害関連情報等の多様化や、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。



### 第1 観測体制の整備

- (1) 気象庁は、災害に結びつく自然現象の的確な把握や、気象警報・注意報等の防災情報の質的向上を図る。
- (2) 気象庁、県、市町村、防災関係機関、大学等の研究機関等は、観測体制の整備充実及び観測、研究成果の防災対策への活用を図るため、それぞれが設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力・連携体制の強化に努める。
- (3) 気象庁は、県、市町村等が防災対策を講じることを目的として観測施設を設置する場合には、必要な技術的協力を行う。
- (4) 気象庁（仙台管区气象台及び秋田地方气象台）は、栗駒山を対象に、計画的に機動観測を実施する。
- (5) 気象庁は、機動観測を充実強化するとともに、噴火など異常な火山現象が発生した場合は、現地の状況や現象を把握するため、機動観測を臨時に実施する。
- (6) 気象庁は、機動観測の成果を高めるため、機動観測に使用する機器の更新、維持に努める。
- (7) 気象庁（仙台管区气象台及び秋田地方气象台）、県及び火山周辺市町村は、火山の異常現象等

を早期に把握し、適切な防災対応が実施できるよう、大学等の研究機関との連携を図りながら、調査、観測体制の強化に努める。

## 第2 火山防災情報の伝達

### 1 伝達体制の整備

気象庁は、県、村、報道機関等を通じて、噴火警報等の防災気象情報を住民・登山者等に適時、適切に提供するため、伝達体制の整備を図る。

(1) 仙台管区気象台（秋田地方気象台）は、栗駒山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け異常と認めた場合は、噴火警報等を発表（伝達）する。

(2) 仙台管区気象台（秋田地方気象台）は、栗駒山について、噴火警報・予報を発表する。

村及び県は、登山者への噴火警報等の伝達をより確実にするため、村防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

### 2 噴火警報・噴火予報

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

なお、噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

### 3 噴火警戒レベル

仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定する。

■ 栗駒山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への 対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域)又は噴火警報	居住地域及び それより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。  【過去事例】 有史以降事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者の避難等が必要。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。  【過去事例】 有史以降事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。特定地域の避難等が必要。 住民は通常的生活。	火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生又はその可能性。 火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流が到達、又はその可能性。  【過去事例】 有史以降事例なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常的生活。	火口から概ね800m以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生又はその可能性。  【過去事例】 1744年の噴火、1944年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

■ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等

種 類	内 容
噴火速報	<p>仙台管区气象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。</p> <p>噴火速報は次のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</li> <li>・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※</li> </ul> <p>このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>
火山の状況に関する解説情報	<p><b>火山の状況に関する解説情報（臨時）</b></p> <p>仙台管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p>
	<p><b>火山の状況に関する解説情報</b></p> <p>仙台管区气象台が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>
降灰予報	<p>気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>① 降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。</li> <li>・8時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</li> </ul> <p>② 降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。</li> <li>・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</li> </ul> <p>※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>③ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。</li> <li>・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。</li> </ul>
火山ガス予報	<p>仙台管区气象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p>
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</p>
月間火山概況	<p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p>
噴火に関する	<p>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる報告・</p>

種 類	内 容
る火山観測報	噴火に伴って観測された火山現象等) を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

### 第3 火山防災マップの作成・周知

村は、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民・登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した「火山ハザードマップ」に避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民・登山者等に防災上必要な情報を付加した「火山防災マップ」を作成し、住民に配布するとともに、観光関係機関等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図る。

### 第4 登山届の提出

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。）の積極的な提出等の手段を講じるよう努める。

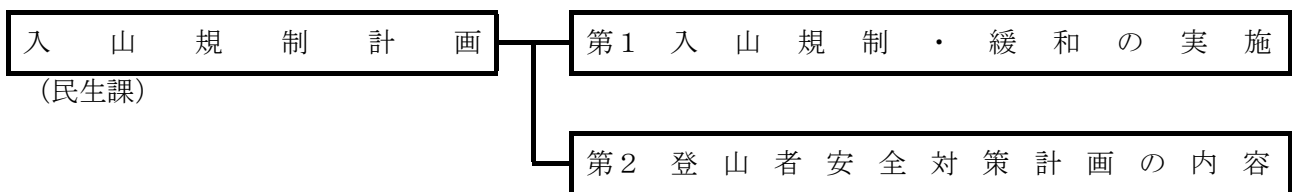
## 第5節 入山規制計画

### 【計画の方針】

村は、観測データの異常等により火山活動の活発化が認められる時には、関係機関等と連携し、必要に応じ入山規制を実施する。

また、火山活動の状況に応じ、登山者安全対策計画に基づき登山者に対する火山情報等の伝達システムの整備等を図り規制を緩和する。

計画の作成に当たっては、気象庁が発表する噴火警報等の基準に適合した内容を盛り込むものとする。



### 第1 入山規制・緩和の実施

- (1) 村は、入山規制の実施、緩和及び解除について、統一的な実施を行うため、それぞれ調整を図りながら判断基準、規制範囲等を検討し、登山者安全対策計画を作成する。
- (2) 入山規制の実施については、関係機関等に周知するとともに、登山者及び住民等に広報し、周知徹底する。

### 第2 登山者安全対策計画の内容

村は、登山者に対する早期の情報伝達と迅速な避難の実施のため、関係機関と連携し、次の事項を内容とした計画を作成する。

ア. 入山規制・緩和基準	
イ. 入山規制実施場所等	
ウ. 情報伝達体制	職員非常招集体制 噴火警報等の伝達方法 情報伝達整備（緊急通報システム） 他市町村及び関係機関との連携体制火山活動に関する注意喚起手段
エ. 緊急下山誘導体制	下山広報体制 入山者下山誘導体制下山確認体制 関係機関との連携方法 下山者移送体制
オ. 広報	入山規制状況広報手段 入山者に対する情報伝達体制の周知方法入山者に対する登山ルートへの周知徹底



## 第6節 農林漁業災害予防計画

### 【計画の方針】

火山災害における農林水産関係の被害を最小限に防止するため、噴火警報等及び気象警報・注意報等の迅速な伝達を図るとともに、予防技術対策の充実と普及を進める。

村及び県は、予防技術対策の充実を図るとともに、農林水産業団体、農林水産業者等に対し周知徹底を図る。

農 林 漁 業 災 害 予 防 計 画

(農林課)

第 1 火 山 噴 出 物 対 策

### 第1 火山噴出物対策

#### 1 農地

噴出物の農地への流入を防止するため、応急対策として取水口付近に沈殿池等を設ける。

#### 2 稲作

用水の酸性化による障害を防止するため、取水口付近に沈殿池を設け硫化鉄を沈殿させ、用水がPH6.5以下の場合、取水源において石灰中和を図る。

#### 3 果樹

- (1) 枝や葉に付着した火山灰は水で洗い流し、同化作用の低下を防ぐ。
- (2) 土壌の酸性を弱めるため、炭酸カルシウム等を10a当たり100～200kg散布する。

#### 4 野菜、花き

- (1) トンネル被覆やべたかけ被覆等により降灰を防ぐ。
- (2) 火山灰は動力噴霧機等で洗浄し、炭酸カルシウム等を10a当たり100～200kg散布する。
- (3) ハウスのビニールに付着した灰は水で洗い流す。

#### 5 家畜

- (1) 降灰中は家畜を舎飼いし、火山灰を被らない牧草等の粗飼料を給餌する。
- (2) 火山灰を被った牧草は再生草の生育を早めるため、早期に収穫を行う。  
降灰量が少なく降雨がない場合はスピードダスター等により灰をふるい落とししてから利用する。
- (3) 放牧する場合は、10mm以上の降雨後、火山灰が流されたことを確認してから行う。
- (4) 飲雑用水が著しく酸性(PH5.8以下)の場合は地下水等を利用する。
- (5) 牧草地には、土壌の酸性化を抑制するため炭酸カルシウム等を10a当たり100kgを基準に散布する。

## 6 内水面養殖業

- (1) 水質測定を行い、PH6.5以上を維持する工夫を行う。
- (2) 養魚池等にビニール等を使用して降灰害を防ぐよう努める。

## 7 林地

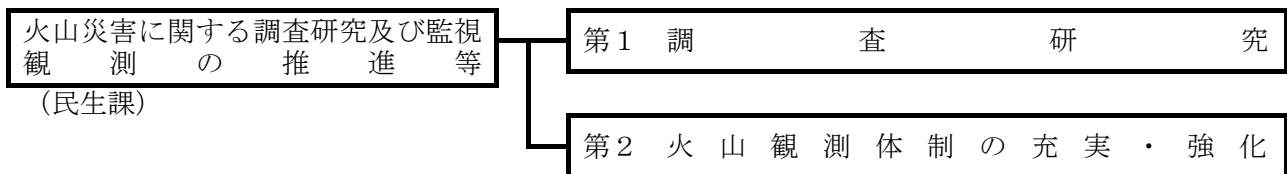
噴出物が下流域に流出し、これによる二次災害の発生を防止するために、治山ダム工事等を施工する。

## 第7節 火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等

### 【計画の方針】

火山災害は、①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること、②長期化するおそれがあること、③被害が複数の市町村に及ぶこと、④被害や影響が広範囲かつ多方面にわたること等の特徴を持っており、村、国、県、防災関係機関、観光関係機関及び学識経験者等は、連携体制を構築して情報を共有し、噴火時の火山防災対策を検討する体制を整えておく必要がある。

したがって、火山災害対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を確立する指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、科学的な調査研究の推進を図る。



### 第1 調査研究

村、国、県及び防災関係機関等は、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。

	調査項目
火山活動に関する調査研究	① 災害想定に関する調査研究 ② 火山活動に関する調査研究 ③ 火山噴火予知に関する調査研究 ④ その他必要な調査研究
火山防災対策に関する調査研究	① 避難に関する調査研究 ② 火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究 ③ 二次災害に関する調査研究 ④ その他必要な調査研究

### 第2 火山観測体制の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することなどが重要であることから、関係機関は、火山監視観測の充実等の促進に努め、既存の観測網の適正な維持管理を行う。

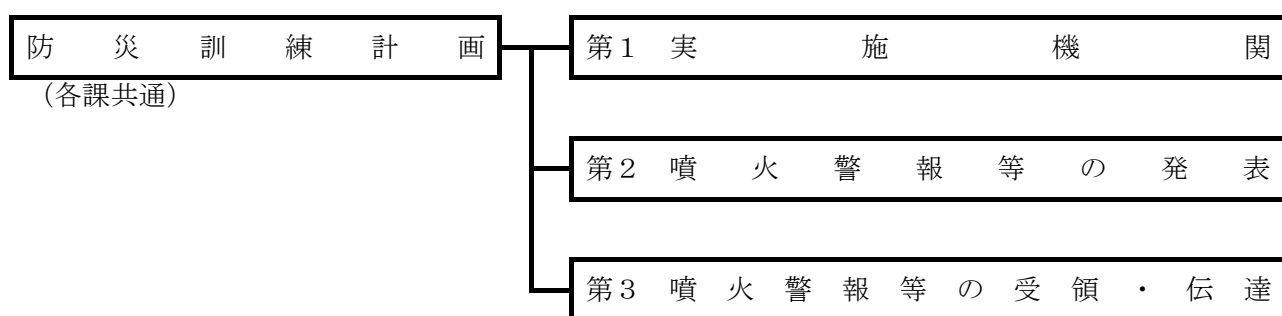
## 第3章 災害応急対策計画等

### 第1節 噴火警報等の伝達計画

#### 【計画の方針】

噴火警報等及び気象警報・注意報等並びに災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報等を、迅速かつ確実に実施する。

通信設備が被災した場合においても、噴火警報等及び気象警報・注意報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。



#### 第1 実施機関

実施機関	活動の内容
村	1 噴火警報等及び気象警報・注意報等の周知 2 火災警報の発表
県	噴火警報等及び気象警報・注意報等の市町村等に対する伝達
県警察本部	噴火警報の市町村に対する伝達
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所等)	噴火警報等及び気象警報・注意報等の関係機関に対する周知
東日本電信電話(株)	噴火警報及び気象警報の市町村に対する伝達
仙台管区气象台及び 秋田地方气象台	1 噴火警報等及び気象警報・注意報等の発表 2 噴火警報等及び気象警報・注意報等の関係機関に対する通知
日本放送協会秋田放送局 (株)秋田放送 秋田テレビ(株) 秋田朝日放送(株) (株)エフエム秋田	噴火警報等及び気象警報・注意報等の放送

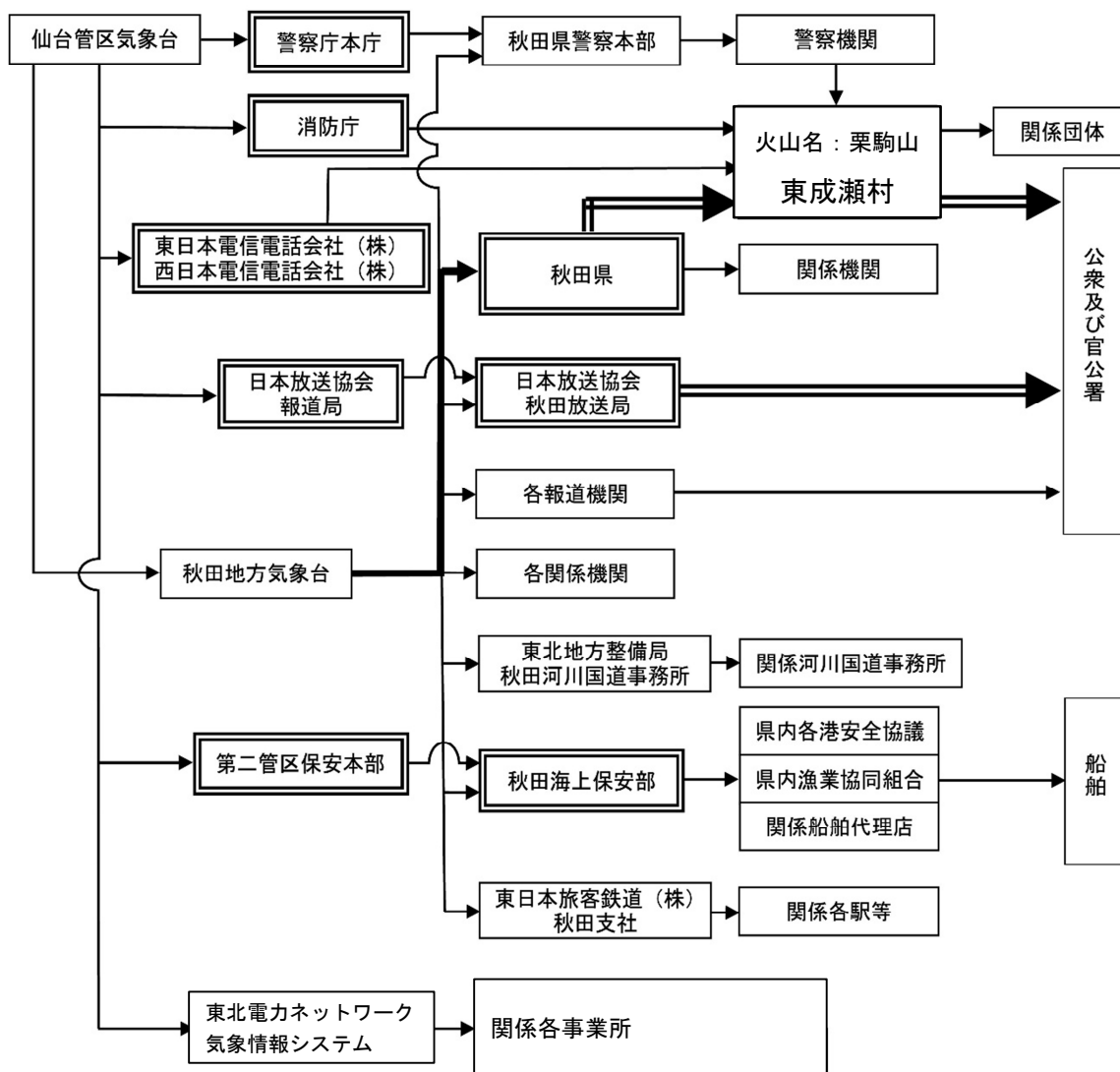
## 第2 噴火警報等の発表

火山に異常な兆候又は現象が生じた場合、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターは観測データに基づき噴火警報等の火山に関する情報を発表する。村及び県は、この噴火警報等を防災関係機関等へ伝達するとともに、報道関係機関の協力を得て住民・登山者等に周知するよう努める。

## 第3 噴火警報等の受領・伝達

- (1) 村は、栗駒山の火山現象（噴火口の状況、火山ガス、噴煙、鳴動、火山性と思われる地震等）の的確かつ迅速な情報の収集に努め、異常現象を覚知した場合は秋田地方気象台へ通報するとともに関係機関に通報するものとする。
- (2) 村は、仙台管区気象台より噴火警報等が発表された場合は、地域防災計画と照らし合わせ、迅速に住民や登山客及び関係機関に周知し必要な防災対策をとるものとする。
- (3) 住民及び登山者は、栗駒山の火山現象に関して異常を感知した時は、秋田地方気象台及び村へ通報するものとする。
- (4) 住民・要配慮者利用施設に対する警報等の伝達は、必要に応じてサイレンの吹鳴や防災行政無線、広報車による巡回広報、電話、FAX等により、住民に周知を図る。
- (5) 防災関係機関の措置  
防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

■ 噴火警報等の収集・伝達図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

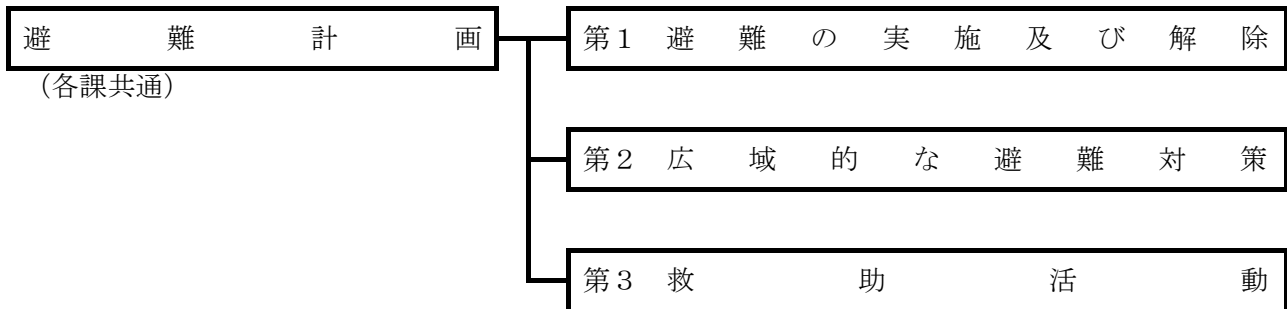
注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請が義務付けられている伝達経路。

## 第2節 避難計画

### 【計画の方針】

村長は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等に基づき、住民等に対し避難情報等を発令し、避難計画に従って住民等の事前避難を実施する。

また、必要に応じて、県、自衛隊又は近隣市町等に、住民等の避難への協力を要請する。



### 第1 避難の実施及び解除

#### 1 避難の実施

噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民等へ避難情報等の発令を行わなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じる。

村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難情報等の発令を行うよう努める。

#### 2 警戒区域等の設定

村長は、住民等の安全を確保するため、噴火警報等に基づき、警戒区域を設定して立入りを制限又は禁止する。また、噴火が予想される時は、火山防災協議会の関係機関と協議の上、必要に応じて当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。

#### 3 避難の解除

村長は、噴火警報等により危険が去ったと判断した時は、避難情報等又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

避難情報等の解除に当たっては、国や学識経験者の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

## 第2 広域的な避難対策

避難に関し、県又は村の区域を超えた広域的な避難が必要な場合の調整については、「第2編第2章第2節 広域応援計画」及び「第8節 避難対策計画」によるものとする。

## 第3 救助活動

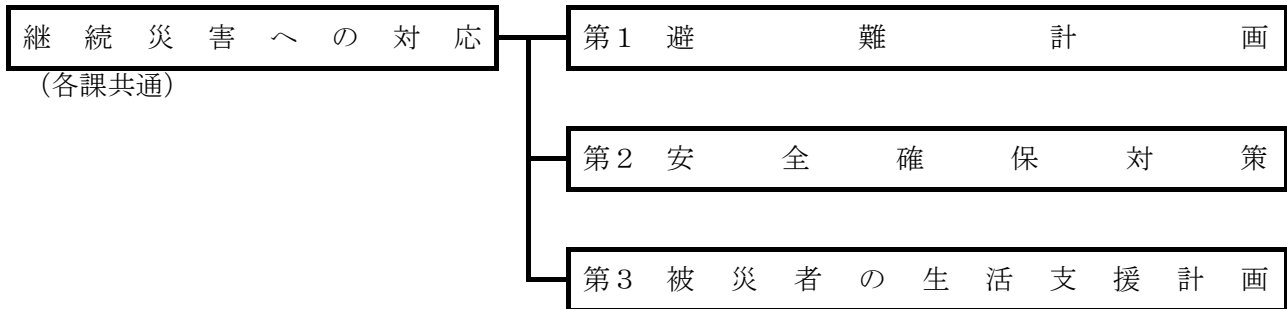
火山災害発生時における救助活動については、「第2編第2章第9節 消防・救助活動計画」によるものとする。



## 第3節 継続災害への対応

### 【計画の方針】

火山活動は長期化することも考えられるため、継続災害に対応した避難計画、安全確保対策、被災者の生活支援計画を定めるものとする。



### 第1 避難計画

#### 1 基本方針

- (1) 村及び県は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民・登山者等に伝達するための体制を整備する。
- (2) 村は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難情報等の発令、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。
- (3) 村は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の避難情報等対象区域・警戒区域への一時入域を実施する。

#### 2 避難対策

村及び県等は火山災害が長期化した場合は、土石流等二次災害の発生から住民等を守るため、次の対策を講じる。

- (1) 情報伝達体制
  - ① 噴火警報等及び気象警報・注意報等の情報伝達体制の整備
  - ② 土石流等二次災害に関する警報等の意味、必要性及び判断体制等についての、住民に対する啓発・周知
- (2) 避難体制
  - ① 火山監視体制の強化
  - ② 避難誘導體制の強化
  - ③ 状況に応じた避難情報等の発令、警戒区域の設定、変更
  - ④ 住民への避難情報等の通報体制の整備
- (3) 一時的な避難施設の確保

土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の確保に努める。

## 2 避難情報等対象区域・警戒区域の一時入域計画

- (1) 村は、避難情報等対象区域又は警戒区域の一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮して実施することとし、入域者の安全対策について万全を期するものとする。
- (2) 一時入域の実施に当たって、村は必要に応じ県に助言を求め、県は、学識経験者及び関係機関等と協議し、村長に対し助言を行う。
- (3) 村は、避難情報等対象区域又は警戒区域への一時入域について次の点に配慮した計画をあらかじめ策定する。
  - ① 住民等からの要望の集約方法及び集約体制
  - ② 判断体制
  - ③ 安全確保のための防災関係機関との連携体制
- (4) 村は、関係機関と連携し、避難情報等対象区域又は警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講じる。

## 第2 安全確保対策

### 1 基本方針

村及び県は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

また、火山活動が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地の嵩上げ等による住宅の安全対策、道路の迂回・高架等、発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

### 2 安全確保対策

村、県及び国等は噴火警報等及び気象警報・注意報等の伝達体制の整備により、警戒避難体制を整備する。この際、村及び県は、住民等の日常生活の利便性及び健康が維持できるよう支援するため次の対策を講じる。

- (1) 土石流、火山泥流等の安全確保対策
  - ① 火山の活動状況、危険区域等の関係機関への迅速な情報提供等、警戒避難に対する監視体制の整備
  - ② 噴火警報等及び気象警報・注意報等の伝達体制の整備
  - ③ 的確な警戒避難体制を敷くための体制整備
- (2) 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保等
  - ① 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保・斡旋
  - ② 居住性やプライバシーの保護に考慮した避難施設の設置
- (3) 火山灰対応策
  - ① 降灰にかかわる風向・風速情報の収集、伝達

② 降灰による住民等に対する健康影響調査

(4) 防疫活動

① 防疫、保健衛生計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等

② 廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の処理

### 第3 被災者の生活支援計画

#### 1 基本方針

村及び県は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

#### 2 生活支援対策

(1) 生活資金の貸し付け等生活安定のための支援

(2) 住宅再建時の助成及び資金の貸し付け等の支援

(3) 家屋の応急修理、火山灰除去作業の支援

(4) 事業の維持、再建への支援

(5) 職業訓練、就職奨励等の再就職と雇用の安定への支援

## 第4節 災害復旧計画

### 【計画の方針】

火山災害の復旧に当たっては、被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良普及、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を作成し、早期に復旧を図る。

災害復旧計画

(各課共通)

第1計画上の留意

### 第1 計画上の留意

村は、災害応急対策計画を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。

災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- (2) 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
- (3) 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
- (4) 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
- (5) 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携をすること。
- (6) 火山活動に伴う二次的な土砂災害等に対する安全性に配慮した、復旧活動を図ること。

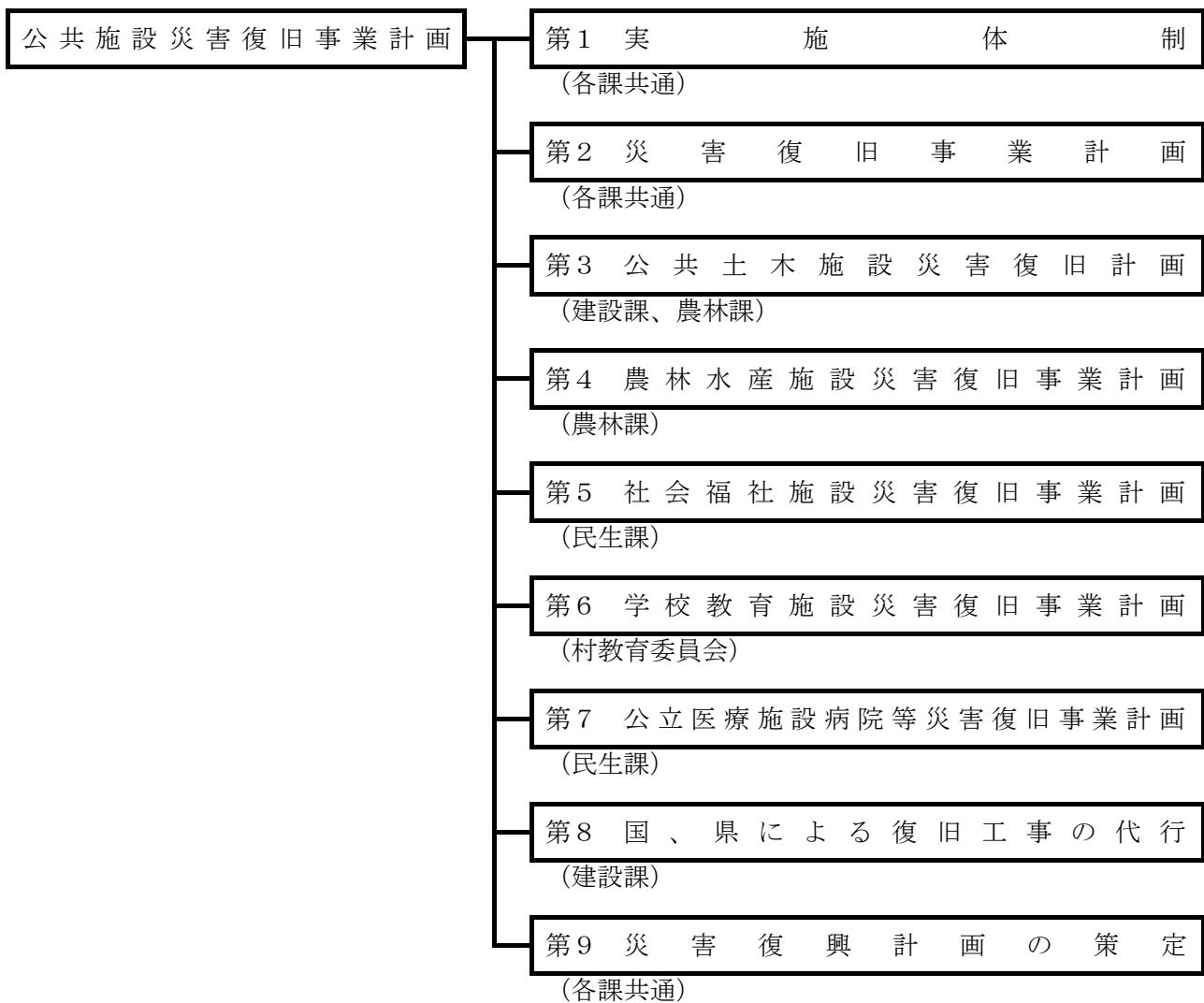
## 第5編 災害復旧編



## 第1節 公共施設災害復旧事業計画

### 【計画の方針】

公共施設の復旧は、単に原形復旧に止まらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則として、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討した上で、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当たり、可及的、かつ、速やかに当該事業の推進を図るよう配慮するものとする。



### 第1 実施体制（各課共通）

被災施設等の復旧を迅速に行うため、村、指定地方公共機関等は復旧事業に必要な職員の配備、応援派遣計画等について必要な措置を講ずる。また、大規模な災害時における労働力、施工業者の不足資機材の払底等の事態を想定して十分検討しておくものとする。

## 第2 災害復旧事業計画（各課共通）

施設の管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定し、早期に復旧を図る。

また、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

## 第3 公共土木施設災害復旧計画（建設課、農林課）

### 1 河川災害復旧計画

村内各河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、災害の再発防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め県予算面あるいは、公共土木施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を推奨させる。

### 2 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂等の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行う。

### 3 地すべり災害復旧計画

被災原因を十分調整し、保全対象により復旧対策工の規模を決定し、すみやかに復旧工事を行う。

### 4 急傾斜地災害復旧計画

既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面の崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面对策として復旧工事を行う。

### 5 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基盤となっている道路、及び橋梁の災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

### 6 林地荒廃防止施設災害復旧計画

県の管理する治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査の上、計画的に従前の機能回復のための復旧工事をすみやかに実施する。

なお、必要な場合応急工事による対策を進める。

### 7 上水道施設の災害復旧計画

上水道施設は、住民生活を支える重要なライフラインの一つであり、被災した場合は早急に応急



対策を実施し、住民への影響が最小限となるよう努める。

本復旧は、被災規模、施設の重要度、復旧の難易度等を勘案し復旧水準を定め、工期や経済性等の検討を行った上で復旧計画を策定し、速やかに復旧工事を実施する。

## 第4 農林水産施設災害復旧事業計画（農林課）

### 1 農地農業用施設災害復旧計画

農地の災害は、河川やため池の氾濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の堆積、がけ崩れ、地すべりによって生ずる農地の壊廃があげられる。

また、農業用施設の災害は、用排水路、頭首工及びため池堤体の決壊、水路溝畔、農道法面の崩落等である。

農地及び農業用施設が被災した場合には、速やかに被害状況の収集や応急対策を実施するとともに、国庫補助又は県単独事業等により早期の災害復旧工事を実施する。

また、防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業などの農村地域防災減災事業を積極的に実施し、災害を未然に防止する対策を計画的に推進する。

### 2 林道災害復旧計画

林道は、多面機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設である。また、森林の総合利用の推進、山村生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。従って、林道の被災による交通途絶は、適切な森林整備や林業経営に支障を及ぼすほか、地域住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。特に復旧対策においては、最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧の計画推進を図る。

### 3 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、又は水産業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1箇所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

## 第5 社会福祉施設災害復旧事業計画（民生課）

社会福祉施設の性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定に当たっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

## 第6 学校教育施設災害復旧事業計画（村教育委員会）

日常多数の児童生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても、迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は非常災害時における避難所として指定されており、復旧計画の策定に当たっては次の点に留意する。

- (1) 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。
- (2) 災害防止上特に必要があれば、設置箇所の移転等について考慮する。
- (3) 県は、村立学校の災害復旧については、以上の指導を行うほか、村の要請があれば技術指導を併せて行う。
- (4) 公立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規定に基づき復旧計画を推進する。

## 第7 公立医療施設病院等災害復旧事業計画（民生課）

### 1 公共病院診療所施設災害復旧事業

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。  
なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。

### 2 感染症指定医療機関災害復旧計画

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症指定医療機関の災害については、一般的には同法の規定による補助を得て復旧を図るが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

## 第8 国、県による復旧工事の代行（建設課）

### 1 特定大規模災害等における権限代行制度

村の区域において、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け、かつ村の工事实施体制等、地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認める時は、その事務の遂行に支障のない範囲で、国及び県に対し村長に代わって工事を行う権限代行制度による支援を要請する。

### 2 指定区間外国道の災害復旧工事における権限代行制度

国は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

### 3 県管理道路又は村管理道路の災害復旧工事における権限代行制度

県管理道路又は村管理道路について、県又は村の工事实体制等、地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、県又は村に代わって国が行うことが適当であると認められる

時は、国に対し、その事務の遂行に支障のない範囲内で、知事又は村長に代わって県管理道路又は村管理道路の災害復旧に関する工事を行う権限代行制度による支援を要請する。

#### 4 村道の災害復旧工事における権限代行制度

県道又は県が管理する道路と交通上密接である村道について、村の工事の実施体制等、地域の実情を勘案し、村に代わって県が行うことが適当であると認められる時は、県に対し、その事務の遂行に支障のない範囲内で、村長に代わって村管理道路の災害復旧に関する工事を行う権限代行制度による支援を要請する。

#### 5 県管理河川災害復旧工事等における権限代行制度

##### (1) 河川の災害復旧工事

###### ア 県管理河川

知事は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川について、県の工事実施体制等、地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、県に代わって国が行うことが適当であると認められる時は、国に対し、その事務の遂行に支障のない範囲内で、知事に代わって県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事を行う権限代行制度による支援を要請する。

###### イ 村管理河川

村長が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川以外の河川で村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川について、村の工事の実施体制等、地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、村に代わって国が行うことが適当であると認められる時は、国に対し、その事務の遂行に支障のない範囲内で、村長に代わって準用河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事を行う権限代行制度による支援を要請する。

##### (2) 河川の埋塞に係る維持

知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県又は村の河川の維持の実施体制等、地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、県又は村に代わって国が行うことが適当であると認められる時は、国に対し、その事務の遂行に支障のない範囲内で、知事又は村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度による支援を要請する。

### 第9 災害復興計画の策定（各課共通）

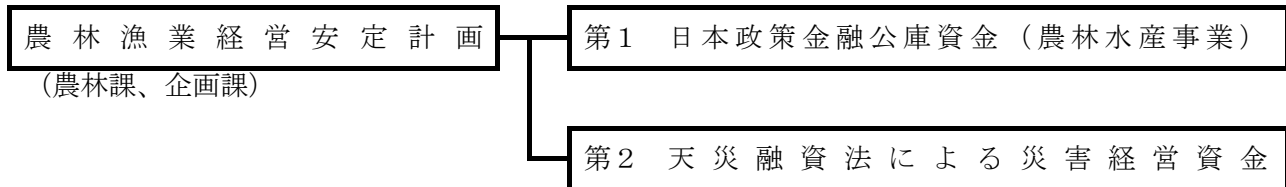
村及び県は、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、関係機関と連携して復興計画を策定し、計画的に復興を進める。

なお、被害が「大規模災害からの復興に関する法律」の規定に該当する場合、村は、必要に応じて、国の復興基本方針に則した復興計画の策定等により復興を進める。この場合、国及び県は、村から要請がある場合など必要に応じ、同法に基づく支援等を行う。

## 第2節 農林漁業経営安定計画

### 【計画の方針】

村は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定のため各種資金の斡旋等の対策を講じるものとする。



### 第1 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する。

#### 1 農業関係

- (1) 農業基盤整備資金
- (2) 農業経営維持安定資金
- (3) 経営体育成強化資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農林漁業施設資金（災害復旧）

#### 2 林業関係

- (1) 林業基盤整備資金
- (2) 農林漁業セーフティネット資金
- (3) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）

#### 3 漁業関係

- (1) 漁業基盤整備資金
- (2) 農林漁業セーフティネット資金
- (3) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）

### 第2 天災融資法による災害経営資金

#### 1 支援の内容

- (1) 天災融資法

天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産

に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

### ■ 天災融資法

区分		融資限度額	経営資金（万円）	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者		500	2,500
	一般農業者		200	2,000
林業者			200	2,000
漁業者	漁具購入資金		5,000	5,000
	漁船建造・取得資金		500	2,500
	水産動植物養殖資金		500	2,500
	一般漁業者		200	2,000

※ 事業資金は単協 2,500 万円、連合会 5,000 万円、利率 6.5%以内、償還期限 3 年以内

### ■ 貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
(ア) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者	6.5%以内	3 年、4 年、5 年以内
(イ) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者	5.5%以内	5 年、6 年以内
(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6 年以内

※ 貸付利率、償還期限及び貸付限度額は、天災の指定の都度、国の政令等で定められる。

#### (2) 激甚災害法

災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

### ■ 激甚災害法

区分		融資限度額	経営資金（万円）	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者		600	2,500
	一般農業者		250	2,000
林業者			250	2,000
漁業者	漁具購入資金		5,000	5,000
	漁船建造・取得資金		600	2,500
	水産動植物養殖資金		600	2,500
	一般漁業者		250	2,000

※ 事業資金は単協 5,000 万円、連合会 7,500 万円、利率 6.5%以内、償還期限 3 年以内

## ■ 貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内
(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	6年、7年以内
(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	7年以内

## 2 対象者

次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた者が対象

### ■ 対象者

(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者
1. 農作物の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2. 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上
1. 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 2. 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
1. 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 2. 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

## 3 問い合わせ先

村

## 第3 農業経営相談所による営農再開に向けた支援

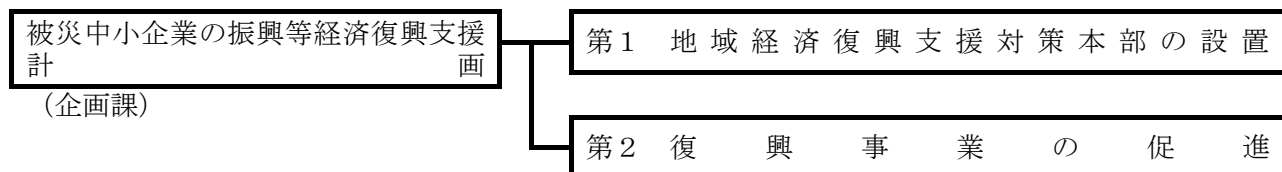
農業経営相談所（農業公社及び雄勝地域振興局農林部のサテライト窓口）は、被災農業者が速やかな経営再開ができるよう、営農再開に係る資金融資制度、復旧補助事業の情報提供や、栽培技術等の相談活動を実施するほか、必要に応じて専門家による個別訪問により相談活動を実施する。

### 第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画

#### 【計画の方針】

被災中小企業者等が、事業の継続又は速やかに事業の再開ができるよう、事業資金の融資、受発注の斡旋、経営情報の提供、従業員の確保等の支援を行い、もって被災地域の経済復興を図る。

村及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。



#### 第1 地域経済復興支援対策本部の設置

被災中小企業者等を総合的に支援するため、次の機関で構成する地域経済復興支援対策本部を設置する。

- (1) 村
- (2) 県（産業経済労働部、関連部局、雄勝地域振興局）
- (3) 秋田県信用保証協会
- (4) 金融機関（政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）
- (5) 公益財団法人あきた企業活性化センター
- (6) 秋田県商工会連合会
- (7) 秋田県商工会議所連合会
- (8) 秋田県中小企業団体中央会

#### 第2 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業者等の被害実態を把握し、関係機関と連携して被災中小企業者等に対して次の措置を講ずる。

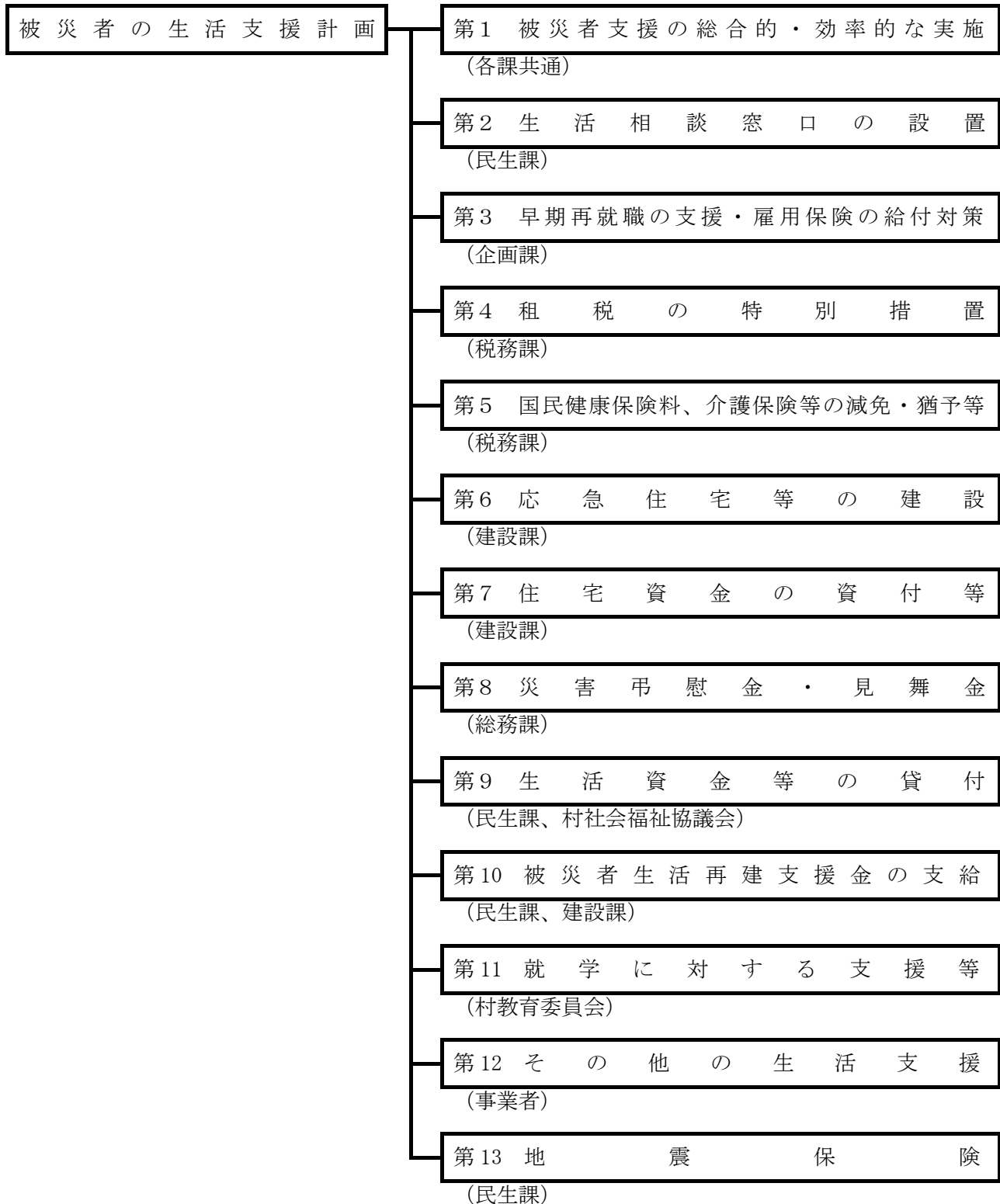
- (1) 事業の継続、再開に必要な資金融通の円滑化
- (2) 既存借入金の償還期限の延長
- (3) 各種補助、助成制度の優先的な適用
- (4) 稼働可能設備等の確認及び受発注の斡旋
- (5) 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- (6) 従業員確保のための人材情報の提供
- (7) 新たな支援制度の創設

<参考> 資料編 第4 災害援護に関する資料

## 第4節 被災者の生活支援計画

### 【計画の方針】

災害により被害を受けた住民の速やかな再起が図られるよう、村及び県等は、被災者に対する生活相談、資金融資・貸付等の金融支援、租税の減免などについて必要な措置を講ずる。





## 第1 被災者支援の総合的・効率的な実施（各課共通）

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により調査を実施するものとする。

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行った時は、被災者台帳を作成する村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

加えて、村及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

## 第2 生活相談窓口の設置（民生課）

災害発生直後から被災者、一般住民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から、種々の問い合わせや寄せられる要望に的確に応えるための窓口を開設する。

また、応急対策等に関する情報を住民に提供するため、情報提供及び相談業務窓口の一元化に努める。

### 1 主な相談業務

#### （1）県

- ① 税に関すること
- ② 被災者生活再建支援制度
- ③ 日本政策金融公庫災害復旧貸付
- ④ 災害援護資金の貸付
- ⑤ 生活福祉資金の貸付
- ⑥ 母子寡婦福祉資金の貸付
- ⑦ 中小企業に対する災害貸付
- ⑧ 農業制度融資資金の貸付
- ⑨ 災害復興住宅融資制度（住宅金融支援機構）
- ⑩ 勤労者向け住宅入居受付

⑩ 被災者に対する県営住宅の提供

(2) 村

① 被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望などを聞き入れ、適切な対応・措置を実施する。

② 県及び関係機関等と連携し、種々の相談に対し速やかで、かつ適切に対応する。

(3) 警察

被災地の要所に臨時相談所を設置し、安否関係情報や治安の維持に関すること及び避難所等に避難している被災者の不安を和らげるための警察安全相談を行う。

(4) 指定公共機関・指定地方公共機関

被災地の要所に臨時相談所、又は案内所等を設置し所管業務の相談を行う。

### 第3 早期再就職の支援・雇用保険の給付対策（企画課）

災害により失業した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）及び県（産業労働部）は、職業相談、求人開拓、並びに雇用保険の失業給付等の必要措置を講ずる。

#### 1 早期再就職の支援

(1) 職業相談

公共職業安定所による臨時職業相談を実施するとともに、公共職業安定所に赴くことが困難な地域における巡回職業相談を実施する。

(2) 求人開拓

被災者の希望する求職条件に合うよう、公共職業安定所において求人開拓を行う。

(3) 職業訓練等

他職種への転換希望者に対しては、職業訓練の実施、職業転換給付金などを活用し、早期再就職を支援する。

#### 2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により失業の事後認定を行い、基本手当等を支給するものとする。

(2) 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を所管する公共職業安定所長は、当該災害が激甚災害法第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

#### 3 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労

働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講ずるものとする。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、村及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

## 第4 租税の特別措置（税務課）

### 1 国税の特別措置

(1) 支援の内容

① 所得税の軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で次の2つのうち有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。

ア 所得税法（昭和40年法律第33号）に定める雑損控除の方法

イ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号。以下「災害減免法」という。）に定める税金の軽減免除による方法

② 予定納税の減額

災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請することにより、減額を受けることができる。

③ 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより、所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予又は還付を受けることができる。

④ 納税の猶予

災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を受けることにより、納税の猶予を受けることができる。

⑤ 申告などの期限の延長

災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない時は、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。

これには、個別指定による場合と地域指定による場合がある。

(2) 対象者

① 所得税の軽減

ア 雑損控除

災害により住宅や家財に損害を受けた者、災害に対してやむを得ない支出（災害関連支出）をした者が対象となる。

イ 災害減免法に定める税金の軽減免除

損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の者が対象となる。

② 予定納税の減額

所得税の予定納税をしている者で災害により損失を受けた者が対象となる。

③ 給与所得者の源泉所得の徴収猶予

被害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の2分の1以上で、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である者などが対象となる。

④ 納税の猶予

納税者（源泉徴収義務者を含む。）で災害により全積極財産の概ね5分の1以上の損失を受けた者又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納税することができないと認められる者が対象となる。

⑤ 申告等の期限の延長

災害によりその期限までに申告、納付することができないと認められる者が対象となる。

(3) 問い合わせ先

税務署

## 2 地方税の特別措置

(1) 支援の内容

① 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができる。

② 徴収の猶予

災害により被書を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができる。

③ 期限の延長

災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の申告等の期限が延長される。

(2) 対象者

災害によりその財産等に被害を受けた者のうち、一定の要件を満たす者が対象となる。地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体により異なる。

(3) 問い合わせ先

村、県

## 第5 国民健康保険料、介護保険等の減免・猶予等（税務課）

### 1 支援の内容

国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について特別措置が講じられる。

国民健康保険料	国民健康保険の被保険者について、保険料の納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。
健康保険料等	事業所の健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。
介護保険料	介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられる。

## 2 対象者

保険者によって取扱いが異なるので、加入している医療保険制度保険者や村及び国民健康保険組合に確認が必要。

## 3 問い合わせ先

村、国民健康保険組合、健康保険組合、日本年金機構

## 第 6 応急住宅等の建設（建設課）

### 1 応急仮設住宅の建設

「第 2 編第 2 章第 27 節 住宅応急対策計画」による。

### 2 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅対策として、村及び県は必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失した住宅が、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に定める基準に該当する場合には、村及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

### 3 住宅金融支援機構融資の斡旋

村及び県は、被災地の滅失家屋を調査し、災害復興住宅融資の融資適用災害に該当する時は、被災者に対し当該融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復旧住宅融資の促進を図る。

### 4 公営住宅の修理

村は、被災した既設の公営住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

## 第 7 住宅資金の資付等（建設課）

### 1 生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）

#### （1）支援の内容

災害により被害を受けたことにより臨時に必要な経費を貸し付けるもの

#### ① 貸付限度額

150 万円（目安）

② 貸付利率

無利子（連帯保証人を立てた場合）、年 1.5%（連帯保証人を立てない場合）

③ 据置期間

6 か月以内

④ 償還期間

7 年以内（目安）

(2) 対象者

低所得世帯、障がい者又は高齢者世帯

※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外

(3) 問い合わせ先

村、村社会福祉協議会、県

## 2 母子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金

(1) 支援の内容

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの

① 貸付限度額

200 万円以内

② 貸付利率

無利子（連帯保証人がいる場合）、年 1.5%（連帯保証人がいない場合）

③ 据置期間

6 か月以内（貸付の日から 2 年を超えない範囲で延長することも可能）

④ 償還期間

7 年以内

(2) 対象者

住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象

(3) 問い合わせ先

村、県

## 第 8 災害弔慰金・見舞金（総務課）

### 1 災害弔慰金

(1) 支援の内容

災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、災害弔慰金を支給するもの

① 生計維持者の死亡

500 万円を超えない範囲内で支給

② その他の者の死亡

250万円を超えない範囲内で支給

(2) 対象者

- ① 災害により死亡した者（①東成瀬村に住民登録がある者、②東成瀬村に外国人登録がある者）の遺族
- ② 支給の範囲・順位は、死亡した者の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母  
ただし、死亡当時、①～⑤が存しない場合には、死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹も含む。

※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。

(3) 問い合わせ先

村

## 2 災害障害見舞金

(1) 支援の内容

災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。

- ① 生計維持者が重度の障害を受けた場合  
250万円を超えない範囲内で支給
- ② その他の者が重度の障害を受けた場合  
125万円を超えない範囲内で支給

(2) 対象者

災害により次のような重い障害を受けた者

- ① 両眼が失明した者
- ② 咀嚼（そしやく）及び言語の機能を廃した者
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者
- ⑥ 両上肢の用を全廃した者
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者
- ⑧ 両下肢の用を全廃した者
- ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる者

※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。

(3) 問い合わせ先

村

## 3 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

(1) 支援の内容

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律

に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。

① 貸付限度額

世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
ア. 当該負傷のみ	150万円
イ. 家財の3分の1以上の損害	250万円
ウ. 住居の半壊	270万円
エ. 住居の全壊	350万円
世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
ア. 家財の3分の1以上の損害	150万円
イ. 住居の半壊	170万円
ウ. 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ. 住居全体の滅失又は流失	350万円

② 貸付利率

年3%（据置期間は無利子）

③ 据置期間

3年以内（特別の場合は5年）

④ 償還期間

10年以内（据置期間を含む。）

（2）対象者

① 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象

ア 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上

イ 家財の3分の1以上の損害

ウ 住居の半壊又は全壊・流失

② 次の所得制限がある。

世帯人員	村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。

（3）問い合わせ先

村

4 災害罹災者に対する見舞金

（1）目的

災害により被害を受けた罹災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更正を助長することを



目的とする。

(2) 支給額

- ① 死者又は行方不明者（1世帯につき）：60万円
- ② 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者：60万円
- ③ 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主

被害の程度	金額
全壊、流失	60万円
半壊、床上浸水	20万円

④ 借家で現に居住している家屋の被災世帯主

被害の程度	金額
全壊、流失	20万円
半壊、床上浸水	6万円

(3) 対象者

- ① 災害により死者又は行方不明者を出した世帯
- ② 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
- ③ 災害により住宅を全壊、流失又は半壊した世帯
- ④ 床上浸水により住家に被害を受けた世帯
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、知事が必要と認めたもの

(4) 問い合わせ先

県（総務部総合防災課）

## 第9 生活資金等の貸付（民生課、村社会福祉協議会）

### 1 生活福祉資金貸付制度による各種貸付

(1) 支援の内容

- ① 生活福祉資金は、金融機関等からの借入や他制度の利用が困難な低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの
- ② 生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）がある。

	福祉費	緊急小口資金
貸付限度額	150万円（目安）	10万円
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	無利子
据置期間	6か月以内	2か月以内
償還期間	7年以内（目安）	12か月以内

③ このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 対象者

低所得世帯、障がい者又は高齢者世帯

※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外

(3) 問い合わせ先

村、村社会福祉協議会、県

## 2 母子寡婦福祉資金貸付金

(1) 支援の内容

- ① 母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの
- ② 災害により被災した母子家庭及び寡婦については、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払い猶予などの特別措置を講ずる。
- ③ 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸し付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。

(2) 対象者

- ① 母子福祉資金（次のいずれかに該当する者）
  - ア 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している者）
  - イ 母子福祉団体（法人）
  - ウ 父母のいない児童（20歳未満）
- ② 寡婦福祉資金（次のいずれかに該当する者）
  - ア 寡婦（かつて母子家庭の母であった者）
  - イ 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者

(3) 問い合わせ先

村

## 第10 被災者生活再建支援金の支給（民生課、建設課）

### 1 支援の内容

(1) 自然災害により、住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの

(2) 支給額は、次の2つの支援金の合計額になる。

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になる。）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

全壊等	大規模半壊
100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）
200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）。

## 2 対象者

住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象

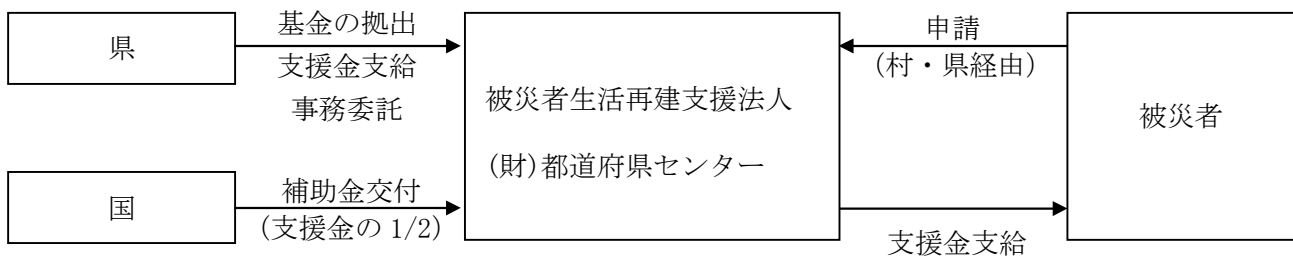
（※）下記の世帯を含む。

- （1）住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- （2）噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住居が居住不能になった世帯

## 3 問い合わせ先

村、県

### ■ 支援金支給の仕組み



## 第11 就学に対する支援等（村教育委員会）

### 1 教科書等の無償給与（災害救助法）

#### （1）支援の内容

災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの

#### （2）対象者

災害救助法が適用された場合において、住宅に被害を受け学用品を失った小中学校、高等学校等の児童生徒が対象

※「児童生徒」には、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。

#### （3）問い合わせ先

村、県

### 2 小中学校の就学援助措置

(1) 支援の内容

災害による経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助するもの

(2) 対象者

要保護世帯、準要保護世帯（村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）

(3) 問い合わせ先

村、学校、県

### 3 高等学校授業料減免措置

(1) 支援の内容

災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学科及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除するもの

(2) 対象者

地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める者が対象

(3) 問い合わせ先

村、学校、県

### 4 奨学金制度の緊急採用

(1) 支援の内容

災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金の貸出（無利子）を緊急に受け付け・採用するもの

(2) 対象者

高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生

(3) 問い合わせ先

① 高等学校等の生徒：各学校、（公財）秋田県育英会

② 大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程）の学生・生徒：各学校、独立行政法人日本学生支援機構

### 5 児童扶養手当等の特別措置

(1) 支援の内容

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずるもの。

(2) 対象者

障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯

(3) 問い合わせ先

村、県

## 第12 その他の生活支援（事業者）

## 1 生活関連物資の安定的な確保

災害発生時には、交通、通信機能の寸断や麻痺等により流通機能に混乱が生じ、食料品、日用品などの生活関連物資の円滑な供給が妨げられるため、対策を講ずる必要がある。

### (1) 相談窓口・業者指導

- ① 被災者総合窓口や生活センターにおいて、住民からの苦情、相談に対応する。
- ② 売り惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。

### (2) 受給調査等

生活関連物資の需給状況について調査等を行い、関係業界、国等への要請や円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

### (3) 国への要請

必要に応じて、国に対し生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）及び国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）の発動を要請する。

## 2 郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策

### (1) 郵便業務関係

- ① 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 被災地あての救助用郵便物の料金免除

### (2) 為替貯金業務関係

- ① 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払い渡し
- ② 郵便貯金及び国債等の非常貸付
- ③ 被災者の救護を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除
- ④ 民間災害救援団体への災害ボランティア口座寄付金の公募・配分
- ⑤ 国債等の非常買い取り

### (3) 簡易保険業務関係

- ① 保険料払込猶予期間の延伸
- ② 保険料前納払込の取消しによる保険還付金の即時払
- ③ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- ④ 解約償還金の非常即時払
- ⑤ 保険貸付金の非常即時払

## 3 放送受信料の免除

### (1) 支援の内容

- ① 災害により被害を受けた受診契約者に対して、一定期間 NHK の放送受信料が免除される。
- ② 免除に当たっては、NHK が調査した上で、免除の対象者が確定される。

### (2) 対象者

① 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している者

② このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある。

(3) 問い合わせ先

日本放送協会

#### 4 公共料金・使用料等の特別措置

(1) 支援の内容

① 災害により被害を受けた被災者に対しては、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。

② 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。

(2) 対象者

村、県、関係事業者が定める。

(3) 問い合わせ先

村、県、関係事業者

#### 5 葬祭の実施（災害救助法）

(1) 支援の内容

遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、村が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。

(2) 対象者

① 災害救助法が適用された場合において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族

② 死亡した者の遺族がいない場合も対象となる。

(3) 問い合わせ先

村、県

### 第13 地震保険（民生課）

地震保険は、被災者の生活安定に資することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、村、県等は、その制度の普及促進に努めるものとする。

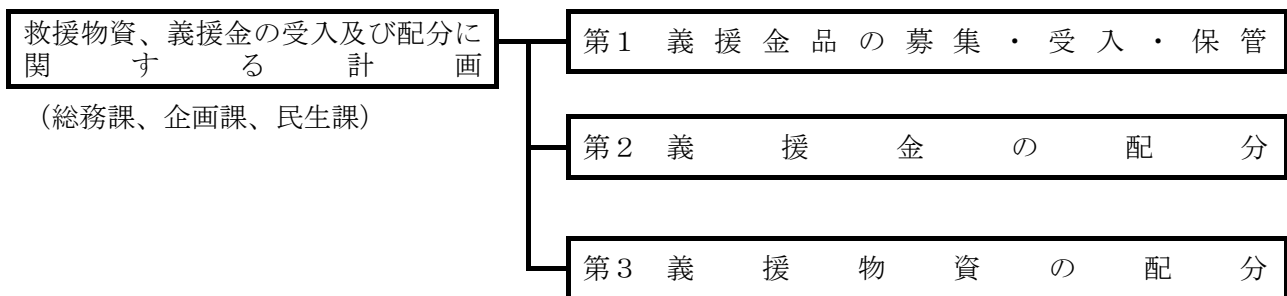
<参考> 資料編 第4 災害援護に関する資料

## 第5節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

### 【計画の方針】

大規模な災害が発生した場合、県内外から多くの救援物資・義援金が寄せられ、救援物資や寄託された義援金は、被災者にとって大きな支えとなる。

この救援物資や寄託された義援金を迅速、的確かつ公平に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、村がとる対応について必要な事項を定める。



### 第1 義援金品の募集・受入・保管

#### 1 義援金

##### (1) 義援金募集（配分）委員会

義援金の募集は、原則として、次の団体により構成される義援金募集（配分）委員会を組織して行うものとする。

- ① 村
- ② 秋田県社会福祉協議会
- ③ 報道機関
- ④ 秋田県町村会
- ⑤ 秋田県共同募金会
- ⑥ 日本赤十字社秋田県支部
- ⑦ 秋田県

##### (2) 受付窓口の設置等

- ① 村
  - ア 一般からの受入・問い合わせ窓口を開設する。
  - イ 一般から受領した義援金は、寄託者へ受領書を発行する。
- ② 県
  - ア 受入・問い合わせ窓口
    - 一般からの受入窓口は、出納局会計課とする。
  - イ 現金の受入

一般から直接受領した義援金等については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金の災害見舞金の口座に入金する。

ウ 義援金等の管理

一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

③ 日赤共同募金会

ア 一般からの受入・問い合わせ窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。

ウ 受入口座を設定する。

## 2 義援物資

(1) 受入・問い合わせ窓口を開設する。

(2) 受入要員を指名する。

(3) 輸送・保管に適した集積場所を指定しておく。

## 第2 義援金の配分

### 1 配分方法

義援金は、募集期間終了後、速やかに義援金募集（配分）委員会において、協議の上適正に配分する。

### 2 配分先・使途が指定されている義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金は、受け付けた機関自らが預託者の指定先に配分する。

### 3 義援金の配分に関する公表

県や村は、義援金収納額及びその配分先等について、報道機関等を通じて公表する。

## 第3 義援物資の配分

自己調達物資、応援要請物資等を調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

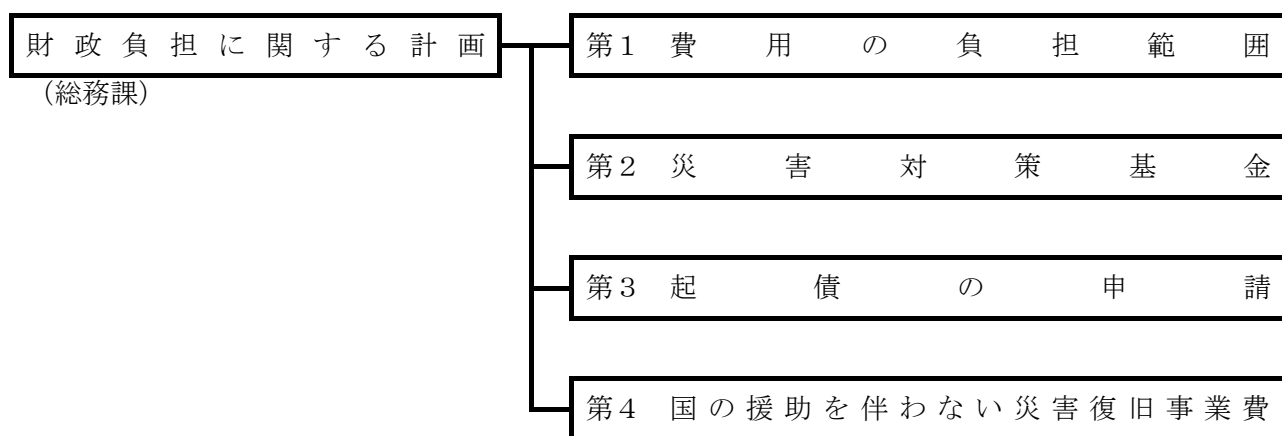


## 第6節 財政負担に関する計画

### 【計画の方針】

災害予防、災害応急対策、災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等の全てが、それぞれの立場において分任するものであり、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、これに固執することは、地方財政の混乱を招き、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるので、法令の規定に基づき又は予算上の措置により、財政負担適正化のため所要の措置を講ずる。



### 第1 費用の負担範囲

#### 1 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、次の法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

区分	法令の名称	関係条項
法令に特別の定めがある費用の負担	1. 災害救助法	第18条
	2. 水防法	第43条
	3. 災害対策基本法	第94条、第95条
	4. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第58条、第59条

#### 2 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。ただし、一時繰替え支弁を求めることができる。

#### 3 知事の指示に基づいて村が実施した費用

知事の指示に基づいて村が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた村に負担させることが困難又は不適當なもので災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところにより、県が一部又は全部を負担する。

#### 4 国が負担又は補助範囲

##### (1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については法令に定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

##### (2) 特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部の指示に基づいて村長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、村又は県に負担させることが不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。

補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

##### (3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

##### (4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

## 第2 災害対策基金

地方公共団体は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害救助法第3722条の災害救助基金、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の3の積立金及び第7条の剰余金の積み立て並びに地方自治法（昭和22年法律第167号）第241条の基金についての規定により、災害対策基金を積み立てなければならない。

## 第3 起債の申請

次に掲げる場合においては、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害の発生した日の属する年度に限り、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

##### (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、

その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

#### 第4 国の援助を伴わない災害復旧事業費

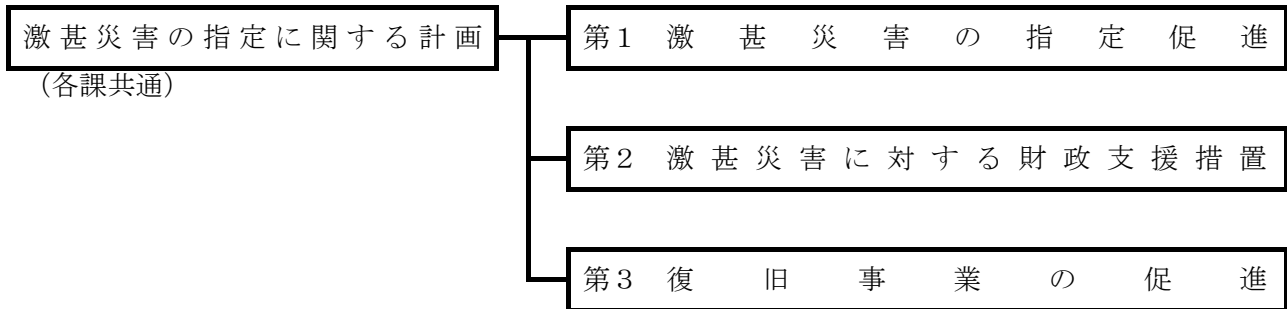
激甚災害の復旧事業うち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

<参考> 資料編 第4 災害援護に関する資料 第20 激甚災害指定に関する資料
--------------------------------------------

## 第7節 激甚災害の指定に関する計画

### 【計画の方針】

激甚災害法の指定対象となる甚大な災害が発生した場合には、村及び県は被害の状況を速やかに調査・把握し、早期に激甚災害の指定を受け、円滑・迅速な復旧を行う。



### 第1 激甚災害の指定促進

#### 1 激甚災害に関する調査

- (1) 村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (2) 各課の報告担当者は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、被災状況を県総合防災課へ報告する。

#### 2 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。

また、復旧事業計画の樹立に当たっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、再度災害の防止を図る。

なお、がれき等の処理に当たっては、関係法令を考慮の上、適切な措置を講ずる。

### 第2 激甚災害に対する財政支援措置

#### 1 激甚災害法に基づく主要な適用措置（激甚災害指定基準による指定：本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、次の措置が選択して適用される。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等（※）に関する特別の財政援助（激甚災害法第2章：第3条、第4条）

※公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等

- (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（同第5条）

- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（同第 6 条）
  - ③ 天災融資法の特例（同第 8 条）
  - ④ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（同第 10 条）
  - ⑤ 森林災害復旧事業に対する補助（同第 11 条の 2）
- (3) 中小企業に関する特別の助成  
    中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（同第 12 条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（同第 16 条）
  - ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（同第 17 条）
  - ③ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（同第 22 条）
  - ④ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（同第 24 条）

## 2 局地激甚災害指定により適用される措置（局地激甚災害指定基準による指定：局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、次の措置が選択して適用される。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（同第 2 章：第 3 条、第 4 条）
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（同第 5 条）
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（同第 6 条）
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助（同第 11 条の 2）
- (5) 中小企業に関する特別の助成（同第 12 条）
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（同第 24 条）

## 第 3 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、事業実施期間の短縮に努める。

<参考> 資料編 第 20 激甚災害指定に関する資料
----------------------------



## 東成瀬村地域防災計画

令和5年3月  
東成瀬村防災会議

発行：東成瀬村

編集：東成瀬村 民生課

〒019-0801

秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30-1

TEL：(0182)47-3401, FAX：(0182)47-3260